

りそなグループ

Resona Group

ディスクロージャー誌 2015



 **りそなホールディングス**
RESONA

りそな銀行 埼玉りそな銀行 近畿大阪銀行

りそなグループ経営理念

りそなグループは、創造性に富んだ金融サービス企業を目指し、
お客さまの信頼に応えます。
変革に挑戦します。
透明な経営に努めます。
地域社会とともに発展します。

りそなグループ
経営理念

各ステークホルダーに
対する姿勢として
具体化

お客さま
「りそな」は
お客さまとの
信頼関係を
大切にします

株 主
「りそな」は
株主との
関係を
大切にします

りそなWAY
(りそなグループ行動宣言)

社 会
「りそな」は
社会との
つながりを
大切にします

従業員
「りそな」は
従業員の
人間性を
大切にします



公的資金完済後の次なる10年に向け、グループの新たな指針としてグループブランドスローガンを制定いたしました。

<新「りそなブランド宣言」>

お客様の喜びが、『りそな』の喜び。

りそなグループは、

お一人おひとりの想いを

しっかりと受けとめ、

自ら気付き、考え、行動することで、

夢と安心をつなぎ、

期待以上の未来づくりに貢献します。

お届けしたいのは、“満足を超える感動”。

想いをつなぐ、未来を形に。

(グループブランドスローガン)

<新「ブランドスローガン」のビジュアル>



りそなグループ

| | |
|-----------------------|-----|
| 経営理念、りそなWAY、ブランド宣言、目次 | 1 |
| トップメッセージ | 3 |
| りそなグループの概況 | 5 |
| 公的資金完済と中期経営計画について | 7 |
| 新たな中期経営計画について | 8 |
| 個人のお客さまへのサービス | 9 |
| 法人のお客さまへのサービス | 14 |
| 業績ハイライト | 19 |
| りそなグループのCSR(企業の社会的責任) | 23 |
| コーポレートガバナンス体制について | 26 |
| コンプライアンス体制について | 33 |
| リスク管理体制について | 39 |
| 自己資本管理体制について | 62 |
| 危機管理・業務継続体制について | 64 |
| 内部監査体制について | 66 |
| グループ会社のご紹介 | 67 |
| 開示項目等 | 410 |
| りそなグループネットワーク | 437 |

りそなグループ

りそなホールディングス

| | |
|---------------------------|-----|
| 財務・コーポレートデータセクション | 68 |
| 自己資本の充実の状況・バーゼル関連データセクション | 106 |

りそなホールディングス

りそな銀行

| | |
|---------------------------|-----|
| 財務・コーポレートデータセクション | 144 |
| 自己資本の充実の状況・バーゼル関連データセクション | 200 |

りそな銀行

埼玉りそな銀行

| | |
|---------------------------|-----|
| 財務・コーポレートデータセクション | 252 |
| 自己資本の充実の状況・バーゼル関連データセクション | 288 |

埼玉りそな銀行

近畿大阪銀行

| | |
|---------------------------|-----|
| 財務・コーポレートデータセクション | 314 |
| 自己資本の充実の状況・バーゼル関連データセクション | 360 |
| 決算公告 | 400 |

近畿大阪銀行



トップメッセージ

りそなホールディングス／りそな銀行



「リテールNo.1」

地域のお客さまにもっとも支持され、
ともに未来へ歩み続ける

「金融サービスグループ」を目指します。

株式会社 りそなホールディングス取締役兼代表執行役社長
株式会社 りそな銀行代表取締役社長

東 和浩

皆さまには、日頃より、りそなグループをお引き立ていただきまして、誠にありがとうございます。

2014年度の日本経済は、前半は消費増税後の駆け込み需要の反動による個人消費等の落ち込みが見られましたが、後半は円安、原油安等を背景とした企業収益の改善もあり、総じて回復基調で推移しました。

こうした環境下、2014年度のりそなホールディングス連結当期純利益は、昨年11月にお示した業績予想を214億円上回る2,114億円と、4期連続の2,000億円超となりました。これは、金融商品販売や不動産仲介等が好調であったことに加え、お取引先企業の業況改善が進み、与信費用が戻り益となったことなどによるものです。また、不良債権比率は1.51%と前年比0.23ポイント改善するなど、健全な財務体質を維持しております。

本年2月、公的資金完済後の次なる10年に向け、再生・反転から持続的成長への新たな一歩を踏み出すべく、「新たな中期経営計画」を公表いたしました。本計画は、グループの持続的成長をより確かなものとすべく、「攻めの経営へのマインドチェンジ」を図り、「リテールNo.1」を目指す意欲的な計画です。これを実現していくため、「お客さまの喜びがりそなの喜び」という基本姿勢を崩すことなく、「りそなイズムの承継と深化」「新しい金融サービス業としてのビジネスモデルの構築」「グループ連結運営のさらなる進化」の3つの経

営方針のもと、グループの総力をあげ、お客さま価値の最大化に取り組んでまいります。

りそなグループは、公的資金による資本増強を2003年に受けました。これまでの12年間、早期の経営の健全化を実現するとともに、国民経済にとって真に価値ある金融グループに生まれ変わるべく、ガバナンス改革やお客さま本位のサービス改革、抜本的な財務改革を中心としたりそな改革等に取り組んでまいりました。

りそなグループの再生と成長を支えてきた公的資金（ピーク残高3兆1,280億円、注入額ベース）につきましては、2015年6月25日の960億円（注入額ベース）の返済をもって、完済となりました。これまでの永きに亘る国民の皆さま、お取引先の皆さま、株主の皆さま方の多大なるご支援、ご協力に対しまして、心より御礼申し上げます。

私たちりそなグループは、地域のお客さまにもっとも支持される「リテールNo.1」の金融サービスグループを目指して、「新しいりそな」としての改革を加速させるとともに、これからも透明性の高い経営を継続し、グループ企業価値の最大化に努めてまいります。

今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2015年7月

埼玉りそな銀行

皆さまには、日頃より埼玉りそな銀行をご愛顧いただきまして、誠にありがとうございます。

2014年度の埼玉県経済は、消費税率引上げに伴う需要の反動減などの影響から、前半は企業の生産活動や個人消費にやや弱含む動きが見られました。一方で、雇用情勢は幅広い業種で求人増加の動きが継続し、年度後半では、企業の景況感や消費者マインドの改善も広がっていることから、今後は緩やかながらも着実な景気回復が期待されます。

このような環境下、当社は本年2月、次なる10年に向けた「攻めの経営」へのマインドチェンジを示す新たな中期経営計画を公表いたしました。当社を取り巻く経営環境はますます厳しさを増しておりますが、「お客様の喜びがりそなの喜び」というグループの基本的な考え方を踏まえつつ、地元埼玉における地域金融機関としての使命を全うしていくという方針に基づき、当社は質の高いNO.1の地域金融機関を目指してまいります。

当社を含む、りそなグループのこれまでの歩みを支えてきた公的資金は、本年6月をもって完済となりました。永きに亘り、

多大なるご支援・ご協力をいただきました埼玉県民の皆さま、お取引先の皆さま方に改めて、心より御礼を申し上げます。

当社は、今後も皆さまへの感謝の気持ちを忘れることなく、地元のお客さまに積極的かつ安定的に資金供給するとともに、信託や不動産、海外ネットワークなどの他社と差別化されたグループの良質な金融サービスをスピーディーにご提供することでお客さまとのリレーションを更に深め、地元埼玉における存在感をより一層発揮してまいります。

今後とも、一層のご愛顧、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2015年7月

株式会社 埼玉りそな銀行
代表取締役社長

池田 一義



近畿大阪銀行

皆さまには、日頃より近畿大阪銀行をお引き立ていただきまして、誠にありがとうございます。

2014年度の関西経済は、当初こそ消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動が見られましたが、原油安や株高の効果、外国人観光客によるインバウンド消費の増加により、経済活動は緩やかな上昇傾向となりました。また、企業の業績回復や、雇用・所得環境の改善も進んでおり、明るさが増しつつあります。

このような環境のもと、当社はりそなグループの地域銀行として、お客さまとの“絆”を大切にされた地域密着型金融を積極的に推進し、お客さまの成長・再生支援を加速させることにより、地域経済の活性化に取り組んでおります。

また、「地域のお客さまにもっとも支持され、喜ばれる地域銀行」を目指すべき姿とし、グループが持つ経営資源・インフラ等の有効活用・一体運用により、お客さまの利便性向上と高品質なサービスの提供に努め、お客さまの多様なニーズにお応えしてまいります。

こうした取組みを進化させ、地域経済活性化への更なる貢献と、お客さまサービスの向上を目的として、本社を「りそなグループ大阪本社ビル」に移転いたします。

地域に密着したお客さまとの親密なリレーションのある近畿大阪銀行らしさを発揮しながら、お客さまとの接点を質・量ともに増加させるとともに、商品の展開・開発や店頭サービス等において、お客さまにメリットを実感していただける施策を展開してまいります。

引き続き、皆さま方の一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2015年7月

株式会社 近畿大阪銀行
代表取締役社長

中前 公志



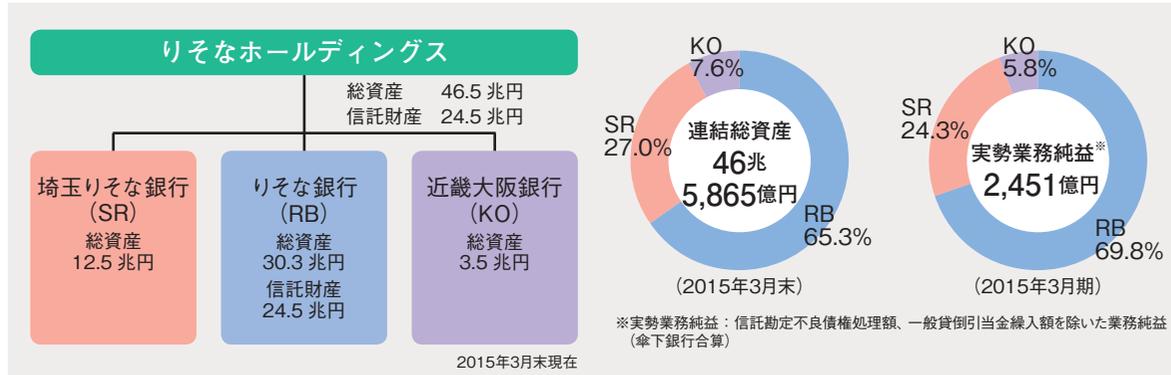
りそなグループの概況

りそなグループについて

りそなグループは、金融持株会社りそなホールディングスの傘下に3つの銀行を持つ、総資産約46兆円、信託財産約24兆円を有する金融グループです。フルラインの信託・不動産業務を展開し、グループの中核である「りそな銀行」、埼玉県で圧倒的なシェアを誇る「埼玉りそな銀行」、近畿を中心に122の有人店舗を展開する「近畿大阪銀行」が相互に連携し、お客さまに最適な商品・サービスをスピーディーにご提供する「新しい金融サービス業」としてのビジネスモデルを構築しております。

埼玉りそな銀行、近畿を中心に122の有人店舗を展開する「近畿大阪銀行」が相互に連携し、お客さまに最適な商品・サービスをスピーディーにご提供する「新しい金融サービス業」としてのビジネスモデルを構築しております。

<りそなグループの概要>



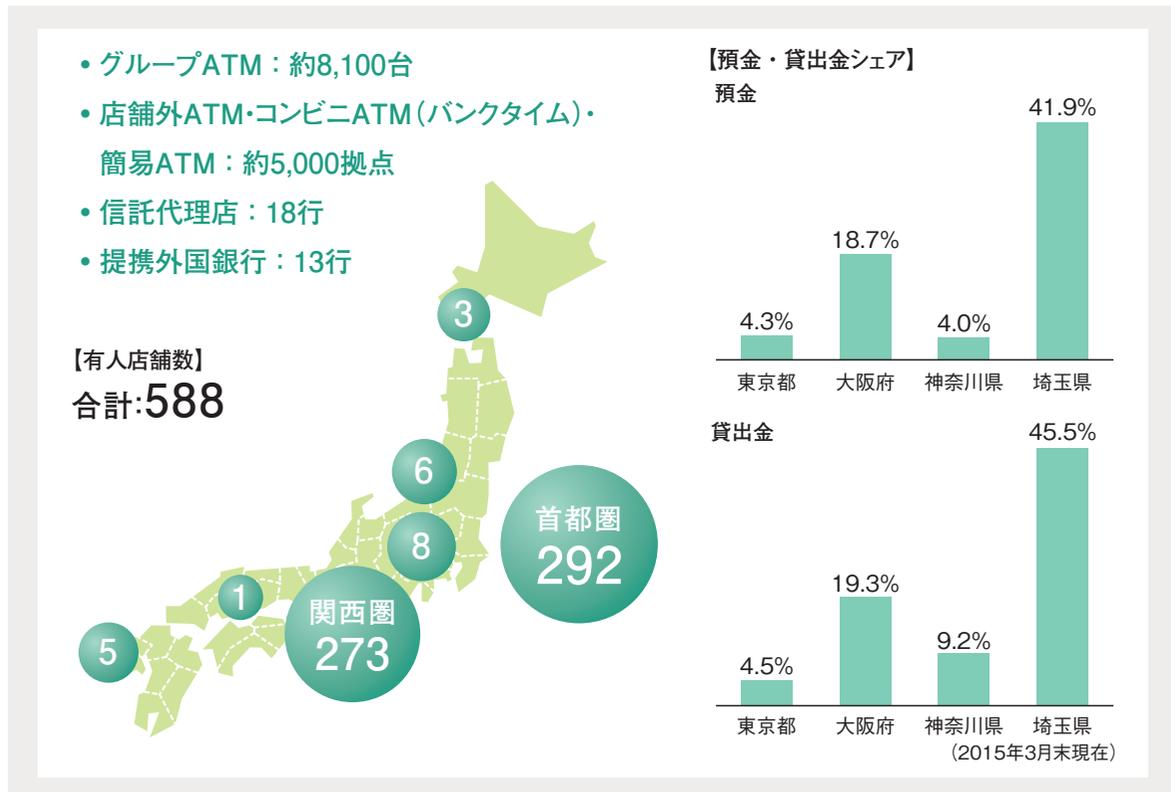
りそなグループの比較優位性

(1) 強固な営業基盤

りそなグループは、経済活動や人口が集中する首都圏及び関西圏において、強固な営業基盤を確立しております。特に埼玉県における預金・貸出金の市場シェアは40%を超えるほか、大阪府でも20%近いシェアを獲得しております。

アは40%を超えるほか、大阪府でも20%近いシェアを獲得しております。

<りそなグループの営業基盤>

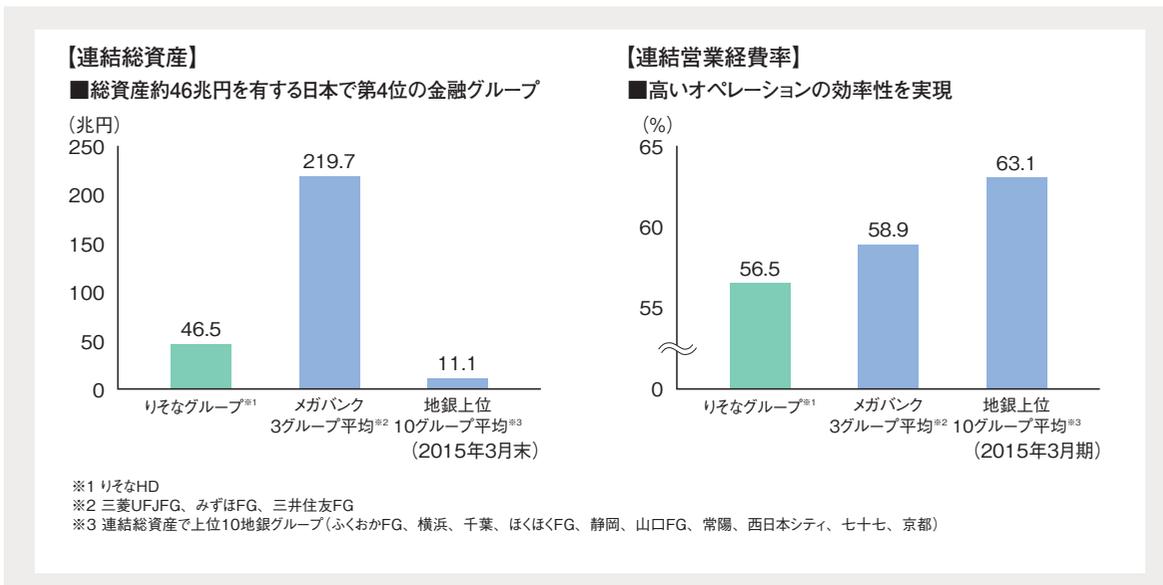


(2) スケールメリットによる効率性の確保

りそなグループの総資産は約46兆円で、主要な地方銀行と比べ、規模の利益を追求可能なスケールを有しております。また、リテール業務に特化した銀行であ

りながら、メガバンクグループや上位地銀と比較しても優位性のある経費率の水準を実現しております。

<スケールメリットによる高い効率性>

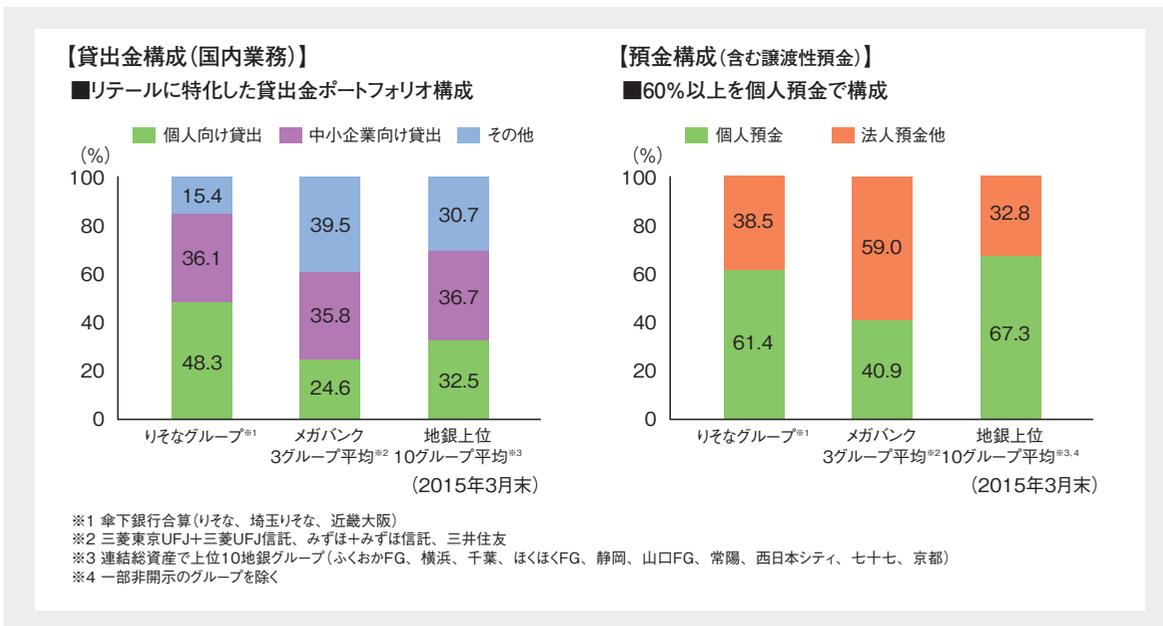


(3) リテールバンキング業務への集中

りそなグループの貸出金は、約85%が個人と中小企業のお客さま向け、預金は、60%以上が個人のお客

さまで占められ、リテール業務に軸足を置いた貸出金・預金構成となっております。

<リテールバンキング業務への集中>



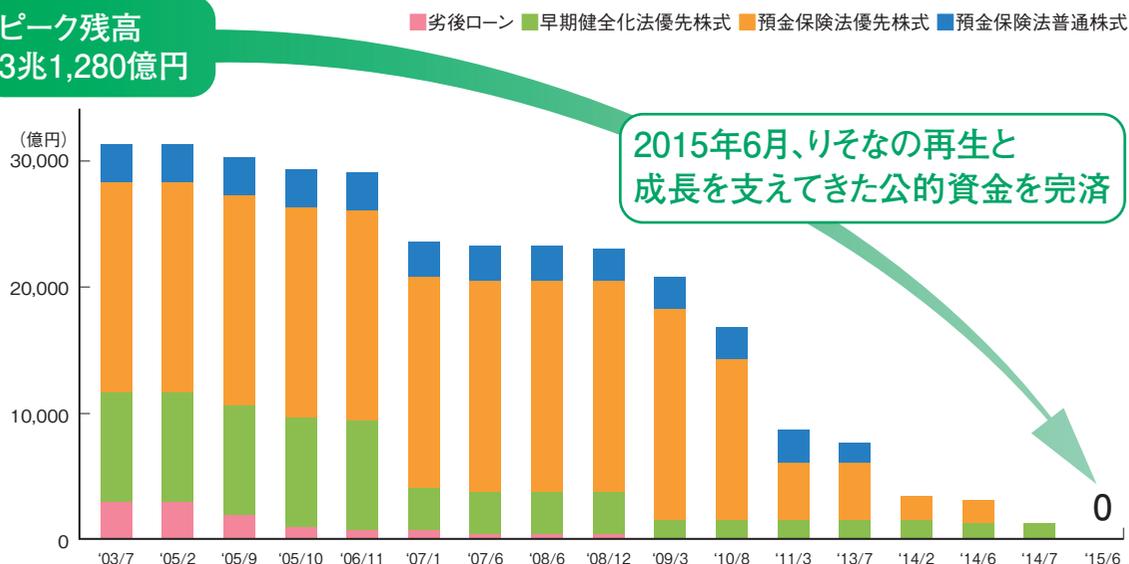
公的資金完済と中期経営計画について

公的資金の完済について

当社は、2015年6月25日、早期健全化法に基づく優先株式960億円(注入額ベース)を返済しました。これにより、当社に注入された公的資金(ピーク残高3兆1,280億円、注入額ベース)の全額を返済すること

ができました。公的資金によるご支援をいただいたことにつきまして、りそなグループの役職員一同、改めて国民の皆さま、お客さま、ならびに関係者の皆さまに厚く御礼を申し上げます。

ピーク残高
3兆1,280億円



新たな資本政策について

<自己資本比率の目標水準>

現在適用している国内基準において十分な自己資本を確保するとともに、国際統一基準においても、普通株式等Tier1比率(その他有価証券評価差額金を除く)で8.0%を安定的に上回る水準を目指すこととし、目標水準の早期達成に向け、さらなる自己資本の積み上げを図ってまいります。

また、資本効率を意識した運営に努め、引き続き10%を上回るROEの水準を目指してまいります。

<自己資本の質的・量的強化に向けた取組み>

自己株式(普通株式)の処分(865億円、2015年3月実施済)と第4種優先株式の取得(630億円)を合わせて行う資本の実質的交換(キャピタル・エクステンジ)に取り組んでおります。今後、中長期的な時間軸のなかで、他の社債型優先株式の取得についても検討してまいります。

<配当方針>

普通株式配当については、2015年3月期期末配当より2円増配(年間15円→17円)としました。今後は、安定配当を継続する方針です。なお、社債型優先株式(1,750億円)の取得消却を実施した際には、減少が見込まれる優先配当を見合いに普通配当の更なる増配を検討してまいります。

また、2016年3月期より中間配当を実施してまいります。

<株主優待制度の導入>

当社株式への投資の魅力を高め、より多くの方々へ中長期的に保有していただくこと、さらには株主の皆さまにりそなグループのサービスをよりご理解いただく機会をご提供することを目的に、株主優待制度を導入いたしました。保有株数に応じて、グループ銀行のポイント還元にあわせ、ATM・振込手数料等の優遇特典をご利用いただけます。

新たな中期経営計画について

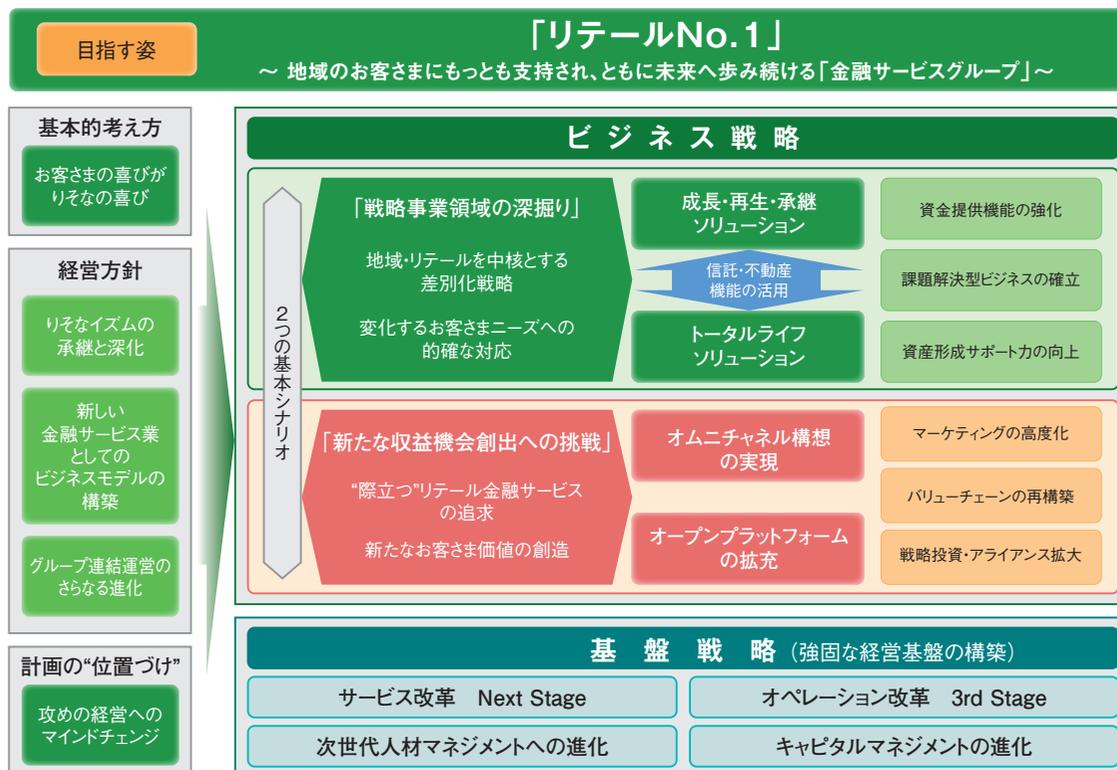
りそなグループは、2015年2月、地域のお客さまにもっとも支持される「リテール No.1」の金融サービスグループを目指す、新たな中期経営計画を策定いたしました。

「りそな」の経営戦略の全体像

グループの持続的成長をより確かなものとするべく、「お客さまの喜びがりそなの喜び」という基本姿勢を崩すことなく、「戦略事業領域の深掘り」と「新たな収益機会創出への挑戦」を基本シナリオとするビジネス戦略を展開するとともに、事業環境の変化等を見据えた4つの基盤戦略を進めてまいります。

グループが強みとする地域・リテールを中核とし、信

託・不動産機能等を活かした差別化戦略のさらなる高度化に努めてまいります。加えて、マーケティングを機軸としたお客さま接点の改革としての「オムニチャネル構想の実現」や、戦略投資やアライアンス等を含めた「オープンプラットフォームの拡充」を通じ、地域リテール戦略のさらなる進化を目指してまいります。



<財務指標(グループ連結)>

| グループ連結 | | 2018/3月期 |
|--------|---------------------------------------|--------------------|
| 収益性 | 税引後当期純利益(注1) | 1,750億円 |
| | 株主資本ROE(注2) | 10%以上 (計画期間を通じ) |
| 健全性 | 普通株式等Tier1比率(注3) (その他有価証券評価差額金を除く) | 8%程度 |
| 効率性 | 連結経費率(注4) | 50%台半ば |

(注1) 親会社株主に帰属する当期純利益
(注2) (当期純利益－優先株式年間配当相当額) / (期首株主資本合計－期首優先株式払込総額＋期末株主資本合計－期末優先株式払込総額) / 2 × 100
(注3) 国際統一基準ベース
(注4) 営業経費 / 連結粗利益 × 100

個人のお客さまへのサービス

24時間365日「いつでもどこでも」便利を実現

お客さまの利便性を追求し、営業時間を拡大。年中無休の店舗も続々登場しています。また、インターネットバンキングやテレフォンバンキングで24時間365日、各種お取引やご相談をお受けしています。

また、お客さまの金融行動や価値観にきめ細かくお応えし、質の高いリテール金融サービスを最適な場所・時間・チャンネルでご提供する「オムニチャンネル構想の実現」を進めていきます。

りそなの店舗

平日17時まで営業

りそなグループは、お客さまをお待たせすることなく、快適にご利用いただくため、「総合受付」「クイックナビ」「コミュニケーションブース」を設けた次世代型店舗を導入しています。こうした取り組みに加え、例えば、りそな銀行・埼玉りそな銀行では全店で、近畿大阪銀行で

は一部店舗で営業時間を平日17時までとするなど、これまでの銀行の常識に囚われないサービスをご提供しています。また、りそなグループが運営するATMは約8,100台まで増加し、お客さまの利便性の向上に努めています。



年中無休の店舗を拡充

今年4月には「セブンデイズプラザかわぐち」(埼玉りそな銀行)、今年5月には都内初となる「セブンデイズプラ

ざしぶや」(りそな銀行)の2店舗をオープン、平日夜間や休日にお気軽にご相談いただける店舗を拡大しています。

年中無休

お客さまの利便性を追求し、営業時間を拡大。年中無休の店舗も続々登場しています。



◀りそな銀行
セブンデイズプラザ
うめきた



▶りそな銀行
セブンデイズプラザ
あべのハルカス^{※2}



2014.4.5 OPEN

◀埼玉りそな銀行
セブンデイズプラザ
おおみや^{※1}



2015.4.4 OPEN

▲埼玉りそな銀行セブンデイズプラザ
かわぐち^{※1}



2015.5.9 OPEN

◀りそな銀行
セブンデイズプラザ
しぶや^{※1}

▲近畿大阪銀行 うめだプラザ nanoka^{※1}

週7日営業

※1. 年末年始、GWは除きます。
※2. あべのハルカス休館日は除きます。

りそなのインターネットバンキングサービス

Webコミュニケーションサービス「マイゲート」

2014年4月、「いつでもどこでも、りそなとつながるWebコミュニケーションサービス」をモットーに、従来のインターネットバンキング機能とホームページ情報提供

機能を統合させた新たなWebコミュニケーションサービス「マイゲート」を開始しました。これにより、Webでも、お客さま一人おひとりに最適な商品・サービスのご提案が可能となりました。

オトクな情報が満載！

お楽しみ・お役立ちコンテンツ

パーソナル機能



- ❗ 入出金カレンダーで家計管理！
- ❗ 投信・為替チャートで便利にチェック
- ❗ お役立ちコラム
- ❗ マイゲート限定プレゼント・キャンペーンも！

安心・便利なお取引機能はそのまま！

インターネットバンキング^(旧りそなダイレクト)_(近畿大阪ダイレクト)

取引・照会機能



- ❗ 振込等決済も簡単！
- ❗ 定期預金等運用取引も便利！
- ❗ 住宅ローンの繰上返済手数料もオトク！
- ❗ 高いセキュリティで安心・安全

・オムニチャネル

これまで翌営業日扱いとしていた
平日15時以降および土・日・祝日のりそなグループ銀行間の
振込みが当日扱いになります。
(ATM、インターネットバンキングからのお手続きが必要です。)

24時間365日決済

グループ銀行内振込み
24時間365日※即時決済サービス開始!

※メンテナンス時間を除きます(①土曜23:00~日曜8:00、②日曜23:00~月曜7:00)

オムニチャネル化
(イメージ)

タブレット端末

テレビ

店舗



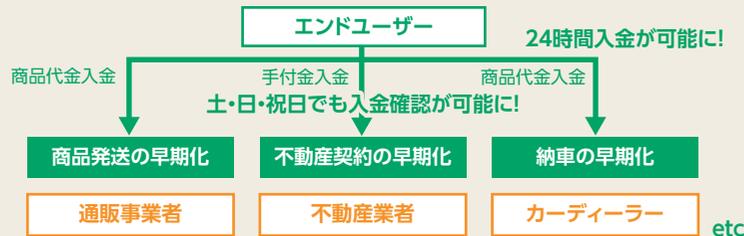
チャット

お客さま

自宅



個人のお客さまの
振込み決済に加えて、
B to C取引等でも新たな
メリットが生まれます。



ライフステージに応じた多彩な商品をご用意

りそなで「資産運用」

りそなグループでは、定期預金、投資信託はもちろん、年金運用で培ったノウハウを活用した金銭信託まで、多彩な商品ラインアップの中から、お客さまのライフイベントに応じた最適な商品をご提案します。

充実した投資信託商品ラインアップ

2014年1月から少額投資非課税制度(NISA)がスタートしました。りそなグループでは、投資初心者のお客さまの「わかりやすく」、「費用が安い」というニーズに対応する購入手数料無料の商品ラインアップを拡充するなど、お客さまの多様なニーズにお応えしています。

実績配当型金銭信託「信託のチカラ」シリーズ*

信託銀行として長年培った年金運用のノウハウを活用した実績配当型金銭信託「信託のチカラ」シリーズとして、「りそな日本国債オープン」・「りそな世界公共・金融債オープン」を発売、ご好評をいただいています。



「信託のチカラ」

※りそな銀行および埼玉りそな銀行の店舗でお取り扱いしています。(2015年6月末現在)

りそなで「将来、万ーに備える」、「次世代へ継承する」

りそなグループでは、各種生命保険商品のご提供に加え、遺言信託・きょういく信託など次世代への資産承継等もお手伝いしています。お客さまご自身の将来への不安の解消や万ーへの備えだけでなく、お子さま・お孫さまへの思いやりも具体的なカタチにして、ご家族にお伝えいただけます。

ライフステージに応じた多彩な生命保険商品

個人年金保険、終身保険、医療保険、介護保険など充実した商品をご用意、ライフステージに応じた運用(ふやす)・年金(そなえる)・保障(そなえる)ニーズにお応えしています。



多彩な保険商品

りそなグループならではの信託商品をご用意

遺言信託はもちろんのこと、大切な資産を守りながら将来の不安を安心に変える「マイトラスト 未来安心図」(金銭信託)や感謝の気持ちを大切な人にお届けできる「ハートラスト 心の信託」(金銭信託)等、りそなグループならではの多彩な商品をご用意し、次世代へ継承する(のこす)ニーズにお応えしています。



「マイトラスト 未来安心図」(金銭信託)

・結婚・子育て支援信託

結婚・子育てに関する資金贈与が1,000万円まで非課税になる新サービスです。

国内最多チャンネル、りそなグループ約600ヶ店で取り扱いしています。

(埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行は、りそな銀行の信託契約代理店としての取り扱いとなります。)

2015年4月より、
結婚・子育て支援信託
の取り扱いを開始しました。

「スキーム図」



りそなで「ローン」

りそなグループは、強みを持つ住宅ローンを始め、ライフステージに合わせた多彩なローン商品をご用意しています。

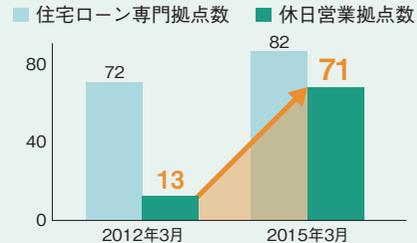
住宅ローンのリーディングカンパニー

貸出金の約5割を構成する住宅ローンは、りそなグループの主要ビジネスの一つです。住宅ローン専門チャネルであるローンプラザ82拠点のうち71拠点で休日も営業し、平日ご来店できないお客さまのご要望にお応えしているほか、2014年度は、インターネットを活用したりそな借りかえローン（Web限定プラン）を新設しました。また、りそなグループではこれまでの団体信用生命保険の保障範囲を大幅に拡大した「団信革命」や日照補償付住宅ローン「晴れたらいいね」、女性向け住宅ローン「凜next」などの独自の商品を発売し、大変ご好評いただいています。

住宅ローン
専門拠点の
休日営業を拡大
しています。

3行合計82カ所の
拠点中、71カ所で休
日営業を実施してい
ます。

休日営業拠点は、**5倍**以上に増加しました。



お客さまのニーズに合わせた「独自のローン商品」

新しいタイプの住宅ローン

特定状態保障 特約付住宅ローン 団信革命

銀行初! 3大疾病はもちろん、「16の特定状態」「所定の要介護状態」に該当するときも、ローン残高が0円に。



女性限定の 住宅ローン 凜next

4つの特典をパッケージ

- オリジナル金利
- 繰上返済手数料無料
- ローン返済支援保険付き
- 3大疾病保障特約（任意）



りそな借りかえ ローン

- 「マイゲート」をご利用、またはお申し込みいただける方うち、Webで事前審査のお申し込みをされた方が対象



日照補償付住宅ローン 晴れたらいいね

- 太陽光発電システムを設置する戸建住宅が対象
- 日照補償（3年間）を付与

・夢の実現をサポートする独自のローン商品

来店不要でお申し込みができる「りそなプレミアムカードローン」や「クイックカードローン」、女性向けローン「女性のあした応援ローンcannael（カナエル）」など、お客さまの生活や夢の実現をサポートするりそな独自のローン商品を取り揃えています。

※りそな銀行の店舗のみ取り扱いしています。



「女性のあした応援ローンcannael（カナエル）」

もっと便利に!

新住宅ローンシステムの導入で、審査期間・決済時間が大幅短縮

住宅ローンの審査手続の迅速化と契約手続時間の短縮化を実現する新住宅ローンシステムを順次導入しています。本システムの導入により、審査期間・決済時間が大幅に短縮します。



①フラット35の審査期間が最短4日→当日!

②面倒な書類記入が約1/10に!

③クイックナビATM利用により決済時間が約60分→15分に! 専用モニターを用いた金消契約は、業界初!

邦銀初の信託代理店での即日支払いを開始!

埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行は、りそな銀行の信託契約代理店として取り扱っている以下の信託商品に関する手続きについて、2015年5月11日より、各銀行の窓口でお取り扱いするサービスを開始しました。

■対象商品及び取扱手続き

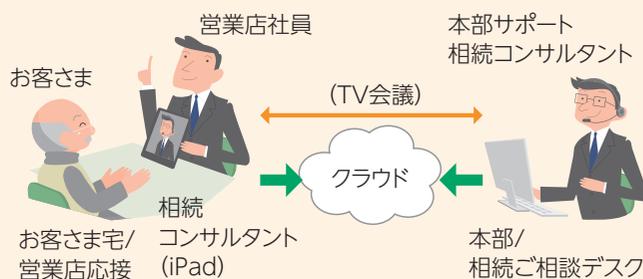
| 対象商品 | 取扱手続き |
|------------------------|-------|
| 教育資金贈与信託(きょういく信託) | 一部払戻 |
| 資産承継信託(マイトラスト、ハートトラスト) | 口座解約 |
| 後見制度支援信託 | 通帳記帳 |

本サービスの開始は、グループ信託サービスに関する窓口事務の共通化により実現したもので、信託代理店が受贈者(お孫さま等)への即日支払いに対応するのは**邦銀初の取り組み**となります。

タブレット端末を活用し、お客さまのご相談を支援

営業店社員が営業活動に利用するタブレット端末(iPad: アイパッド)を使用して、本部駐在の相続分野の専門家に相談ができるサービスを2015年6月より開始しました。

営業店の店頭や営業店担当がお客さまのご自宅にお伺いし、iPadのテレビ会議アプリケーションを利用して、「いつでも」「どこでも」専門知識が必要なご相談にお応えできる体制を構築していきます。



法人のお客さまへのサービス

法人のお客さまへの経営支援に関する取り組み方針

りそなグループは、中小企業をはじめとしたお客さまとの中長期的なリレーション・信頼関係のもとで、お客さまの事業活動やライフステージにおける様々なニーズにお応えするべく、グループ各銀行・各社の有するソリューション機能・商品・サービスを最適なタイミングでご提供できるよう、努めています。

また、健全な事業を営む中小企業をはじめとしたお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくことが金融機関として求められる最も重要な役割期待であることを認識したうえで、「金融の円滑化に向けた基本方針」をグループ各銀行において定め、業務の健全かつ適切な運営にも配慮しつつ、金融の円滑化に向けた最善の努力を尽くしていきます。

具体的には、「金融の円滑化に向けた基本方針」に

基づき、適切な管理のもと、積極的な金融仲介機能を発揮していきます。

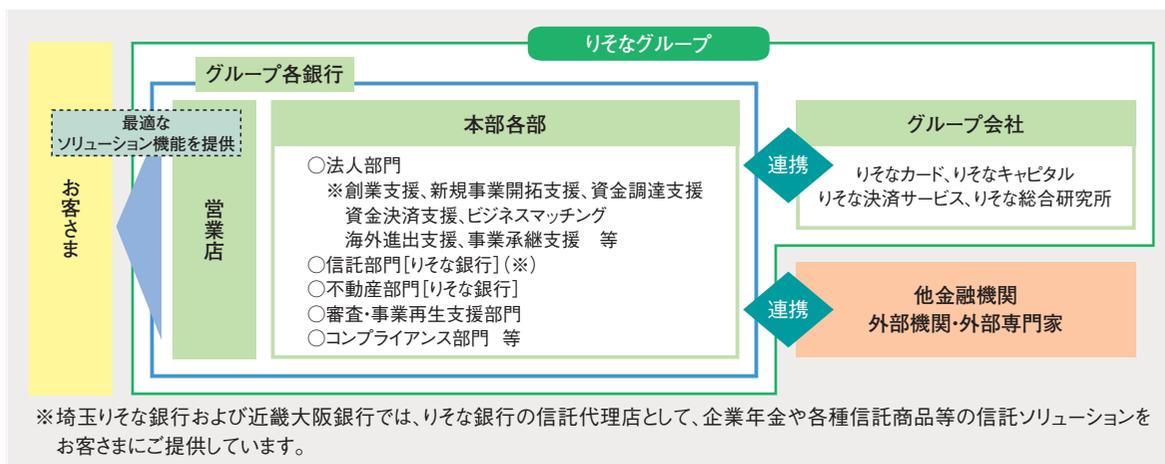
<金融の円滑化に向けた基本方針の概要>

- 全ての役員および従業員は、金融の円滑化に係る社会的な役割期待を意識した業務運営に努めます。
- 金融の円滑化に向け、お客さまをよく知り、常に誠意ある態度で接してまいります。
- 金融の円滑化に向けた措置が適切に行われるよう、必要な社内体制を整備します。
- 金融の円滑化のための受付体制や対応の状況を積極的に発信してまいります。

法人のお客さまへの経営支援に関する態勢整備の状況

りそなグループは、お客さまの事業の成長ステージやライフサイクルに応じて生じる様々なニーズに的確にお応えするべく、グループ各銀行の営業店、本部および

グループ各社が協働し、必要に応じて他の金融機関や外部専門家とも連携しつつ、お客さまへの経営支援に取り組んでいます。



法人のお客さまの成長・再生を後押しする専門組織

- りそなグループの各銀行では、中小企業のお客さまの成長・再生に向けた取り組みをより一層強化するため、社長および各部門の役員クラスを中心に構成する部門横断的な専門組織(りそな銀行・近畿大阪銀行：「成長・再生支援推進委員会」、埼玉りそな銀行：「法人取引強化委員会」)を設置しています。法人のお客さまのニーズに対し、これまで以上に踏み込んだご支援ができるよう、積極的に取り組んでいきます。



法人のお客さまへの経営支援に関する取り組み 創業・新規事業開拓のご支援

創業・新規事業開拓

りそなグループの各銀行は、創業期のお客さまに対して、決算内容だけでなく、事業の成長可能性にも着目し、積極的な資金支援と事業支援に取り組んでいます。

具体的には、「中小企業経営力強化支援法」に定める経営革新等支援機関の認定を受け、創業・起業等に伴う事業計画の策定サポートや各種補助金申請のご

支援、制度融資を活用したご融資等に積極的に取り組んでいます。

また、中小企業・小規模事業者ビジネス創造等支援事業を活用し、新規事業に係る事業計画の策定支援等のために中小企業診断士等の専門家の派遣を行っています。

成長段階におけるご支援

資金調達

りそなグループの各銀行は、成長段階にあるお客さまの更なる飛躍や事業の拡大を、多様な融資商品をご提供することにより、サポートしています。

具体的には、日本銀行による「成長基盤強化を支援するための資金供給」制度を活用した「成長分野応援ファンド」(りそな銀行・近畿大阪銀行)、「成長分野応援融資」(埼玉りそな銀行)を通じて、日本銀行が指定する成長分野に係る成長基盤強化に資する資金調達をご支援しています。また、医療・介護分野の設備資金ニーズにお応えする融資ファンドを取り扱い、公共性が高く、地域インフラの一端を担うお客さまへの資金調達をご支援しています。

このほか、りそなグループの各銀行では、環境保全に取り組んでいるお客さまを対象とした環境関連融資

や各地の信用保証協会との提携商品等をはじめとした多様な融資商品をご用意することにより、お客さまの資金調達をご支援しています。

「商店街活性化支援補助金」事業へのつなぎ融資制度の取り扱い開始

●埼玉県内の商店街等の団体のお客さまが、中小企業庁の「商店街活性化支援補助金」を活用して事業を行う際、補助金を受け取るまでの間に発生する一時的な立替え資金に対応する短期つなぎ資金をご融資する制度です。補助金が事業費支払後に支給されることから、補助金を利用したいが事業費の一時立替えが困難といったお悩みを抱える団体のお客さま等の資金ニーズにお応えしています。(埼玉りそな銀行)

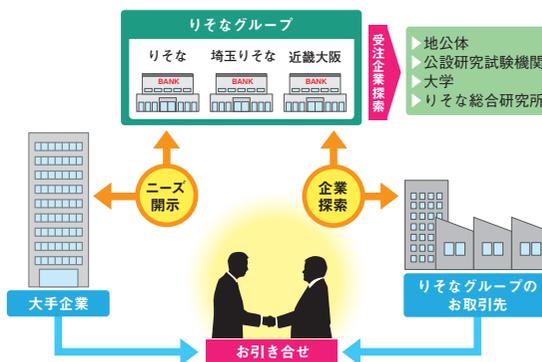
ビジネスマッチング

りそなグループの各銀行は、お客さまの「仕入・販売強化」、「生産・技術強化」、「物流効率化やIT化等によるコスト削減」、「事業多角化」等、様々な経営課題解決に際してのビジネスパートナーのご紹介を目的として、各種セミナー、商談会、展示会、モニター会の開催等、様々な機会の場をご提供しています。

「りそなものづくりネットワーク」

●りそなグループの中小企業のお客さまを中心とした全国約43万社のお客さまネットワークを活かし、中小企業の「技術力はあるが大手企業との接点が少ない」という課題と、大手企業の「技術力のある中小企業に発注したいが探索が困難」という課題の解決に向け、大手企業等のお客さまの技術・製造面の課題に対応可能な中小企業等のお客さまを無償で探索・ご紹介する

「りそなものづくりネットワーク」を創設しています。高度な技術課題については、地公体や公設研究試験機関、大学等とも連携を図りつつ、本ネットワークを通じ、お客さまの潜在的なビジネスチャンスを具現化し、国内のものづくり企業を応援していきます。



海外進出

りそなグループの各銀行は、海外進出をご検討中のお客さまや、すでに進出をされているお客さまに対して、海外駐在員事務所やりそなブルダニア銀行等を通じた様々なサービスをご提供しています。

また、海外における資金需要に対しては、現地法人向けのご融資や提携銀行等を通じた金融機能をご提供しています。

なお、お客さまの海外展開ニーズへの対応力をより一層強化していくため、りそな銀行における国際事業部の設置に続けて、埼玉りそな銀行と近畿大阪銀行においてもそれぞれ2014年4月と2014年5月に国際事業室を設置するなど、多様化するお客さまの海外展開ニーズへのサポート力強化に取り組んでいます。

カンボジア・パブリックバンク(カンボジア)との業務提携

- 2014年6月、近年日系企業の進出意欲が高まっているカンボジアにおいて、りそなグループはカンボジア・パブリックバンクと業務提携をしました。同行のジャパンデスクを通じて現地進出するお客さまにきめ細かいサービスをご提供しています。(りそな銀行・埼玉りそな銀行・近畿大阪銀行)

ミャンマー・アベックス銀行(ミャンマー)との業務提携

- 2014年11月、豊富な労働力・資源等があり、今後成長が期待されるミャンマーに進出するお客さまに対するご支援などを目的として、ミャンマー・アベックス銀行と業務提携契約を締結しました。(りそな銀行・埼玉りそな銀行・近畿大阪銀行)

ホーチミン駐在員事務所の開設

- 2015年3月、経済成長余力・良質な労働力等を背景に、お客さまの新規進出や、すでに進出をされているお客さまの投資の拡大等が期待されるベトナムにおいて、現地進出をされるお客さまをきめ細かくサポートすることを目的として、駐在員事務所を開設しました。(りそな銀行)



信託・不動産(りそな銀行)*

りそな銀行では、商業銀行としてのバンキング業務に加え、フルラインの信託機能をお客さまにワンストップでご提供できる国内唯一の商業銀行として、お客さまの経営課題の解決に向け、様々な信託ソリューションをご提供しています。

具体的には、「企業型・個人型確定拠出年金(DC)」や「確定給付企業年金(DB)」などの企業年金制度に関するご提案のほか、企業経営者が持つ自社株を後継者に円滑に移転させるための「自社株承継信託」や、上場株式を従業員の福利厚生に活用する「ESOP」、企業の業績・株価と報酬制度を連動させるインセンティブプランとしての「従業員・役員向け株式給付信託」等の各種信託商品のご提案、有効活用も含めた不動産業務に関するご提案など、お客さまの経営課題に応じた様々な信託ソリューションをご提案することにより、お客さまの経営支援を行っています。

「自社株承継信託」とは?

企業経営の安定・発展に欠かせない重要な問題である「事業承継」における様々な課題の解決を目的とした信託機能を活用したオーダーメイド型商品です。

企業経営者が経営権(議決権)を確保しながら、実質的に自社株の移転を行う信託契約を締結する「自社株承継信託(議決権留保型)」や、企業経営者からお預かりした株式を管理し、相続が発生した場合に、信託契約にて定められた後継者に速やかに株式移転を行う「自社株承継信託(遺言代用型)」等の様々な商品ラインナップにより、円滑な事業承継をサポートしています。

※埼玉りそな銀行および近畿大阪銀行では、りそな銀行の信託代理店として、企業年金や各種信託商品等の信託ソリューションをお客さまにご提供しています。なお、銀行毎に取り扱っていない商品もあります。

経営改善・事業再生・事業再構築等のご支援

経営改善・事業再生・事業再構築

りそなグループの各銀行は、健全な事業を営む中小企業等のお客さまに対して、返済条件のご変更等への柔軟な対応に留まらず、経営改善・事業再生・事業再構築等に必要な支援・ノウハウのご提供等に努めています。

具体的には、「経営改善計画の策定」、「事業の再生・事業再構築」等にあたって外部機関等と連携が必要と判断されるお客さまに対して、「地域経済活性化支援機構」、「中小企業再生支援協議会」等の活用を積極的にご提案するとともに、他の金融機関等と連携した「関西広域中小企業再生ファンド(投資事業有限責任組合)」（りそな銀行・近畿大阪銀行）、「彩の国中小企業再生ファンド(投資事業有限責任組合)」（埼玉りそな銀行）等の「地域事業再生ファンド」や、「資本性借入金(DDS)」等を活用した具体的な再生支援策の実施等に取り組んでいます。

「彩の国中小企業再生ファンド(投資事業有限責任組合)」の活用

- 事業の継続が十分に可能と考えられる埼玉県の中小企業等のお客さまに対し、本ファンドの活用等により、埼玉県中小企業再生支援協議会・コンサルタント等と連携しながら事業再生支援に取り組んでいます。具体的には、収益性のある事業を会社分割により切り離し、スポンサーにより新設された同事業の承継会社への運転資金として、本ファンドを活用しました。(埼玉りそな銀行)

グループ連携による事業再生

- 事業の継続が十分に可能と考えられる埼玉りそな銀行の中小企業のお客さまに対して、埼玉県中小企業再生支援協議会関与のもと、抜本的な事業再生をするにあたり、りそな銀行のM&A担当部署との連携により、りそな銀行のお客さまをスポンサーとして招聘した第二会社方式による事業再生を実施しました。(りそな銀行・埼玉りそな銀行)

事業承継等のご支援

事業承継

りそなグループの各銀行は、お客さまの事業承継ニーズに対して、事業ビジョンや事業承継への考え方等を十分に伺ったうえで、最適な解決方法や対応策を検討し、円滑な事業承継・資産承継に向けた全面的なサポートを行っています。

具体的には、お客さまの事業承継ニーズに対して、自社株評価額の試算等のほか資本政策や資産承継、M&A・MBO、財務改善等の様々なアプローチから課題解決に向けたサポートを行っています。また、これらの経営課題解決にあたっては、りそなグループの信託機能を活用し、自社株承継信託・資産承継信託等の各種信託商品、不動産機能等を組み合わせた幅広い課題解決方法をご提案しています。

事業承継のためのMBOファンドの取り扱い

- 上場支援ニーズのみならず事業承継対策におけるお客さまのエクイティソリューションニーズにもお応えするため、りそなグループの各銀行は事業承継のための

MBOファンド(※)を取り扱っており、お客さまの円滑な事業承継の実現をサポートしています。

※「りそなキャピタル3号投資事業組合(愛称:未来への架け橋)」（りそな銀行）
「埼玉りそな銀3号投資事業組合(愛称:埼玉りそな事業承継・成長サポートファンド)」（埼玉りそな銀行）
「近畿大阪3号投資事業組合(愛称:近畿大阪事業承継応援ファンド～未来の絆～)」（近畿大阪銀行）

事業承継対策セミナーの開催

- 次世代の後継者候補者に「家業」と「事業承継」をお考えいただく場をご提供することを目的に、学生や、家業を継がずに会社勤めをされている社会人の「社長の子ども」を対象とした無料講座「現役経営者と学ぶ、後継者のためのキャリアデザイン」を開催しました。(りそな銀行・近畿大阪銀行)
- 後継者問題に悩む企業オーナーのお客さまを対象に後継者主導による事業承継やM&Aの活用をテーマとした「事業承継セミナー」をグループ会社のりそな総合研究所と共同で開催しました。(埼玉りそな銀行)

地域の活性化に関する取り組み状況

りそなグループは、地域社会とともに発展するという理念のもと、中小企業のお客さまへの経営支援及び

「りそなDEモニター会」

中堅・中小企業のお客さまの商品開発支援を目的に、各地域の女性モニターから商品へのご感想やパッケージデザイン等に関するご意見を直接聞く「りそなDEモニター会IN大阪」を大阪産業創造館とともに開催しました。(りそな銀行・近畿大阪銀行)

「ネットワーク商談会 IN 大阪」

商圏が異なる各地域金融機関が連携し、お客さまの販路拡大をサポートすることを目的として、「食」をテーマに各地の魅力ある食材を扱うお客さまと京阪神の百貨店、食品スーパー、外食チェーン、通信販売会社等のお客さまとの個別商談会を開催しました。第5回となる今回は、主催の近畿大阪銀行のほか、埼玉りそな銀行・伊予銀行・福井銀行・第四銀行・百五銀行・七十七銀行の6つの地域金融機関が参加しました。当日は多数のお客さまにお集まりいただき、活気に満ちた商談会となりました。(近畿大阪銀行・埼玉りそな銀行)

「農と食の展示・商談会2015」

地域経済の活性化を目的とした農業関連ビジネスへの取組強化の一環として、埼玉県と連携し、埼玉県内で農業や食品加工業を営むお客さまと、県内外の食品担当バイヤーのお客さまとが一堂に会する首都圏最大級の「食」に関するイベントである「農と食の展示・商談会2015」を開催しました。当日の来場者は3,000名を数え、「食材供給基地・埼玉」を全国各地の食品担当バイヤーのお客さまにアピールしました。(埼玉りそな銀行)

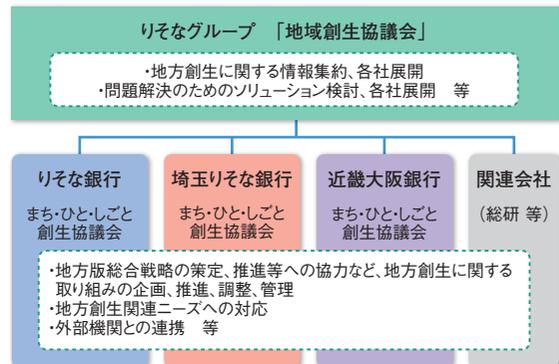
「地域創生協議会」等の設置

りそなグループは、地域における産官学金労の連携を強化し、都道府県や市町村による「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定および推進への協力・支援等を展開するため、部門・グループ横断的な連携体として「地域創生協議会」を設置しました。また、りそなグループの各銀行は、「地域創生協議会」と連携のうえ地元地域における実効的な施策を実現していくための対応組織として、それぞれに「まち・ひと・しごと創生協議会」を設置しました。(りそな銀行、埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行)

地域経済の活性化に積極的に取り組んでいます。



りそなグループの地域創生に係る連携体制



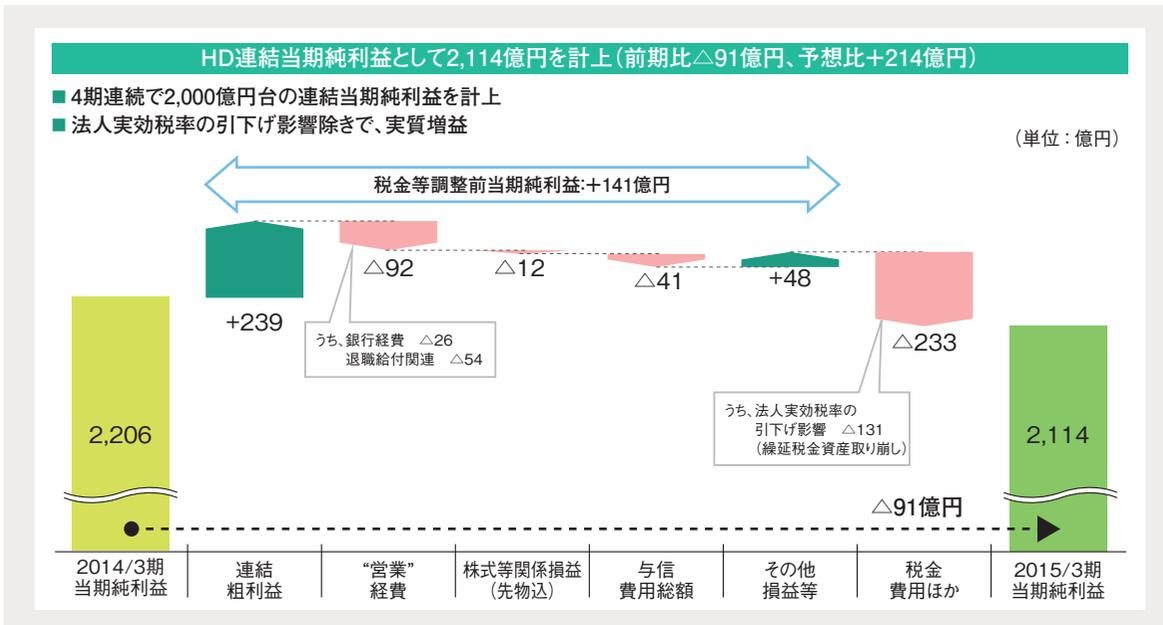
業績ハイライト

2015年3月期の損益状況

連結粗利益は、預貸金利回差の縮小を主因に資金利益が減少となりましたが、投資信託・保険販売等のフィー収益が好調であったこと等により、前期比239億円増益の6,324億円となり、8期ぶりに反転しました。連結営業経費は、厳格な経費運営の継続に努めましたが、消費増税の影響等もあり、前期比92億円増加の3,577億円となりました。与信費用は、前期比41億円増加(戻入益が減少)しましたが、引き続き戻入益となり、不良債権比率はりそな発足以来の最低水準を更新しています。

これらの結果、税金等調整前当期純利益は、前期比141億円増益の3,262億円となりました。当期純利益は、税金費用等が法人実効税率の引き下げに伴う繰延税金資産の取り崩し影響等を主因に233億円増加したことから、2,114億円と前期の2,206億円から91億円の減益となりましたが、4期連続で2,000億円を超える水準となり、通期業績予想(2014年11月11日上方修正)に対しては+214億円(+11%)の実績となりました。

<HD連結・当期純利益の前期比増減要因>



<2015年3月期の損益状況等>

(単位: 億円)

| | りそなホールディングス (連結) | | 連単差 (A)-(B) | 傘下銀行単体合算 | | うち | | |
|-----------------------|---------------------|--------------|----------------|----------|--------------|--------|---------|--------|
| | 2014/ 3期比 | 2014/ 3期比 | | (B) | 2014/ 3期比 | りそな銀行 | 埼玉りそな銀行 | 近畿大阪銀行 |
| 粗利益[連結/業務] | 6,324 | +239 | +519 | 5,805 | +252 | 3,910 | 1,363 | 530 |
| 資金利益 ^{※1} | 4,259 | △40 | +94 | 4,165 | △43 | 2,657 | 1,121 | 387 |
| うち国内預貸金利益 | | | | 3,488 | △176 | 2,192 | 955 | 340 |
| 信託報酬 | 227 | △9 | +0 | 227 | △9 | 227 | — | — |
| 役務取引等利益 ^{※2} | 1,464 | +113 | +414 | 1,050 | +128 | 753 | 193 | 103 |
| その他業務粗利益 | 372 | +175 | +11 | 361 | +177 | 271 | 49 | 40 |
| うち債券関係損益(先物等含む) | 195 | +123 | — | 195 | +123 | 115 | 41 | 37 |
| 実勢業務純益 | | | | 2,451 | +224 | 1,711 | 595 | 144 |
| “営業”経費 | △3,577 | △92 | △189 | △3,388 | △80 | △2,193 | △790 | △403 |
| 経費 | | | | △3,353 | △26 | △2,198 | △768 | △386 |
| 株式等関係損益 | 445 | +219 | +0 | 445 | +222 | 429 | 6 | 9 |
| 与信費用総額 ^{※3} | 223 | △41 | △19 | 243 | △27 | 248 | △22 | 17 |
| その他損益等 | △154 | △183 | +18 | △172 | △173 | △150 | 5 | △27 |
| 税引“前”当期純利益 | 3,262 | +141 | +329 | 2,932 | +192 | 2,243 | 562 | 126 |
| 税金費用ほか | △1,147 | △233 | △179 | △968 | △196 | △744 | △209 | △14 |
| 税引後当期純利益 | 2,114 | △91 | +150 | 1,964 | △3 | 1,499 | 352 | 112 |

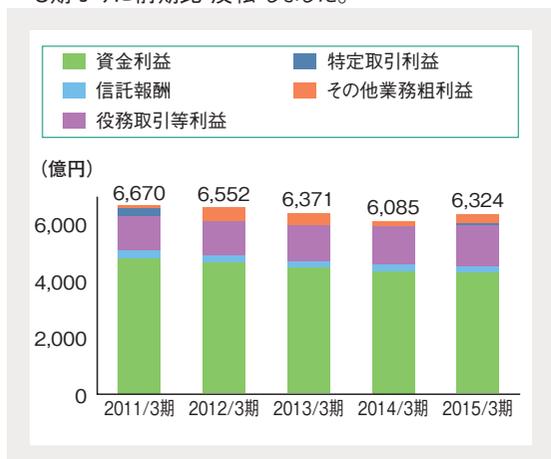
※1 資金利益 貸出や有価証券運用などによる収入から、預金利息などの費用を差し引いた収支のことです。
 ※2 役務取引等利益 投資信託の販売やお振込、不動産仲介など、サービス提供の対価としてお客さまから頂く手数料収入のことです。
 ※3 与信費用総額 貸出金などに対する貸倒引当金の計上や償却処理に要した費用のことです。貸倒引当金の戻入や償却債権取立益をネットした計数を表示しています。

りそなグループの事業概況

業績推移

<連結粗利益>

8期ぶりに前期比“反転”しました。



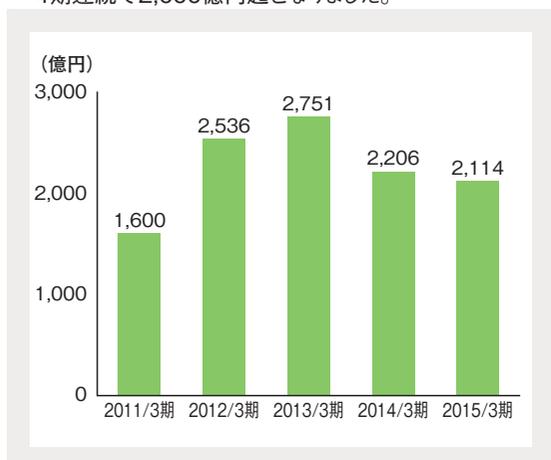
<連結営業経費>

ローコスト運営を徹底しています。



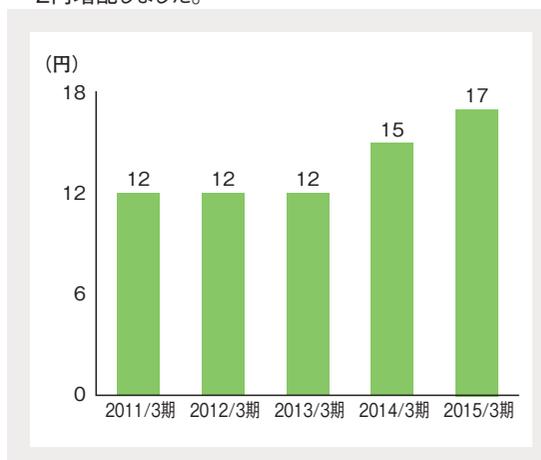
<連結当期純利益>

4期連続で2,000億円超となりました。



<普通株式1株当たり年間配当金>

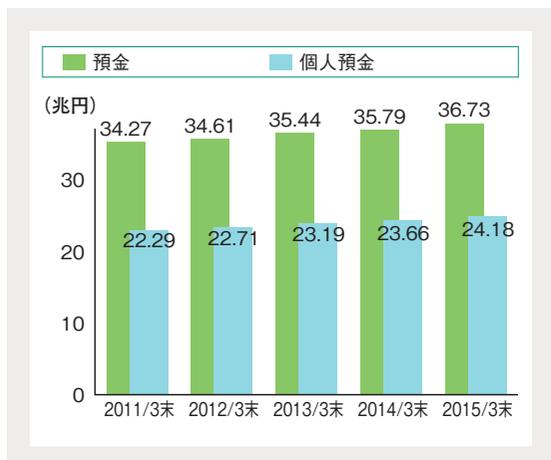
2円増配しました。



預金・貸出金の状況

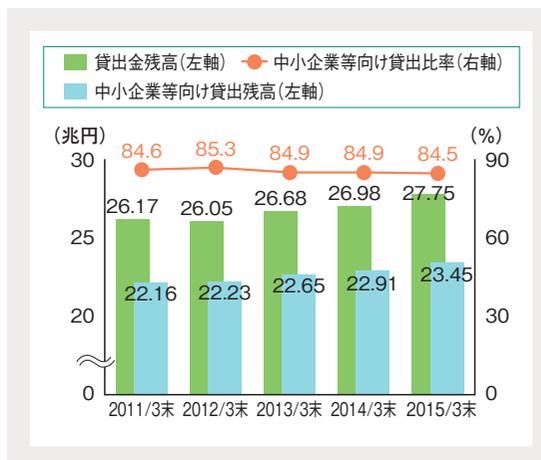
<預金残高>(傘下銀行合算)

増加トレンドが継続しています。



<貸出金残高>(傘下銀行合算)

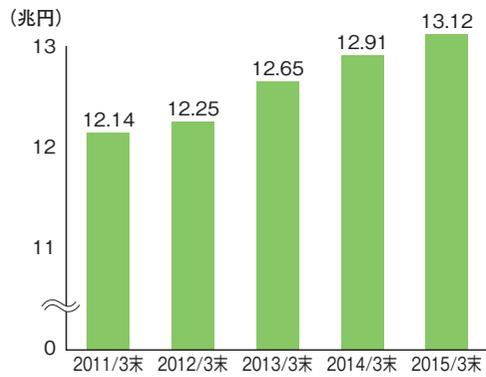
3期連続で増加しました。



重点ビジネスの状況

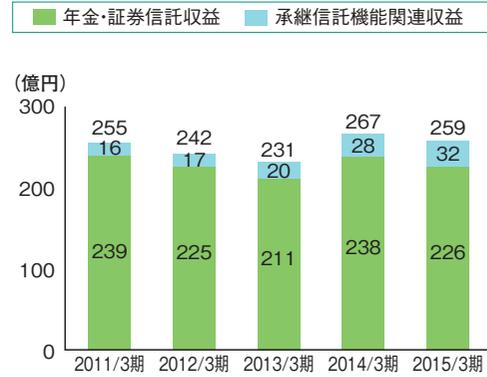
<住宅ローン残高> (傘下銀行合算)

増加トレンドが継続しています。



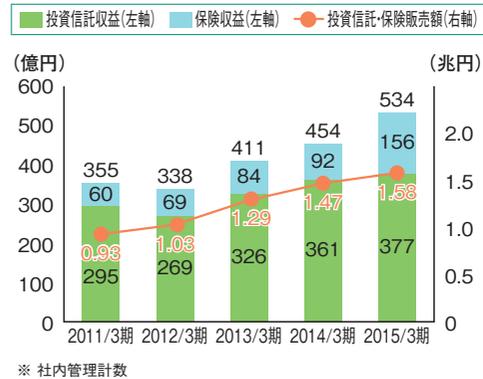
<信託関連収益> (傘下銀行合算)

グループ連結運営が浸透しています。



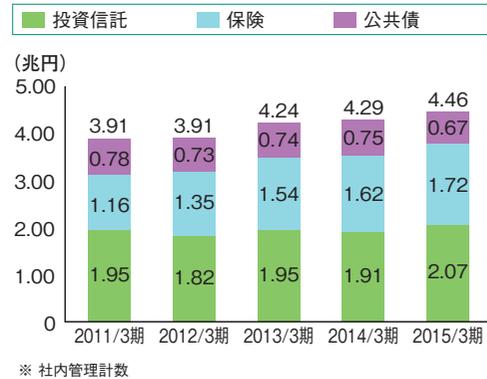
<投資信託・保険> (傘下銀行合算)

過去最高を更新しました。



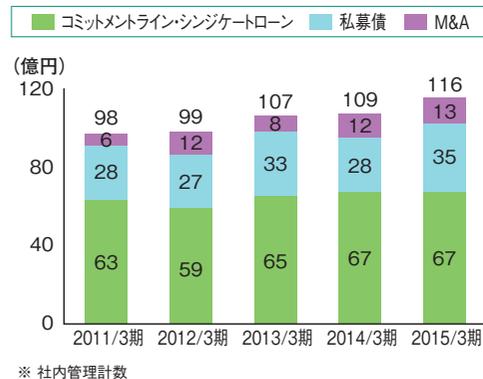
<個人向け投資商品の状況> (傘下銀行合算)

増加トレンドが継続しています。



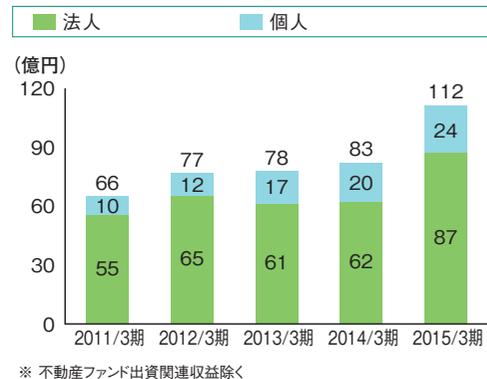
<法人ソリューション収益> (傘下銀行合算)

3期連続で100億円超となりました。



<不動産業務収益> (傘下銀行合算)

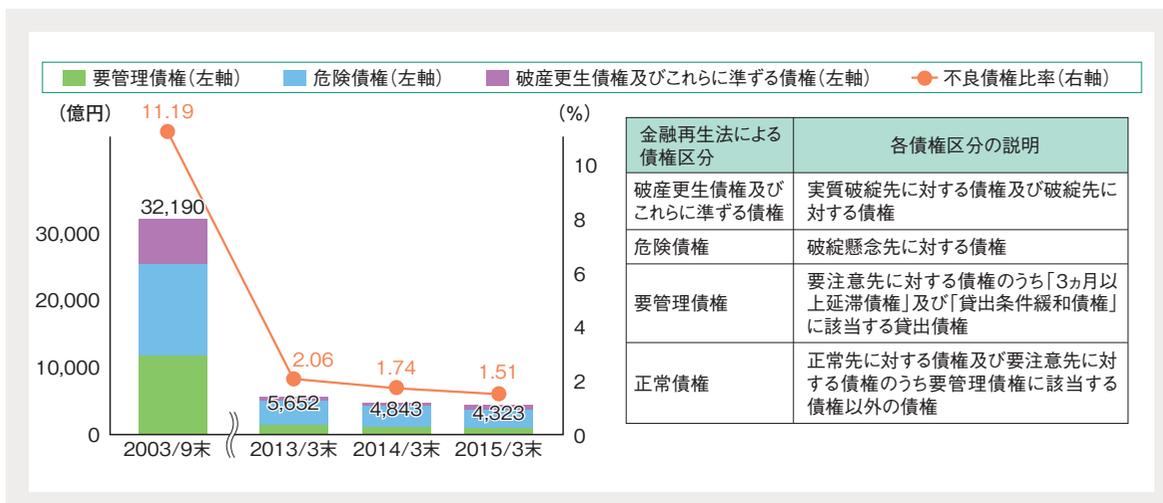
7期ぶりで100億円超となりました。



財務健全性指標の推移

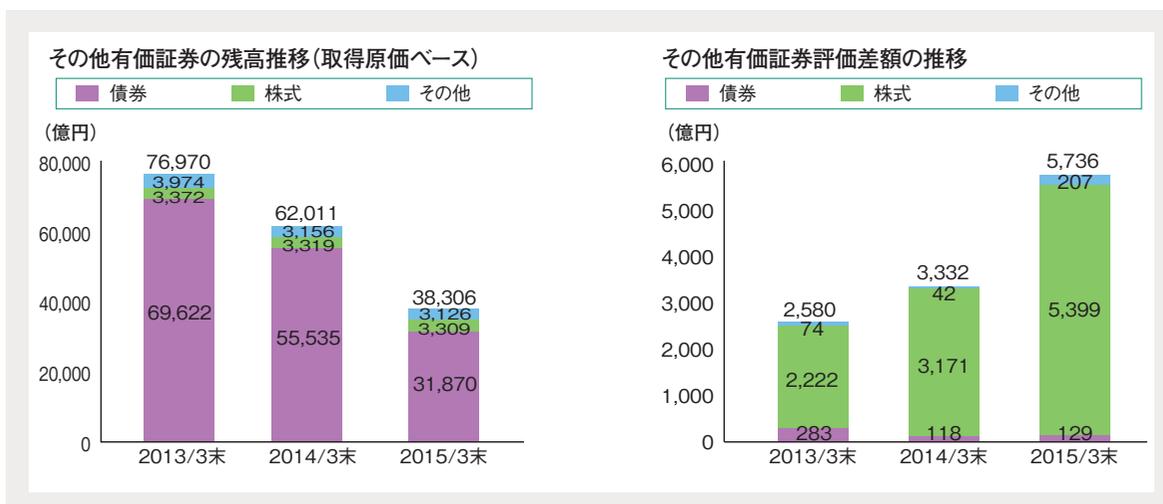
<不良債権残高、不良債権比率の推移>(傘下銀行合算、金融再生法基準)

不良債権は残高、比率ともりそな発足以来の最低水準を更新しています。



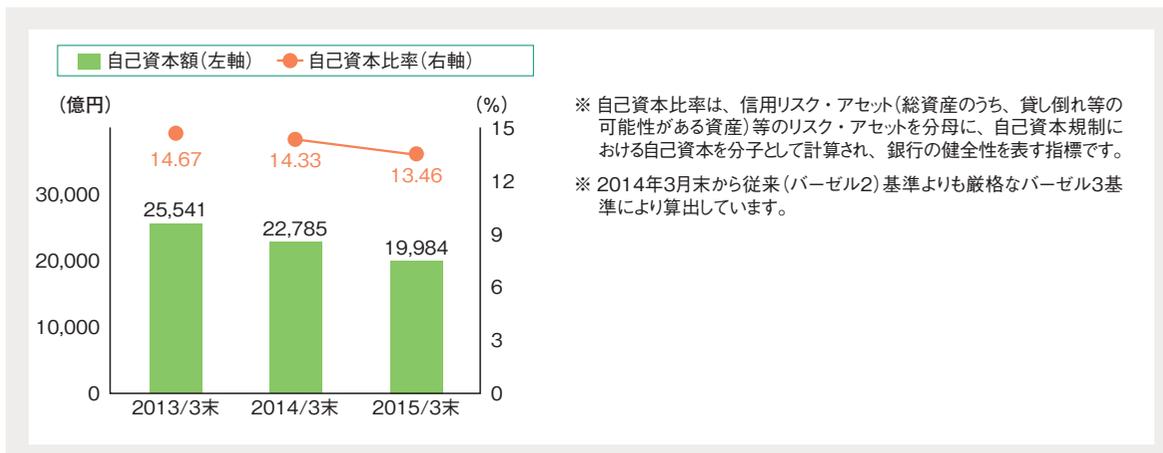
<有価証券ポートフォリオの状況>(HD連結)

評価差額5,736億円を確保しています。



<自己資本比率>(HD連結、国内基準)

自己資本比率は、13.46%と十分な水準を維持しています。2015年3月期の自己資本額の減少は、主に公的資金の返済によるものです。



りそなグループのCSR(企業の社会的責任)

CSR(企業の社会的責任)への取り組みを強化しています。

りそなグループ

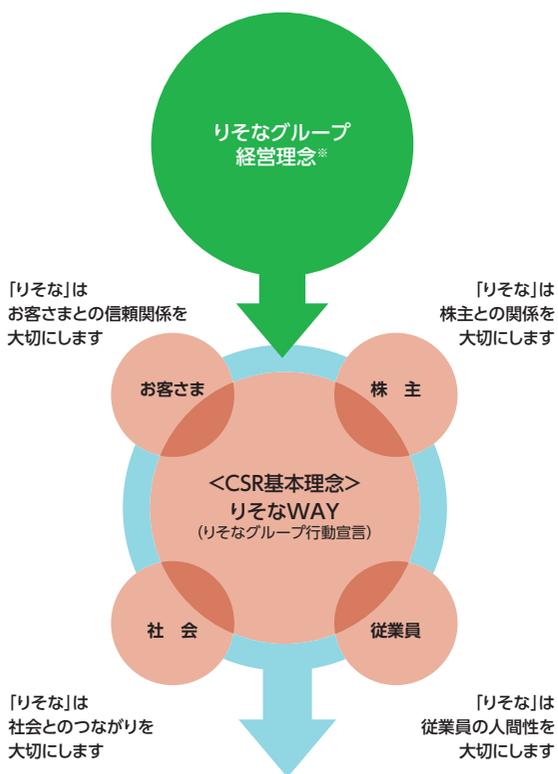
グループCSR方針を制定しています。

2011年8月、「CSR経営」=「持続可能な社会づくりへの貢献」と位置づけ、CSRに対する活動をより一層進化させるため、ISO26000に対応する「グループCSR方針」を制定しました。また、年度毎にグループCSR目標を立て、いち早く、様々な社会的課題に対応できる組織づくりを目指し、CSR推進体制の強化を図

ております。

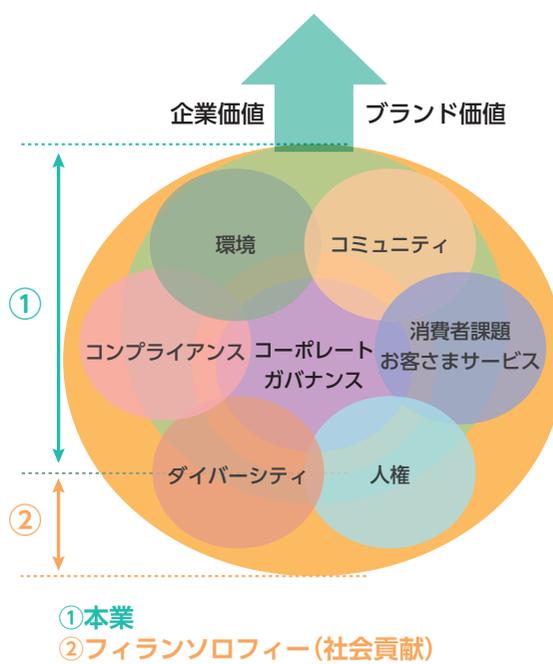
特に、「お客さまとの信頼関係」「株主さまとの関係」「社会とのつながり」「従業員の人間性」を大切に、すべてのステークホルダーからご支持いただけるよう、りそなグループの持つ経営資源を生かしてさまざまな活動に取り組んでおります。

■ 経営理念、行動宣言とCSR方針の関係



■ CSR経営の概念図

CSR経営 = 持続可能な社会づくりへの貢献



りそなグループCSR方針

| 課題項目 | 方針 |
|----------------|---|
| コーポレートガバナンス | 責任ある経営体制および経営に対する監視・監督機能の強化に努め、すべてのステークホルダーに対する説明責任を果たします。 |
| 人権 | 当社が影響を及ぼすお客さま、株主、従業員等、すべてのステークホルダーの基本的人権を尊重する企業風土・職場環境を醸成します。 |
| ダイバーシティ | 職場における能力開発の機会を通じた人材育成および成果の公正な評価とダイバーシティの組織風土の定着を推進します。 |
| コンプライアンス | 法令・ルール・社会規範の遵守を通じて、すべてのステークホルダーに対して責任ある企業活動を行います。 |
| 消費者課題/お客さまサービス | お客さまの大切な個人情報・資産を守り、一人ひとりの立場に立った質の高い金融サービス、啓発の機会を提供します。 |
| コミュニティ | 地域との共生を大切な使命と位置づけ、自社の持つ経験・資源を活用して、社会的課題の解決に取り組めます。 |
| 環境 | かけがえのない地球環境を大切に、環境に配慮した企業活動を適切に実践します。 |

※りそなグループ経営理念については、P1をご参照ください。

地域活性化のために

りそなグループ

全国でRe:Heart(リハート)倶楽部の活動を展開しています。

りそなグループの従業員によるボランティア活動団体「Re:Heart 倶楽部」では、2012年10月の発足以来、地域ボランティアや環境ボランティア等、全国で様々な活動を展開しています。2014年度は、7,000名を超える従業員が、地域の清掃活動やお祭りのサポート等、地域の皆さまと一緒に活動に参加しました。



りそな銀行、埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行、りそな総合研究所

「介護・福祉・健康」ビジネスフェアを開催しました。

2014年11月25日、近畿経済産業局との共催で、「スマートヘルスケア いいもの体感・発見!!『介護・福祉・健康』ビジネスフェア」を開催しました。これは、ヘルスケア産業と介護・福祉分野との出会いの場を設け、ビジネスマッチングや企業の新規事業参入のヒントにつながるサポートを行うことを目的としています。当日は、26社の介護・福祉・健康分野のIT商品や電子機器メーカーなどが出展し、商談スペースや「事業・ファ

ンド相談コーナー」を設置するなど、453名の方にご参加いただきました。



女性たちのために

りそな銀行、埼玉りそな銀行、りそな総合研究所

働く女性社員のためのイベント「Re:Woman's Meeting」を開催しました。

2014年12月2日、「女性従業員の育成を図りたい企業」と「女性モニターを必要とする企業」双方のニーズを満たす新たなイベント「Re:Woman's Meeting」を開催しました。

第1部では、女性向けキャリア講演会を開催し、社内で女性従業員の育成を行うことが難しい中小企業のお客さまに、無料で人材育成の機会をご提供しました。第2部では、女性モニターの意見を企業の商品開発に

活かしていただくモニター会を開催しました。当日は、221名の女性の皆さまにご参加いただきました。



りそなホールディングス

「なでしこ銘柄」に選定されました。

2015年3月、りそなホールディングスは、経済産業省が東京証券取引所と共同で、女性活躍推進に優れた上場企業を選定・発表する「なでしこ銘柄」に選定されました。女性管理職比率が高水準であることや、「りそなウーマンズカウンスル」を通じて「メンタリング制度」「女性リーダー研修」「異業種交流会」などを実施し、女性

従業員のキャリア意識の醸成を図っている点等が評価されました。



次世代育成への取り組み

りそなグループ

子ども向け金融経済教育「りそなキッズマネーアカデミー2014」を開催しました。

10周年を迎えた2014年度の「りそなキッズマネーアカデミー」は、全国各地で165回開催、過去最高となる約3,500名の小学生が参加し、これまでの卒業生はのべ20,000名を超えました。お取引先企業や自治体とのコラボレーションなど、地域一体となって子どもたちのたくましく生きる力を育むプログラムが多く開催されました。



りそなグループ

「全国特別支援学校文化祭」表彰式を開催しました。

2015年2月7日、りそな銀行東京本社で「全国特別支援学校文化祭」表彰式を開催し、全国から選ばれた造形・美術、書道、写真の優秀賞受賞者のみなさんにお集まりいただきました。

※全国の特別支援学校児童・生徒の芸術・文化活動の充実と向上を図ることを目的に、1994年より全国特別支援学校文化連盟の活動を支援しています。



環境への取り組み

埼玉りそな銀行

燃料電池車を導入しました。

2015年4月24日、埼玉県内で初めて、燃料電池車を営業車として導入しました。さらに、燃料電池車やこれに関連する設備への資金需要に対応する融資の取扱いも開始しました。りそなグループは、環境に配慮した取組みを一層強化してまいります。



近畿大阪銀行

「エコハウス提案会 in ATC」を開催しました。

2015年3月5日、おおさかATCグリーンエコプラザにおいて、SAKAIエコ・ファイナンスサポーターズ倶楽部と堺市、おおさかATCグリーンエコプラザ(大阪環境産業振興センター)の共催により「エコハウス提案会in ATC」を開催しました。倶楽部紹介ブースでは、当倶楽部設立の経緯や参加金融機関が取扱う環境型金融商品を紹介しました。

当日は市民の皆さまや事業者さまを合わせ150名以

上の方々にご参加いただき、会場は満席大盛況のイベントとなりました。



コーポレートガバナンス体制について

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、当グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上を図るため、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」を定めております。

＜コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方＞

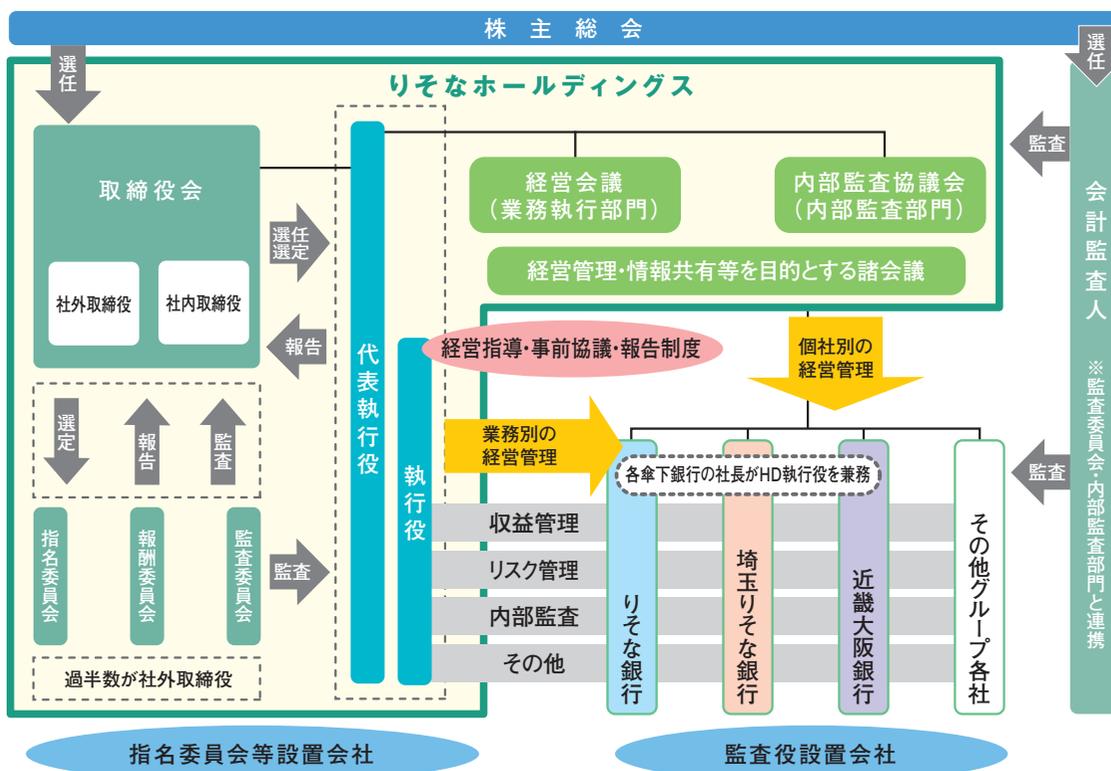
- ・当社は、りそな銀行、埼玉りそな銀行及び近畿大阪銀行をはじめとした金融サービスグループの持株会社として、当グループの企業価値の最大化を図ります。
- ・当社は、株主をはじめとするすべてのステークホルダーの立場を尊重し、経済・社会等の環境変化に対応するための迅速・果敢な意思決定を行うために、優れたコーポレートガバナンスの実現を目指します。
- ・当社は、当グループの経営における原則的理念である「りそなグループ経営理念」及び、さらにそれを具体化した「りそなWAY (りそなグループ行動宣言)」を定め、当グループが一丸となって業務運営に取り組む態勢を整備いたします。

＜当社の企業統治システム＞

- ・上記のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方のもと、当社は、経営の監督と業務執行の機能を明確に分離し、取締役会の監督機能と意思決定機能を強化した企業統治システムとして、「指名委員会等設置会社」が最良であると考え、当社の企業統治システムに「指名委員会等設置会社」を選択いたします。
- ・さらに、独立性の高い社外取締役を中心とした取締役会並びに指名委員会、報酬委員会及び監査委員会の3委員会の機能発揮により、社外の視点を経営に十分に活用するとともに経営の意思決定の透明性及び公正性を確保いたします。

当社は、当グループが地域社会とともに発展すること等を目的に、子会社各社の自律性を確保しつつ、上記のコーポレートガバナンスにかかる基本的な考え方に沿った経営が行われるよう子会社各社の経営管理を行います。

＜グループのコーポレートガバナンス体制＞



りそなホールディングスにおける取り組み状況等

取締役会

取締役会は、当グループの経営上の重要事項に係る意思決定と、執行役及び取締役の職務の執行の監督を行う場として、実質的な議論が十分に確保できるような運営を行っています。取締役10名のうち社外取締役が6名、男性8名・女性2名の構成となっております。指名委員会等設置会社の特色を活かし、経営上の重要事項の意思決定と業務執行の監督は取締役会が、業務執行は執行役が行うという役割分担を明確化することにより、取締役会の監督機能及び意思決定機能の強化に努めております。取締役会は、2014年度には17回開催しております。なお、2005年6月より、各傘下銀行の社長が当社の執行役を兼務する体制としており、各傘下銀行に対する監督機能の充実を図っております。

なお、取締役会は、各取締役による取締役会の運営、議題及び機能等に対する評価及び意見をもとに、取締役会全体の実効性等について分析及び評価を行っています。2014年度の評価では、取締役会における議論の更なる活性化に向けて、議題の選定や資料の構成等に一部改善の必要性を認識しておりますが、全体として概ね適切に運営されており、取締役会全体の実効性は確保されていると評価しております。本評価結果等を活用しつつ、更なる取締役会の監督機能及び意思決定機能の向上を図ってまいります。

指名委員会

指名委員会は、取締役3名（うち社外取締役3名、委員長は社外取締役）により構成され、当委員会にて定めた当グループ役員に求められる具体的人材像や「取締役候補者選任基準」等に基づき、株主総会に上程する取締役の選解任議案の内容等を決定しております。2014年度には5回開催しております。なお、当グループの経営改革を加速し、持続的な企業価値の向上を実現するために、最適な人材に経営トップの役割と責任を継承するメカニズムとして、2007年6月にサクセッション・プランを導入し、指名委員会は、その運営状況を確認のうえ、取締役会に報告しております。

監査委員会

監査委員会は、取締役3名（うち社外取締役2名、委員長は社外取締役）により構成され、取締役及び執行役の職務の執行の監査のほか、株主総会に上程する会計監査人の選解任議案の内容の決定等を行っています。また、内部監査部、コンプライアンス統括部

及びリスク統括部並びに財務部等の内部統制部門と連携して内部統制システムを監視・検証し、必要に応じて、執行役等に改善を要請しております。2014年度には14回開催しております。

報酬委員会

報酬委員会は、取締役3名（うち社外取締役3名、委員長は社外取締役）により構成され、取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針や、個人別の報酬等を決定しております。また、当グループの企業価値向上に資する役員報酬制度のあり方の検討等を行っています。2014年度には3回開催しております。なお、2004年度には役員退職慰労金制度を廃止し、業績連動報酬制度を導入しております。2010年度には株式取得報酬制度を導入しております。当社と他社との間で報酬委員の相互兼任はありません。

経営会議

業務執行における意思決定プロセスとして、経営に関する全般的な重要事項及び重要な業務執行案件を協議・報告する機関として経営会議を設置しております。経営会議は、代表執行役及び各執行役により構成され、積極的な議論を行うことで、経営上の重要事項に係る決定の透明性を確保しております。2014年度には47回開催され、業務執行に係る重要事項の協議・報告を行っています。

内部監査協議会

内部監査に関する重要事項の協議・報告機関として、業務執行のための機関である経営会議から独立した内部監査協議会を設置しております。内部監査協議会は、代表執行役全員、内部監査部担当執行役及び内部監査部長等により構成されており、その協議・報告内容等は、取締役会に報告するとともに監査委員会へも報告しております。2014年度には15回開催され、内部監査基本計画等の協議を行ったほか、内部監査結果等の報告を行っています。

グループ各社に対する経営管理

当グループでは、持株会社であるりそなホールディングスが、グループとしての企業価値向上のため、傘下銀行をはじめとするグループ各社の経営管理を行っています。これらグループ各社での意思決定及び業務執行に関して、当社への事前の協議が必要な事項と、報告が必要な事項を明確に定め、当社による管理及び統制を実施する体制を構築しております。

各傘下銀行のコーポレートガバナンス体制

各傘下銀行は、グループの一員として、りそなホールディングスの経営管理を受けることにより、グループ一体となって企業価値向上に努めております。

取締役会については、社外取締役を招聘し、業務執行の決定と取締役及び執行役員の職務の執行の監督を行う場として、実質的な議論が十分に確保できるような運営を行っております。

また、監査役で構成される監査役会を設置し、経営に対する強固な監査機能を確保しております。

そのほかに、経営に関する全般的な重要事項及び重要な業務執行案件を審議する機関である経営会議、与信業務に関する重要事項を審議する機関である融資会議、内部監査に関する重要事項を審議する機関である監査会議を設置しております。

内部統制に関する事項

基本的な考え方

当グループは、グループ企業価値の向上に向け、当グループに相応しい内部統制を実現することを目的として、内部統制に係る基本方針を取締役会において決定しております。

整備状況

当グループは、「グループ内部統制に係る基本方針」の定めに従い、内部統制システムを適切に整備・運用し、その有効性の確保に努めております。

<りそなホールディングスの「グループ内部統制に係る基本方針」の概要(2015年5月1日改定)>

I. はじめに

当社及びグループ各社(※)は、多額の公的資金による資本増強を受けたことを真摯に反省し、このような事態を再び招くことのないよう、グループ内部統制に係る基本方針をここに定める。

本基本方針のもと、グループ企業価値の向上に向け、内部統制の有効性を確保するための最適な運用及び整備に努め、りそなグループに相応しい内部統制の実現を目指す。

※会社法第2条3号及び会社法施行規則第3条に定める会社と定義する。以下、同様。

II. 内部統制の目的(基本原則)

当社及びグループ各社は、一般に公正妥当と認められる内部統制の評価の基準に従い、以下の4つの目的の達成に努めることを、グループの基本原則として定める。

1. 業務の有効性及び効率性の向上
2. 財務報告の信頼性の確保
3. 法令等の遵守
4. 資産の保全

III. 内部統制システムの構築(基本条項)

内部統制の目的を達成するため、統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング、IT(Information Technology)への対応など基本的要素が組み込まれた内部統制システムを整備し、その有効性の確保に努める。この方針を踏まえ、グループ共通の「りそなグループ経営理念」を定め、当グループの業務の適正を確保するための体制整備を行うべく、以下の基本条項を定める。

1. 当社の執行役及び使用人並びにグループ各社の取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制に関する事項
2. 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理の体制に関する事項

- 3.当社及びグループ各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制に関する事項
- 4.当社の執行役並びにグループ各社の取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制に関する事項
- 5.当社及びグループ各社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制(グループ各社の取締役及び執行役員の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制を含む。)に関する事項
- 6.監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項
- 7.前号の使用人の執行役からの独立性の確保に関する事項及び前号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 8.当社の取締役(監査委員である取締役を除く)、執行役及び使用人並びにグループ各社の取締役、監査役、執行役員及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者の監査委員会への報告体制に関する事項
- 9.報告者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制に関する事項
- 10.監査委員の職務の執行について生ずる費用の処理等に関する事項
- 11.その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制に関する事項

その他コーポレートガバナンス体制等に関する事項

りそなのサクセッション・プランについて

当社では、持続的な企業価値向上を図るべく、当社及びグループ銀行の経営トップの役割と責任を継承するメカニズムとして2007年6月にサクセッション・プランを導入し、役員の選抜・育成プロセスの透明性を確保しております。

当社のサクセッション・プランは当社及びグループ銀行の「次世代トップ候補者」から「新任役員候補者」までを対象とし、対象者を階層ごとに分類した上で選抜・育成プログラムを計画的に実施しております。各々の選抜・育成プログラムは外部コンサルタントから様々な助言を得ることで客観性を確保しており、それらの評価内容は全て指名委員会に報告される仕組みとなっております。また、指名委員の活動としては評価内容等の

報告を受けることに留まらず、個々のプログラムに実際に参加することなどを通じ、各役員と直接接点を持つことでより多面的に人物の見極めを行っております。さらに、それらの指名委員会の活動状況は社外取締役が過半数を占める取締役会に報告され多様な観点で議論されており、そうした全体のプロセスを通じ役員の実力・資質の把握と全体の底上げが極めて高い透明性のもとで図られております。

なお、当社では「役員に求められる人材像」として7つのコンピテンシーを定めております。指名委員会や役員が「求められる人材像」を具体的に共有することで、評価・育成指標を明確化させるとともに中立的な育成・選抜に努めております。

社内取締役 一覧

ひがし かずひろ
東 和浩

取締役兼代表執行役社長

在任期間：6年



【略歴】

1982年 4月 埼玉銀行 入行
 2003年10月 当社 執行役 財務部長
 兼りそな銀行 執行役 企画部(財務)担当
 2005年 6月 りそな信託銀行 社外取締役
 2007年 6月 りそな銀行 常務執行役員 経営管理室担当
 2009年 6月 当社 取締役兼執行役副社長
 2011年 4月 同 取締役兼代表執行役副社長
 2012年 4月 りそな銀行 代表取締役副社長兼執行役員
 2013年 4月 当社 取締役兼代表執行役社長(現任)
 2013年 4月 りそな銀行 代表取締役社長兼執行役員(現任)

かん てつや
菅 哲哉

取締役兼代表執行役

在任期間：2年



【担当及び委嘱等】

グループ戦略部担当兼購買戦略部担当

【略歴】

1984年 4月 大和銀行 入行
 2008年 4月 りそな銀行 執行役員 大阪地域担当(市外北ブロック担当)
 2009年 6月 同 執行役員 大阪地域担当(市外南ブロック担当)
 2011年 6月 同 常務執行役員 地域サポート部担当
 2012年 4月 同 常務執行役員 経営管理部担当
 2013年 4月 当社 代表執行役 グループ戦略部担当兼購買戦略部担当
 2013年 4月 りそな銀行 取締役兼執行役員 経営管理部担当(現任)
 2013年 6月 当社 取締役兼代表執行役 グループ戦略部担当
 兼購買戦略部担当(現任)

ふるかわ ゆうじ
古川 裕二

取締役兼代表執行役

在任期間：1年



【担当及び委嘱等】

人材サービス部担当

【略歴】

1984年 4月 協和銀行 入行
 2009年 3月 りそな銀行 執行役員 経営管理部長兼経営管理部(特命)担当
 2010年 6月 同 執行役員 経営管理部担当
 2012年 4月 同 常務執行役員 年金営業部担当兼信託ビジネス部担当
 同 代表取締役副社長兼執行役員 東日本担当統括
 兼首都圏地域担当兼信託部門担当統括
 2014年 4月 当社 代表執行役 人材サービス部担当
 2014年 4月 りそな銀行 取締役兼執行役員 人材サービス部担当
 兼人材育成部担当(現任)
 2014年 4月 埼玉りそな銀行 執行役員 人材サービス部副担当(現任)
 2014年 6月 当社 取締役兼代表執行役 人材サービス部担当(現任)

いその かおる
磯野 薫

取締役

在任期間：6年



【担当及び委嘱等】

監査委員会委員

【略歴】

1978年 4月 株式会社日本長期信用銀行 入行
 2000年10月 株式会社新生銀行 市場リスク管理部長
 2004年 4月 当社 執行役 リスク統括部担当兼コンプライアンス統括部担当
 2004年 4月 りそな銀行 執行役 リスク統括部担当兼コンプライアンス統括部担当
 2004年 6月 奈良銀行 社外取締役
 2007年 6月 近畿大阪銀行 社外取締役
 2009年 6月 当社 取締役 監査委員会委員長
 2010年 6月 同 取締役 監査委員会委員(現任)

注：在任期間は、取締役への就任後から2015年7月1日までの期間について、1カ月に満たない期間を切り捨てて表示しております。

(2015年7月1日現在)

社外取締役 一覧

おおその えみ
大 蘭 恵美

一橋大学大学院国際企業戦略研究科 教授

在任期間：4年



【担当及び委嘱等】

指名委員会委員
*独立役員

【取締役会等における発言】

経営学の専門家としての知識や経験に基づき、特に、経営戦略や組織改革の観点からの積極的な意見・提言等があります。

【ステークホルダーの皆さまへ】

銀行業界の常識に甘えずに、お客様中心という、サービス業の基本をきちんとすることは、りそな改革の柱の一つでした。その重要性は今後も変わりません。独自のサービスを現場で磨きつつ、より柔軟な発想の下、新たなレベルのサービスの実現を問い続けたいと思います。

【略歴】

- 1988年 4月 株式会社住友銀行 入行
- 1992年 9月 ジョージ・ワシントン大学経営大学院経営学修士取得
- 1997年 3月 一橋大学大学院商学研究科博士後期課程単位取得退学
- 1998年 3月 同 博士(商学)取得
- 2000年 4月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科 専任講師
- 2002年10月 同 助教授
- 2004年 6月 日新火災海上保険株式会社 社外取締役
- 2006年 6月 りそな銀行 社外取締役
- 2010年 4月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科 教授(現任)
- 2011年 6月 当社 社外取締役 報酬委員会委員
- 2012年 5月 株式会社ローソン 社外取締役(現任)
- 2012年 6月 当社 社外取締役 指名委員会委員(現任)

ありま としお
有 馬 利男

一般社団法人グローバル・コンパクト・ジャパン・ネットワーク 代表理事

在任期間：4年



【担当及び委嘱等】

指名委員会委員長・報酬委員会委員
*独立役員

【取締役会等における発言】

製造業および販売業の経営者としての発想や経験に基づき、特に、顧客サービスやCSRの観点からの積極的な意見・提言等があります。

【ステークホルダーの皆さまへ】

公的資金を完済した今、りそな経営陣はリテールNo.1を掲げて「誰も行かなかった道」を進む覚悟を新たにしました。その覚悟に沿って迷いなく進むべく、私も、冷静に見据え、懸命に知恵を絞って、アドバイスをしたいと思っています。

【略歴】

- 1967年 4月 富士ゼロックス株式会社 入社
- 1992年 1月 同 取締役 総合企画部 物流推進部および開発事業推進部担当
- 1996年 1月 同 常務取締役 総合企画部 総合事業計画部 開発計画部および生産計画部担当
- 1996年 4月 同 常務取締役 Xerox International Partners President & CEO
- 2002年 6月 同 代表取締役社長(執行役員)
- 2006年10月 富士フイルムホールディングス株式会社 取締役
- 2007年 6月 富士ゼロックス株式会社 取締役相談役
- 2007年 6月 りそな銀行 社外取締役
- 2008年 6月 富士ゼロックス株式会社 相談役特別顧問
- 2011年 3月 キリンホールディングス株式会社 社外取締役(現任)
- 2011年 6月 富士重工株式会社 社外取締役(現任)
- 2011年 6月 当社 社外取締役 指名委員会委員
- 2011年10月 一般社団法人グローバル・コンパクト・ジャパン・ネットワーク 代表理事(現任)
- 2012年 6月 当社 社外取締役 指名委員会委員長(現任)
- 2012年11月 同 報酬委員会委員(現任)

さぬき ようこ
佐 貫 葉子

NS総合法律事務所 所長

在任期間：3年



【担当及び委嘱等】

監査委員会委員長
*独立役員

【取締役会等における発言】

法律の専門家としての知識や経験に基づき、特に、法務リスクやコンプライアンスの観点からの積極的な意見・提言等があります。

【ステークホルダーの皆さまへ】

リテールNo.1に向けた戦略の柱が、オムニチャネル構想として結実しつつあります。その着実な実現は非常に重要ですが、更に他の様々な施策の集積も必要と思います。今後も公的資金完済に向けていた緊張感や意欲を持続できるか。色々な視点から見ていきます。

【略歴】

- 1981年 4月 弁護士登録
- 2001年11月 NS総合法律事務所 所長(現任)
- 2003年 6月 株式会社クラヤ三星堂(現 株式会社メディバルホールディングス) 社外監査役
- 2007年 6月 明治乳業株式会社 社外監査役
- 2009年 4月 明治ホールディングス株式会社 社外取締役(現任)
- 2011年 6月 りそな銀行 社外取締役
- 2012年 6月 当社 社外取締役 監査委員会委員
- 2015年 6月 同 監査委員会委員長(現任)

浦野 光人 **株式会社ニチレイ 相談役** 在任期間：2年



【担当及び委嘱等】
 報酬委員会委員長
 *独立役員

【取締役会等における発言】
 製造業および物流業の経営者としての発想や経験に基づき、特に、経営改革や組織風土改革の観点からの積極的な意見・提言等があります。

【ステークホルダーの皆さまへ】
 健全で利便性の高い銀行としてステークホルダーの皆様には、「りそな」の強みをより磨き上げ、業務全般にマーケティング発想の徹底が求められます。私は食品産業の経営に携わった経験を活かし、上記の視点で経営のお役に立ちたいと考えます。

【略歴】
 1971年 4月 日本冷蔵株式会社(現 株式会社ニチレイ) 入社
 1997年 4月 同 経営企画部長
 1999年 6月 同 取締役経営企画部長
 2001年 6月 同 代表取締役社長
 2005年 1月 株式会社ニチレイフーズ 代表取締役社長
 2007年 4月 同 取締役会長
 2007年 6月 株式会社ニチレイ 代表取締役会長
 2008年 5月 社団法人日本冷凍食品協会(現 一般社団法人日本冷凍食品協会) 会長
 2008年 6月 新日鉱ホールディングス株式会社 社外監査役
 2009年 6月 三井不動産株式会社 社外取締役
 2009年 6月 株式会社日本システムディベロップメント(現 株式会社NSD) 社外監査役
 2010年 6月 JXホールディングス株式会社 社外監査役
 2011年 6月 横河電機株式会社 社外取締役(現任)
 2013年 6月 当社 社外取締役 報酬委員会委員
 2013年 6月 株式会社ニチレイ 相談役(現任)
 2013年 6月 HOYA株式会社 社外取締役(現任)
 2014年 6月 当社 社外取締役 報酬委員会委員長(現任)
 2014年 6月 株式会社日立物流 社外取締役(現任)

松井 忠三 **株式会社松井オフィス 代表取締役社長** 在任期間：1年



【担当及び委嘱等】
 指名委員会委員・報酬委員会委員
 *独立役員

【取締役会等における発言】
 小売業の経営者としての発想や経験に基づき、特に、経営改革推進やサービス改革の観点からの積極的な意見・提言等があります。

【ステークホルダーの皆さまへ】
 いよいよ本格的な成長に向けて舵を切る段階に入りました。不断の経営改革により強い企業体質の醸成と、日本トップレベルの金融サービス企業の実現に向けて、流通業での経験を活かし、全力を尽くしたいと思います。

【略歴】
 1973年 6月 株式会社西友ストア(現 合同会社西友) 入社
 1993年 5月 株式会社良品計画 取締役
 1997年 5月 同 常務取締役
 1999年 3月 同 専務取締役
 2001年 1月 同 代表取締役社長
 2001年 5月 株式会社アール・ケイ・トラック 取締役
 2008年 1月 株式会社良品計画 代表取締役会長兼執行役員
 2009年 5月 ムジ・ネット株式会社(現 株式会社MUJI HOUSE) 代表取締役社長
 2010年 6月 株式会社T&T(現 株式会社松井オフィス) 代表取締役社長(現任)
 2013年 6月 りそな銀行 社外取締役
 2013年 9月 株式会社アダストリアホールディングス(現 株式会社アダストリア) 社外取締役(現任)
 2014年 6月 当社 社外取締役 報酬委員会委員(現任)
 2014年 6月 株式会社大戸屋ホールディングス 社外取締役(現任)
 2015年 5月 株式会社ネクステージ 社外取締役(現任)
 2015年 6月 当社 社外取締役 指名委員会委員(現任)

佐藤 英彦 **弁護士 ひびき法律事務所** 2015年6月19日就任



【担当及び委嘱等】
 監査委員会委員
 *独立役員

【取締役会等における発言】
 法務の専門的な知識や行政での経験に基づき、特に、コンプライアンスや組織運営の観点からの積極的な意見・提言等があります。

【ステークホルダーの皆さまへ】
 至難な公的資金完済を果たした感慨を胸に置き、直ちに「リテールNo.1」の目標に向き動き始めたりそな。個性を磨き、他に例を見ない金融機関として輝きを増そうとするりそな。そんなりそなが、健全に躍動し続けることに寄与できればと思います。

【略歴】
 1968年 4月 警察庁 入庁
 1986年 8月 内閣法制局参事官
 1992年 4月 警視庁刑事部長
 1995年 2月 埼玉県警察本部長
 1996年12月 警察庁刑事局長
 1999年 1月 大阪府警察本部長
 2002年 8月 警察庁長官
 2004年 8月 警察庁顧問
 2005年 2月 警察共済組合理事長
 2011年 6月 弁護士(第一東京弁護士会所属)(現任)
 2011年 6月 株式会社住生活グループ(現 株式会社LIXILグループ) 社外取締役兼監査委員会委員
 2011年 6月 大日本住友製薬株式会社 社外監査役
 2013年 6月 同 社外取締役(現任)
 2013年 6月 株式会社LIXILグループ 社外取締役兼指名委員会委員兼監査委員会委員(現任)
 2014年 6月 りそな銀行 社外取締役
 2015年 6月 当社 社外取締役 監査委員会委員(現任)

注：在任期間は、社外役員への就任後から2015年7月1日までの期間について、1ヵ月に満たない期間を切り捨てて表示しております。
 (2015年7月1日現在)

コンプライアンス体制について

りそなグループでは、コンプライアンスを「法令、ルールはもとより社会規範を遵守すること」と定義し、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして位置づけ、

銀行の“社会的責任と公共的使命”を強く認識し、お客さまや社会からの信頼をより強固なものにするため、コンプライアンスの徹底に取り組んでいます。

基本的な取り組み

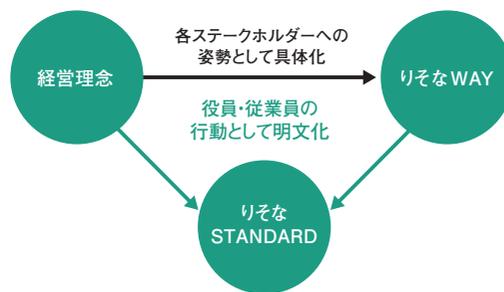
りそなグループでは、役員・従業員の判断や行動の原点となる「りそなグループ経営理念」、経営理念を当グループが関係する人々に対する基本姿勢の形で具体化したものとして「りそなWAY（りそなグループ行動宣言）」、これら経営理念とりそなWAYを役員・従業員の具体的な行動レベルで明文化したものとして「りそなSTANDARD（りそなグループ行動指針）」を各社共通に定めています。

私たちは、りそなグループが満足を超える感動を創造し、お客さまに選ばれる金融サービス業になるためには、「りそなグループ経営理念」「りそなWAY」「りそなSTANDARD」を判断や行動の基準と位置づけ、守り続けることが重要と考えています。社内への周知徹底のため、これらを記載した冊子、及びチェックポイント形式に簡略化した携帯用小冊子を作成し、全役員・従業員に配付して、各職場で繰り返し研修を実施するほか、eラーニング研修の導入を進めるなど、徹底に努めています。また、従業員における「りそなグループ経営理念」「りそなWAY」「りそなSTANDARD」の認知度・浸透度を測ることなどを目的として、グループに勤務している従業員等を対象とした意識調査を毎年実施しています。

「りそなSTANDARD」の冒頭には、経営からのメッセージ「良き企業を目指して」を掲載し、企業が社会の

一員として「社会に何をもたらすために存在するのか」という基本命題を正面に見据えていかねばならないこと、コンプライアンスのできた企業であり続けることを最も重要な課題として、企業倫理の向上に取り組まなければならないことなどを謳い、りそなグループとしてのコンプライアンスへの取り組み姿勢を明確にしています。

また、りそなホールディングス及びグループ各社では、経営理念等をコンプライアンスの観点から具体化し、役員・従業員の役割や組織体制など基本的な枠組みを明確化した「コンプライアンス基本方針」を制定するとともに、コンプライアンス実現のための手引きとして「コンプライアンス・マニュアル」を作成し、従業員に周知しています。



<りそなSTANDARDの概要>

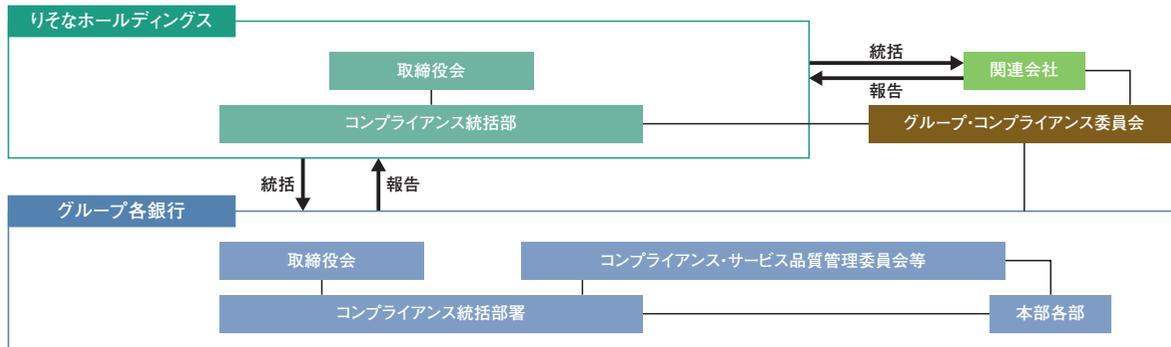
| | |
|--|--|
| <p>STANDARD-I お客さまのために 最適なサービスのご提供、誠意ある態度、守秘義務の遵守 など</p> | |
| <p>STANDARD-II 変革への挑戦 収益へのこだわり、銀行員意識の払拭、勝ちへのこだわり など</p> | |
| <p>STANDARD-III 誠実で透明な行動 法令・ルール・社会規範の遵守、公私のけじめ、人権の尊重 など</p> | |
| <p>STANDARD-IV 責任ある仕事 正確な事務、何事も先送りしない、適切な報告・連絡・相談 など</p> | |
| <p>STANDARD-V 社会からの信頼 地域社会から信頼される企業、適切な情報開示、フェアな取引 など</p> | |

グループの運営体制

グループのコンプライアンス運営体制

りそなホールディングスにグループのコンプライアンスを統括するコンプライアンス統括部を設け、同部がグループ各社のコンプライアンス統括部署と連携し、グループ一体でコンプライアンス体制の強化を図っています。

また、りそなホールディングス、グループ各銀行及び関連会社をメンバーとする「グループ・コンプライアンス委員会」を設置し、グループのコンプライアンスに関する諸問題を検討・評価する体制としています。

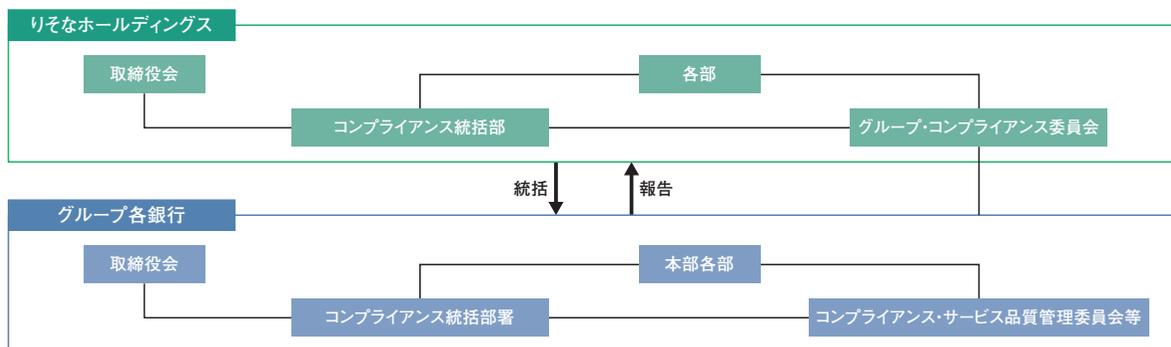


グループの顧客保護等管理体制

お客さまの投資ニーズの高まりや、企業に求められる情報管理の高度化、個人情報保護法・金融商品取引法等の法整備など金融機関を取り巻く環境が大きく変わる中、金融機関はこれまで以上に、お客さまに安心してご利用いただくため、お客さまへの適切な対応や利便性の向上に取り組んでいく必要があります。りそなホールディングス及びグループ各銀行においては、お客さまへの説明、お客さまからの相談や苦情等への対応、お客さま情報の管理、業務を外部に委託する

場合の委託先に対する管理、各銀行とお客さまとの取引等において発生する利益相反の管理など、お客さまへの適切な対応や利便性の向上に関する体制の整備に積極的に取り組んでいます。

具体的には、お客さまへの適切な対応と利便性向上に関する各事項について、管理責任部署や責任者を明確に定め、これらの管理部署等をメンバーとする「グループ・コンプライアンス委員会」等を設置し、お客さまからの信頼や利便性の向上に向けた対応に関する協議を行い、対応策の検討を行っています。



コンプライアンス・プログラム

りそなグループ各社では、コンプライアンスを実現するための実践計画である「コンプライアンス・プログラム」をりそなホールディングスの示す方針に沿って策定

し、進捗状況について定期的に取締役会に報告することにより、主体的にコンプライアンス態勢の強化策を実践しています。

コンプライアンスに関する相談窓口

「りそな弁護士ホットライン」

「りそなコンプライアンス・ホットライン」

コンプライアンスの浸透には、従業員一人ひとりの問題意識と透明性の高いコミュニケーションが重要であるとの認識のもと、グループのコンプライアンスに関する相談・報告制度として、「りそな弁護士ホットライン」及び「りそなコンプライアンス・ホットライン」を設置しています。

この2つのホットラインは下図のような制度内容とするとともに、正当な通報を行った従業員に対する不利益処分や嫌がらせを行ってはならないことを社内規程に明記して、グループの従業員が利用しやすいよう配慮をしています。

| りそな弁護士ホットライン | りそなコンプライアンス・ホットライン |
|---|--------------------|
| 社外の契約弁護士が受付 | コンプライアンス統括部署が受付 |
| コンプライアンスにかかわる疑問・問題点・悩みなどについて幅広く相談・報告が可能 | |
| 専用電話を設置 | 専用フリーダイヤルを開設 |
| Eメールでの相談可能 | |
| 匿名での相談も可能 | |

＜ホットライン利用件数の推移＞ (単位：件)



りそな会計監査ホットライン

りそなホールディングスでは、会計、会計に係る内部統制及び会計監査に係る不正処理や不適切な処理

についての通報窓口として、りそな会計監査ホットラインを設置しています。

りそな会計監査ホットライン

1. 通報対象事項
 - ・当グループ会社における会計、会計に係る内部統制、会計監査に係る不正・不適切な事項
2. 通報先
 - ・当ホットラインは社外の法律事務所に設置しています
 - ・通報は手紙、E-mailをお願いします
 〈弁護士法人 御堂筋法律事務所〉
 住所：大阪 〒542-0081 大阪市中央区南船場4丁目3番11号 大阪豊田ビル2階
 東京 〒100-6020 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 霞が関ビル20階
 E-mail：resona-kaikeihotline@midosujilaw.gr.jp
3. 注意事項
 - ・当該事案の詳細な事実を記入ください
 - ・匿名の通報でもかまいません
 - ・詳細な事実の提供がない場合、匿名の場合等は事実調査が制約される可能性があります
 - ・通報者に関する情報は、法令等に基づく場合等、正当な理由がなければ第三者に開示されることはありません
 - ・受付けた通報が通報対象事項に該当すると判断される場合、ご要望に応じ事実調査の結果を回答するよう努めますが、対応できない場合はご了承ください

お客さまに適切な商品・サービスをご提供するために

りそなグループでは、お客さまに適切な商品・サービスをご提供するために、グループ共通の勧誘方針を定め、お客さまの知識や投資のご経験、ご資産の状況、投資の目的等を踏まえた最適な商品やサービスのご提供、わかりやすく適切な説明や広告に努めています。

「コンプライアンス・サービス品質管理委員会」等での活動などを通じ、適切な勧誘・販売を行うよう、グループ勧誘方針に沿って、内部管理体制の充実や各種マニュアルの整備、社員教育等に継続的に取り組んでいます。

グループ勧誘方針

お客さまに適切な商品・サービスをご提供するために

私たちは、お客さまからの信頼を全てに優先し、広く社会のルールを遵守するとともに、お客さまの喜ばれる顔や幸せのために、誠実で心のこもった商品・サービスを提供します。

1. お客さまからお伺いした知識、金融取引のご経験、保有されているご資産やご購入の目的などに照らして、適切な情報の提供と商品・サービスの説明を行い、お客さまのご判断のお役に立てるよう努めます。
2. 商品・サービスの利点だけでなく、リスクや手数料その他の費用などについても、充分ご理解いただけるよう適切な説明をいたします。
3. 事実と異なる説明はもとより、不確実な事項について断定的な説明を行うなど、お客さまの誤解を招くおそれのある情報を提供することはいたしません。
4. 誠意ある態度で行動し、電話や訪問等により商品・サービスの説明をさせていただく時間帯・場所等についても、お客さまのご迷惑とならないよう努めます。
5. 内部管理体制と従業員研修を充実させるとともに、一人ひとりが商品知識の向上と質の高いサービスの提供に努めます。

お客さまの情報の管理

「お客さまの情報の保護」は、りそなグループを安心してご利用いただくための最も重要な事項の一つであると考えています。グループ各社での「個人情報保護宣言」の公表や、情報漏えい・紛失を防止するための

体制整備、徹底した社員教育への継続的な取り組みなどにより、個人情報保護法等の法令に則った適切な管理に努めています。

個人情報保護宣言

私たちは、創造性に富んだ金融サービス企業を目指すりそなグループの一員として、皆さまのご要望にお応えしお役に立つことによって、皆さまとの確かな信頼関係を築いてまいりたいと考えております。

そのためにも、皆さまからお預かりしている情報について適切な保護を図り、安心してお取引いただけますよう努めてまいります。

1. 私たちは、「個人情報の保護に関する法律」をはじめとした関連する法令ならびに社会規範の遵守を徹底します。
2. 私たちは、適法かつ公正な手段により情報を収集するとともに、個人情報の利用目的を明確にし、収集した個人情報を利用目的の範囲内で適切に取扱います。
3. 私たちは、皆さまが私たちが信頼してお取引くださっていることを強く認識し、お預かりしている情報の漏えい・紛失等の防止に努めます。
4. 私たちは、皆さまからのお問い合わせ、ご意見、あるいは苦情などに対して、真摯にかつ適切に取り組みます。
5. 私たちは、情報の取扱いに関する方針・組織体制・ルール、及び情報の保護に向けた各種の取り組みについて、継続的に見直しを行い、改善と向上に努めます。

反社会的勢力の排除

反社会的勢力との取引を遮断し根絶することは、金融機関の社会的責任と公共的使命という観点から極めて重要であり、反社会的勢力に対してグループ各社が企業活動を通じて反社会的活動の支援を行うことのないよう、取引や取引への介入を排除することを、当グループの基本的な考え方としています。

このために当グループでは、「組織としての対応」「外部専門機関との連携」「取引を含めた一切の関係の遮断」「有事における民事と刑事の法的対応」「便宜供与、裏取引や資金提供等の禁止」を基本原則として定め、社内規則を整備するとともに、役員・従業員等への研

修・啓発に取り組むほか、各社のコンプライアンス統括部署を反社会的勢力の管理統括部署と定め、警察等関係行政機関、弁護士等とも連携して、反社会的勢力との取引防止・関係遮断を図っています。

また取引開始等に際し、当該お取引先が現在及び将来にわたって反社会的勢力ではないことを表明・確約いただき、これに違反した場合に取引を解消する法的根拠としての条項(いわゆる「暴力団排除条項」)を、グループ各銀行にて導入し、反社会的勢力との取引防止にむけた取り組みを強化しています。

＜りそなグループの指定紛争解決機関について＞

| | |
|-----------------------------|--|
| <p>I. りそな銀行の指定紛争解決機関</p> | <p>りそな銀行が契約している指定紛争解決機関は、以下の2つです。</p> <p>(1) 一般社団法人全国銀行協会</p> <p>一般社団法人全国銀行協会（以下「同協会」）では、銀行に関するさまざまなご相談やご照会、銀行に対するご意見・苦情を受け付けるための窓口として、「全国銀行協会相談室」を運営しています。ご相談・ご照会等は無料です。</p> <p>また、銀行とのトラブルがなかなか解決しないお客さまは「あっせん委員会」をご利用いただけます。</p> <p>詳しくは、同協会のホームページ(http://www.zenginkyo.or.jp/adr/)をご参照ください。連絡先等は、以下のとおりです。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>全国銀行協会相談室 〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1 電話番号：0570-017109 または 03-5252-3772 (受付日)月～金曜日(祝日及び銀行休業日を除く) (受付時間)9:00～17:00</p> </div> <p>(2) 一般社団法人信託協会</p> <p>一般社団法人信託協会では、信託に関するご照会やご相談の窓口として、「信託相談所」を運営しており、信託兼営金融機関や信託会社(信託銀行等)の信託業務等に対するご要望や苦情をお受けしております。信託相談所のご利用は無料です。</p> <p>詳しくは、信託協会(信託相談所)のホームページ(http://www.shintaku-kyokai.or.jp/profile/profile04.html)をご参照ください。</p> <p>また、信託銀行等の信託業務等についてお客さまから苦情の申出を受け、トラブルがなかなか解決しない場合には「あっせん委員会」をご利用いただけます。詳しくは、信託相談所にお尋ねください。</p> <p>連絡先等は、以下のとおりです。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>信託協会信託相談所 電話番号：(一般電話から)0120-817335 (携帯電話・PHSから)03-6206-3988 (受付日)月～金曜日(祝日及び銀行休業日を除く) (受付時間)9:00～17:15 ※信託協会は信託業法及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律上の指定紛争解決機関です。</p> </div> |
| <p>II. 埼玉りそな銀行の指定紛争解決機関</p> | <p>埼玉りそな銀行が契約している指定紛争解決機関は、一般社団法人全国銀行協会です。詳しくは、上記(1)をご参照ください。</p> |
| <p>III. 近畿大阪銀行の指定紛争解決機関</p> | <p>近畿大阪銀行が契約している指定紛争解決機関は、一般社団法人全国銀行協会です。詳しくは、上記(1)をご参照ください。</p> |

リスク管理体制について

リスク管理体制

リスク管理の基本的考え方

りそなグループは、2003年5月に申請した公的資金による資本増強に伴い、国民の皆さま、お客さまならびにその他関係者の方々にに対し、多大なご負担、ご迷惑をおかけしたことを踏まえ、リスク管理に関する以下の原則を定めて、管理体制・管理手法の高度化を図るとともにリスクのコントロールを行い、経営の健全性を確保しつつ収益力を向上できるよう、リスク管理に取り組んでいます。

- ① 経営体力を超えたリスクテイクを行わない
- ② 顕在化した損失もしくは顕在化が予見される損失は、先送りせずに早期処理を行う
- ③ 収益に見合ったリスクテイクを行う

リスク管理の方針とリスク管理体制の整備

りそなホールディングスでは、グループにおけるリスク管理の基本的な方針として「グループリスク管理方針」を制定しています。

グループ各銀行は、「グループリスク管理方針」に則り、各々の業務・特性・リスクの状況等を踏まえてリス

ク管理の方針を制定しています。

りそなホールディングス及びグループ各銀行のリスク管理の方針には、管理すべき各種リスクの定義、リスク管理を行うための組織・体制、リスクを管理するための基本的枠組み等を定めています。

りそなホールディングス及びグループ各銀行では、リスクカテゴリー毎にリスク管理部署を設けるとともに、各種リスクを統括管理し統合的に管理する統合的リスク管理部署（リスク統括部署）を設けています。リスクカテゴリーについては、主として下表の通り分類し、各リスクの特性に合った手法によって管理しています。

その他のグループ主要会社においても、各々の業務・特性・リスクの状況等を踏まえ、リスク管理の方針を制定しています。同方針には、リスク管理体制、リスク管理の枠組みのほか、本来業務以外で極力リスクをとらない旨等の方針を定めています。また、リスクカテゴリー毎の管理部署、及びリスクを統括管理する部署を設けています。

| リスクカテゴリー | 定義 | 管理手法 |
|-----------------|--|---------------------------------------|
| | | 統合的リスク管理（リスク限度設定、リスクの評価、ならびに資本との比較 等） |
| 信用リスク | 与信先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランス資産を含む）の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスク | リスク限度設定、信用格付制度、ポートフォリオ管理、与信審査管理 等 |
| 市場リスク | 金利、為替、株式等の様々な市場のリスクファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む）の価値等が変動し損失を被るリスク | リスク限度設定、損失限度設定、ポジション限度設定 等 |
| 流動性リスク | 必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされること等により損失を被るリスク | 緊急時フェーズ認定、緊急時対応体制の整備、流動性リスク指標ガイドライン 等 |
| オペレーショナルリスク | 内部プロセス・人・システムが不適切あるいは機能しないこと、又は外部要因により生ずる損失に関するリスク | オペレーショナルリスク評価（CSA）、損失データ分析、リスク指標 等 |
| 事務リスク | 業務に従事する役員及び従業員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスク | 業務プロセスの改善、研修・教育、事務指導 等 |
| システムリスク | コンピュータシステムのダウン又は誤作動、不正使用等により損失を被るリスク | システムリスク管理基準による統制、コンティンジェンシープラン整備 等 |
| 法務・コンプライアンスリスク | 法令や契約に違反すること、不適切な契約を締結すること、その他法的原因により損失を被るリスク | コンプライアンス・チェック、コンプライアンス・プログラムによる改善 等 |
| 信託財産の運用リスク | 忠実義務・善管注意義務等の受託者としての責任の履行を怠ったことに起因して生じた信託財産の損失等を補填しなければならないリスク | 業務プロセスの改善、研修・教育、事務指導 等 |
| その他のオペレーショナルリスク | 自然災害や火災などによる有形資産の損傷、外部犯罪による顧客被害とその補償等により損失を被るリスク | 災害・外部犯罪に備えた設備の改善、手続面の強化 等 |
| レピュテーションリスク | マスコミ報道、評判・風説・風評等がきっかけとなり、損失を被るリスク | 適時適切な情報発信、モニタリング、危機管理体制整備 |

りそなホールディングスによるグループ管理

りそなホールディングスは、グループ共通事項としての各種方針・基準・制度等をグループ各社に提示・指示します。

一方で、グループ各社は、りそなホールディングスより示された方針等に則ったリスク管理に関する重要事項を決定する場合は、りそなホールディングスと事前協議を行い、その協議結果を踏まえて各社で決定します。

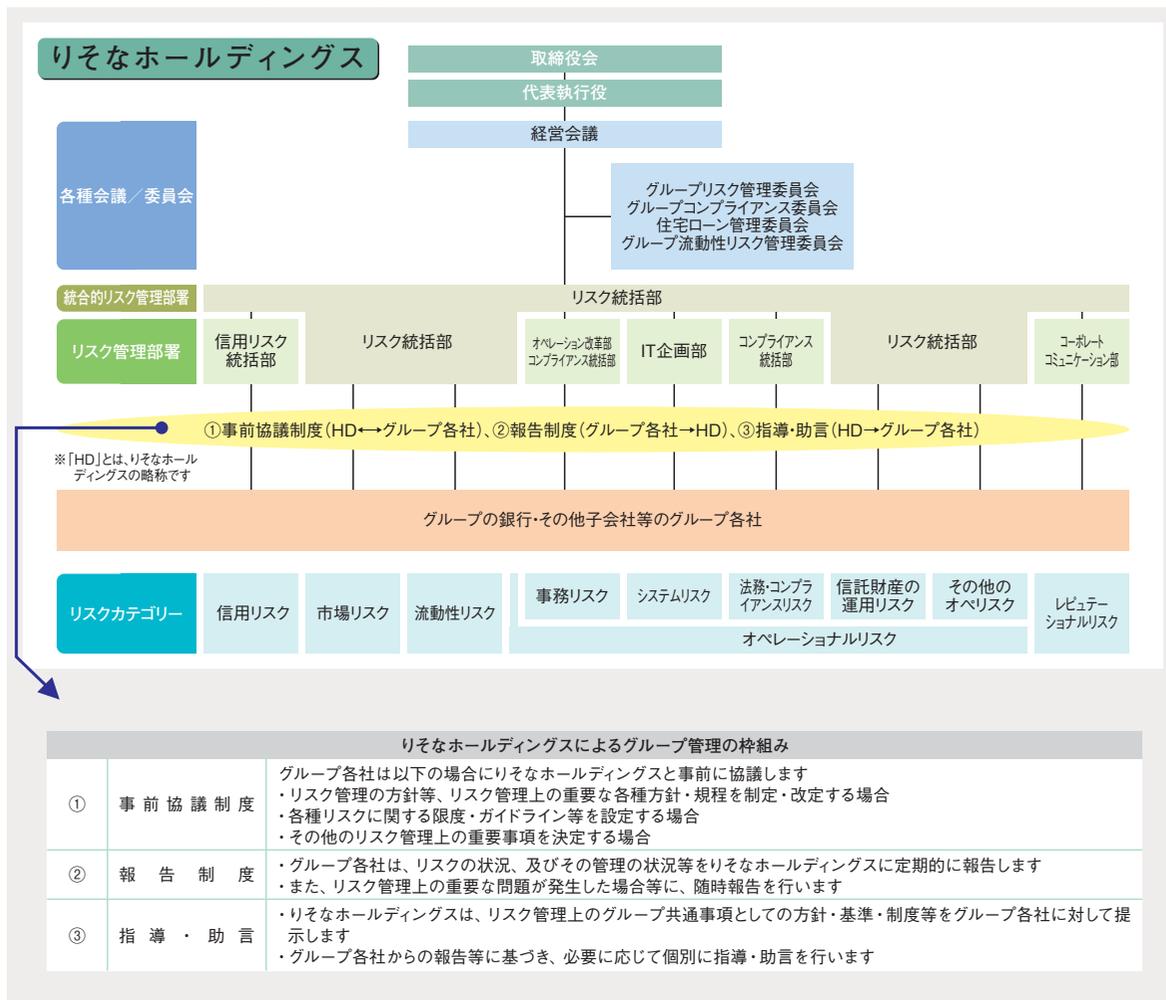
こうした枠組みに基づきりそなホールディングスは、グループ各社のリスク管理に関する方針及び規程・基準・制度等を提示・指示あるいは事前協議にて検証することによって、グループ各社のリスク管理の枠組みをコントロールしています。

また、りそなホールディングスは、グループ各社のリスクに関する各種限度・ガイドライン等を事前に協議して、グループ各社のリスクテイクの方針をコントロールしています。

その他、りそなホールディングスは、グループ各社からリスクの状況及びその管理状況に関する定期的報告及び随時報告を受け、必要に応じて指導・助言を行っています。

なお、りそなホールディングスにおけるリスク管理体制は、以下の図の通りであり、各リスク管理部署が担当するリスクカテゴリー別にグループ全体のリスクを統括する体制としています。

<グループのリスク管理体制図>

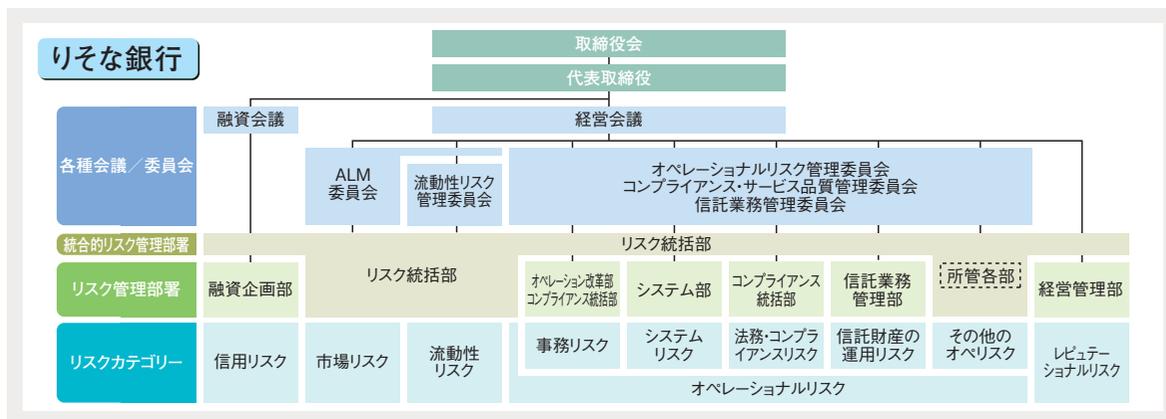


りそな銀行のリスク管理体制

りそな銀行は、質の高い金融サービスの提供を通じ、更なる収益力の向上とお客さまとの取引拡大に努めており、そのためには、強固なリスク管理体制の構築が必要です。

りそな銀行では、りそなホールディングスにおいて制定した「グループリスク管理方針」及び自社の特性を踏まえ、「リスク管理の基本方針」を定めています。これ

ら方針に従い、リスクの種類に応じたリスク管理部署を設置するとともに、それら管理部署を統括するためにリスク統括部を設置し、銀行全体のリスクの状況を的確かつ一元的に把握・管理する体制としています。この体制のもと、経営の健全性を確保しつつ収益性の向上や適正な経営資源の配分を目指す統合的リスク管理を実施しています。

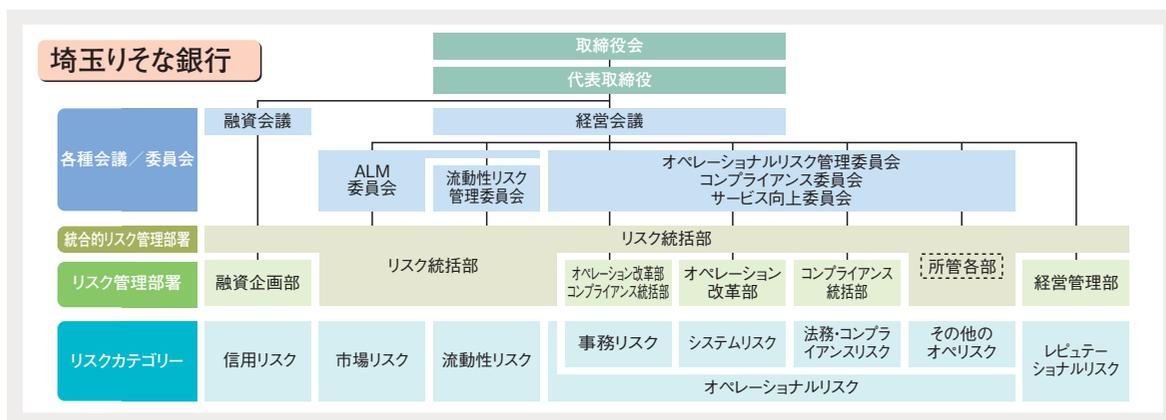


埼玉りそな銀行のリスク管理体制

埼玉りそな銀行が、『埼玉県の皆さまに信頼され、地元埼玉とともに発展する銀行』を実現するためには、お客さまとの長期リレーションを支える安定的な収益力と健全な財務力の確立が必要であり、そのためには、強固なリスク管理体制の構築が欠かせません。

埼玉りそな銀行では、りそなホールディングスにおいて制定した「グループリスク管理方針」及び自社の特性を踏まえ、「リスク管理の基本方針」を定めています。

これら方針に従い、リスクの種類に応じたリスク管理部署を設置するとともに、それら管理部署を統括するためにリスク統括部を設置し、銀行全体のリスクの状況を的確かつ一元的に把握・管理する体制としています。この体制のもと、経営の健全性を確保しつつ収益性の向上や適正な経営資源の配分を目指す統合的リスク管理を実施しています。

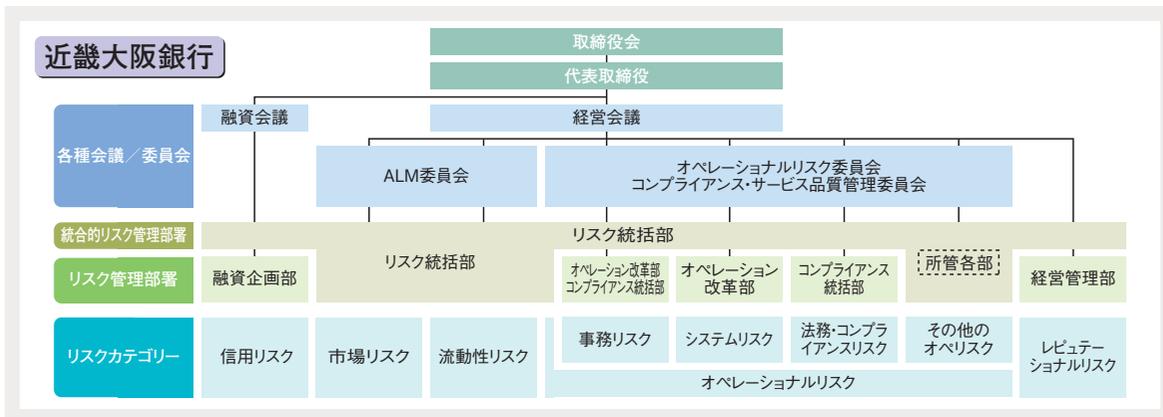


近畿大阪銀行のリスク管理体制

近畿大阪銀行が、「地域のお客さまにもっとも支持され、喜ばれる地域銀行」の実現に向け、経営の健全性及び収益性を維持・向上していくためには、強固なリスク管理体制の構築が不可欠です。

近畿大阪銀行では、りそなホールディングスにおいて制定した「グループリスク管理方針」及び自社の特性を踏まえ、「リスク管理の基本方針」を定めています。こ

れら方針に従い、リスクの種類に応じたリスク管理部署を設置するとともに、それら管理部署を統括するためにリスク統括部を設置し、銀行全体のリスクの状況を的確かつ一元的に把握・管理する体制としています。この体制のもと、経営の健全性を確保しつつ収益性の向上や適正な経営資源の配分を目指す統合的リスク管理を実施しています。



統合的リスク管理

統合的リスク管理の基本的考え方

統合的リスク管理では、異なるリスクを総体的に捉えて管理することで、りそなグループの経営の健全性を確保することを目指しています。りそなグループでは、健全性を確保するため、主要なリスクを質の高い資本の範囲内に収まるように管理することを基本的な考えとしています。

統合的リスク管理体制

りそなホールディングス及びグループ各銀行では、統合的リスク管理部署を設置し、それぞれグループまたは各銀行の統合的リスク管理を行う体制としています。

グループ各銀行では、信用リスク、市場リスク、オペレーショナルリスクをVaR*によって定量的に把握し、それに対して限度設定(資本配賦)を行い、リスクを許容できる範囲内に抑制しています。

りそなホールディングスは、グループ各銀行のリスク限度の設定の際に、各銀行から事前協議を受け、各銀行の限度設定内容を検証するとともに、グループ全体の健全性を確認しています。また、定期的にグループ各銀行から管理状況について報告を受け、グループの統合的リスク管理状況を確認しています。

また、りそなグループではVaR等によるリスク計測の高度化に努めていますが、統計的なリスク計測手法で

は必ずしも捉えられないリスクもあります。グループ各銀行及びりそなホールディングスでは、VaRによる管理の限界や弱点を調査・把握し、それらによる影響度を評価・認識しています。VaRで捕捉できていないリスクについては、各種ストレステストの実施、リスク評価マップによる定性評価等により、統合的リスク管理の向上に努めています。

※VaR(バリュー・アット・リスク)とは、一定の信頼区間(確率)及び保有期間において被る可能性のある最大損失額です。

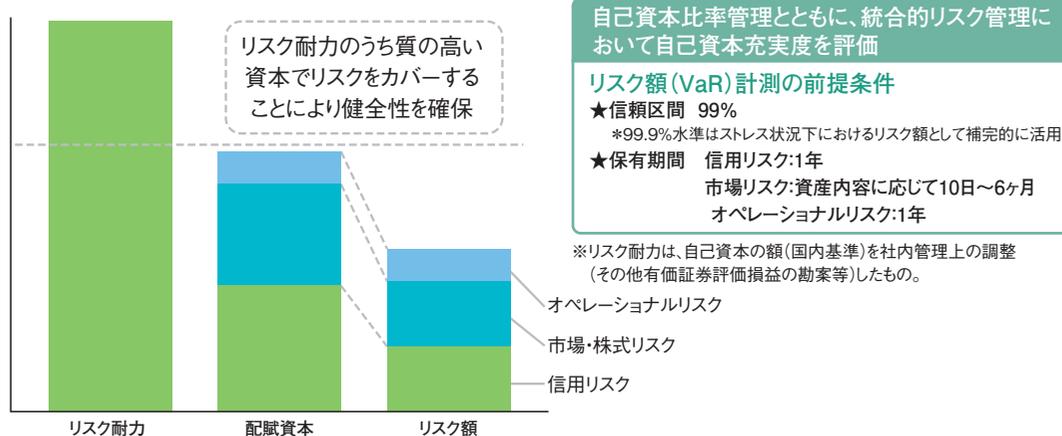
ストレステスト

りそなホールディングス及びグループ各銀行では、経営計画の策定等に際して、リスクアベタイト・フレームワークの考え方を踏まえつつ、景気後退や金融市場混乱等のストレスシナリオに基づくストレステストを実施し、マクロ経済環境の変動が期間損益や自己資本等に与える影響を算定して、経営計画の妥当性や自己資本の充実度を評価しています。

また、ストレステストの実施にあたっては、りそなグループのリスクプロファイルや足元の経済環境及び今後の経済見通し等を踏まえ、想定するストレス事象が発生する蓋然性やりそなグループへの影響度を考慮した上で、ストレスシナリオを策定しています。

<統合的リスク管理の枠組み>

- ◆主要なリスク(信用・市場(含む投資株式)・オペレーショナルリスク)は、リスク耐力のうち質の高い資本の範囲内にコントロール
- ◆ストレス状況下や計測困難なリスクも含め、リスク耐力全体でカバー



信用リスク管理

信用リスク管理の基本的考え方

信用リスクとは、「与信先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランス資産を含む）の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスク」をいいます。

りそなグループにおける信用リスク管理は、適切な審査・与信管理により健全かつ収益性の高い資産を積み上げ、信用コストに見合った適正な収益を確保すると同時に、的確なポートフォリオ管理によりリスク分散の徹底を図り、信用リスク額を適正な範囲に制御することにより経営の健全性を確保することを目的としています。りそなホールディングスでは、信用リスク管理を経営の最重要課題のひとつと位置付け「グループリスク管理方針」を定め、りそなグループはこれに基づいて信用リスク管理に係わる体制面の整備ならびに手続の制定を行っています。

信用リスク管理に関する組織・体制

りそなホールディングスでは、信用リスク管理部署である信用リスク統括部において、グループ各銀行から信用リスク関連その他の情報を収集し、りそなグループの信用リスク管理に関する統括及びそれらに関する企画立案を行っています。信用リスク管理上の問題が認められる場合は、必要に応じて統合的リスク管理部署であるリスク統括部と連携し、グループ各銀行あるいは関連部署に対応を求める等、適切な対応策を講じています。また、グループ全体の信用リスクの状況、グループ各銀行の管理状況を定期的、または必要に応じて随時モニタリングし、各種委員会や経営会議等を通じて経営陣に報告しています。なお、ポートフォリオに占める比重の高い住宅ローンについては、グループ横断の会議体として「住宅ローン管理委員会」を定期的に開催し、信用リスク管理の高度化を図っています。

グループ各銀行では、信用リスク管理のための組織・体制として、信用リスク管理固有の特性を踏まえ、融資会議及び信用リスク管理関連部署（信用リスク管

理部署、審査管理部署、問題債権管理部署）を設け、適切な管理体制を構築しています。

融資会議は、信用リスク管理に係る執行部門の決議もしくは協議機関として、与信業務全般に関する重要事項の決議もしくは協議・報告等を行います。

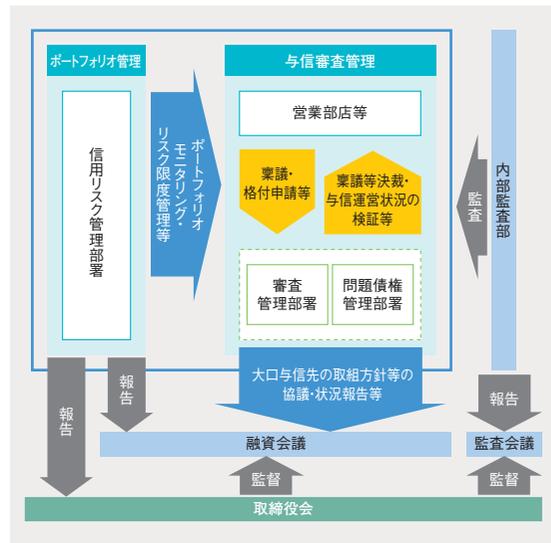
信用リスク管理部署は信用格付等の規程・手続に関する企画立案、及び審査管理等、信用リスク管理を適切に実施するための体制整備に関する企画立案を行います。

審査管理部署は、与信先の業績・財務状況、定性面、資金使途、返済原資等を的確に把握するとともに、与信案件のリスク特性等を踏まえて適切な審査を行い、与信案件の取上げを行います。

問題債権管理部署は、問題先の経営状況等を的確に把握・管理し、その再生可能性を適切に見極めた上で事業再生、整理・回収を行います。

なお、信用リスク管理関連部署は、営業推進関連部署からの独立性を確保し、牽制機能を確保しています。

<グループ各銀行の信用リスク管理体制>



クレジット・ポリシー

りそなグループは、公的資金による資本増強に至った反省を踏まえ、信用リスク管理における基本原則として、グループで統一した「クレジット・ポリシー」を制定しています。「クレジット・ポリシー」には中小企業・個人に対する健全な融資を積み上げ、リスク分散された収益性の高いポートフォリオを構築することを目的とした、与信業務の原理・原則が詳述されており、日常の業務運営や社内研修等を通じて、周知徹底を図っています。

信用リスク管理の枠組み

●信用リスクの評価

信用リスクを的確に評価・計測するため、グループ各銀行においては、与信先毎に原則信用格付を付与し、少なくとも年1回以上定期的に見直しを実施しています。また、延滞の発生や業績の悪化等、信用状況に変調が認められた場合には、適時適切に見直しを実施しています。さらに、与信ポートフォリオの信用リスクを的確に評価・計測するため、エクスポージャーや平均貸倒損失額のほか、信用リスク額等も活用しています。

●信用リスクのモニタリング

与信先の信用リスクの状況については、約定返済の履行状況や業績・財務状況、定性面等により適切にモニタリングを行い、特に大口与信先の信用リスクの状況については、りそなグループの経営に対して大

きな影響を及ぼす可能性があることを踏まえて、より厳格かつ継続的にモニタリングを行っています。与信ポートフォリオの信用リスクの状況については、格付別・業種別・地域別等の区分を設定した上で、区分別のエクスポージャー・平均貸倒損失額・信用リスク額等により、信用リスクの増減や与信集中リスク及びリスク・リターン等の状況等を分析・把握しています。

●信用リスクのコントロール及び削減

与信案件の取上げにあたっては、与信先の財務状況、資金使途、返済原資等を的確に把握するとともに、与信案件のリスク特性等を踏まえて適切な審査を行っています。特定先(グループ)に対する与信集中リスクについては、りそなグループの経営に対して重大な影響を及ぼす可能性があることを踏まえて、クレジット・リミット(クレジット・シーリング)を設定する等の方法により厳格な管理を行っています。信用状況が悪化する等の問題債権として管理が必要と認められる与信先については、事業再生支援が金融機関にとって重要な社会的役割であることを踏まえ、必要な財務上の手当てを行うとともに、損失の発生を最小限にとどめるためにすみやかに事業再生や回収等に取り組んでいます。また、与信先に対する経営相談・経営指導及び経営改善に向けた取り組みへの支援により、当該与信先の経営改善を通じた信用リスク削減に積極的に取り組んでいます。

内部格付制度

内部格付制度の概要

りそなグループでは、内部格付制度として以下の各制度を設けており、信用リスク管理部署において年1回以上検証を実施し、結果を経営陣へ報告するとともに、必要に応じて見直しを行っています。

●信用格付制度

りそなグループでは、債務者格付として「信用格付制度」を定めており、与信先毎の信用リスクを財務情報等に基づき評価し、12のランク(信用格付)に区分しています。

信用格付は、債務者の信用リスクの程度を表していることから、下記LGDレーティングとともに個別与信案件の審査やポートフォリオ管理の基準として重要な役割を果たしており、また、信用コストを算出し、個社別収益管理に反映させることで、信用リスクに見合った収益の確保を図っています。

なお、信用格付は債務者区分の判定にも用いられており、自己査定及び償却・引当の基礎的な指標として重要な位置付けにあります。

<信用格付の体系>

| 債務者格付 | 意味 (債務者区分) | 格付の定義 |
|-------|------------|--|
| SA | 正常先 | 超優良 債務履行の確実性は極めて高く、かつ安定している。 |
| A | | 優良 債務履行の確実性は高く、かつ安定している。 |
| B | | 良好 債務履行の確実性は十分にあるが、景気動向、事業環境等が大きく悪化した場合、その影響を受ける可能性がある。 |
| C | | 水準以上 債務履行の確実性に問題はないが、景気動向、事業環境等が大きく悪化した場合、将来債務履行の確実性が低下する可能性がある。 |
| D | | 水準 債務履行の確実性に当面問題はないが、景気動向、事業環境等が大きく悪化した場合、将来債務履行の確実性が低下する可能性がある。 |
| E | | 水準比低位 債務履行は現在のところ問題ないが、業況、財務内容に不安定な要素があり、景気動向、事業環境の変化等により、将来債務履行に問題が発生する懸念がある。 |
| F | 要注意先 | 要注意先Ⅰ 業況が低調ないし不安定、財務内容に問題がある等、今後の管理に注意を要する。 |
| G | | 要注意先Ⅱ 業況が低調ないし不安定、財務内容に問題がある等、今後の管理に十分注意を要する。 |
| H | | 要管理先 業況が低調ないし不安定、財務内容に問題がある等の債務者で、貸出条件、履行状況等に問題がある。 |
| I | 破綻懸念先 | 現状、経営破綻の状況にないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が高いと認められる。 |
| J | 実質破綻先 | 法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが不明瞭な状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている。 |
| K | 破綻先 | 法的・形式的な経営破綻の事実が発生している。 |

●LGDレーティング制度

りそなグループでは、案件格付として「LGDレーティング制度」を定めており、案件毎の回収確実性を保全状況等に基づき評価し、その水準により6のランクに区分したレーティングを付与しています。

●リテール向けエクスポージャーのプール管理

リテール向けエクスポージャーを「居住用不動産向けエクスポージャー」「適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー」「その他リテール向けエクスポージャー」の3種別に区分し、各種別においてPD^{*1}・LGD^{*2}・EAD^{*3}のパラメータ毎に複数のプールに区分し、プール毎にリスク管理を行っています。

●パラメータ推計

パラメータ(PD・LGD・EAD)の推計及び検証は、

事業法人等向けエクスポージャーはグループ各銀行合算の実績値に基づき^{*4}、リテール向けエクスポージャーは各銀行が各々設けたプール区分毎の実績値に基づき、自己資本比率告示の定めに従い実施しています。

なお、これらのパラメータは自己資本比率算出の他、資本配賦、部門別のリスク・アセット管理等に利用されています。

^{*1} PDとは、ある格付に属する債務者あるいはプールに属する取引が1年間にデフォルトする確率です。

^{*2} LGDとは、デフォルト時におけるエクスポージャーの額に対して見込まれる損失額の割合です。

^{*3} EADとは、デフォルトが発生した場合に想定されるエクスポージャーの額です。

^{*4} LGD・EADについては、先進的内部格付手法採用行(りそな銀行・埼玉りそな銀行)合算の実績値に基づき推計及び検証を実施しています。

格付付与手続の概要

●事業法人等向けエクスポージャー

一般事業法人、事業性個人、金融機関等については、与信先の財務情報を利用して格付モデルによるスコアリングを実施し、さらに定性面や外部格付、関連先の信用状況等、入手可能かつ重要な最新の情報を活用して信用格付を付与しています。国・地方公共団体等のソブリン向けエクスポージャーや、その他格付モデルによるスコアリングに適さない与信先は、特殊性を加味した信用力に従い格付を付与しています。

●特定貸付債権

公共インフラや船舶・航空機等の有形資産ならびに事業用不動産等を責任財産とするノンリコースローンを、「プロジェクト・ファイナンス」「オブジェクト・ファイナンス」「事業用不動産向け貸付」「ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付」の4種別に区分し、種別毎にスコアリングモデルを制定しています。いずれもLTV(物件評価額に対する借入金の比率)やDSCR(年間の元利金支払額に対する純収益の割合)等の指標をベースにしてスコアリングを実施し、さらに事業性や責任財産の定性面等の情報を考慮の上、信用格付を付与しています。

●リテール向けエクスポージャー

「居住用不動産向けエクスポージャー」「適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー」「その他リテール向けエクスポージャー」の種別毎に、リスク特性や延滞状況等に基づいた各プールに定期的に区分しています。

●株式等エクスポージャー

グループ各銀行における政策投資株式は、リスク・アセット計算上PD/LGD方式*を適用(別途、計算方法が定められている銘柄を除く)しており、事業法人向けエクスポージャーと同様の手法により、信用格付を付与しています。

●ファンド等(みなし計算)

りそなグループでは、株式投信、債券投信等の各種ファンドへの投資を行っていますが、ファンド等の信用リスク・アセットについては、ルック・スルー(ファンド等の裏付となっている個々の資産内容の把握)を行って、個々の裏付資産の信用リスク・アセットの額の総額を用いることを原則としています。ルック・スルーによる裏付資産の信用リスク・アセット算出にPD/LGD方式を適用する場合は、事業法人等向けエクスポージャーに準ずる手法により、信用格付を付与しています。

*PD/LGD方式とは、信用格付区分毎のPD、LGDを考慮して、信用リスク・アセットを算出する方式です。

<ポートフォリオの分類と内部格付制度>

| 資産区分等 | | 対象先の概要 | 制度・規程 | |
|-------------|-----------|---|---|-----------------------|
| 事業法人等 | 事業法人 | 法人 | 与信額100百万円以上の法人 | 「信用格付制度」「LGDレーティング制度」 |
| | | 事業性個人 | 与信額100百万円以上の事業性個人 | 「信用格付制度」「LGDレーティング制度」 |
| | | 特定貸付債権 | プロジェクト・ファイナンス、オブジェクト・ファイナンス、事業用不動産向け貸付、ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付 | 「信用格付制度」 |
| | ソブリン | 中央政府、中央銀行、政府関係機関、地方公共団体、地方三公社、信用保証協会、国際機関等(本邦・外国) | 「信用格付制度」「LGDレーティング制度」 | |
| | 金融機関等 | 銀行・証券会社等(本邦・外国) | 「信用格付制度」「LGDレーティング制度」 | |
| リテール | 居住用不動産 | 不動産を所有し、当該不動産に居住する個人向け貸付でプール管理されるもの | | |
| | 適格リボルビング型 | 個人向け無担保で極度額10百万円以下のカードローン | 「リテールプール管理規程」 | |
| | その他リテール | 個人向け(除く事業性)かつ「居住用不動産」、 「適格リボルビング型」に該当しないもの 上記に該当せずかつ与信額100百万円未満のもの | ※「その他リテール」に該当する法人は「信用格付制度」に基づく格付を付与 | |
| 株式等エクスポージャー | | 政策投資株式 | 「信用格付制度」 | |

ポートフォリオ管理

集中リスク排除とモニタリングの枠組み

貸出資産等を全体としてマクロ的に管理を行う「ポートフォリオ管理」は、「与信審査管理」と並び、信用リスク管理の柱のひとつとして位置付けられるものです。

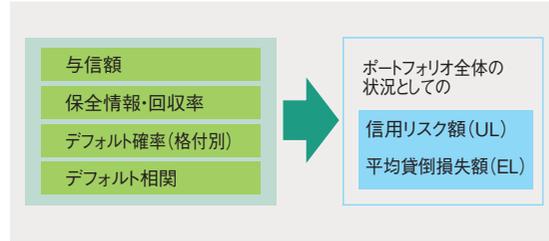
特定の取引先への与信集中が多額の損失に繋がり、公的資金による資本増強に至った反省を踏まえ、グループ各銀行では、クレジット・シーリング制度を定め、与信集中の防止を図っています。同制度では、各社がその体力に応じて金額上限を設定し、原則として、一取引先への与信額がこれを超過しない仕組みとしており、定期的に運用状況をモニタリングしています。

また、与信ポートフォリオについては、信用格付別・業種別等の区分を設定した上で、与信額、信用コスト等の増減やリスク・リターンを定期的にモニタリングしています。

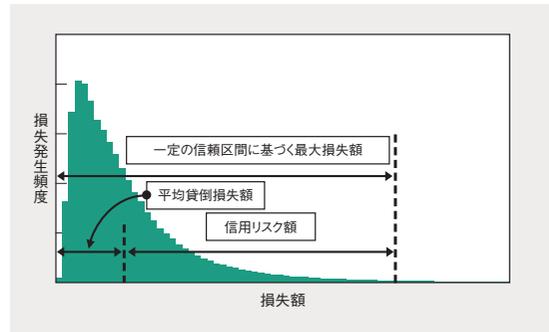
信用リスクの計測と限度設定

りそなグループでは、信用リスク計測モデルを用いて、与信ポートフォリオ全体の信用リスクを計測し、内部管理に活用しています。具体的には、与信額、保全情報・回収率、信用格付毎のデフォルト確率、デフォルト相関等を用いて平均貸倒損失額（期待損失額：EL=Expected Loss）及び信用リスク額（非期待損失額：UL=Unexpected Loss）を計測するとともに、信用リスク額に対して限度を設定し、信用リスクを一定の範囲内に抑制しています。

<信用リスク額の算出>



<信用リスク計測時の損失分布のイメージ>



ポートフォリオ分析への活用

与信ポートフォリオの分析等、リスク管理の高度化を図っていくためには、与信先単位や業種別といったセグメント別の信用リスク額を算出していく必要があります。

りそなグループでは、与信ポートフォリオ全体で計測している信用リスク額を個別の与信先単位に配分し、セグメント毎に集計したうえでポートフォリオ分析に活用しています。

与信審査管理

案件審査

与信審査管理とは、案件一件毎の与信判断、あるいは与信先一先毎の与信管理を行うものです。

与信の取上げにあたっては、各営業部店が、「クレジット・ポリシー」をはじめとする信用リスク管理に係る諸規程・細則・手続等の定めにより、財務諸表等の定量的な情報と、事業環境や経営者の資質等の定性的な情報を総合的に評価した上で、資金使途、返済原資、貸出条件等の妥当性の検討を加え、厳正な審査を行っています。

与信額、信用リスクの度合いが一定レベル以上の与信先の案件については、本部の審査管理部署もしくは問題債権管理部署が審査・決裁を行っており、与信先の規模、業種、及び信用リスクの度合いに応じた審査体制としています。

与信先管理

与信実行後は、資金使途、貸出条件の履行状況の確認を行うほか、与信先の業況・事業計画遂行状況を適時把握し、状況に応じた適切な対応策を講じています。

審査管理部署は、与信先の信用リスクの状況を踏ま

え、必要に応じて対応方針及び具体的方策を検討の上、営業部店等に指示するとともに、指示が適切に実行されているかを検証しています。特に大口与信先については、経営に大きな影響を及ぼすことを踏まえて、より厳格かつ継続的にモニタリングを行い、管理状況や対応方針等を融資会議で協議・報告しています。

問題債権については、原則として信用リスクの度合い、具体的には格付・債務者区分等により分別管理する体制としています。一定の格付・債務者区分以下の与信先については問題債権管理部署が経営状況等を的確に把握・管理し、その再生可能性を適切に見極めた上で事業再生、整理・回収を行います。再生可能な先については、再建計画の策定を指導する等、極力再生の方針で取り組み、また延滞先に対しては延滞発生原因の把握、分析を行い、適時に相談・助言を実施する等、延滞長期化を未然に防止するよう取り組んでいます。特に中小零細企業の場合には、金融機関の社会的な役割を踏まえ、きめ細かな経営相談、経営指導及び経営改善計画の策定支援等を通じて積極的に事業再生に取り組んでいます。

自己査定及び償却・引当

自己査定

自己査定は、保有する資産を自らが個別にその内容を検討して、回収の危険性または価値の毀損の危険性の度合いに従って区分することにより、資産の実態を把握し、健全性を高めることを目的とするものです。また、自己査定は信用リスクを管理するための手段であるとともに、査定結果に基づき適正な償却・引当を実施し、資産内容の実態を客観的に反映した財務諸表を作成するための準備作業として位置付けられるものです。

償却・引当の基準

グループ各銀行では、「償却・引当基準」を定め、自己査定結果に基づいて、原則以下の通り償却・引当を実施しています。

- ・正常先に対する債権に係る貸倒引当金は、過去の一定期間における貸倒実績により算定された予想損失率に基づき、今後1年分の予想損失額を一般貸

倒引当金として計上しています。

- ・要注意先に対する債権に係る貸倒引当金について

| 格付 | 債務者区分 | 分類 | 償却・引当 |
|-----------------------------|-----------------------|------------|---------------------|
| SA A B C D E | 正常先 | I (非分類) | 予想損失率に基づき引当を実施* |
| F G H | 要注意先 要管理先 | II | |
| I J K | 破綻懸念先 実質破綻先 破綻先 | III IV | 保全不足部分について償却・引当を実施* |

※要注意先、要管理先、破綻懸念先のうち一部の大口先については、DCF(ディスカウント・キャッシュ・フロー)法による引当を実施しています。

は、過去の一定期間における貸倒実績により算定された予想損失率に基づき、今後1年分(要管理先は3年分)の予想損失額を一般貸倒引当金として計上しています。

- ・破綻懸念先に対する債権に係る貸倒引当金については、債権額から担保の処分可能額及び保証による回収可能見込額を控除した残額に対して、過去

の一定期間における貸倒実績により算定された予想損失率に基づき、今後3年分の予想損失額を見積もり、個別貸倒引当金として計上しています。

- ・実質破綻先及び破綻先に対する債権については、債権金額から担保及び保証による回収見込額を控除した残額を個別債権毎に償却するか、個別貸倒引当金を計上しています。

証券化取引

りそなグループでは、以下のとおり信用リスク資産への投資や、お客さまの資金調達的手段として行う売掛債権・手形債権の流動化取引等の様々な証券化取引※に取り組んでいます。なお、証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを含む)に係る信用リスク・アセットの算出方法、会計方針及び定量情報等については、「自己資本の充実の状況・バーゼル関連データセクション」に記載しています。

※証券化取引とは、自己資本比率告示において、「原資産に係る信用リスクを優先劣後構造の関係にある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引をいう。ただし、特定貸付債権に該当するものを除く。」と定められています。また、再証券化取引とは、「証券化取引のうち、原資産の一部又は全部が証券化エクスポージャーである取引をいう。」と定められています。

投資家として関与する証券化取引

グループ各銀行が、住宅ローン債権や商業用不動産を原資産とした投資商品等を投資目的で保有している場合がありますが、これらの中に証券化エクスポージャーとして分類されるものがあります。こうした証券化商品・投資商品に関しては、適格格付機関による信用格付に基づいた取得基準の設定、リスクを抑制し分散するための保有限度の設定等のリスク管理を行っています。また、証券化商品には、一般的な市場リスク

(金利リスク、為替リスク、価格変動リスク)のほかに、信用状況の変化に伴うリスクや裏付資産の状態や組成スキームの違いなどによる証券化商品特有のリスクがあります。リスク管理部では、こうした「構造上の特性」を把握し、「裏付資産の状況」、「構造上の特性のうち、継続的に管理すべき情報」についてモニタリングを行うとともに、信用補完の十分性の確認や格付変化・マーケット変化・市場流動性・個別要因を勘案したストレステストを実施しています。なお、再証券化エクスポージャーに該当する証券化商品についても、証券化エクスポージャー同様の管理を行っています。

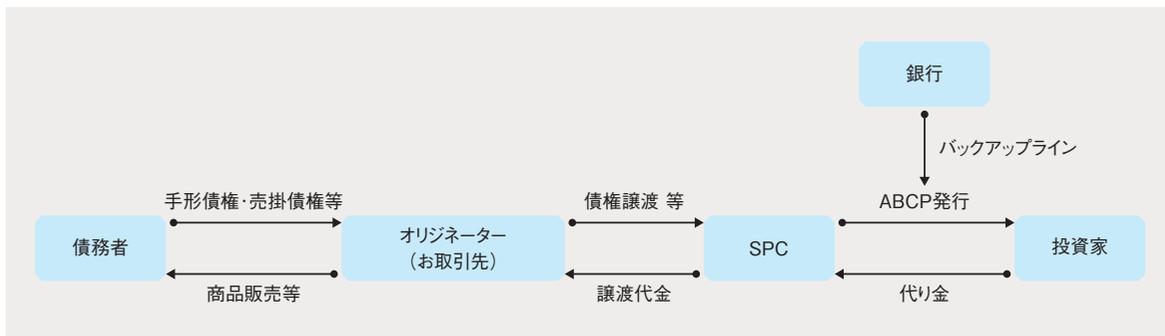
オリジネーターとして関与する証券化取引

グループ各銀行では、バランスシート上の信用リスクや金利リスクをコントロールする目的として住宅ローンや貸出金の不良債権等の流動化を行った際に、自社で流動化債権の一部を保有する場合がありますが、これについても証券化エクスポージャーとして分類されるものがあります。グループ各銀行が保有する資産の流動化を行う場合、各種関係法令・規制を確認し、リスク移転の効果、取引スキームの妥当性等を判断しています。

スポンサーとして関与する証券化取引

グループ各銀行では、お客さまが保有する売掛債

<ABCPプログラムのスキームの例>



権や手形債権等を流動化して資金調達を行うための ABCPプログラムやABLプログラムを用意しています。ABCPバックアップラインやABLには証券化エクスポージャーとして分類されるものがあります。こうした業務を行うに際しては、流動化の対象債権や対象銘柄の条件等を定めるとともに、第三者対抗要件の具備、債権自体が存在しない等の不正取引リスク、商品返品等による希薄化リスク、反対債権との相殺による相殺リス

ク等を確認しています。

こうした証券化商品は、グループ各銀行がお客様の資金調達手段として流動化プログラムのアレンジを行うことから、証券化商品特有のリスクである「構造上の特性」について適切に把握しています。また「裏付資産の状況」についてもグループ各銀行において、常時、把握が可能な体制となっています。

信用リスク削減手法

信用リスクについては、担保・保証等による保全によって信用力を補完し、債権の質の向上を図ることで、信用リスクを削減することが可能です。

保全となる担保としては、自行預金、国債等の債券や上場会社株式等の有価証券、商業手形、不動産等があり、グループ各銀行では担保物の厳格な保管や評価額の定期的な見直し等により適切に担保の管理

を行っています。その他、各種の保証、貸出金と非担保自行預金が相殺可能な銀行取引約定書等の契約、派生商品取引・レポ取引における相対ネットリング契約によっても保全を図っています。

ただし、与信の回収は与信先の利益やキャッシュフローによることが大原則であり、担保・保証等へ過度に依存しないよう努めています。

派生商品取引及び長期決済期間取引

りそなグループでは、派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクを反映し、信用リスク・アセットの額を算出しています。

信用供与枠及びリスク資本の割当方法に関する方針

派生商品取引の取引相手の信用リスクについては、貸出金等の与信取引と合算して審査管理を行うこととしており、信用リスク管理に係る原理・原則や行動規範等を定めた「クレジット・ポリシー」に則り適切な与信判断を行い、信用供与枠を設定しています。

貸出金等と異なり、リスク管理上の与信額が市場動向により変動するため、実行後の与信額は、時価と将来リスクを考慮した方法(カレントエクスポージャー方式)により定期的に管理しています。

なお、金融機関等との市場性取引においては、当該金融機関の信用状況や金融情勢等を踏まえて、クレジットラインを設定しています。

また、派生商品に係るリスクについては、信用リスク

及び市場リスクに対する配賦資本の中に含めて管理しています。

担保による保全及び引当金の算定に関する方針

貸出金等の与信取引と合わせて信用供与枠や保全状況等の管理を行っており、また「自己査定基準」「償却・引当基準」に基づき引当金の算定を行っています。

自社の信用力の悪化により担保を追加的に提供することが必要となる場合の影響度

デリバティブ担保契約に基づく市場関連取引について、グループ各銀行では、相手先毎にクレジットラインを設ける等、管理する体制を整備しています。グループ各銀行の信用力の悪化により担保を追加的に提供することが必要となる場合や、市場環境・取引の状況等により限度枠を超過したり、超過することが予想されたりする場合には、相手先との取引見直しや、当該商品への取組方針の見直しを行うこととしています。

市場リスク管理

市場リスク管理の基本的考え方

市場リスクとは、「金利、為替、株式等の様々な市場のリスクファクターの変動により、資産・負債(オフ・バランスを含む)の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスク」をいいます。

りそなグループでは、市場取引に内在する損失の可能性を一定の範囲内に抑制しつつ、取引から得られる収益の極大化を図ることで、りそなグループの経営健全性の確保と資本効率の向上の両立を図ることを目的として、適正かつ厳正な市場リスク管理を行っています。

市場リスクの管理体制

りそなグループにおける市場業務運営は、りそなホールディングスによる指導・助言のもと、グループ各銀行においてそれぞれの規模や特性等に応じた運営を行っています。

市場リスク管理においては相互牽制が必要であることから、グループ各銀行では、市場業務の規模・特性を勘案した上で、取引実施部署(フロント・オフィス)、リスク管理部署(ミドル・オフィス)及び事務管理部署(バック

・オフィス)を分離する等の対応を行っています。

また、独立した立場から、内部監査部門が監査を実施する体制としています。

市場リスクの管理手法

グループ各銀行では、トレーディング業務、バンキング業務で実施する対象取引や時価の算定方法等の管理方法を明確に定め、適切に運用しています。

また、市場リスクにかかるリスク限度、損失限度、ならびに商品別等のセンチビティ^{※1}限度等を設定し、これらの状況を原則として日次で、場合によっては月次でモニタリングし、限度等の遵守状況、損益の状況等を管理しています。また、ストレスシナリオに基づく損失額も定期的に算出し、活用しています。

りそなホールディングスは、グループ全体のリスクの状況を管理し、必要に応じグループ各銀行への指導・助言を実施しています。

※1 センティビティとは、ある市場相場等の指標が変化した時の市場取引等の時価の変化額です。BPV(金利0.01%変化時の時価変化額)もその一つです。

りそな銀行

りそな銀行における市場取引については、自己ポジション取引を行うトレーディングについては限定的なリスク配分とし、また、バンキング取引においては、債券のみならず、投資信託等への投資により運用の多様化を図っていますが、政策投資株式はリスク抑制を原則としています。

りそな銀行における市場リスクに関するVaRは以下の通りです。

【VaR実績値(2014年4月1日～2015年3月31日)】

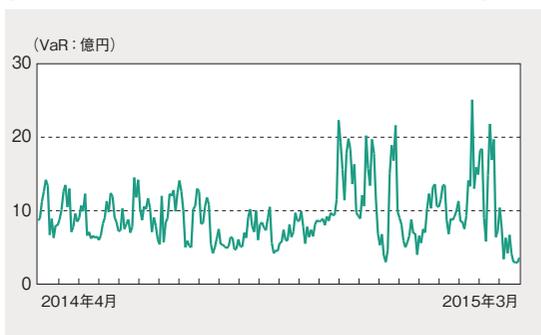
| 単位：億円 | 期末値 | 最大値 | 最小値 | 平均値 |
|-----------|-----|------|-----|-----|
| トレーディング取引 | 3.6 | 25.1 | 2.9 | 9.4 |
| バンキング取引 | 219 | 356 | 162 | 227 |

※政策投資株式を除く

| | トレーディング取引 | バンキング取引 |
|-----------|--------------------------------|------------------|
| ①信頼区間 | 片側99% | 片側99% |
| ②保有期間 | 10営業日 | 20営業日 |
| ③データの観測期間 | 1年 | 5年 |
| ④リスク計測手法 | ヒストリカル・シミュレーション法 ^{※2} | ヒストリカル・シミュレーション法 |

※2 ヒストリカル・シミュレーション法とは、基準日時点のポートフォリオに対し、過去に実際に発生した市場変動をあてはめてシミュレーションを行い、その結果発生する損益の分布を用いてVaRを算出する方法です。

【トレーディングVaR(2014年4月1日～2015年3月31日)】



【バンキングVaR(2014年4月1日～2015年3月31日)】



リスク計測モデルの信頼性と有効性を検証するため、当該モデルで計算したVaRと損益を比較・検証するバックテストを日次で実施しています。りそな銀行におけるトレーディング取引のバックテストの結果は右記の通りです。VaRの範囲内に収まらない損失が発生した回数等は、特に問題ない水準であり、VaRは適切に算出されているものと判断しています。

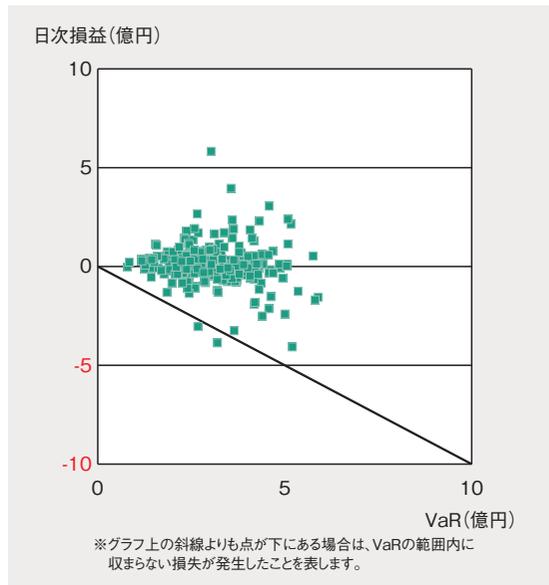
りそな銀行が使用するリスク計測モデルについては、外部監査においても有効性が確認されています。

また、りそな銀行ではヒストリカルシナリオ^{※1}や仮想シナリオ^{※2}に基づくストレステストを適時適切に実施し、VaRによるリスク管理を補完しています。

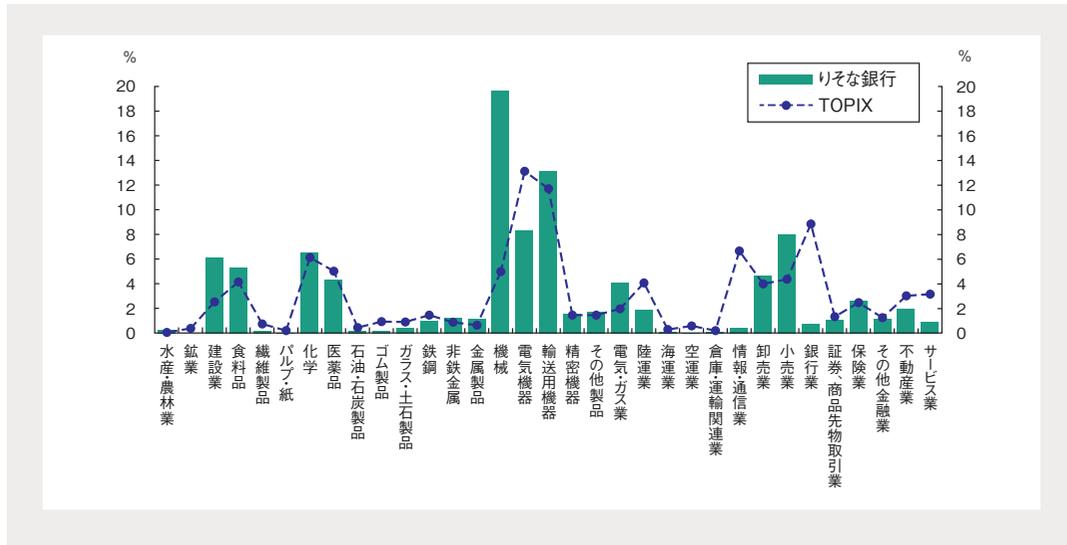
※1 ヒストリカルシナリオとは、過去の市場、経済環境の変動事象における、最大規模の変動が発生する前提で策定したシナリオです。市場リスクでは、過去10年間の市場の変動データに基づき策定しています。

※2 仮想シナリオとは、ポートフォリオの状況等を踏まえ、マクロ経済環境の悪化や特定のイベント、環境変化等当社にとって影響を及ぼすものを想定し策定したシナリオです。

【トレーディング取引に係るバックテストの状況】



〔参考：政策投資株式 業種別ポートフォリオ(2015年3月末りそな銀行単体)〕



埼玉りそな銀行

埼玉りそな銀行における市場取引については、トレーディングは限定的なリスク配分とし、バンキング取引も国債中心の運用であり、政策投資株式はリスク抑制を原則としています。埼玉りそな銀行における市場リスクに関するVaRは右記の通りです。

埼玉りそな銀行が使用するリスク計測モデルについては、社内におけるバックテストで検証を行っているほか、外部監査においても有効性が確認されています。

また、埼玉りそな銀行ではヒストリカルシナリオや仮想シナリオに基づくストレステストを適時適切に実施し、VaRによるリスク管理を補完しています。

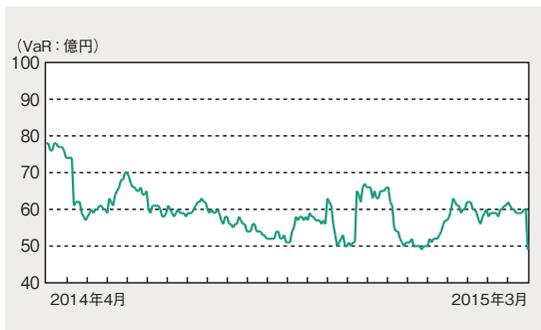
【VaR実績値(2014年4月1日～2015年3月31日)】

| 単位：億円 | 期末値 | 最大値 | 最小値 | 平均値 |
|-----------|-----|-----|-----|-----|
| トレーディング取引 | 0.2 | 0.8 | 0.1 | 0.3 |
| バンキング取引 | 49 | 78 | 49 | 59 |

※政策投資株式を除く

| | トレーディング取引 | バンキング取引 |
|-----------|------------------|------------------|
| ①信頼区間 | 片側99% | 片側99% |
| ②保有期間 | 10営業日 | 20営業日 |
| ③データの観測期間 | 1年 | 5年 |
| ④リスク計測手法 | ヒストリカル・シミュレーション法 | ヒストリカル・シミュレーション法 |

【バンキングVaR(2014年4月1日～2015年3月31日)】



近畿大阪銀行

近畿大阪銀行における市場取引については、バンキング取引において、債券運用を中心としつつ、投資信託等への投資によりリスク分散を図っています。それ以外の政策投資株式、トレーディング取引については、限定的なリスク配分としています。近畿大阪銀行における市場リスクに関するVaRは右記の通りです。

近畿大阪銀行が使用するリスク計測モデルについては、社内におけるバックテストで検証を行っているほか、外部監査においても有効性が確認されています。

また、近畿大阪銀行ではヒストリカルシナリオや仮想シナリオに基づくストレステストを適時適切に実施し、VaRによるリスク管理を補完しています。

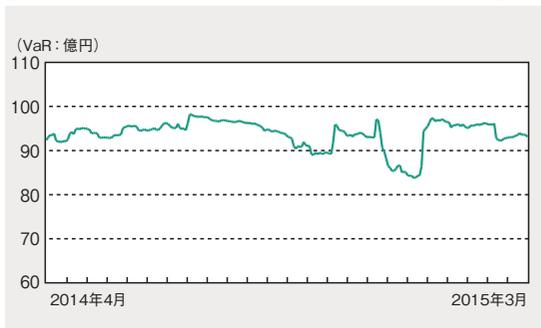
【VaR実績値(2014年4月1日～2015年3月31日)】

| 単位：億円 | 期末値 | 最大値 | 最小値 | 平均値 |
|-----------|-----|-----|-----|-----|
| トレーディング取引 | 0.1 | 0.6 | 0.0 | 0.1 |
| バンキング取引 | 91 | 98 | 84 | 94 |

※政策投資株式を除く

| | トレーディング取引 | バンキング取引 |
|-----------|------------------|------------------|
| ①信頼区間 | 片側99% | 片側99% |
| ②保有期間 | 10営業日 | 125営業日 |
| ③データの観測期間 | 1年 | 5年 |
| ④リスク計測手法 | ヒストリカル・シミュレーション法 | ヒストリカル・シミュレーション法 |

【バンキングVaR(2014年4月1日～2015年3月31日)】



銀行勘定における出資・株式等エクスポージャー

出資・株式等に関するリスク管理

グループ各銀行では、銀行勘定における純投資目的または政策投資目的で保有するファンド等への出資あるいは政策投資目的で保有する株式等については、各種社内ルールに則り、事前の個別案件毎の審査等を通じて銘柄の厳選に努めています。また、過度なリスクテイクを抑制するため、あらかじめ一定水準のポジション枠を設定するとともに、リスクを計測してその状況を定期的に経営陣に報告しています。

グループ各銀行が保有する株式等については、その他有価証券、子会社株式、関連会社株式に係わず、信用リスクを計測しています。

また、時価評価が可能な上場株式等については、フロントオフィスから独立したミドルオフィスがポートフォリオベースの価格変動リスクの計測等を実施しています。なお、株式等の価格変動リスクの計測については、信頼区間99%、保有期間125営業日のVaRにより行っています。

銀行勘定における金利リスク

リスク管理の方針及び手続の概要

グループ各銀行では、銀行勘定における金利リスクに関し、金利動向、経済環境を踏まえ、収益の安定化・極大化を図るべく、リスク配分を行うとともに、デリバティブ取引についてはリスクヘッジを主体に行うことを基本とし、適切な管理を行っています。具体的には、トレーディングに係るリスク管理と同様に、グループ各銀行において、過度なリスクテイクを抑制するため、リスク限度を設定するとともに、損失額についても損失限度を設定し、フロントオフィスから独立したミドルオフィスが、金利リスク等を原則日次でモニタリングし、リスク限度等の遵守状況、損益の状況等を管理しています。その結果については、定期的に経営陣に報告を実施しており、適切なリスク管理を行っています。

また、通常のリスク計測に加え、市場急変時の影響額を計るため、定期的にストレステストを実施し、その影響額について、モニタリングを実施するとともに統合的リスク管理へ活用しています。

りそなグループが内部管理上使用した銀行勘定における金利リスク算定手段の概要

りそなグループが内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要は以下の通りです。

- ・保有期間：りそな銀行及び埼玉りそな銀行20営業日、近畿大阪銀行125営業日
- ・信頼区間：片側99%
- ・観測期間：5年
- ・リスク計測手法：ヒストリカル・シミュレーション法
- ・上記以外の主要な前提条件：満期のない流動性預金のうち、長期間滞留している部分（コア預金）については、内部モデルによって残高を推計し、最長10年、平均5年のものとして金利リスクを計測しています。また、期限前返済のある住宅ローン等については、ローン実行からの経過期間等と過去の繰上げ返済実績との関係を分析し、将来のキャッシュフローを予測した上で、金利リスクを計測しています。

流動性リスク管理

流動性リスク管理の基本的考え方

流動性リスクとは、「運用と調達の間隔のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク(資金繰りリスク)、ならびに市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク(市場流動性リスク)」をいいます。

資金繰り不安が風評に波及すると負の連鎖を引き起こし、その解消に相当期間を要することになります。経営に重大な影響を与える流動性リスクの顕在化を回避するため、資金化が容易な資産(流動性資産)を潤沢に保有し、安定的な資金繰り運営を行うとともに、万一リスクが顕在化した場合には早期対応によりリスクの拡大を防止し、その状況を解消することを流動性リスク管理の基本としています。

グループ各銀行においては、資金繰り管理部署と流動性リスク管理部署の相互牽制体制や、適時適切にモニタリング・経営宛報告を実施する等の流動性リスク管理体制を整備しています。経営管理を行うりそなホールディングスにも流動性リスク管理部署を設置し、グループとしての流動性リスク管理体制を整備しています。

流動性リスクの状況の評価

りそなホールディングス及びグループ各銀行は、流動性リスクの状況の評価を行い、「平常時」または「緊急時」の認定を行います。さらに「緊急時」の場合には、「第一フェーズ(警戒時)」「第二フェーズ(懸念時)」「第三フェーズ(危機時)」に区分された緊急時フェーズのいずれかの認定を行い、認定した緊急時フェーズに応じ、あらかじめ定めた具体的対応策を適時適切に実施する体制としています。

また、流動性リスクの状況の評価は、グループ共通の外的要因(りそなホールディングス株価、格付、風評、経済情勢、金融政策等)、及び内的要因(グループ各銀行の資金繰り状況を示す預金、市場性調達状況等)の両面から分析することで、総合的に行っています。

流動性リスク指標

グループ各銀行は、各々の規模・特性及び流動性リスクの状況を踏まえて、重要な流動性リスク指標を設定しモニタリングを実施しています。さらに、必要に応じて、りそなホールディングスと事前協議をした上で、流動性リスク指標にガイドラインを設定し、管理しています。特に潤沢な流動性資産を確保することが安定的な資金繰り運営上重要であるとの認識のもと、グループ各銀行は各々の規模・特性に応じた流動性資産保有額に係る適切な保有額の下限額をガイドラインとして設定し、当該ガイドラインを日々遵守しつつ安定的な資金繰り運営を実施しています。

また、りそなホールディングスにおいても、グループ各銀行から主要な流動性リスク指標の報告を日次で受けてモニタリングしています。

流動性緊急時対応体制

流動性の緊急時には、りそなホールディングスにおいてグループ流動性リスク管理委員会を開催します。グループ各銀行においても、同様に流動性リスク管理委員会等を開催し対応します。

さらに、流動性危機の程度が重大、またはその可能性が高い場合、各社において危機対応を統括する組織として社長を本部長とする危機対策本部を設置して対応します。

オペレーショナルリスク管理

オペレーショナルリスク管理の基本的考え方

オペレーショナルリスクとは、「内部プロセス・人・システムが不適切あるいは機能しないこと、又は外部要因により生ずる損失に関するリスク」をいい、事務、システム、法務・コンプライアンスリスク等の幅広いリスクを含んでおり、全ての業務・商品・サービスにおいて発生する可能性があります。

りそなグループでは、オペレーショナルリスクを管理するにあたり、リスクカテゴリー毎に顕在化したリスク及び内在するリスクの特定・評価、把握を行い、経営に

重大な影響を与える事故の発生回避やお客さまへの不利益を排除する観点から再発防止や未然防止等を適切に行うことにより、オペレーショナルリスクの管理・削減に努めています。委託業務についても管理対象として、管理体制の整備を図っています。

また、オペレーショナルリスクが顕在化した場合における経営への影響度について、統計的手法を用いて計測し、統合的リスク管理に活用する等、適切なリスク管理を行っています。

<オペレーショナルリスクの分類>

| りそなグループのリスク分類 | 具体的事例 | 金融庁告示上の損失分類 | |
|-----------------|--|--|--|
| 事務リスク | 内部不正 | 顧客預金横領 会社資産着服 意図的な権限外取引、改ざん | 内部の不正 役職員による詐欺、財産の横領、規制・法令・内規の回避を意図した行為による損失 |
| | 事務過誤 | 事務ミスによる損失 重要物品の紛失・誤廃棄 期日管理看過による損失 | 注文等の執行、送達及びプロセスの管理 取引相手や仕入先との関係から生じる損失 取引処理・プロセス管理失敗による損失 |
| システムリスク | システム障害 サイバー攻撃 | 事業活動の中断及びシステム障害 事業活動の中断・システム障害による損失 | |
| 法務・コンプライアンスリスク | 説明義務違反に起因する損失 優越的地位の濫用 | 顧客、商品及び取引慣行 顧客に対する過失による義務違反(受託者責任、適合性等) 商品の性質・設計から生じる損失 | |
| 信託財産の運用リスク | 管理の失当による損失 財産管理上の不正行為 運用ガイドライン違反 | | |
| その他のオペレーショナルリスク | 災害 | 災害・停電による業務中断 | 事業活動の中断及びシステム障害 事業活動の中断・システム障害による損失 |
| | 外部犯罪 | 偽造・盗難カード被害の補償 強盗・盗難による被害 | 外部からの不正 第三者による詐欺、横領、脱法を意図した行為による損失 |
| | 設備等の瑕疵 | 自然災害・テロによる設備損傷 設備瑕疵に起因する被害補償 | 有形資産に対する損傷 自然災害その他の事象による有形資産の損傷による損失 |
| | 人事・労務管理 | 残業代未払いによる訴訟 労災認定後の補償 セクハラ等の和解金 | 労務慣行及び職場の安全 雇用・健康関係の法令・協定に違反した行為、労働災害又は差別行為による損失 |

オペレーショナルリスクの管理体制

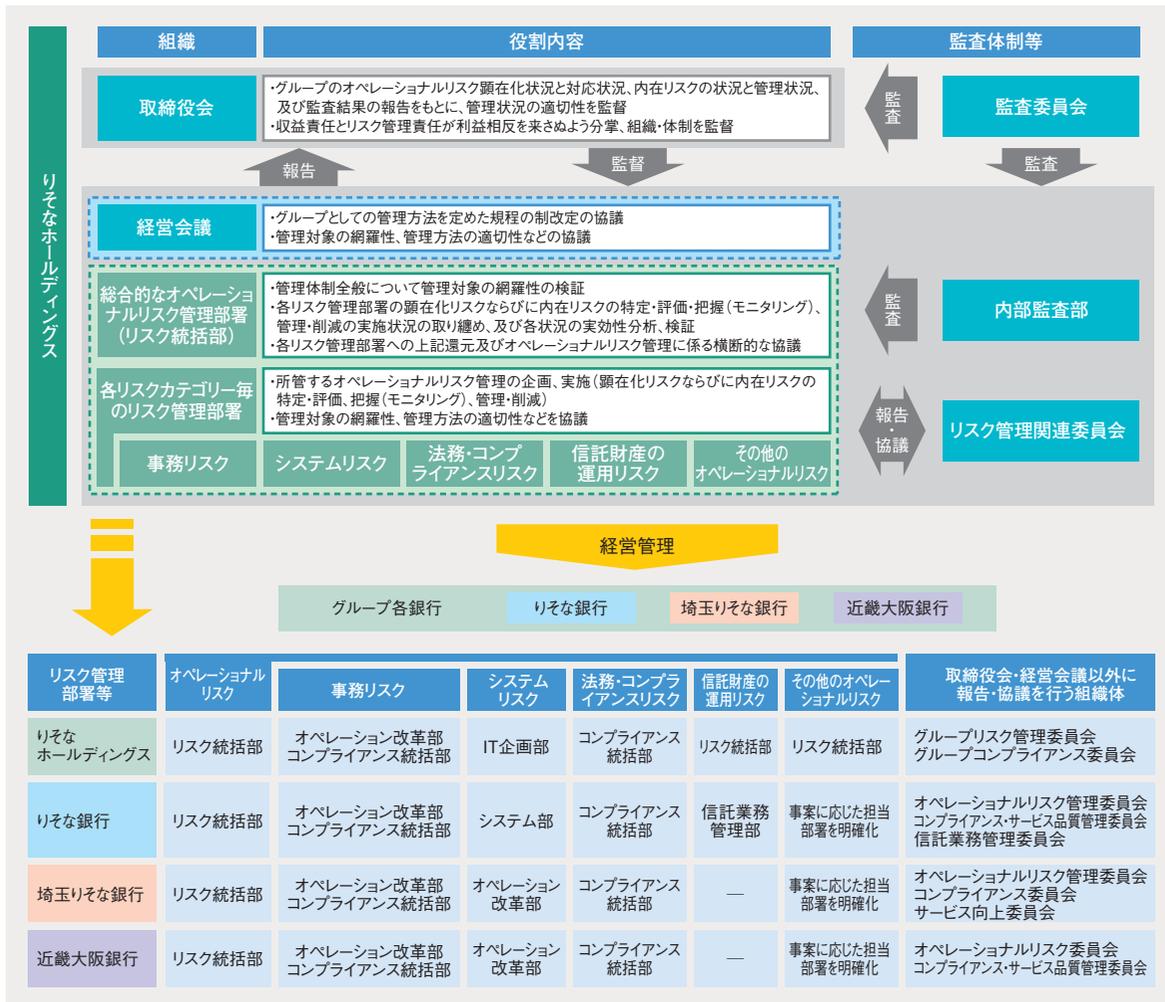
りそなホールディングスでは、グループ各銀行のリスク管理に関する方針・各種規程、管理上の重要な施策等に関する事前協議を通じて、各銀行のリスク管理体制について指導・助言を行うとともに、各銀行のオペレーショナルリスクの状況をモニタリングし、経営陣に報告しています。

また、りそなホールディングス及びグループ各銀行では、オペレーショナルリスク管理における取締役会、経営会議、総合的なオペレーショナルリスク管理部署、各リスク管理部署、ならびに内部監査部門等の役割を定め相互の連携及び牽制が適切に機能する体制を整備しています。

損失データの収集と活用

グループ各銀行は、グループ統一の基準に従い、オペレーショナルリスク関連の損失データを収集しています。このデータや各種報告に基づき、各銀行及びりそなホールディングスでは顕在化したオペレーショナルリスクの分析を行っています。また、オペレーショナルリスクが顕在化した際の経営への影響度を把握するため、当該データを利用してオペレーショナルリスクを計測し、統合的リスク管理に活用しています。

<オペレーショナルリスク管理体制の概要>



リスク顕在化時の対応

グループ各銀行において一定レベル以上のオペレーショナルリスクの顕在化事案が発生した場合は、当該銀行及びりそなホールディングスの経営陣及び関係者へ直ちに第一報を行う制度を整備しています。この制度により、オペレーショナルリスク顕在化事案について、経営陣へ迅速に報告するとともに関係者が情報共有を図っています。

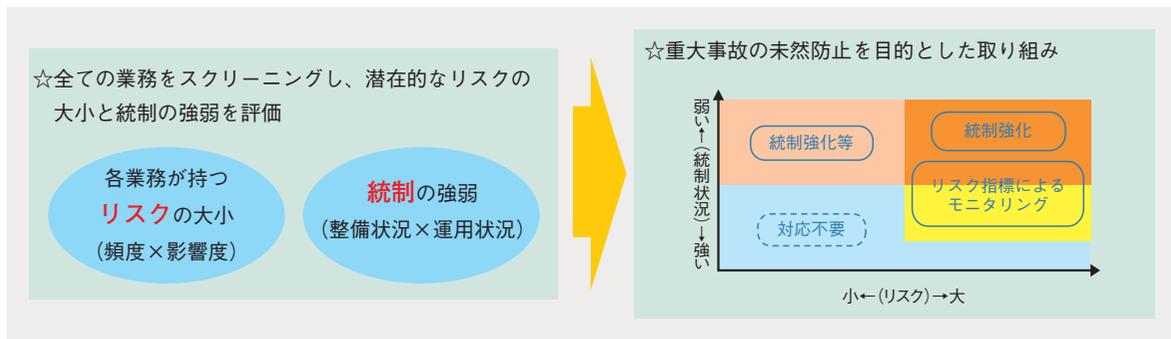
顕在化したリスクのうち経営に重大な影響を与える事象等が発生した場合には、こうした体制のもとで迅速かつ適切な初動対応を行い、影響の拡大防止に努めています。

オペレーショナルリスクの統制自己評価

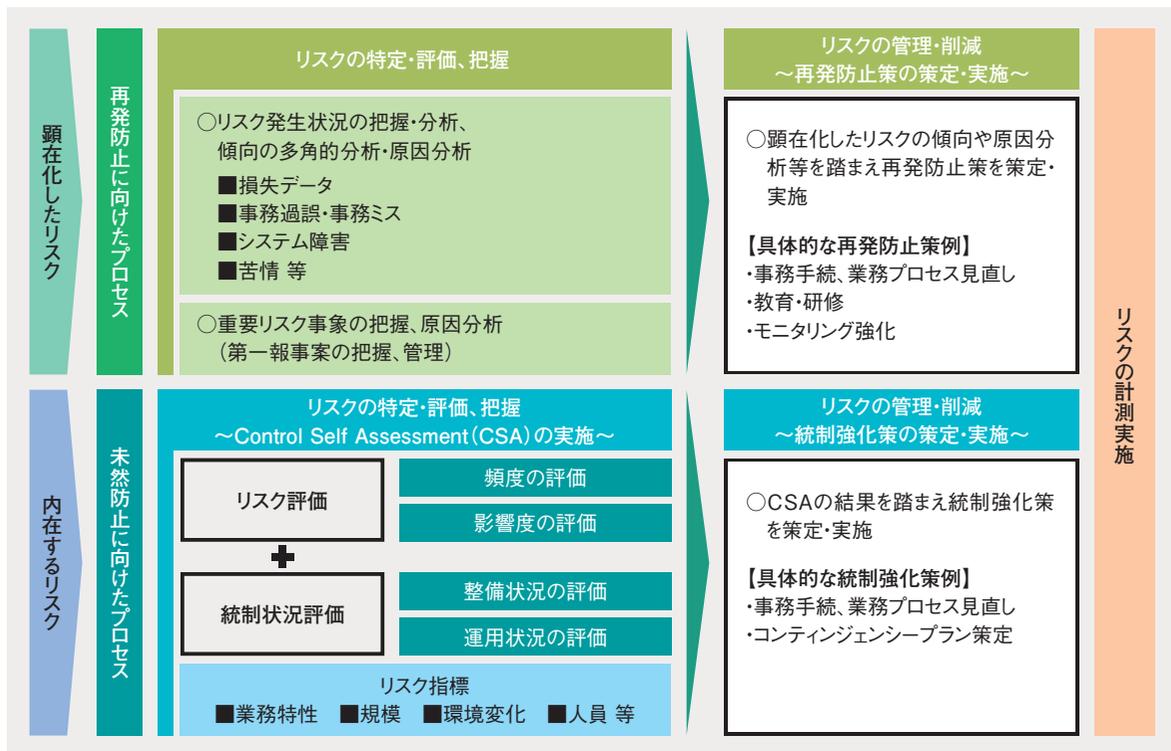
内在するリスクについては、オペレーショナルリスクの統制自己評価(OpR-CSA: Operational Risk-Control Self Assessment)を行い、業務毎のリスク(リスク顕在化の頻度と影響度)及び統制(整備状況と運用状況)を評価してリスクの洗出しを行っています。

オペレーショナルリスク評価に基づく重大事故の予防的な取り組みとして、統制強化策(アクションプラン)により統制状況の改善を図るとともに、リスク指標の設定・モニタリングにより内在するリスクの状況変化を早期に把握することとしています。

<オペレーショナルリスクの統制自己評価>



<りそなグループにおけるオペレーショナルリスクの特定・評価、把握、管理・削減の枠組み>



事務リスク管理

事務リスクとは、「業務に従事する役員及び従業員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスク」をいいます。

正確かつ迅速に事務処理を行うことは、銀行がお客さまから信頼を得るための必要条件です。銀行の多種多様な業務から生じる大量かつ時限性の高い事務を正確・迅速に処理するためには、事務リスクの抑制・極小化に向けて、事務過誤等の顕在化したリスク、各種モニタリング等で把握する内在リスクの両面からの取り組みを継続して行っています。

グループ各銀行では、事務過誤等の防止のため、事務手続の整備や社員等に対する教育・研修等に努めています。

また、事務過誤等を削減する取り組みとして、業務プロセスや事務処理を継続的に見直し、簡素化、セン

ター等での集中処理化、システム化等の対応を進めています。

営業店等における事務処理については、事務検証等を行うことで内部牽制機能を働かせ、事務過誤・不正防止を図っています。また、本部の管理セクションの担当者が営業店を訪問し、助言等を行っています。

顕在化したリスクについては、事務過誤・事務ミス等に係るデータを収集し、発生状況と影響度を特定・評価し、多角的に分析した上で原因等を把握して、発生要因に応じて、業務プロセス見直し、教育の徹底等の対応を行っています。

一方、内在するリスクについては、検出された不備発生状況、実地調査による事務実態等から特定・評価を行い、重要度に応じて対応策を講じています。

システムリスク管理

システムリスクとは、「コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備等に伴い損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスク」をいいます。

システムリスクについては、システム障害等として顕在化したリスク、ならびにシステム毎のリスク評価等により把握する内在するリスクの両面から管理することを基本方針としています。

グループ各銀行は、システムリスク管理に関する基準等の管理体制を整備しています。この管理体制のもと、システム障害等に対する迅速で適切な対応や、システム障害防止のための品質向上、障害時の影響拡大防止策、お客さまの情報の毀損・漏洩を防止する情報セキュリティの向上等に努めています。また、システム障害や様々な災害といった緊急時に備えたコンティンジェンシープラン等を整備しています。

法務・コンプライアンスリスク管理

法務・コンプライアンスリスクとは、「法令や契約に違反すること、不適切な契約を締結すること、及び顧客への説明義務違反や優越的地位の濫用その他の不適切な行為を行うこと、その他法的原因により損失を被るリスク」をいいます。

法務・コンプライアンスリスクの管理にあたっては、内在するリスク及び顕在化したリスクの特定・評価、把握を行い、再発防止や未然防止等を適切に遂行し、リスクの管理・削減を図ることとしています。

グループ各銀行では、内在するリスクについては計画的な研修を通じて役員・従業員の遵法意識及び法務・コンプライアンスリスクに対する認識の向上を図るとともに、法務・コンプライアンスリスク管理部署等に

よるコンプライアンス・チェック及び指導・助言を通じて、リスクの顕在化回避、事故の未然防止を図っています。また、コンプライアンス・プログラム等を通じて、統制状況を検証した上で、業務への反映、コンプライアンス・プログラムへの対策の組み込みによりリスクの削減を図っています。

顕在化したリスクについては、発生状況と影響度を特定・評価し、分析した上で再発防止策を策定しています。加えて、法務・コンプライアンスリスク管理部署が訴訟等の情報を統括管理することにより、訴訟等に係るリスクの状況を的確に把握できる管理体制を整備しています。

金融犯罪への取り組み

近年、金融犯罪が巧妙化・複雑化していますが、りそなグループでは、本人確認や取引時確認の強化等により、マネー・ロンダリングやテロ資金供与の防止、不正利用口座開設防止、盗難通帳での支払防止等に取り組んできました。偽造・盗難カード対策においては、ATMご利用限度額の個別設定サービス、カードロックサービス、生体認証付ICカード等を導入しています。また、インターネットバンキングサービスの提供にあたっては、セキュリティ対策ソフトの提供やワンタイムパスワード

の導入等のセキュリティ対策強化により、お客さまの大切な財産をお守りするよう努めています。

振り込め詐欺等に対しては、店頭でのお声かけやポスター、ウェブサイト等を通じたお客さまへの注意喚起を強化するとともに、警察と連携し、被害防止に取り組んでいます。なお、振り込め詐欺等の被害に関するお問合せ窓口として、各銀行毎にフリーダイヤルを設置し、振り込め詐欺被害者救済法に基づき、被害者の方への滞留資金の返還について、ご照会をお受けしています。

信託財産の運用リスク管理

信託財産の運用リスクとは、「信託財産の運用において、りそな銀行が果たすべき忠実義務・善管注意義務等の受託者としての責任の履行を怠ったことに起因して生じた信託財産の損失又は逸失利益を補填しなければならないリスク」をいいます。

信託財産の運用・管理において、受託者には忠実義務、善管注意義務等の受託者責任が課せられています。

りそな銀行では、主要業務として年金資金をはじめとするお客さまの大切な財産を運用・管理しており、受託者責任の履行が特に重要な使命であると認識しています。信託財産の運用に係るリスクは事務、システム、法務・コンプライアンスのいずれかのリスクカテゴリーに含まれますが、受託者責任を適切に履行するため、これらのリスクを「信託財産の運用リスク」として認

識したうえで、顕在化したリスクと内在するリスクの両面からリスクの特定・評価、把握、管理及び削減を関係部署と連携して行っています。

具体的には、信託財産の運用リスク管理部署は、運用ガイドライン等の遵守状況や運用の適切性について、定期的にモニタリングし、管理しています。顕在化したリスクについては、発生要因に応じて、業務プロセスの見直しや教育の徹底等、有効な再発防止策を講じています。内在するリスクについても、モニタリングする対象・頻度の見直しの実施により、リスクのコントロール・削減を行っています。

また、信託財産の運用・管理においては、外部監査機関による米国保証業務基準書第16号(SSAE16)に基づいた検証を受けており、適正運営の評価を得ています。

レピュテーションリスク管理

レピュテーションリスクとは、「マスコミ報道、評判・風説・風評等がきっかけとなり、損失を被るリスク」をいいます。

レピュテーションリスクは、各種リスクとの連鎖性を有しており、顕在化した場合には、信用の失墜、株価の下落、取引先の減少、ブランドの毀損等、予想を超えた不利益を被る可能性があります。

りそなグループでは、レピュテーションリスクを経営上の重要なリスクの一つと位置付け、適時適切な情報開示等により信頼の維持・向上を図り、リスクの顕在化の未然防止に努めています。

具体的には、インターネット上の風説やマスコミによる憶測記事等、各種媒体等の確認を通じてリスク顕在

化事象の早期把握に努めています。また、ソーシャルメディア利用によるレピュテーションリスク発現の未然防止のため、「ソーシャルメディアポリシー」を制定しています。

レピュテーションリスクが顕在化した際には、迅速かつ適切な対応によりりそなグループのステークホルダー(株主、お客さま、社員等)の利益を守り、影響の拡大防止に努めることとしています。りそなグループの経営に影響を及ぼす可能性があり、危機の程度が高い場合には、速やかに危機管理体制へ移行します。

なお、対外的なお問合せ及び公表窓口については、情報を集約するため、りそなホールディングスに一元化した体制としています。

自己資本管理体制について

りそなグループにおける自己資本規制への対応

自己資本規制は、自己資本の充実を通じて金融機関の健全性確保を図る枠組みであり、①最低所要自己資本比率、②金融機関の自己管理と監督当局による検証、③情報開示の充実を通じた市場規律の三つの柱から構成されています。

りそなグループでは、この規制の枠組みに沿って十分な自己資本を維持していくために、りそなホールディングスにおいて「グループ自己資本管理の基本方針」を、グループ各銀行においては「自己資本管理の基本方針」を制定し、①自己資本充実に関する施策の実施、②適切な自己資本充実度の評価、③正確な自己資本比率の算出等に取り組むとともに、リスク管理の更なる高度化を進めてまいりました。

自己資本比率の算出においては、右図のような手法を採用し、正確に算出を行っています。

<自己資本比率算出手法>

| 会社名 | 信用リスク・アセットの額 | オペレーショナル・リスク相当額 | マーケット・リスク相当額 |
|-------------|--------------|------------------------|--------------|
| りそなホールディングス | | | |
| りそな銀行 | 先進的内部格付手法 | 粗利益配分手法 ^[注] | 標準的方式 |
| 埼玉りそな銀行 | | | |
| 近畿大阪銀行 | 基礎的内部格付手法 | | |

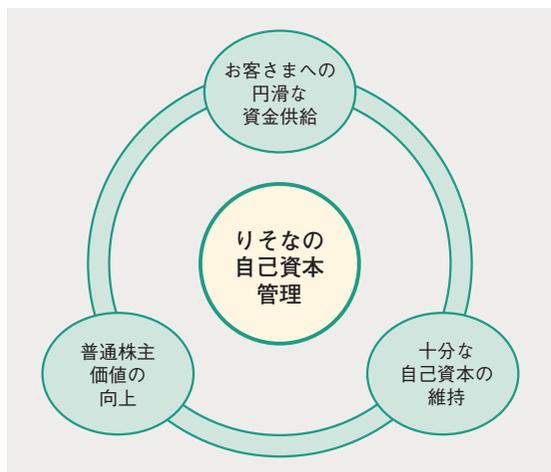
[注] 粗利益配分手法とは、直近3年間の「粗利益」をベースにオペレーショナル・リスク相当額を算出する手法ですが、この「粗利益」は自己資本比率告示上定義されているものであり、決算上の業務粗利益とは異なります。

<りそなホールディングス連結自己資本比率の推移>



りそなグループの自己資本管理

りそなグループは、従来から「お客さまへの円滑な資金供給」という、金融機関として求められる最も重要な使命を果たしつつ、「質・量ともに十分な自己資本の維持」に努めてまいりました。



中長期的な自己資本比率の目標水準については、主に以下の3点を踏まえ、現在適用している国内基準において十分な自己資本を確保するとともに、国際統一基準においても、普通株式等Tier1比率（その他有価証券評価差額金を除く）で8.0%を安定的に上回る水準を目指すこととし、目標水準の早期達成を目指してまいります。

- ①安定した資金供給・サービス提供等を通じた地域社会・経済発展への一層の貢献
- ②国際的な目線においても信用力のある金融機関としての資本確保と持続的成長の実現
- ③戦略的投資機会への機動的な対応や自己資本規制強化の可能性に備えた資本余力の確保

自己資本管理のガバナンスとPDCA

りそなホールディングス及びグループ各銀行では、健全かつ安定的な業務運営を継続していく上で、「リスクに見合った十分な自己資本を確保することが極めて重要である」との考えから、適切な自己資本比率の水準を維持するよう自己資本管理を行っています。

具体的には、自己資本比率を管理する部署と統合的リスクを管理する部署が、それぞれ自己資本比率計画及びリスク限度計画の策定、計画の遵守状況のモニタリング、実績値の分析・評価、自己資本充実度の評価、必要に応じた対応策の検討を行いつつ、相互に十分な協議を実施することにより、自己資本管理の状況が、経営陣に的確かつタイムリーに報告されるため、自己資本管理に関する機動的な施策の実行が可能となっています。

りそなホールディングス及びグループ各銀行では、「自己資本充実度」について、自己資本規制上の自己資本比率管理、及び統合的リスク管理の二つの側面から評価しています。自己資本比率管理では、自己資本比率実績を算出し、自己資本比率計画に基づく検証を行うことにより評価しています。また、統合的リスク管理では、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスクを、それぞれのリスクの特性やグループ各銀行の業務特性を勘案したうえで、VaR等をベースとした統一的な尺度により計測し、当社の健全性を評価しています。

また、通常では想定されない状況下におけるリスクへの備えとして複数のストレス・テストを実施し、また自己資本規制における第一の柱で捉えられないリスク(与信集中リスク、銀行勘定の金利リスク等)を考慮す

ることにより、総合的に自己資本充実度の評価を実施しています。

以上のような自己資本管理体制の下、りそなホールディングス及びグループ各銀行は、健全かつ安定的な業務運営を維持しうる十分な自己資本の水準を維持しています。

＜りそなホールディングスの自己資本充実度評価＞



※ グループ各銀行についても、自己資本管理部署と統合的リスク管理部署を両軸に、同様の管理態勢が構築されています。

危機管理・業務継続体制について

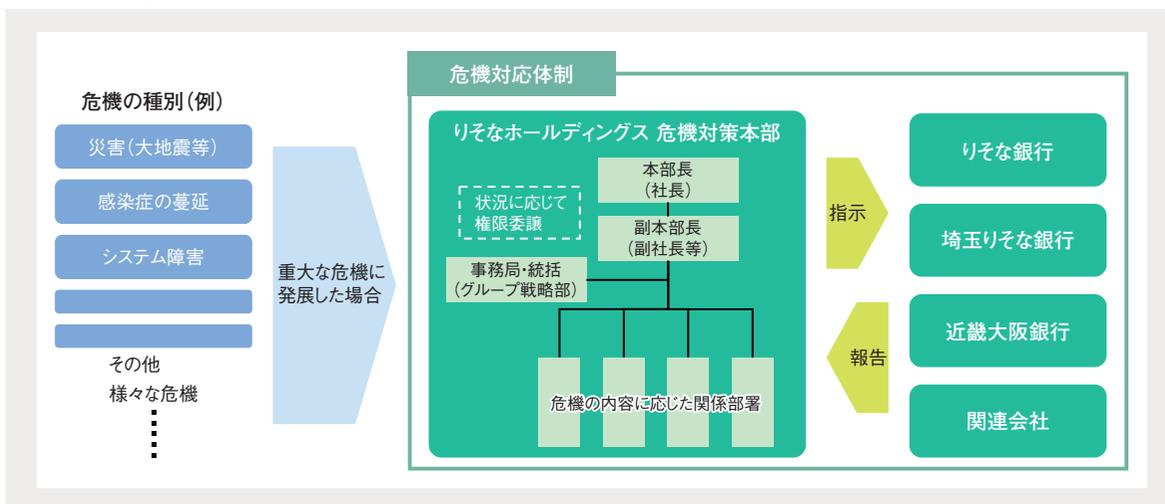
危機管理体制

りそなホールディングス及びグループ各社は、災害やシステム障害等により顕在化したリスクが、リスク管理の領域を超えて危機にまで拡大した場合に、お客さまや社員等の安全を確保し、迅速な対応及びリスク軽減措置等により業務継続・早期復旧が図れるよう、危機

管理基本方針を定め、危機管理体制を整備しています。

重大な危機が発生した場合は、各社に社長(又は予め定める代行者)を本部長とする危機対策本部を設置し、グループ各社が連携して危機対応にあたることとしています。

<グループの危機管理体制図>



業務継続体制

業務継続の基本的考え方

大規模地震等の自然災害や新型インフルエンザ等の感染症蔓延などにより、業務継続が脅かされる危機の発現時において、りそなグループとしての業務継続の基本方針を以下の通りとし、金融システム機能の中断を余儀なくされることのないよう、予め業務継続計画を策定し、業務継続体制の整備を進めるとともに、代表執行役(又は代表取締役)による検証を通じて業務継続体制の継続的な改善に取り組んでいます。

業務継続計画の策定

りそなグループ各社では、前記の業務継続の基本方針に基づき、大規模地震や感染症の蔓延等の危機を想定した業務継続計画や各種規程、マニュアル等を策定しています。

業務継続計画等においては、大規模地震等の危機の発現により業務継続が困難となる場合を想定し、お客さま・社員など人命の安全に十分配慮しつつ、必要な経営資源・業務執行体制を確保するための方策、金融システム機能の維持のための業務継続・早期復旧に向けた対応等について具体的に定めています。

業務継続の基本方針

- ・お客さま・社員など関係者の人命の安全確保を何よりも優先します。
- ・可能な限りの業務を継続・早期復旧することで、お客さまの生活や経済活動の維持に貢献するとともに、決済システムへの影響を抑制します。
- ・業務停止等による機会損失を最小限に抑えるとともに、資産及び信託財産の適切な保全を図ることにより、健全性を維持し経営リスクを軽減します。
- ・これらの実効性を確保するため、必要な体制・インフラを整備し、適切に経営資源を配分します。

非常時における優先業務

りそなグループ各社では、お客さま及び金融決済への影響度等を踏まえて、預金の払戻、振込、資金証券等の主要業務を大規模地震などの危機発生時における優先業務と位置付け、これらの業務については、当日中の業務再開を目標に復旧対応に当たることとしています。

主要インフラの整備

大規模地震の発生に備え、りそなグループ各社では、本社、営業店、システムセンター等の主要施設について、建物の耐震化、非常用発電機の設置等を進めています。

また、グループ各社の本社、システムセンターを首都圏・近畿圏に分散設置することにより、大地震発生時における同時被災リスクを軽減しているほか、危機発生時における東西相互バックアップ体制を整備しています。主要なコンピュータ・システムについても、非常用バックアップ・システムの構築、拠点間ネットワーク・インフラの二重化などの安全対策を施しております。さらに、電話通信網の遮断等に備え、衛星電話、災害時優先電話、業務用無線など複数の通信設備を導入しているほか、緊急時の連絡手段を強化する観点から、全営業店へのTV会議システムの設置を進めております。

<東西相互のバックアップ体制>



業務継続のための要員確保

大規模地震や感染症の蔓延等の危機時には、社員の被災・罹患や交通機関の混乱等により、業務の継続に必要な要員の確保が困難になるおそれがあります。このため、りそなグループ各社では、社員の安全確保を前提に、非常時における要員の確保策について定めるとともに、主要拠点において非常用物資の備蓄を行っています。

地域との協調・地域貢献

りそなグループ各社は、地域に根ざしたリテールバンクとして、業務継続を通じて金融面で地域に貢献するとともに、災害時の復旧活動や平時の啓発活動に関して地元地域との協調に努めます。

埼玉りそな銀行は、埼玉県と「防災協力に関する包括協定」を締結し、2014年8月には埼玉県・草加市が主催する防災訓練において、「帰宅困難者対策訓練」に協力するなど、地域と協調した活動に取り組んでいます。

業務継続体制の高度化への取り組み

りそなグループ各社では、地震や洪水等の自然災害や、新型インフルエンザ等感染症の蔓延、サイバーテロ等に起因するシステム障害など、さまざまな危機に備えるべく、業務継続体制の整備を進めるとともに、社員向けの実践的訓練・教育等を通じて危機対応力の向上に努めております。お客さまに、当グループの金融サービスを安心してご利用いただけるよう、引き続き業務継続体制の高度化に取り組んでまいります。



グループ合同業務継続訓練の様相

内部監査体制について

グループ内部監査

りそなグループにおける「内部監査」は、りそなホールディングス及びグループ各社が経営管理体制を確立し、業務の健全性・適切性や社会的信頼を確保するために行う経営諸活動において、その遂行状況等を検証・評価し、改善を促進することにより、企業価値の向上を支援することを目的とする重要な機能です。

内部監査の目的を達成するため、その機能が適切

に発揮されるよう、りそなホールディングス及びグループ各社に、組織的に独立した内部監査部署を設置し、内部監査の実施権限、情報入手権限、守秘義務等の内部監査の権限及び責任を明確にする等により、内部監査体制を整備するとともに、内部監査の実効性を確保しています。

組織体制

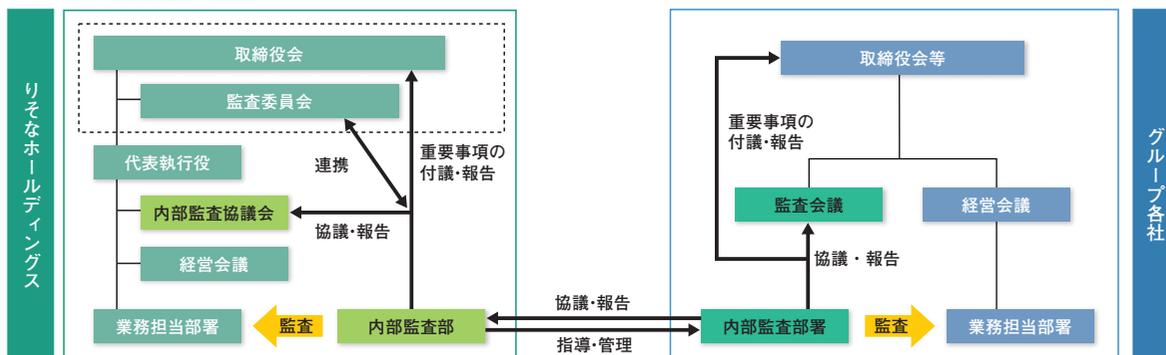
りそなグループの経営理念に掲げた、「お客さまの信頼に応え」「透明な経営に努め」るために、内部監査の果たすべき役割は非常に重要であるとの認識に立ち、以下のような体制で内部監査を実施しています。

りそなホールディングスには、代表執行役及び内部監査を専担する執行役のもとに、「内部監査部」を設置しています。さらに、内部監査に関する事項を協議する等のための機関として「経営会議」とは別に、代表執

行役全員、内部監査部担当執行役及び内部監査部長等で構成される「内部監査協議会」を設置しています。

グループ各社には、各取締役会等のもとに、組織的に独立した内部監査部署を設置しています。また、グループ各社はその業務や規模に応じて、内部監査に関する基本的な重要事項を協議する等のための機関として、取締役会等に直属する「監査会議」等を設置しています。

<グループ内部監査体制>



機能、役割

具体的な監査の計画策定にあたっては、りそなホールディングス内部監査部が、グループの内部監査の方針、対象、重点項目等を盛り込んだりそなホールディングス及びグループの「内部監査基本計画」を策定し、りそなホールディングス取締役会の承認を得ています。

グループ各社の内部監査部署は、りそなホールディングスの内部監査部と事前に協議を行い、各社の「内部監査基本計画」を策定し、それぞれの取締役会の承認を得ています。

このように策定された「内部監査基本計画」に基づいて、りそなホールディングス及びグループ各社の内部監査部署は内部監査を実施しています。また、実施した内部監査の結果等については、りそなホールディングスにおいては、取締役会及び監査委員会へ報告されます。グループ各社が実施した内部監査の結果等については、各社の取締役会及び監査役等に報告されるとともに、りそなホールディングスにも報告されます。

グループ会社のご紹介

グループ会社

主なグループ会社についてご紹介します。

【カード】

りそなカード株式会社

りそなカード株式会社は、りそなグループのクレジットカード会社として、りそなカードならではの生活密着型のサービスを提供し、会員の皆さまに十分にご満足いただけるよう取り組んでいます。法人カードや加盟店業務においても、さまざまなお客さまのニーズにお応えしています。《クラブポイント》がショッピングのご利用でもたまるクレジットカード『クラブポイントプラス』や『りそなカード《セゾン》』を発行しているほか、VISA・MASTER・JCBの各国際ブランドのカードを取り扱っています。

(東京本社) 東京都江東区東陽2-2-20

電話 03-5665-0601 (代表)

(大阪支社) 大阪府大阪市中央区備後町2-1-8

電話 06-6203-9321 (代表)

(ホームページ <http://www.resonacard.co.jp>)

【ビジネスコンサルティング】

りそな総合研究所株式会社

りそな総合研究所株式会社は、「強い会社づくり」のスペシャリストとして、企業経営者の皆さまをサポートしています。経営・財務・人事制度・マネジメントシステム構築(各種認証取得支援)等の経営コンサルティングのほか、マネジメントスクール(事業後継者育成)・企業内研修・公開セミナー、会員向け経営相談サービスなどを通じて、「強い会社づくり」と「人づくり」に役立つソリューションをご提供しています。

(東京本社) 東京都江東区東陽2-2-20

電話 03-5653-3701

(大阪本社) 大阪府大阪市中央区備後町2-2-1

電話 06-6203-3021

(埼玉本社) 埼玉県さいたま市浦和区北浦和4-5-5

電話 048-824-5411

(名古屋支店) 愛知県名古屋市中区錦2-15-22

電話 052-221-6781

(ホームページ <http://www.rri.co.jp>)

【ベンチャーキャピタル】

りそなキャピタル株式会社

りそなキャピタル株式会社は、りそなグループのベンチャーキャピタルとしてグループ各社と連携し、株式公開支援および事業承継・事業再編等の資本政策に関わるソリューションのご提案を積極的に推進しています。

(東京本社) 東京都中央区日本橋茅場町1-10-5

電話 03-5641-3311

(ホームページ <http://www.resona-gr.co.jp/resonacapital>)

【ファクタリング・代金回収代行】

りそな決済サービス株式会社

りそな決済サービス株式会社は、りそなグループの代金回収代行、ファクタリング会社として、資金決済にかかる事業を通じ、お客さまのさまざまなニーズにお応えしています。

(本社) 東京都中央区日本橋茅場町1-10-5

電話 03-5640-8181 (代表)

(さいたま支店) 埼玉県さいたま市浦和区高砂2-13-19

電話 048-823-8371

(大阪支店) 大阪府大阪市中央区備後町2-1-8

電話 06-6222-7722

(ホームページ <http://www.resona-ks.co.jp>)

りそなホールディングス

CONTENTS

財務・コーポレートデータセクション

| | |
|-------------------|-----|
| 主要な経営指標等の推移 | 69 |
| 連結財務諸表 | 71 |
| 有価証券及び金銭の信託の時価等情報 | 83 |
| デリバティブ取引情報 | 85 |
| セグメント情報 | 87 |
| 主要な業務の状況を示す指標 | 88 |
| 預金・貸出金に関する指標 | 91 |
| 不良債権処理について | 92 |
| 有価証券に関する指標 | 93 |
| 信託業務に関する指標 | 94 |
| 主要な経営指標等の推移(単体) | 95 |
| 単体財務諸表 | 96 |
| 株式の状況 | 100 |
| 組織 | 102 |
| 子会社等の状況 | 104 |

主要な経営指標等の推移

最近5連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

(単位：百万円)

| 連結会計年度 | 2011年3月期 | 2012年3月期 | 2013年3月期 | 2014年3月期 | 2015年3月期 |
|----------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 連結経常収益 | 859,898 | 850,350 | 832,183 | 826,935 | 861,278 |
| うち連結信託報酬 | 25,937 | 23,497 | 21,639 | 23,748 | 22,776 |
| 連結経常利益 | 210,290 | 274,872 | 285,133 | 312,169 | 333,316 |
| 連結当期純利益 | 160,079 | 253,662 | 275,141 | 220,642 | 211,477 |
| 連結包括利益 | 132,513 | 300,884 | 398,602 | 286,674 | 416,856 |
| 連結純資産額 | 1,592,553 | 1,843,329 | 2,189,304 | 1,956,412 | 2,143,379 |
| 連結総資産額 | 42,706,848 | 43,199,830 | 43,110,629 | 44,719,434 | 46,586,565 |
| 1株当たり純資産額(円) | 251.67 | 354.35 | 490.48 | 552.89 | 690.66 |
| 1株当たり当期純利益金額(円) | 73.14 | 96.56 | 105.71 | 89.71 | 91.07 |
| 潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額(円) | 39.62 | 68.36 | 72.52 | 64.97 | 84.28 |
| 連結自己資本比率(国内基準)(%) | 11.21 | 13.19 | 14.67 | 14.33 | 13.46 |
| 連結自己資本利益率(%) | 8.82 | 15.77 | 14.49 | 11.37 | 11.13 |
| 連結株価収益率(倍) | 5.41 | 3.94 | 4.61 | 5.56 | 6.55 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 3,465,449 | 1,155,398 | △538,550 | 2,243,206 | 1,103,471 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | △1,159,614 | △1,306,760 | 1,380,828 | 1,315,192 | 2,328,201 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | △909,124 | 59,461 | △195,760 | △480,536 | △290,120 |
| 現金及び現金同等物の期末残高 | 2,682,038 | 2,590,131 | 3,236,761 | 6,314,735 | 9,456,393 |
| 従業員数(人) (外、平均臨時従業員数) | 16,941 [13,601] | 16,881 [13,036] | 16,826 [12,612] | 16,536 [12,257] | 16,436 [11,917] |
| 信託財産額 | 26,093,642 | 23,973,650 | 23,377,357 | 23,915,807 | 24,526,618 |

- (注) 1. 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 1株当たり情報の算定上の基礎は、連結財務諸表「注記事項」の(1株当たり情報)に記載しております。
また、2012年3月期から「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 2010年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 2010年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 2010年6月30日)を適用しております。
当該会計方針の変更は遡及適用され、2011年3月期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額について遡及処理しております。
3. 連結自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づく2006年金融庁告示第20号に定められた算式に基づき算出しております。当社は国内基準を採用しており、2014年3月期からパーゼル3を適用しております。
4. 連結自己資本利益率は、連結当期純利益金額を期中平均連結純資産額から連結財務諸表規則第43条の3第1項の規定による新株予約権の金額及び連結財務諸表規則第2条第12号に規定する少数株主持分の金額を控除した額で除して算出しております。
5. 従業員数は、就業員数を表示しております。
6. 信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務に係るものを記載しております。なお、該当する信託業務を営む会社は株式会社りそな銀行1社であります。

2015年3月期の業績について

当連結会計年度における経営成績及び財政状態は以下のとおりとなりました。

連結粗利益は、預貸金利回り差の縮小等により資金利益は減益となったものの、金融商品販売や不動産仲介を中心とする役員取引等利益や債券関係損益が増益となったことなどにより、前連結会計年度比239億円増加し6,324億円となりました。また、消費税率引上げの影響等により営業経費が増加したものの、株式等関係損益が好調であったこと、与信費用が引続き戻入益を計上したことなどにより、税金等調整前当期純利益は前連結会計年度比141億円増加して3,262億円となりました。法人税率引下げに伴う繰延税金資産取崩しの影響等により税金費用が増加した結果、当期純利益は2,114億円(前連結会計年度比△91億円)となりました。

なお、1株当たり当期純利益は91円7銭となっております。
財政状態については、連結総資産が前連結会計年度末比1兆8,671億円増加して46兆5,865億円となりました。
資産の部では、有価証券が前連結会計年度末比1兆8,342億円減少して6兆8,642億円になりましたが、貸出金は前連結会計年度末比7,856億円増加して27兆4,872億円になりました。負債の部では、預金が前連結会計年度末比9,669億円増加して36兆7,128億円になりました。純資産の部では、当期純利益の計上等により前連結会計年度末比1,869億円増加して2兆1,433億円となりました。また、信託財産残高は前連結会計年度末比6,108億円増加して24兆5,266億円となりました。なお、優先株式に係る株主資本を控除して計算した1株当たり純資産は、690円66銭となっております。
連結自己資本比率(国内基準)は13.46%となりました。

セグメントごとの業績は、以下のとおりとなりました。

個人部門は、業務粗利益が前連結会計年度比5億円減少し2,591億円に、与信費用控除後業務純益は、前連結会計年度比7億円減少し868億円となりました。

法人部門は、業務粗利益が前連結会計年度比19億円減少し2,820億円に、与信費用控除後業務純益は、前連結会計年度比60億円減少し1,509億円となりました。

市場部門は、業務粗利益が前連結会計年度比274億円増加し793億円に、与信費用控除後業務純益は、前連結会計年度比259億円増加し689億円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは、前連結会計年度比1兆1,397億円収入が減少して1兆1,034億円の収入となりました。これは主として借入金の減少によるものであります。投資活動によるキャッシュ・フローは、前連結会計年度比1兆130億円収入が増加して2兆3,282億円の収入となりました。これは主として有価証券の売却による収入が増加したためであります。財務活動によるキャッシュ・フローは前連結会計年度比1,904億円支出が減少して2,901億円の支出となりました。これは主として自己株式の取得による支出が減少したためであります。これらの結果、現金及び現金同等物の期末残高は当連結会計年度期首に比べ3兆1,416億円増加して9兆4,563億円となりました。

■連結損益の状況

(単位：百万円)

| | 2014年3月期 | 2015年3月期 | 2014年3月期比 |
|----------------------|----------|----------|-----------|
| 経常収益 | 826,935 | 861,278 | 34,342 |
| 連結粗利益 | 608,523 | 632,483 | 23,960 |
| 資金利益 | 430,011 | 425,988 | △4,023 |
| 信託報酬 (償却後) | 23,748 | 22,776 | △972 |
| (信託勘定不良債権処理額) (A) | 13 | 47 | 33 |
| 役務取引等利益 | 135,044 | 146,441 | 11,396 |
| 特定取引利益 | △916 | 5,221 | 6,138 |
| その他業務利益 | 20,635 | 32,055 | 11,420 |
| 一般貸倒引当金繰入額 (B) | — | — | — |
| 営業経費 | △348,498 | △357,767 | △9,268 |
| 臨時損益 | 52,144 | 58,600 | 6,456 |
| うち株式等関係損益 | 22,657 | 44,588 | 21,931 |
| うち不良債権処理額 (C) | △23,289 | △19,147 | 4,142 |
| うち与信費用戻入額 (D) | 49,764 | 41,481 | △8,283 |
| うち持分法による投資損益 | 143 | 153 | 10 |
| 経常利益 | 312,169 | 333,316 | 21,147 |
| 特別利益 | 2,958 | 104 | △2,854 |
| 特別損失 | △3,042 | △7,169 | △4,126 |
| 税金等調整前当期純利益 | 312,085 | 326,251 | 14,166 |
| 法人税、住民税及び事業税 | △32,855 | △45,417 | △12,562 |
| 法人税等調整額 | △51,736 | △63,417 | △11,681 |
| 少数株主利益 | △6,851 | △5,937 | 913 |
| 当期純利益 | 220,642 | 211,477 | △9,165 |
| 与信費用 (A)+(B)+(C)+(D) | 26,488 | 22,381 | △4,107 |
| 信託勘定不良債権処理額 | 13 | 47 | 33 |
| 一般貸倒引当金繰入額 | 38,111 | 30,005 | △8,106 |
| 貸出金償却 | △23,979 | △17,795 | 6,183 |
| 個別貸倒引当金繰入額 | △8,913 | △2,379 | 6,533 |
| 特定海外債権引当勘定繰入額 | △0 | 1 | 1 |
| その他不良債権処理額 | 689 | △1,351 | △2,041 |
| 償却債権取立益 | 20,566 | 13,853 | △6,712 |

(注) 金額が損失又は減益の項目には△を付しております。

(ご参考)

連結対象会社数

(単位：社)

| | 2014年3月末 | 2015年3月末 | 2014年3月末比 |
|----------|----------|----------|-----------|
| 連結子会社数 | 15 | 15 | — |
| 持分法適用会社数 | 1 | 1 | — |
| 合計 | 16 | 16 | — |

連結財務諸表

当社は、2014年3月期及び2015年3月期の連結財務諸表すなわち連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査証明を受けております。

■連結貸借対照表

(単位：百万円)

| | 2014年3月期 (2014年3月31日) | 2015年3月期 (2015年3月31日) |
|---------------------|--------------------------|--------------------------|
| <資産の部> | | |
| 現金預け金※8 | 6,471,899 | 9,672,994 |
| コールローン及び買入手形 | 154,318 | 36,243 |
| 買入金銭債権 | 332,671 | 443,004 |
| 特定取引資産※8 | 616,571 | 589,687 |
| 金銭の信託 | 193 | 186 |
| 有価証券※1、2、8、15 | 8,698,464 | 6,864,211 |
| 貸出金※3、4、5、6、7、8、9 | 26,701,668 | 27,487,284 |
| 外国為替※7 | 72,757 | 97,945 |
| その他資産※8 | 934,781 | 749,994 |
| 有形固定資産※11、12 | 307,887 | 305,493 |
| 建物 | 102,298 | 99,065 |
| 土地※10 | 189,862 | 187,022 |
| リース資産 | 5,709 | 8,061 |
| 建設仮勘定 | 523 | 1,222 |
| その他の有形固定資産 | 9,493 | 10,121 |
| 無形固定資産 | 40,475 | 37,398 |
| ソフトウェア | 7,571 | 6,820 |
| リース資産 | 27,759 | 25,450 |
| その他の無形固定資産 | 5,144 | 5,127 |
| 退職給付に係る資産 | 24,548 | 27,155 |
| 繰延税金資産 | 128,970 | 5,663 |
| 支払承諾見返 | 490,552 | 478,968 |
| 貸倒引当金 | △256,192 | △209,582 |
| 投資損失引当金 | △133 | △83 |
| 資産の部合計 | 44,719,434 | 46,586,565 |

(単位：百万円)

| | 2014年3月期 (2014年3月31日) | 2015年3月期 (2015年3月31日) |
|----------------------|--------------------------|--------------------------|
| <負債の部> | | |
| 預金※8 | 35,745,906 | 36,712,851 |
| 譲渡性預金 | 1,949,860 | 2,130,640 |
| コールマネー及び売渡手形 | 854,793 | 1,531,519 |
| 売現先勘定※8 | 38,994 | 50,993 |
| 債券貸借取引受入担保金※8 | 49,891 | 24,122 |
| 特定取引負債 | 305,542 | 302,869 |
| 借入金※8、13 | 1,081,701 | 737,051 |
| 外国為替 | 1,173 | 1,439 |
| 社債※14 | 696,418 | 667,707 |
| 信託勘定借 | 533,844 | 617,622 |
| その他負債 | 902,887 | 1,080,968 |
| 賞与引当金 | 18,070 | 20,002 |
| 退職給付に係る負債 | 26,978 | 28,837 |
| その他の引当金 | 42,418 | 35,651 |
| 繰延税金負債 | 290 | 476 |
| 再評価に係る繰延税金負債※10 | 23,696 | 21,465 |
| 支払承諾 | 490,552 | 478,968 |
| 負債の部合計 | 42,763,022 | 44,443,186 |
| <純資産の部> | | |
| 資本金 | 50,472 | 50,472 |
| 資本剰余金 | 409,293 | 145,916 |
| 利益剰余金 | 1,169,785 | 1,335,800 |
| 自己株式 | △85,855 | △2,483 |
| 株主資本合計 | 1,543,696 | 1,529,706 |
| その他有価証券評価差額金 | 244,166 | 423,076 |
| 繰延ヘッジ損益 | 28,110 | 33,158 |
| 土地再評価差額金※10 | 41,254 | 43,485 |
| 為替換算調整勘定 | △4,081 | △1,542 |
| 退職給付に係る調整累計額 | △35,965 | △49,105 |
| その他の包括利益累計額合計 | 273,484 | 449,072 |
| 少数株主持分 | 139,231 | 164,600 |
| 純資産の部合計 | 1,956,412 | 2,143,379 |
| 負債及び純資産の部合計 | 44,719,434 | 46,586,565 |

■連結損益計算書

(単位：百万円)

| | 2014年3月期 (2013年4月1日から 2014年3月31日まで) | 2015年3月期 (2014年4月1日から 2015年3月31日まで) |
|----------------------|---|---|
| 経常収益 | 826,935 | 861,278 |
| 資金運用収益 | 472,832 | 466,655 |
| 貸出金利息 | 392,555 | 373,090 |
| 有価証券利息配当金 | 54,691 | 60,743 |
| コールローン利息及び 買入手形利息 | 770 | 931 |
| 債券貸借取引受入利息 | 62 | 22 |
| 預け金利息 | 4,317 | 8,308 |
| その他の受入利息 | 20,434 | 23,558 |
| 信託報酬 | 23,748 | 22,776 |
| 役務取引等収益 | 189,209 | 201,031 |
| 特定取引収益 | 1,338 | 5,973 |
| その他業務収益 | 34,085 | 45,231 |
| その他経常収益 | 105,721 | 119,609 |
| 貸倒引当金戻入益 | 29,198 | 27,627 |
| 償却債権取立益 | 20,566 | 13,853 |
| その他の経常収益※1 | 55,957 | 78,128 |
| 経常費用 | 514,766 | 527,961 |
| 資金調達費用 | 42,820 | 40,666 |
| 預金利息 | 18,152 | 14,851 |
| 譲渡性預金利息 | 1,317 | 1,825 |
| コールマネー利息及び 売渡手形利息 | 689 | 1,613 |
| 売現先利息 | 47 | 79 |
| 債券貸借取引支払利息 | 546 | 936 |
| 借入金利息 | 2,422 | 2,581 |
| 社債利息 | 17,926 | 17,121 |
| その他の支払利息 | 1,717 | 1,657 |
| 役務取引等費用 | 54,165 | 54,590 |
| 特定取引費用 | 2,254 | 752 |
| その他業務費用 | 13,450 | 13,176 |
| 営業経費 | 348,498 | 357,767 |
| その他経常費用 | 53,576 | 61,008 |
| その他の経常費用※2 | 53,576 | 61,008 |
| 経常利益 | 312,169 | 333,316 |
| 特別利益 | 2,958 | 104 |
| 固定資産処分益 | 2,958 | 104 |
| 特別損失 | 3,042 | 7,169 |
| 固定資産処分損 | 1,379 | 1,430 |
| 減損損失 | 1,662 | 5,738 |
| 税金等調整前当期純利益 | 312,085 | 326,251 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 32,855 | 45,417 |
| 法人税等調整額 | 51,736 | 63,417 |
| 法人税等合計 | 84,591 | 108,835 |
| 少数株主損益調整前当期純利益 | 227,494 | 217,415 |
| 少数株主利益 | 6,851 | 5,937 |
| 当期純利益 | 220,642 | 211,477 |

■連結包括利益計算書

(単位：百万円)

| | 2014年3月期 (2013年4月1日から 2014年3月31日まで) | 2015年3月期 (2014年4月1日から 2015年3月31日まで) |
|------------------|---|---|
| 少数株主損益調整前当期純利益 | 227,494 | 217,415 |
| その他の包括利益※1 | 59,180 | 199,441 |
| その他有価証券評価差額金 | 57,582 | 178,920 |
| 繰延ヘッジ損益 | △8,208 | 5,047 |
| 土地再評価差額金 | △6 | 2,231 |
| 為替換算調整勘定 | 9,808 | 26,385 |
| 退職給付に係る調整額 | — | △13,157 |
| 持分法適用会社に対する持分相当額 | 4 | 13 |
| 包括利益 | 286,674 | 416,856 |
| (内訳) | | |
| 親会社株主に係る包括利益 | 270,289 | 387,065 |
| 少数株主に係る包括利益 | 16,385 | 29,791 |

■連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

| 2014年3月期 (2013年4月1日から 2014年3月31日まで) | 株主資本 | | | | | その他の包括利益累計額 | | | | | | | 少数株主 持分 | 純資産 合計 |
|---|----------|-----------|-----------|----------|------------|----------------------|-----------------|--------------|--------------|----------------------|-----------------------|---------|------------|-----------|
| | 資本金 | 資本 剰余金 | 利益 剰余金 | 自己株式 | 株主 資本合計 | その他 有価証券 評価差額金 | 繰延 ヘッジ 損益 | 土地再評価 差額金 | 為替換算 調整勘定 | 退職給付に 係る調整 累計額 | その他の 包括利益 累計額合計 | | | |
| 当期首残高 | 340,472 | 237,082 | 1,315,470 | △89,596 | 1,803,428 | 186,573 | 36,319 | 41,260 | △4,350 | — | 259,803 | 126,072 | 2,189,304 | |
| 当期変動額 | | | | | | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △46,327 | | △46,327 | | | | | | | | △46,327 | |
| 当期純利益 | | | 220,642 | | 220,642 | | | | | | | | 220,642 | |
| 自己株式の取得 | | | | △434,532 | △434,532 | | | | | | | | △434,532 | |
| 自己株式の処分 | | | △0 | 485 | 484 | | | | | | | | 484 | |
| 自己株式の消却 | | △437,788 | | 437,788 | — | | | | | | | | — | |
| 利益剰余金から 資本金への振替 | 320,000 | | △320,000 | | — | | | | | | | | — | |
| 資本金から 剰余金への振替 | △610,000 | 610,000 | | | — | | | | | | | | — | |
| 株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額) | | | | | | 57,592 | △8,208 | △6 | 268 | △35,965 | 13,681 | 13,159 | 26,840 | |
| 当期変動額合計 | △290,000 | 172,210 | △145,684 | 3,741 | △259,732 | 57,592 | △8,208 | △6 | 268 | △35,965 | 13,681 | 13,159 | △232,892 | |
| 当期末残高 | 50,472 | 409,293 | 1,169,785 | △85,855 | 1,543,696 | 244,166 | 28,110 | 41,254 | △4,081 | △35,965 | 273,484 | 139,231 | 1,956,412 | |

(単位：百万円)

| 2015年3月期 (2014年4月1日から 2015年3月31日まで) | 株主資本 | | | | | その他の包括利益累計額 | | | | | | | 少数株主 持分 | 純資産 合計 |
|---|--------|-----------|-----------|----------|------------|----------------------|-----------------|--------------|--------------|----------------------|-----------------------|---------|------------|-----------|
| | 資本金 | 資本 剰余金 | 利益 剰余金 | 自己株式 | 株主 資本合計 | その他 有価証券 評価差額金 | 繰延 ヘッジ 損益 | 土地再評価 差額金 | 為替換算 調整勘定 | 退職給付に 係る調整 累計額 | その他の 包括利益 累計額合計 | | | |
| 当期首残高 | 50,472 | 409,293 | 1,169,785 | △85,855 | 1,543,696 | 244,166 | 28,110 | 41,254 | △4,081 | △35,965 | 273,484 | 139,231 | 1,956,412 | |
| 会計方針の変更による 累積的影響額 | | | 1,483 | | 1,483 | | | | | | | | 1,483 | |
| 会計方針の変更を 反映した当期首残高 | 50,472 | 409,293 | 1,171,268 | △85,855 | 1,545,179 | 244,166 | 28,110 | 41,254 | △4,081 | △35,965 | 273,484 | 139,231 | 1,957,896 | |
| 当期変動額 | | | | | | | | | | | | | | |
| 剰余金(その他資本 剰余金)の配当 | | △32,000 | | | △32,000 | | | | | | | | △32,000 | |
| 剰余金の配当 | | | △46,946 | | △46,946 | | | | | | | | △46,946 | |
| 当期純利益 | | | 211,477 | | 211,477 | | | | | | | | 211,477 | |
| 自己株式の取得 | | | | △234,951 | △234,951 | | | | | | | | △234,951 | |
| 自己株式の処分 | | 3,568 | | 83,378 | 86,946 | | | | | | | | 86,946 | |
| 自己株式の消却 | | △234,945 | | 234,945 | — | | | | | | | | — | |
| 株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額) | | | | | | 178,910 | 5,047 | 2,231 | 2,539 | △13,140 | 175,587 | 25,369 | 200,956 | |
| 当期変動額合計 | — | △263,376 | 164,531 | 83,371 | △15,473 | 178,910 | 5,047 | 2,231 | 2,539 | △13,140 | 175,587 | 25,369 | 185,483 | |
| 当期末残高 | 50,472 | 145,916 | 1,335,800 | △2,483 | 1,529,706 | 423,076 | 33,158 | 43,485 | △1,542 | △49,105 | 449,072 | 164,600 | 2,143,379 | |

■連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

| | 2014年3月期 (2013年4月1日から 2014年3月31日まで) | 2015年3月期 (2014年4月1日から 2015年3月31日まで) |
|-----------------------------|---|---|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 税金等調整前当期純利益 | 312,085 | 326,251 |
| 減価償却費 | 26,935 | 25,726 |
| 減損損失 | 1,662 | 5,738 |
| 持分法による投資損益(△は益) | △143 | △153 |
| 貸倒引当金の増減(△) | △49,340 | △46,610 |
| 投資損失引当金の増減額 (△は減少) | △27 | △49 |
| 賞与引当金の増減額(△は減少) | △112 | 1,932 |
| 退職給付に係る資産の増減額 (△は増加) | △4,776 | △6,178 |
| 退職給付に係る負債の増減額 (△は減少) | △4,610 | △8,221 |
| 資金運用収益 | △472,832 | △466,655 |
| 資金調達費用 | 42,820 | 40,666 |
| 有価証券関係損益(△) | △24,973 | △64,720 |
| 為替差損益(△は益) | △4,128 | △12,906 |
| 固定資産処分損益(△は益) | △1,578 | 1,326 |
| 特定取引資産の純増(△)減 | 170,568 | 26,883 |
| 特定取引負債の純増減(△) | △40,531 | △2,672 |
| 貸出金の純増(△)減 | △211,547 | △785,615 |
| 預金の純増減(△) | 361,035 | 966,944 |
| 譲渡性預金の純増減(△) | 648,460 | 180,780 |
| 借入金(劣後特約付借入金を 除く)の純増減(△) | 409,831 | △333,650 |
| 預け金(日銀預け金を除く)の 純増(△)減 | △7,778 | △59,438 |
| コールローン等の純増(△)減 | 73,369 | 7,741 |
| コールマネー等の純増減(△) | 604,192 | 688,724 |
| 債券貸借取引受入担保金の 純増減(△) | 49,891 | △25,769 |
| 外国為替(資産)の純増(△)減 | △4,975 | △25,188 |
| 外国為替(負債)の純増減(△) | △289 | 265 |
| 普通社債発行及び償還による 増減(△) | △31,522 | 500 |
| 信託勘定借の純増減(△) | 85,050 | 83,778 |
| 資金運用による収入 | 484,398 | 470,258 |
| 資金調達による支出 | △52,941 | △43,327 |
| その他 | △23,426 | 127,249 |
| 小計 | 2,334,766 | 1,073,611 |
| 法人税等の支払額又は還付額 (△は支払) | △91,559 | 29,860 |
| 営業活動による キャッシュ・フロー | 2,243,206 | 1,103,471 |

(単位：百万円)

| | 2014年3月期 (2013年4月1日から 2014年3月31日まで) | 2015年3月期 (2014年4月1日から 2015年3月31日まで) |
|-------------------------|---|---|
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 有価証券の取得による支出 | △15,330,890 | △16,562,521 |
| 有価証券の売却による収入 | 14,663,580 | 18,010,807 |
| 有価証券の償還による収入 | 1,990,814 | 892,679 |
| 有形固定資産の取得による支出 | △8,965 | △10,649 |
| 有形固定資産の売却による収入 | 1,004 | 290 |
| 無形固定資産の取得による支出 | △2,649 | △2,272 |
| 無形固定資産の売却による収入 | 2,397 | — |
| その他 | △99 | △130 |
| 投資活動による キャッシュ・フロー | 1,315,192 | 2,328,201 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 劣後特約付借入金の返済による支出 | — | △11,000 |
| 劣後特約付社債の償還による支出 | — | △51,800 |
| 配当金の支払額 | △46,327 | △78,946 |
| 少数株主への配当金の支払額 | △348 | △640 |
| 自己株式の取得による支出 | △434,532 | △234,951 |
| 自己株式の売却による収入 | 672 | 87,217 |
| 財務活動による キャッシュ・フロー | △480,536 | △290,120 |
| 現金及び現金同等物に 係る換算差額 | 112 | 104 |
| 現金及び現金同等物の増減額 (△は減少) | 3,077,974 | 3,141,657 |
| 現金及び現金同等物の 期首残高 | 3,236,761 | 6,314,735 |
| 現金及び現金同等物の 期末残高※1 | 6,314,735 | 9,456,393 |

■注記事項

(2015年3月期)

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社 15社
 主要な連結子会社名は、「子会社等の状況」に記載しているため省略しました。
- (2) 非連結子会社
 主要な会社名
 Asahi Servicos e Representacoes Ltda.
 非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結子会社はありません。
 - (2) 持分法適用の関連会社 1社
 会社名
 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
 - (3) 持分法非適用の非連結子会社
 主要な会社名
 Asahi Servicos e Representacoes Ltda.
 - (4) 持分法非適用の関連会社はありません。
- 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

- (1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。
 12月末日 3社
 3月末日 12社
- (2) 上記の連結子会社については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。
 連結決算日と上記の決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

- (1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準
 金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。
 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。
 また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。
- (2) 有価証券の評価基準及び評価方法
 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち株式については連結決算日前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額に基づく時価法、また、それ以外については連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
 デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。
- (4) 固定資産の減価償却の方法
 - ①有形固定資産(リース資産を除く)
 有形固定資産は、建物については主として定額法、動産については主として定率法を採用しております。
 また、主な耐用年数は次のとおりであります。
 建物：2年～50年
 その他：2年～20年
 - ②無形固定資産(リース資産を除く)
 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、自己所有の固定資産と同一の方法により償却しております。

(5) 繰延資産の処理方法

株式交付費は支出時に一括費用処理しております。

(6) 貸倒引当金の計上基準

主要な連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者及び今後の管理に注意を要する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。また、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当金として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は244,262百万円であります。

その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(7) 投資損失引当金の計上基準

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(8) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(9) その他の引当金の計上基準

その他の引当金は、将来発生が見込まれる費用または損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。
 主な内訳は次のとおりであります。

- 預金払戻損失引当金 24,082百万円
 負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、計上しております。
- 信用保証協会負担金引当金 5,383百万円
 信用保証協会の責任共有制度導入等に伴い、将来、負担金として発生する可能性のある費用を見積もり、計上しております。
- ポイント引当金 4,261百万円
 「りそなクラブ」等におけるポイントが将来利用される見込額を見積もり、計上しております。
- 利息返還損失引当金 536百万円
 将来の利息返還の請求に備え、過去の返還実績等を考慮した必要額を計上しております。
- 信託取引損失引当金 297百万円
 一部の銀行業を営む国内連結子会社を受託者として管理・運用している元本補填契約のない信託取引について、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

(10) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の処理方法は次のとおりであります。

| | |
|----------|--|
| 過去勤務費用 | 発生年度に一括して損益処理 |
| 数理計算上の差異 | 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理 |

なお、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法をを用いた簡便法を適用しております。

- (11) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
銀行業を営む国内連結子会社の外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す関連会社株式を除き、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- その他の連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。
- (12) 重要なヘッジ会計の方法
(イ) 金利リスク・ヘッジ
銀行業を営む国内連結子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。
- (ロ) 為替変動リスク・ヘッジ
銀行業を営む国内連結子会社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
- また、外貨建有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。
- (ハ) 連結会社間取引等
銀行業を営む国内連結子会社のデリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間又は内部部門間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。
- なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。
- (13) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。
- (14) 消費税等の会計処理
当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- (15) 連結納税制度の適用
当社及び一部の国内連結子会社は当社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

（会計方針の変更）

「退職給付に関する会計基準」等の適用

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 2012年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 2015年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について「従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法」から「退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法」へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る資産が636百万円増加、退職給付に係る負債が1,110百万円減少し、利益剰余金が1,483百万円増加しております。また、当連結会計年度の経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

なお、1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

（未適用の会計基準等）

企業結合に関する会計基準等（2013年9月13日）

- (1) 概要
当該会計基準等は、①子会社株式の追加取得等において支配が継続している場合の子会社に対する親会社の持分変動の取扱い、②取得関連費用の取扱い、③暫定的な会計処理の取扱い、④当期純利益の表示および少数株主持分から非支配株主持分への変更を中心に改正されたものであります。
- (2) 適用予定日
当社は、改正後の当該会計基準等を2015年4月1日に開始する連結会計年度の期首から適用する予定であります。
- (3) 当該会計基準等の適用による影響
当該会計基準等の適用による影響は、評価中であります。

（追加情報）

債権優先株式及び己種優先株式に係る公的資金の要返済額

当社は、2013年6月21日、預金保険機構との間で、株式会社整理回収機構が保有する当社の優先株式につき返済すべき総額が1,600億円であることを確認し、その返済を当該優先株式に対する特別優先配当によって行うこと等を約する「公的資金としての株式の取扱いに関する契約書」を締結いたしました。当連結会計年度末における丙種優先株式及び己種優先株式に係る公的資金の要返済額は1,280億円であります。

（連結貸借対照表関係）

- ※ 1. 非連結子会社及び関連会社の株式又は出資金の総額
- | | |
|-----|-----------|
| 株式 | 19,580百万円 |
| 出資金 | 4,693百万円 |
- ※ 2. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券はありません。
無担保の消費貸借契約により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券はありません。
- ※ 3. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。
- | | |
|--------|------------|
| 破綻先債権額 | 6,852百万円 |
| 延滞債権額 | 335,546百万円 |
- なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払が遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償戻を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（1965年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
- また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- ※ 4. 貸出金のうち3ヵ月以上延滞債権額は次のとおりであります。
- | | |
|------------|----------|
| 3ヵ月以上延滞債権額 | 1,407百万円 |
|------------|----------|
- なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- ※ 5. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。
- | | |
|-----------|------------|
| 貸出条件緩和債権額 | 236,208百万円 |
|-----------|------------|
- なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- ※ 6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。
- | | |
|-----|------------|
| 合計額 | 580,014百万円 |
|-----|------------|
- なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- ※ 7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付が替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

141,558百万円

- ※ 8. 担保に供している資産は次のとおりであります。
- | | |
|-------------|--------------|
| 担保に供している資産 | |
| 現金預け金 | 10,579百万円 |
| 特定取引資産 | 50,993百万円 |
| 有価証券 | 3,534,541百万円 |
| 貸出金 | 131,451百万円 |
| その他資産 | 3,872百万円 |
| 計 | 3,731,436百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | |
| 預金 | 197,646百万円 |
| 売現先勘定 | 50,993百万円 |
| 債券貸借取引受入担保金 | 24,122百万円 |
| 借入金 | 665,925百万円 |
- 上記のほか、為替決済等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。
- | | |
|-------|------------|
| 現金預け金 | 80百万円 |
| 有価証券 | 888,333百万円 |
| その他資産 | 594百万円 |
- また、その他資産には、先物取引差入証拠金、金融商品等差入担保金及び敷金保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。
- | | |
|------------|-----------|
| 先物取引差入証拠金 | 10,261百万円 |
| 金融商品等差入担保金 | 66,218百万円 |
| 敷金保証金 | 21,311百万円 |
- ※ 9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。
- | | |
|-----------------|--------------|
| 融資未実行残高 | 8,429,964百万円 |
| うち原契約期間が1年以内のもの | 8,041,012百万円 |
- (又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)
- なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了したものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
- ※ 10. 土地の再評価に関する法律(1998年3月31日公布法律第34号)に基づき、一部の国内連結子会社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
- ・再評価を行った年月日
1998年3月31日
- ・同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令(1998年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法により公示された価格(1998年1月1日基準日)に基づいて、地点の修正、画地修正等、合理的な調整を行って算出。
- 同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額
- | | |
|--|-----------|
| | 27,847百万円 |
|--|-----------|
- ※ 11. 有形固定資産の減価償却累計額
- | | |
|---------|------------|
| 減価償却累計額 | 219,999百万円 |
|---------|------------|
- ※ 12. 有形固定資産の圧縮記帳額
- | | |
|-----------------|-----------|
| 圧縮記帳額 | 51,203百万円 |
| (当連結会計年度の圧縮記帳額) | (一百万円) |
- ※ 13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれております。
- | | |
|----------|-----------|
| 劣後特約付借入金 | 26,000百万円 |
|----------|-----------|
- ※ 14. 社債には、劣後特約付社債が含まれております。
- | | |
|---------|------------|
| 劣後特約付社債 | 583,352百万円 |
|---------|------------|
- ※ 15. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額
- | | |
|--|------------|
| | 339,503百万円 |
|--|------------|
16. 一部の連結子会社が受託する元本補填契約のある信託の元本金額は次のとおりであります。
- | | |
|------|------------|
| 金銭信託 | 637,296百万円 |
|------|------------|

(連結損益計算書関係)

- ※ 1. その他の経常収益には、次のものを含んでおります。
- | | |
|--------|-----------|
| 株式等売却益 | 47,407百万円 |
|--------|-----------|
- ※ 2. その他の経常費用には、次のものを含んでおります。
- | | |
|--------|-----------|
| 貸出金償却 | 17,795百万円 |
| 株式等売却損 | 2,179百万円 |
| 株式等償却 | 665百万円 |

(連結包括利益計算書関係)

- ※ 1. その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額
- | | |
|------------------|------------|
| その他有価証券評価差額金 | |
| 当期発生額 | 306,568百万円 |
| 組替調整額 | △65,926百万円 |
| 税効果調整前 | 240,641百万円 |
| 税効果額 | △61,721百万円 |
| その他有価証券評価差額金 | 178,920百万円 |
| 繰延ヘッジ損益 | |
| 当期発生額 | 28,254百万円 |
| 組替調整額 | △22,964百万円 |
| 税効果調整前 | 5,290百万円 |
| 税効果額 | △242百万円 |
| 繰延ヘッジ損益 | 5,047百万円 |
| 土地再評価差額金 | |
| 当期発生額 | 一百万円 |
| 組替調整額 | 一百万円 |
| 税効果調整前 | 一百万円 |
| 税効果額 | 2,231百万円 |
| 土地再評価差額金 | 2,231百万円 |
| 為替換算調整勘定 | |
| 当期発生額 | 26,385百万円 |
| 組替調整額 | 一百万円 |
| 税効果調整前 | 26,385百万円 |
| 税効果額 | 一百万円 |
| 為替換算調整勘定 | 26,385百万円 |
| 退職給付に係る調整額 | |
| 当期発生額 | △16,619百万円 |
| 組替調整額 | 1,220百万円 |
| 税効果調整前 | △15,399百万円 |
| 税効果額 | 2,242百万円 |
| 退職給付に係る調整額 | △13,157百万円 |
| 持分法適用会社に対する持分相当額 | |
| 当期発生額 | 8百万円 |
| 組替調整額 | 5百万円 |
| 持分法適用会社に対する持分相当額 | 13百万円 |
| その他の包括利益合計 | 199,441百万円 |

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項
(単位：千株)

| | 当連結会計 年度期首株式数 | 当連結会計年度 | | 当連結会計 年度期末株式数 | 摘要 |
|------------|------------------|---------|---------|------------------|----|
| | | 増加株式数 | 減少株式数 | | |
| 発行済株式 | | | | | |
| 普通株式 | 2,324,118 | — | — | 2,324,118 | |
| 種類株式 | | | | | |
| 丙種第一回優先株式 | 12,000 | — | — | 12,000 | |
| 己種第一回優先株式 | 8,000 | — | — | 8,000 | |
| 第3種第一回優先株式 | 98,000 | — | 98,000 | — | 注1 |
| 第4種優先株式 | 2,520 | — | — | 2,520 | |
| 第5種優先株式 | 4,000 | — | — | 4,000 | |
| 第6種優先株式 | 3,000 | — | — | 3,000 | |
| 合計 | 2,451,638 | | 98,000 | 2,353,638 | |
| 自己株式 | | | | | |
| 普通株式 | 137,204 | 11 | 131,216 | 5,999 | 注2 |
| 種類株式 | | | | | |
| 第3種第一回優先株式 | — | 98,000 | 98,000 | — | 注3 |
| 合計 | 137,204 | 98,011 | 229,216 | 5,999 | |

- (注) 1. 株式数の減少は、2014年7月25日開催の取締役会で決議された自己株式取得枠に基づき取得した当社株式の消却98,000千株であります。
2. 株式数の増加は、単元未満株式の買戻11千株であります。株式数の減少は、2015年2月27日開催の取締役会で決議された第三者割当による自己株式の処分130,000千株、単元未満株式の処分0千株及び従業員持株会支援信託ESOPが所有する当社株式の持株会への譲渡1,216千株であります。なお、当連結会計年度期首株式数及び当連結会計年度期末株式数には、従業員持株会支援信託ESOPが所有する当社株式がそれぞれ、6,273千株、5,057千株含まれております。
3. 株式数の増加は、(注)1.に記載の自己株式取得枠に基づく当社株式の取得98,000千株であり、株式数の減少は、同自己株式取得枠に基づき取得した当社株式の消却98,000千株であります。

2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額 (円) | 配当の 原資 | 基準日 | 効力 発生日 |
|------------------------|------------|-----------------|---------------------|-----------|----------------|---------------|
| 2014年 5月13日 取締役会 | 種類株式 | | | | | |
| | 丙種第一回優先株式 | 12,000 | 1,000.00 | 資本 剰余金 | 2014年 3月31日 | 2014年 6月4日 |
| | 己種第一回優先株式 | 20,000 | 2,500.00 | | | |
| | 普通株式 | 32,897 | 15.00 | 利益 剰余金 | 2014年 3月31日 | 2014年 6月5日 |
| | 種類株式 | | | | | |
| | 丙種第一回優先株式 | 816 | 68.00 | | | |
| | 己種第一回優先株式 | 1,480 | 185.00 | | | |
| | 第3種第一回優先株式 | 1,863 | 19.02 | | | |
| | 第4種優先株式 | 2,501 | 992.50 | | | |
| | 第5種優先株式 | 3,675 | 918.75 | | | |
| 第6種優先株式 | 3,712 | 1,237.50 | | | | |

(注) 普通株式の配当金の総額には、従業員持株会支援信託ESOPに対する配当94百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額 (円) | 配当の 原資 | 基準日 | 効力 発生日 |
|------------------------|-----------|-----------------|---------------------|-----------|----------------|---------------|
| 2015年 5月12日 取締役会 | 種類株式 | | | | | |
| | 丙種第一回優先株式 | 12,000 | 1,000.00 | 資本 剰余金 | 2015年 3月31日 | 2015年 6月3日 |
| | 己種第一回優先株式 | 20,000 | 2,500.00 | | | |
| | 普通株式 | 39,493 | 17.00 | 利益 剰余金 | 2015年 3月31日 | 2015年 6月4日 |
| | 種類株式 | | | | | |
| | 丙種第一回優先株式 | 652 | 54.40 | | | |
| | 己種第一回優先株式 | 1,184 | 148.00 | | | |
| | 第4種優先株式 | 2,501 | 992.50 | | | |
| | 第5種優先株式 | 3,675 | 918.75 | | | |
| | 第6種優先株式 | 3,712 | 1,237.50 | | | |

(注) 普通株式の配当金の総額には、従業員持株会支援信託ESOPに対する配当85百万円が含まれております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

| | |
|-------------|--------------|
| 現金預け金勘定 | 9,672,994百万円 |
| 日本銀行以外への預け金 | △216,601百万円 |
| 現金及び現金同等物 | 9,456,393百万円 |

(リース取引関係)

(借手側)

1. ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

- (ア) 有形固定資産
主として、電子計算機及び現金自動機であります。
- (イ) 無形固定資産
ソフトウェアであります。

(2) リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項」の「(4) 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

| | |
|-----|-----------|
| 1年内 | 4,250百万円 |
| 1年超 | 17,085百万円 |
| 合計 | 21,336百万円 |

(貸手側)

1. オペレーティング・リース取引

・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

| | |
|-----|--------|
| 1年内 | 33百万円 |
| 1年超 | 406百万円 |
| 合計 | 440百万円 |

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注2)参照)。

(単位:百万円)

| | 連結貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|------------------|------------|------------|---------|
| (1) 現金預け金 | 9,672,994 | 9,672,994 | — |
| (2) コールローン及び買入手形 | 36,243 | 36,243 | — |
| (3) 買入金銭債権(*1) | 442,351 | 439,163 | △3,187 |
| (4) 特定取引資産 | | | |
| 売買目的有価証券 | 277,487 | 277,487 | — |
| (5) 有価証券 | | | |
| 満期保有目的の債券 | 2,435,747 | 2,508,381 | 72,633 |
| その他有価証券 | 4,359,873 | 4,359,873 | — |
| (6) 貸出金 | 27,487,284 | | |
| 貸倒引当金(*1) | △190,189 | | |
| | 27,297,095 | 27,504,238 | 207,143 |
| (7) 外国為替(*1) | 97,945 | 97,945 | — |
| 資産計 | 44,619,738 | 44,896,327 | 276,588 |
| (1) 預金 | 36,712,851 | 36,713,515 | 664 |
| (2) 譲渡性預金 | 2,130,640 | 2,130,640 | — |
| (3) コールマネー及び売渡手形 | 1,531,519 | 1,531,519 | — |
| (4) 売現先勘定 | 50,993 | 50,993 | — |
| (5) 債券貸借取引受入担保金 | 24,122 | 24,122 | — |
| (6) 借入金 | 737,051 | 737,514 | 462 |
| (7) 外国為替 | 1,439 | 1,439 | — |
| (8) 社債 | 667,707 | 699,433 | 31,725 |
| (9) 信託勘定借 | 617,622 | 617,622 | — |
| 負債計 | 42,473,947 | 42,506,800 | 32,852 |
| デリバティブ取引(*2) | | | |
| ヘッジ会計が適用されていないもの | 23,911 | 23,911 | — |
| ヘッジ会計が適用されているもの | 74,924 | 74,641 | △282 |
| デリバティブ取引計 | 98,835 | 98,553 | △282 |

| | 契約額等 | 時価 |
|------------|---------|--------|
| その他 | | |
| 債務保証契約(*3) | 478,968 | △9,734 |

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定を控除しております。なお、買入金銭債権及び外国為替に対する個別貸倒引当金は重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

(*2) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

(*3) 債務保証契約の「契約額等」は、「支払承諾」の連結貸借対照表計上額を記載しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。なお、譲渡性預け金は、将来のキャッシュ・フローを割り引いて算定した現在価値を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

これらは、約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 買入金銭債権

貸付債権信託の受益権証書は、外部業者(ブローカー)から提示された価格の他、貸出金の時価の算定方法((6)参照)に準じた方法で算出した価格を時価としております。

(4) 特定取引資産

特定取引目的で保有している債券は、日本証券業協会より公表される公社債店頭売買参考統計値をもとに算出した価格、短期社債は、額面を市場金利で割り引いて算定した現在価値を時価としております。

- (5) 有価証券
株式は当連結会計年度末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された価格、債券(私募債を除く)は日本証券業協会より公表される公社債店頭売買参考統計値をもとに算出した価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格を時価としております。私募債は、原則として内部格付に基づくそれぞれの区分、保全率ごとに、元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される適用利率で割り引いて時価を算定しております。
なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「有価証券及び金銭の信託の時価等情報」に記載しております。
- (6) 貸出金
貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。
貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。
- (7) 外国為替
外国為替は、他の銀行に対する外貨預け金(外国他店預け)、外国為替関連の短期貸付金(外国他店貸)、輸出手形・旅行小切手等(買入外国為替)、輸入手形による手形貸付(取立外国為替)であります。これらは、満期のない預け金、または約定期間が短期間(1年以内)であり、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

- (1) 預金、及び(2) 譲渡性預金
要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、原則として当該帳簿価額を時価としております。
- (3) コールマネー及び売渡手形、(4) 売現先勘定、及び(5) 債券貸借取引受入担保金
これらは、約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
- (6) 借入金
借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
- (7) 外国為替
外国為替のうち、他の銀行から受け入れた外貨預り金及び非居住者円預り金は満期のない預り金(外国他店預り)であり、また、外国為替関連の短期借入金(外国他店借)は約定期間が短期間(1年以内)であります。これらの時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
- (8) 社債
当社及び連結子会社の発行する社債は、日本証券業協会より公表される公社債店頭売買参考統計値、又は取引金融機関から提示された価格、もしくは元利金の合計額を同様の社債を発行した場合に想定される利率で割り引いて算定した現在価値を時価としております。
- (9) 信託勘定借
信託勘定借は、信託勘定の余裕金、未運用元本を受け入れた実質的な短期の調達であり、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「デリバティブ取引情報」に記載しております。

その他

債務保証契約

契約上の保証料の将来キャッシュ・フローと同様の新規契約を実行した場合に想定される保証料の将来キャッシュ・フローとの差額を時価としております。
また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先等に対する保証については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、当該価額を時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(5)有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

| 区分 | 連結貸借対照表計上額 |
|---------------|------------|
| 非上場株式(*1)(*2) | 54,426 |
| 組合出資金(*3) | 14,163 |
| 合計 | 68,590 |

- (*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。上記は、投資損失引当金控除前、国内海外合計の計数であります。
(*2) 非上場株式について654百万円減損処理を行っております。
(*3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。上記は、国内海外合計の計数であります。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

| | 1年以内 | 1年超 3年以内 | 3年超 5年以内 | 5年超 7年以内 | 7年超 10年以内 | 10年超 |
|-------------------|------------|-------------|-------------|-------------|--------------|-----------|
| 預け金 | 9,140,787 | 10,579 | — | — | — | — |
| コールローン及び買入手形 | 36,243 | — | — | — | — | — |
| 買入金銭債権 | 279,709 | 46,164 | 25,789 | 12,926 | 7,782 | 66,952 |
| 有価証券 | | | | | | |
| 満期保有目的の債券 | 130,080 | 417,250 | 567,627 | 768,254 | 550,005 | 3,000 |
| うち国債 | 82,000 | 323,300 | 486,300 | 667,900 | 400,000 | 3,000 |
| 地方債 | 43,803 | 87,474 | 77,617 | 100,010 | 150,005 | — |
| 社債 | 4,277 | 6,476 | 3,709 | 344 | — | — |
| その他有価証券のうち満期があるもの | 922,367 | 863,774 | 775,667 | 284,252 | 431,769 | 60,075 |
| うち国債 | 690,200 | 532,000 | 413,000 | 185,000 | 310,000 | — |
| 地方債 | 7,950 | 29,368 | 79,746 | 17,352 | 18,764 | — |
| 社債 | 219,483 | 289,966 | 260,933 | 36,625 | 48,946 | 23,170 |
| 貸出金(*) | 6,569,342 | 4,353,871 | 3,150,822 | 2,094,287 | 2,560,766 | 8,661,325 |
| 外国為替 | 97,945 | — | — | — | — | — |
| 合計 | 17,176,477 | 5,691,639 | 4,519,906 | 3,159,720 | 3,550,324 | 8,791,353 |

(*) 貸出金のうち、償還予定額が見込めないもの96,869百万円は含めておりません。また、取立不能見込額として債権額から直接減額した金額を控除しておりません。

(注4) 社債、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

| | 1年以内 | 1年超 3年以内 | 3年超 5年以内 | 5年超 7年以内 | 7年超 10年以内 | 10年超 |
|--------------|------------|-------------|-------------|-------------|--------------|--------|
| 預金(*1) | 33,776,346 | 2,218,979 | 717,524 | — | — | — |
| 譲渡性預金 | 2,130,640 | — | — | — | — | — |
| コールマネー及び売渡手形 | 1,531,519 | — | — | — | — | — |
| 売現先勘定 | 50,993 | — | — | — | — | — |
| 債券貸借取引受入担保金 | 24,122 | — | — | — | — | — |
| 借入金 | 200,089 | 316,444 | 177,077 | 27,901 | 15,538 | — |
| 外国為替 | 1,439 | — | — | — | — | — |
| 社債(*2) | 22,910 | 81,455 | 100,000 | 160,000 | 111,000 | 36,000 |
| 信託勘定借 | 617,622 | — | — | — | — | — |
| 合計 | 38,355,683 | 2,616,879 | 994,602 | 187,901 | 126,538 | 36,000 |

(*1) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(*2) 社債のうち、期間の定めのないもの156,364百万円は含めておりません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

一部の連結子会社は、退職一時金制度(非積立型制度ではありますが、退職給付信託を設定した結果、積立型制度となっているものがあります。)、確定給付型の企業年金制度(全て積立型制度であります。)、及び確定拠出制度(退職一時金制度の一部について2014年7月に移行いたしました。)を設けております。なお、従業員の退職等に際して、退職給付に係る会計基準に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない退職金を支給する場合があります。また、上記の連結子会社のうち2社において、退職給付信託を設定しております。

なお、当社につきましては、退職給付制度を設けておりません。また、一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

2. 確定給付制度(簡便法を適用した制度を含みます。)

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

| | |
|-------------------|------------|
| 退職給付債務の期首残高 | 392,709百万円 |
| 会計方針の変更に伴う累積的影響額 | △1,747百万円 |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | 390,962百万円 |
| 勤務費用 | 12,036百万円 |
| 利息費用 | 5,067百万円 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 23,867百万円 |
| 退職給付の支払額 | △20,268百万円 |
| 確定拠出制度への移行に伴う減少額 | △7,541百万円 |
| その他 | △72百万円 |
| 退職給付債務の期末残高 | 404,050百万円 |

(注) 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、一括して「勤務費用」に含めて計上しております。

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

| | |
|--------------|------------|
| 年金資産の期首残高 | 390,279百万円 |
| 期待運用収益 | 4,904百万円 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 7,247百万円 |
| 事業主からの拠出額 | 13,256百万円 |
| 退職給付の支払額 | △13,318百万円 |
| 年金資産の期末残高 | 402,368百万円 |

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

| | |
|-----------------------|-------------|
| 積立型制度の退職給付債務 | 396,732百万円 |
| 年金資産 | △402,368百万円 |
| | △5,636百万円 |
| 非積立型制度の退職給付債務 | 7,318百万円 |
| 連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 1,681百万円 |

| | |
|-----------------------|------------|
| 退職給付に係る負債 | 28,837百万円 |
| 退職給付に係る資産 | △27,155百万円 |
| 連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 1,681百万円 |

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

| | |
|----------------------|-----------|
| 勤務費用 | 12,036百万円 |
| 利息費用 | 5,067百万円 |
| 期待運用収益 | △4,904百万円 |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | 1,220百万円 |
| その他(退職給付債務の対象外の退職金等) | 2,267百万円 |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | 15,687百万円 |

(注) 当連結会計年度には、退職一時金制度から確定拠出制度への一部移行に伴う影響額が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

| | |
|---------------------|-----------|
| 退職給付債務の減少 | △7,541百万円 |
| 確定拠出制度への資産移換額 | 8,854百万円* |
| 小計 | 1,313百万円 |
| 未認識数理計算上の差異の償却額 | 764百万円 |
| 合計(確定拠出制度への移行に伴う損失) | 2,077百万円 |

*確定拠出制度への資産移換額は、4年間で移換する予定です。なお、当連結会計年度末時点の未移換額6,581百万円は、「その他負債」に計上しております。

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

| | |
|----------|------------|
| 数理計算上の差異 | △15,399百万円 |
|----------|------------|

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

| | |
|-------------|------------|
| 未認識数理計算上の差異 | △68,817百万円 |
|-------------|------------|

(7) 年金資産に関する事項

| | |
|-----------------------------------|------|
| ①年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。 | |
| 債券 | 55% |
| 株式 | 11% |
| 現金及び預金等 | 34% |
| 合計 | 100% |

(注) 年金資産合計には、企業年金制度及び一時金制度に対して設定した退職給付信託が33%含まれております。

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎は、次のとおりであります。

| | |
|-----------|-------|
| 割引率(加重平均) | 1.01% |
| 長期期待運用収益率 | 2.00% |

なお、予想昇給率については、2014年3月31日を基準日として算出した年齢別昇給指数を使用しております。

3. 確定拠出制度

一部の連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は638百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | |
|-------------------------|-------------|
| 繰延税金資産 | |
| 有価証券償却否認額 | 703,702百万円 |
| 貸倒引当金損算入限度超過額及び貸出金償却否認額 | 120,133百万円 |
| 退職給付に係る負債 | 47,332百万円 |
| 税務上の繰越欠損金 | 19,183百万円 |
| その他 | 71,789百万円 |
| 繰延税金資産小計 | 962,141百万円 |
| 評価性引当額 | △788,495百万円 |
| 繰延税金資産合計 | 173,646百万円 |

繰延税金負債

| | |
|--------------|-------------|
| その他有価証券評価差額金 | △142,539百万円 |
| 繰延ヘッジ利益 | △15,810百万円 |
| 退職給付信託設定益 | △2,521百万円 |
| 未収配当金 | △2,181百万円 |
| その他 | △5,404百万円 |
| 繰延税金負債合計 | △168,458百万円 |
| 繰延税金資産の純額 | 5,187百万円 |

2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

| | |
|----------------------|--------|
| 法定実効税率 | 35.59% |
| (調整) | |
| 繰越欠損金控除期限経過 | 0.14% |
| 評価性引当額 | △5.60% |
| 親会社と子会社の実効税率差 | △1.24% |
| 受取配当金益不算入 | △1.11% |
| 税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 | 4.00% |
| その他 | 1.59% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 33.35% |

3. 法人税等の税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(2015年法律第9号)が2015年3月31日に公布され、2015年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.59%から、2015年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については33.02%に、2016年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については32.24%となります。この税率変更により、繰延税金資産は13,068百万円減少し、その他有価証券評価差額金は14,776百万円増加、繰延ヘッジ損益は1,632百万円増加し、法人税等調整額は13,068百万円増加しております。再評価に係る繰延税金負債は2,231百万円減少し、土地再評価差額は同額増加しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

- ①連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等記載すべき重要なものではありません。
- ②連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等記載すべき重要なものではありません。
- ③連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等記載すべき重要なものではありません。
- ④連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等記載すべき重要なものではありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

- ①連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等記載すべき重要なものではありません。
- ②連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等記載すべき重要なものではありません。
- ③連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等記載すべき重要なものではありません。
- ④連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等記載すべき重要なものではありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

記載すべき重要なものはありません。

(1株当たり情報)

| | |
|---------------------|---------|
| 1株当たり純資産額 | 690.66円 |
| 1株当たり当期純利益金額 | 91.07円 |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 | 84.28円 |

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

| | |
|-----------------------------|--------------|
| 純資産の部の合計額 | 2,143,379百万円 |
| 純資産の部の合計額から控除する金額 | 542,326百万円 |
| うち少数株主持分 | 164,600百万円 |
| うち優先株式 | 366,000百万円 |
| うち優先配当額 | 11,725百万円 |
| 普通株式に係る期末の純資産額 | 1,601,053百万円 |
| 1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数 | 2,318,118千株 |

* 1. 丙種優先株式及び己種優先株式につきましては、(追加情報)に記載の特別優先配当によっても残余財産分配請求権(合計で1,600億円)は減少いたしません。2013年5月10日公表の「公的資金完済プラン」に基づく返済スキーム(その他資本剰余金を原資とする特別優先配当により公的資金注入額を返済)の実態を重視し、「純資産の部の合計額」から当該優先株式に係る公的資金の要返済額(1,280億円)を控除することにより「普通株式に係る期末の純資産額」を計算しております(「うち優先株式」に計上)。なお、当連結会計年度末を基準日としその他資本剰余金を原資とする特別優先配当金(320億円)は、前記の公的資金要返済額と重複することとなるため、「純資産の部の合計額」から控除していません。

2. 「1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数」については、自己名義所有株式分を控除する他、従業員持株会支援信託ESOPが所有する当社株式(5,057千株)を控除してあります。

2. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

| | |
|---------------------|-------------|
| 1株当たり当期純利益金額 | |
| 当期純利益 | 211,477百万円 |
| 普通株主に帰属しない金額 | 11,725百万円 |
| うち優先配当額 | 11,725百万円 |
| 普通株式に係る当期純利益 | 199,752百万円 |
| 普通株式の期中平均株式数 | 2,193,242千株 |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 | |
| 当期純利益調整額 | 1,836百万円 |
| うち優先配当額 | 1,836百万円 |
| 普通株式増加数 | 198,513千株 |
| うち優先株式 | 198,513千株 |

希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要

* 「普通株式の期中平均株式数」については、自己名義所有株式分を控除する他、従業員持株会支援信託ESOPが所有する当社株式(5,637千株)を控除してあります。

3. 「会計方針の変更」に記載のとおり「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 2012年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 2015年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて、当連結会計年度より適用し、退職給付会計基準第37項に定める経過的名取扱いに従っております。

この結果、当連結会計年度の期首の1株当たり純資産額が67銭増加しております。

なお、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額に与える影響は軽微であります。

(重要な後発事象)

自己株式(丙種優先株式及び己種優先株式)の取得枠設定、取得及び消却の実施
 当社は、2015年6月19日開催の定時株主総会において丙種優先株式及び己種優先株式(以下、これらを総称して「早期健全化法優先株式」といいます。)の取得を行うこと(以下、「本自己株式取得」といいます。)により早期健全化法優先株式に係る公的資金を一括繰上返済することについての議案が承認可決されたこと、及び、本自己株式取得が国民負担を生じさせずに返済できる条件が整ったことを関係当局との間で確認できたことを受け、同年5月12日開催の取締役会決議により設定された自己株式取得枠に基づく自己株式(早期健全化法優先株式)の取得を同年6月25日に実施し、当該株式は、同日にその全てを消却いたしました。
 なお、2003年6月の預金保険法による公的資金の注入以来、ピーク時で3兆1,280億円ありました公的資金は、本自己株式取得をもちまして全額返済となりました。

(1) 自己株式取得枠の内容

(2015年5月12日開催の取締役会での決議内容)

| ①取得対象株式の種類 | 丙種優先株式及び己種優先株式 |
|-------------|---|
| ②取得する株式の総数 | 丙種優先株式：12,000,000株、 己種優先株式：8,000,000株 (これらの株式の発行済株式総数と同じ数です。) |
| ③株式の取得価額 | 丙種優先株式： 1株につき金3,000円00銭 己種優先株式： 1株につき金7,500円00銭 |
| ④株式の取得価額の総額 | 960億円 (うち丙種優先株式：総額360億円、己種優先株式：総額600億円) |
| ⑤取得期間 | 2015年6月19日から1年間 |

本自己株式取得は、早期健全化法に基づく公的資金の早期返済を目的とするものであり、①2015年6月19日開催の定時株主総会において、早期健全化法優先株式の一括繰上返済に関する議案が承認可決されること、及び②国民負担を生じさせずに返済できる条件が整ったことを関係当局との間で確認できたことを条件として実施する。

(2) 丙種優先株式の取得及び消却の内容

| | |
|------------|-----------------|
| ①取得した株式の総数 | 12,000,000株 |
| ②株式の取得価額 | 1株につき金3,000円00銭 |
| ③取得価額の総額 | 36,000,000,000円 |
| ④株式の取得の相手方 | 株式会社整理回収機構 |
| ⑤取得日 | 2015年6月25日 |
| ⑥消却日 | 2015年6月25日 |

(3) 己種優先株式の取得及び消却の内容

| | |
|------------|-----------------|
| ①取得した株式の総数 | 8,000,000株 |
| ②株式の取得価額 | 1株につき金7,500円00銭 |
| ③取得価額の総額 | 60,000,000,000円 |
| ④株式の取得の相手方 | 株式会社整理回収機構 |
| ⑤取得日 | 2015年6月25日 |
| ⑥消却日 | 2015年6月25日 |

有価証券及び金銭の信託の時価等情報

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、「買入金銭債権」中の信託受益権、並びに「特定取引資産」中の商品有価証券、短期社債を含めて記載しております。

「子会社株式及び関連会社株式」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

■売買目的有価証券

(単位：百万円)

| | 2014年3月末 | 2015年3月末 |
|--------------------|----------|----------|
| 連結会計年度の損益に含まれた評価差額 | 136 | 48 |

■満期保有目的の債券

(単位：百万円)

| | 2014年3月末 | | | 2015年3月末 | | | |
|----------------------|------------|-----------|-----------|------------|-----------|-----------|--------|
| | 連結貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 | 連結貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 | |
| 時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの | 国債 | 1,708,395 | 1,761,890 | 53,495 | 1,962,010 | 2,019,082 | 57,072 |
| | 地方債 | 400,653 | 415,029 | 14,376 | 445,668 | 461,081 | 15,412 |
| | 社債 | 6,412 | 6,508 | 96 | 14,119 | 14,273 | 154 |
| | 小計 | 2,115,461 | 2,183,428 | 67,967 | 2,421,798 | 2,494,437 | 72,638 |
| 時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの | 国債 | — | — | — | — | — | — |
| | 地方債 | 34,148 | 34,037 | △111 | 13,260 | 13,259 | △0 |
| | 社債 | 1,132 | 1,126 | △6 | 689 | 684 | △4 |
| | 小計 | 35,281 | 35,163 | △117 | 13,949 | 13,943 | △5 |
| 合計 | 2,150,742 | 2,218,592 | 67,850 | 2,435,747 | 2,508,381 | 72,633 | |

■その他有価証券

(単位：百万円)

| | 2014年3月末 | | | 2015年3月末 | | | |
|------------------------|------------|-----------|-----------|------------|-----------|-----------|---------|
| | 連結貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 | 連結貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 | |
| 連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | 株式 | 630,683 | 310,130 | 320,552 | 859,863 | 318,372 | 541,490 |
| | 債券 | 2,887,023 | 2,871,921 | 15,101 | 2,485,370 | 2,471,437 | 13,932 |
| | 国債 | 1,955,523 | 1,952,030 | 3,493 | 1,682,332 | 1,678,554 | 3,778 |
| | 地方債 | 154,777 | 149,413 | 5,364 | 117,781 | 114,058 | 3,722 |
| | 社債 | 776,722 | 770,478 | 6,243 | 685,255 | 678,824 | 6,431 |
| | その他 | 120,781 | 114,309 | 6,471 | 296,629 | 275,487 | 21,142 |
| 小計 | 3,638,488 | 3,296,362 | 342,125 | 3,641,862 | 3,065,296 | 576,565 | |
| 連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | 株式 | 18,426 | 21,803 | △3,376 | 11,079 | 12,598 | △1,519 |
| | 債券 | 2,678,386 | 2,681,616 | △3,230 | 714,572 | 715,565 | △992 |
| | 国債 | 2,498,946 | 2,501,544 | △2,598 | 472,541 | 472,633 | △91 |
| | 地方債 | 49,865 | 49,997 | △131 | 39,748 | 39,850 | △101 |
| | 社債 | 129,574 | 130,074 | △500 | 202,281 | 203,081 | △799 |
| | その他 | 199,081 | 201,320 | △2,239 | 36,798 | 37,158 | △359 |
| 小計 | 2,895,894 | 2,904,741 | △8,846 | 762,449 | 765,322 | △2,872 | |
| 合計 | 6,534,382 | 6,201,103 | 333,279 | 4,404,312 | 3,830,618 | 573,693 | |

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

(単位：百万円)

| | 2014年3月末 | 2015年3月末 |
|-------|------------|------------|
| | 連結貸借対照表計上額 | 連結貸借対照表計上額 |
| 非上場株式 | 42,931 | 34,822 |
| 組合出資金 | 14,374 | 9,493 |
| 合計 | 57,306 | 44,316 |

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

■当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券

2014年3月期、2015年3月期とも該当ありません。

■当連結会計年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

| | 2014年3月期 | | | 2015年3月期 | | |
|-----|------------|---------|---------|------------|---------|---------|
| | 売却額 | 売却益の合計額 | 売却損の合計額 | 売却額 | 売却益の合計額 | 売却損の合計額 |
| 株式 | 18,407 | 12,198 | 30 | 16,025 | 12,028 | 45 |
| 債券 | 13,437,420 | 18,345 | 5,655 | 14,786,072 | 20,166 | 2,620 |
| 国債 | 12,903,374 | 16,252 | 5,637 | 14,108,120 | 16,778 | 2,431 |
| 地方債 | 88,637 | 1,290 | 0 | 189,958 | 1,908 | 25 |
| 社債 | 445,408 | 803 | 18 | 487,993 | 1,479 | 163 |
| その他 | 1,366,774 | 21,665 | 16,083 | 3,053,560 | 47,512 | 7,178 |
| 合計 | 14,822,603 | 52,209 | 21,770 | 17,855,657 | 79,706 | 9,844 |

■保有目的を変更した有価証券

2014年3月期、2015年3月期とも該当ありません。

■減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復の見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当該連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

2014年3月期における減損処理額は、115百万円であります。

2015年3月期における減損処理額は、20百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、償却・引当基準の自己査定による有価証券発行会社の債務者区分に従い、次のとおりとしております。

正常先：原則として時価が取得原価に比べて50%以上下落

要注意先、未格付先：時価が取得原価に比べて30%以上下落

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先：時価が取得原価に比べて下落

■金銭の信託の時価等情報

運用目的の金銭の信託

2014年3月末、2015年3月末とも該当ありません。

満期保有目的の金銭の信託

2014年3月末、2015年3月末とも該当ありません。

その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

(単位：百万円)

| | 2014年3月末 | | | | 2015年3月末 | | | |
|-----------|------------|------|-------------------------|--------------------------|------------|------|-------------------------|--------------------------|
| | 連結貸借対照表計上額 | 取得原価 | うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | 連結貸借対照表計上額 | 取得原価 | うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの |
| その他の金銭の信託 | 193 | 193 | — | — | 186 | 186 | — | — |

■その他有価証券評価差額金

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

| | 2014年3月末 | 2015年3月末 |
|--|----------|----------|
| 評価差額 | 325,047 | 565,689 |
| その他有価証券 | 325,047 | 565,689 |
| その他の金銭の信託 | — | — |
| (△) 繰延税金負債 | 80,818 | 142,539 |
| その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前) | 244,229 | 423,150 |
| (△) 少数株主持分相当額 | 66 | 74 |
| (+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額 | 4 | 0 |
| その他有価証券評価差額金 | 244,166 | 423,076 |

(注) 評価差額からは、時価ヘッジにより各連結会計年度末までに損益に反映させた額（2014年3月末8,231百万円、2015年3月末8,003百万円）をそれぞれ除いております。

デリバティブ取引情報

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

■金利関連取引

(単位：百万円)

| | | | 2014年3月末 | | | | 2015年3月末 | | | |
|------|---------|-----------|------------|------------|----------|----------|------------|------------|----------|----------|
| | | | 契約額等 | | 時価 | 評価損益 | 契約額等 | | 時価 | 評価損益 |
| | | | うち1年超 | | | | うち1年超 | | | |
| 金融商品 | 金利先物 | 売建 | 91,136 | 30,100 | 11 | 11 | 2,981 | — | △2 | △2 |
| 取引所 | | 買建 | 30,488 | — | △1 | △1 | — | — | — | — |
| 店頭 | 金利スワップ | 受取固定・支払変動 | 23,128,118 | 20,307,546 | 410,928 | 410,928 | 21,736,188 | 18,328,590 | 372,776 | 372,776 |
| | | 受取変動・支払固定 | 22,764,009 | 19,817,405 | △392,743 | △392,743 | 21,311,399 | 17,843,293 | △357,507 | △357,507 |
| | | 受取変動・支払変動 | 5,376,280 | 4,746,280 | 5,528 | 5,528 | 5,927,740 | 4,546,040 | 5,424 | 5,424 |
| | キャップ | 売建 | 65,659 | 59,438 | △984 | 1,056 | 39,366 | 31,775 | △639 | 693 |
| | | 買建 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | フロアー | 売建 | 3,000 | 3,000 | 82 | △38 | 3,000 | — | 28 | △0 |
| | | 買建 | 78,159 | 74,121 | 1,582 | 1,439 | 57,056 | 51,511 | 1,024 | 927 |
| | スワップション | 売建 | 590,400 | 77,400 | 4,269 | 786 | 147,000 | 37,600 | 2,151 | △286 |
| | | 買建 | 877,200 | 32,200 | 7,199 | △243 | 350,800 | 246,800 | 1,088 | 130 |
| 連結会社 | 金利スワップ | 受取固定・支払変動 | 25,000 | 15,500 | 332 | 332 | 17,000 | 17,000 | 282 | 282 |
| 間取引 | | | | | | | | | | |
| 合計 | | | / | / | 29,472 | 27,057 | / | / | 21,546 | 22,438 |

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 2. 時価の算定
 取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。
 店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

■通貨関連取引

(単位：百万円)

| | | | 2014年3月末 | | | | 2015年3月末 | | | |
|----|---------|----|-----------|-----------|---------|---------|-----------|---------|---------|---------|
| | | | 契約額等 | | 時価 | 評価損益 | 契約額等 | | 時価 | 評価損益 |
| | | | うち1年超 | | | | うち1年超 | | | |
| 店頭 | 通貨スワップ | | 1,535,143 | 1,298,621 | △13,412 | 144 | 1,043,354 | 894,167 | △16,470 | △3,304 |
| | 為替予約 | 売建 | 510,812 | 123,230 | △36,373 | △36,373 | 695,482 | 72,887 | △49,359 | △49,359 |
| | | 買建 | 814,332 | 327,214 | 94,089 | 94,089 | 934,226 | 167,046 | 126,405 | 126,405 |
| | 通貨オプション | 売建 | 1,271,014 | 599,889 | 85,651 | △19,101 | 716,022 | 211,965 | 92,792 | △54,759 |
| | | 買建 | 1,218,183 | 549,737 | 39,749 | △10,339 | 687,197 | 212,443 | 36,266 | 8,875 |
| 合計 | | | / | / | △1,598 | 28,420 | / | / | 4,049 | 27,857 |

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 2. 時価の算定
 割引現在価値等により算定しております。

■株式関連取引

(単位：百万円)

| | | | 2014年3月末 | | | | 2015年3月末 | | | |
|------|-----------|----|----------|---|----|------|----------|---|------|------|
| | | | 契約額等 | | 時価 | 評価損益 | 契約額等 | | 時価 | 評価損益 |
| | | | うち1年超 | | | | うち1年超 | | | |
| 金融商品 | 株式指数先物 | 売建 | — | — | — | — | 54,023 | — | △552 | △552 |
| 取引所 | | 買建 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | 株式指数オプション | 売建 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | | 買建 | — | — | — | — | 3,825 | — | 68 | 7 |
| 合計 | | | / | / | — | — | / | / | △484 | △545 |

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 2. 時価の算定
 大阪取引所等における最終の価格によっております。

■債券関連取引

（単位：百万円）

| | 2014年3月末 | | | | | | 2015年3月末 | | | | | |
|------|-----------|----|--------|------|-------|----|----------|------|--------|--------|--|--|
| | 契約額等 | | 時価 | 評価損益 | 契約額等 | | 時価 | 評価損益 | | | | |
| | うち1年超 | | | | うち1年超 | | | | | | | |
| 金融商品 | 債券先物 | 売建 | 60,408 | — | 20 | 20 | 272,581 | — | △1,199 | △1,199 | | |
| 取引所 | | 買建 | — | — | — | — | — | — | — | — | | |
| 店頭 | 債券店頭オプション | 売建 | 53,386 | — | 17 | △1 | — | — | — | — | | |
| | | 買建 | 53,386 | — | 38 | 13 | — | — | — | — | | |
| 合計 | | | / | / | 40 | 32 | / | / | △1,199 | △1,199 | | |

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 2. 時価の算定
 取引所取引については、大阪取引所等における最終の価格によっております。
 店頭取引については、オプション価格計算モデル等により算定しております。

■商品関連取引

2014年3月末、2015年3月末とも該当ありません。

■クレジット・デリバティブ取引

2014年3月末、2015年3月末とも該当ありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

■金利関連取引

（単位：百万円）

| 原則的処理方法 | 主なヘッジ対象 | 2014年3月末 | | | 2015年3月末 | | |
|-------------|--------------------------|-----------|-----------|---------|-----------|-----------|---------|
| | | 契約額等 | | 時価 | 契約額等 | | 時価 |
| | | うち1年超 | | | うち1年超 | | |
| 金利スワップ | 受取固定・支払変動 | 2,375,404 | 2,275,404 | 84,200 | 2,460,727 | 2,125,000 | 83,502 |
| | 貸出金、預金等の有利 利息の金融資産・負債 | 711,224 | 651,224 | △38,760 | 651,495 | 636,261 | △29,304 |
| 金利スワップの特例処理 | 金利スワップ 受取変動・支払固定 貸出金 | 20,069 | 15,500 | △301 | 17,000 | 17,000 | △282 |
| 合計 | | / | / | 45,138 | / | / | 53,915 |

- (注) 1. 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき、繰延ヘッジによっております。
 2. 時価の算定
 割引現在価値等により算定しております。

■通貨関連取引

（単位：百万円）

| 原則的処理方法 | 主なヘッジ対象 | 2014年3月末 | | | 2015年3月末 | | |
|---------|-------------------------|----------|---------|------|----------|---------|--------|
| | | 契約額等 | | 時価 | 契約額等 | | 時価 |
| | | うち1年超 | | | うち1年超 | | |
| 通貨スワップ | 外貨建の貸出金、預金等の 金融資産・負債 | 318,219 | 143,858 | △295 | 569,002 | 144,494 | 20,725 |

- (注) 1. 主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に基づき、繰延ヘッジによっております。
 2. 時価の算定
 割引現在価値等により算定しております。

■株式関連取引

2014年3月末、2015年3月末とも該当ありません。

■債券関連取引

2014年3月末、2015年3月末とも該当ありません。

セグメント情報

事業の種類別セグメント情報

2014年3月期、2015年3月期
全セグメントの経常収益の合計、経常利益及び全セグメントの資産の合計額に占める銀行信託業務の割合が、いずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

所在地別セグメント情報

2014年3月期、2015年3月期
全セグメントの経常収益の合計及び全セグメントの資産の合計額に占める本邦の割合がいずれも90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

海外経常収益

2014年3月期、2015年3月期
海外経常収益が連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

(参考情報)

1. 報告セグメントの概要

セグメントの概要

当グループの報告セグメントは、当グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、当社の取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当グループでは、グループ傘下銀行3社（株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社近畿大阪銀行）の管理会計を共通化した「グループ事業部門別管理会計」において、グループ事業部門を「個人部門」「法人部門」「市場部門」に区分して算定を行っているため、この3つを報告セグメントとしております。

各報告セグメントに属する主な事業活動は、以下のとおりであります。

| 報告セグメント | 主な事業活動 |
|---------|--|
| 個人部門 | 主として、個人のお客さまを対象として、個人ローン・資産運用・資産承継等に係るコンサルティングを中心とした事業活動を展開しております。 |
| 法人部門 | 主として、法人のお客さまを対象として、企業向け貸出、信託を活用した資産運用、不動産業務、企業年金、事業承継等、事業成長のサポートを中心とした事業活動を展開しております。 |
| 市場部門 | 主として、資金・為替・債券・デリバティブ等につきまして、金融市場を通じた調達と運用を行っております。 |

セグメント損益項目の概要

当グループは、銀行業が一般事業会社と異なる収支構造を持つこと等から、売上高、営業利益等の指標に代えて、銀行業における一般的な収益指標である「業務粗利益」「業務純益」をベースとしたセグメント別の収益管理を行っております。

それぞれの損益項目の概要は、以下のとおりであります。

①業務粗利益

預金・貸出金、有価証券等の利息収支などを示す「資金利益」や、各種手数料などの収支を示す「役務取引等利益」などを含んでおり、連結財務諸表上の経常収益（株式等売却益などのその他経常収益を除く）から経常費用（営業経費及び貸倒引当金繰入額などのその他経常費用を除く）を差し引いた金額であります。

②経費

銀行の業務活動での人件費等の費用であり、連結財務諸表上の営業経費から退職給付費用の一部を除いた金額であります。

③実勢業務純益

業務粗利益（信託勘定に係る不良債権処理額を除く）から人件費等の経費を差し引いたものであり、銀行本来の業務活動による利益を表わしております。

④与信費用

貸倒引当金繰入額及び貸出金償却等から、償却債権取立益等の与信費用戻入額を控除した与信関連費用の合計額であります。

⑤与信費用控除後業務純益

実勢業務純益から与信費用を控除したものであり、当グループではこれをセグメント利益としております。

2. 報告セグメントごとの利益又は損失の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。なお、市場部門で調達した資金を個人部門、法人部門で活用する場合、社内のある一定のルールに基づいて算出した損益を、それぞれの部門の業績として振り分けております。

当グループでは、資産を事業セグメント別に配分していないことから、セグメント資産の開示を省略しております。

3. 報告セグメントごとの利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

| | 2014年3月期 | | | | | | 2015年3月期 | | | | | |
|--------------------|----------|----------|--------|----------|--------|----------|----------|----------|---------|----------|--------|----------|
| | 報告セグメント | | | | その他 | 合計 | 報告セグメント | | | | その他 | 合計 |
| | 個人部門 | 法人部門 | 市場部門 | 計 | | | 個人部門 | 法人部門 | 市場部門 | 計 | | |
| 業務粗利益 | 259,755 | 283,989 | 51,913 | 595,658 | △2,437 | 593,221 | 259,197 | 282,067 | 79,329 | 620,594 | △3,846 | 616,747 |
| 経費 | △173,896 | △153,090 | △8,825 | △335,812 | — | △335,812 | △172,477 | △155,594 | △10,339 | △338,411 | — | △338,411 |
| 実勢業務純益 | 85,859 | 130,884 | 43,088 | 259,832 | △2,437 | 257,395 | 86,720 | 126,426 | 68,989 | 282,135 | △3,846 | 278,289 |
| 与信費用 | 1,781 | 26,130 | — | 27,911 | — | 27,911 | 158 | 24,564 | — | 24,722 | — | 24,722 |
| 与信費用控除後 業務純益(計) | 87,640 | 157,015 | 43,088 | 287,744 | △2,437 | 285,307 | 86,878 | 150,991 | 68,989 | 306,858 | △3,846 | 303,012 |

- (注) 1. 合計金額は、グループ傘下銀行3社及び当社子会社であるローン保証会社3社の計数を計上しております。
 2. 個人部門及び法人部門には、当社子会社であるローン保証会社3社の業績を含めております。
 3. 法人部門の実勢業務純益は、信託勘定に係る不良債権処理額を2014年3月期については13百万円(利益)、2015年3月期については47百万円(利益)をそれぞれ除いております。
 4. 市場部門の業務粗利益には、株式関連損益の一部を含めております。
 5. 「その他」の区分には、事業セグメントに該当しない経営管理部門の計数等が含まれております。
 6. 減価償却費は、経費に含まれております。

4. 報告セグメントの合計額と連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位：百万円)

| 利益 | 2014年3月期 | 2015年3月期 |
|---------------------|----------|----------|
| 報告セグメント計 | 287,744 | 306,858 |
| 「その他」の区分の損益 | △2,437 | △3,846 |
| 与信費用以外の臨時損益 | 17,615 | 21,907 |
| 特別損益 | △2,816 | △7,045 |
| 報告セグメント対象外の連結子会社利益等 | 11,978 | 8,377 |
| 連結損益計算書の税金等調整前当期純利益 | 312,085 | 326,251 |

- (注) 1. 与信費用以外の臨時損益には、株式関連損益及び退職給付費用の一部等が含まれております。
 2. 特別損益には、減損損失等が含まれております。

主要な業務の状況を示す指標

国内・海外別収支の内訳

(単位：百万円)

| | 2014年3月期 | | | | 2015年3月期 | | | |
|---------|----------|--------|----------|---------|----------|--------|----------|---------|
| | 国内 | 海外 | 相殺消去額(△) | 合計 | 国内 | 海外 | 相殺消去額(△) | 合計 |
| 資金運用収支 | 423,719 | 12,239 | 5,947 | 430,011 | 418,100 | 14,880 | 6,992 | 425,988 |
| 資金運用収益 | 467,498 | 14,341 | 9,007 | 472,832 | 459,848 | 17,867 | 11,060 | 466,655 |
| 資金調達費用 | 43,778 | 2,101 | 3,059 | 42,820 | 41,748 | 2,986 | 4,068 | 40,666 |
| 信託報酬 | 23,748 | — | — | 23,748 | 22,776 | — | — | 22,776 |
| 役務取引等収支 | 134,954 | 88 | △0 | 135,044 | 146,334 | 101 | △4 | 146,441 |
| 役務取引等収益 | 188,945 | 302 | 38 | 189,209 | 200,689 | 364 | 23 | 201,031 |
| 役務取引等費用 | 53,990 | 214 | 39 | 54,165 | 54,354 | 262 | 27 | 54,590 |
| 特定取引収支 | △916 | — | — | △916 | 5,221 | — | — | 5,221 |
| 特定取引収益 | 1,338 | — | — | 1,338 | 5,973 | — | — | 5,973 |
| 特定取引費用 | 2,254 | — | — | 2,254 | 752 | — | — | 752 |
| その他業務収支 | 19,489 | 1,146 | — | 20,635 | 31,103 | 952 | — | 32,055 |
| その他業務収益 | 32,939 | 1,146 | — | 34,085 | 44,279 | 952 | — | 45,231 |
| その他業務費用 | 13,450 | — | — | 13,450 | 13,176 | — | — | 13,176 |

- (注) 1. 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。
 2. 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。
 3. 資金調達費用は、金銭の信託運用見合額の利息を控除しております。

■国内・海外別資金運用／調達の状況

(単位：百万円、%)

| | | 2014年3月期 | | | | 2015年3月期 | | | |
|------------------|------|------------|---------|----------|------------|------------|---------|----------|------------|
| | | 国内 | 海外 | 相殺消去額(△) | 合計 | 国内 | 海外 | 相殺消去額(△) | 合計 |
| 資金運用勘定 | 平均残高 | 39,930,961 | 225,610 | 156,581 | 39,999,991 | 41,756,000 | 234,686 | 164,682 | 41,826,004 |
| | 利息 | 467,498 | 14,341 | 9,007 | 472,832 | 459,848 | 17,867 | 11,060 | 466,655 |
| | 利回り | 1.17 | 6.35 | / | 1.18 | 1.10 | 7.61 | / | 1.11 |
| うち貸出金 | 平均残高 | 25,817,804 | 80,503 | 12,877 | 25,885,430 | 26,216,388 | 87,403 | 21,469 | 26,282,322 |
| | 利息 | 387,517 | 5,209 | 171 | 392,555 | 366,278 | 7,081 | 268 | 373,090 |
| | 利回り | 1.50 | 6.47 | / | 1.51 | 1.39 | 8.10 | / | 1.41 |
| 有価証券 | 平均残高 | 9,688,666 | 125,976 | 142,380 | 9,672,263 | 7,102,681 | 126,180 | 142,761 | 7,086,100 |
| | 利息 | 54,906 | 8,621 | 8,835 | 54,691 | 61,391 | 10,144 | 10,792 | 60,743 |
| | 利回り | 0.56 | 6.84 | / | 0.56 | 0.86 | 8.03 | / | 0.85 |
| コールローン 及び買入手形 | 平均残高 | 171,347 | 12,194 | 1,261 | 182,280 | 119,455 | 9,018 | 366 | 128,107 |
| | 利息 | 295 | 474 | — | 770 | 341 | 589 | — | 931 |
| | 利回り | 0.17 | 3.89 | / | 0.42 | 0.28 | 6.53 | / | 0.72 |
| 買現先勘定 | 平均残高 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | 利息 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | 利回り | — | — | / | — | — | — | / | — |
| 債券貸借取引 支払保証金 | 平均残高 | 57,126 | — | — | 57,126 | 21,096 | — | — | 21,096 |
| | 利息 | 62 | — | — | 62 | 22 | — | — | 22 |
| | 利回り | 0.10 | — | / | 0.10 | 0.10 | — | / | 0.10 |
| 預け金 | 平均残高 | 3,712,440 | 2,612 | — | 3,715,052 | 7,764,772 | 5,948 | — | 7,770,720 |
| | 利息 | 4,303 | 14 | 0 | 4,317 | 8,293 | 15 | — | 8,308 |
| | 利回り | 0.11 | 0.54 | / | 0.11 | 0.10 | 0.26 | / | 0.10 |
| 資金調達勘定 | 平均残高 | 39,544,491 | 90,458 | 129,460 | 39,505,490 | 41,531,915 | 99,820 | 150,835 | 41,480,900 |
| | 利息 | 43,778 | 2,101 | 3,059 | 42,820 | 41,748 | 2,986 | 4,068 | 40,666 |
| | 利回り | 0.11 | 2.32 | / | 0.10 | 0.10 | 2.99 | / | 0.09 |
| うち預金 | 平均残高 | 34,463,141 | 55,539 | 1,227 | 34,517,453 | 35,161,764 | 57,221 | 385 | 35,218,600 |
| | 利息 | 17,185 | 966 | 0 | 18,152 | 13,555 | 1,297 | 0 | 14,851 |
| | 利回り | 0.04 | 1.74 | / | 0.05 | 0.03 | 2.26 | / | 0.04 |
| 譲渡性預金 | 平均残高 | 1,494,791 | — | — | 1,494,791 | 2,115,099 | — | — | 2,115,099 |
| | 利息 | 1,317 | — | — | 1,317 | 1,825 | — | — | 1,825 |
| | 利回り | 0.08 | — | / | 0.08 | 0.08 | — | / | 0.08 |
| コールマネー 及び売渡手形 | 平均残高 | 372,150 | 2,863 | — | 375,014 | 965,816 | 1,475 | — | 967,292 |
| | 利息 | 656 | 32 | — | 689 | 1,490 | 123 | — | 1,613 |
| | 利回り | 0.17 | 1.13 | / | 0.18 | 0.15 | 8.36 | / | 0.16 |
| 売現先勘定 | 平均残高 | 55,239 | — | — | 55,239 | 92,922 | — | — | 92,922 |
| | 利息 | 47 | — | — | 47 | 79 | — | — | 79 |
| | 利回り | 0.08 | — | / | 0.08 | 0.08 | — | / | 0.08 |
| 債券貸借取引 受入担保金 | 平均残高 | 473,376 | — | — | 473,376 | 830,658 | — | — | 830,658 |
| | 利息 | 546 | — | — | 546 | 936 | — | — | 936 |
| | 利回り | 0.11 | — | / | 0.11 | 0.11 | — | / | 0.11 |
| コマーシャル・ ペーパー | 平均残高 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | 利息 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | 利回り | — | — | / | — | — | — | / | — |
| 借入金 | 平均残高 | 1,190,982 | 26,807 | 13,310 | 1,204,479 | 825,342 | 37,141 | 21,017 | 841,466 |
| | 利息 | 1,991 | 585 | 154 | 2,422 | 1,688 | 1,146 | 253 | 2,581 |
| | 利回り | 0.16 | 2.18 | / | 0.20 | 0.20 | 3.08 | / | 0.30 |

- (注) 1. 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。
 2. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の連結子会社については、月末毎又は半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。
 3. 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は、金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息をそれぞれ控除しております。
 4. 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

■国内・海外別役務取引等の内訳

(単位：百万円)

| | 2014年3月期 | | | | 2015年3月期 | | | |
|------------|----------|-----|----------|---------|----------|-----|----------|---------|
| | 国内 | 海外 | 相殺消去額(△) | 合計 | 国内 | 海外 | 相殺消去額(△) | 合計 |
| 役務取引等収益 | 188,945 | 302 | 38 | 189,209 | 200,689 | 364 | 23 | 201,031 |
| うち預金・貸出業務 | 36,259 | 40 | — | 36,300 | 37,014 | 42 | — | 37,056 |
| 為替業務 | 35,110 | 257 | — | 35,367 | 35,516 | 316 | — | 35,832 |
| 信託関連業務 | 17,738 | — | — | 17,738 | 19,966 | — | — | 19,966 |
| 証券関連業務 | 39,535 | — | — | 39,535 | 41,785 | — | — | 41,785 |
| 代理業務 | 12,349 | — | — | 12,349 | 18,291 | — | — | 18,291 |
| 保護預り・貸金庫業務 | 3,160 | — | — | 3,160 | 3,082 | — | — | 3,082 |
| 保証業務 | 12,735 | — | — | 12,735 | 12,741 | — | — | 12,741 |
| 役務取引等費用 | 53,990 | 214 | 39 | 54,165 | 54,354 | 262 | 27 | 54,590 |
| うち為替業務 | 8,820 | — | — | 8,820 | 8,910 | — | — | 8,910 |

(注) 1. 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。
2. 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

■国内・海外別特定取引の内訳

特定取引収益・費用の内訳

(単位：百万円)

| | 2014年3月期 | | | | 2015年3月期 | | | |
|------------|----------|----|----------|-------|----------|----|----------|-------|
| | 国内 | 海外 | 相殺消去額(△) | 合計 | 国内 | 海外 | 相殺消去額(△) | 合計 |
| 特定取引収益 | 1,338 | — | — | 1,338 | 5,973 | — | — | 5,973 |
| うち商品有価証券収益 | 851 | — | — | 851 | 1,124 | — | — | 1,124 |
| 特定取引有価証券収益 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 特定金融派生商品収益 | — | — | — | — | 4,495 | — | — | 4,495 |
| その他の特定取引収益 | 486 | — | — | 486 | 354 | — | — | 354 |
| 特定取引費用 | 2,254 | — | — | 2,254 | 752 | — | — | 752 |
| うち商品有価証券費用 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 特定取引有価証券費用 | 882 | — | — | 882 | 752 | — | — | 752 |
| 特定金融派生商品費用 | 1,372 | — | — | 1,372 | — | — | — | — |
| その他の特定取引費用 | — | — | — | — | — | — | — | — |

(注) 1. 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。
2. 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

特定取引資産・負債の内訳

(単位：百万円)

| | 2014年3月末 | | | | 2015年3月末 | | | |
|--------------|----------|----|----------|---------|----------|----|----------|---------|
| | 国内 | 海外 | 相殺消去額(△) | 合計 | 国内 | 海外 | 相殺消去額(△) | 合計 |
| 特定取引資産 | 616,571 | — | — | 616,571 | 589,687 | — | — | 589,687 |
| うち商品有価証券 | 14,761 | — | — | 14,761 | 13,275 | — | — | 13,275 |
| 商品有価証券派生商品 | 4 | — | — | 4 | — | — | — | — |
| 特定取引有価証券 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 特定取引有価証券派生商品 | 6 | — | — | 6 | — | — | — | — |
| 特定金融派生商品 | 326,595 | — | — | 326,595 | 312,200 | — | — | 312,200 |
| その他の特定取引資産 | 275,203 | — | — | 275,203 | 264,211 | — | — | 264,211 |
| 特定取引負債 | 305,542 | — | — | 305,542 | 302,869 | — | — | 302,869 |
| うち売付商品債券 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 商品有価証券派生商品 | — | — | — | — | 0 | — | — | 0 |
| 特定取引売付債券 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 特定取引有価証券派生商品 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 特定金融派生商品 | 305,542 | — | — | 305,542 | 302,869 | — | — | 302,869 |
| その他の特定取引負債 | — | — | — | — | — | — | — | — |

(注) 1. 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。
2. 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

預金・貸出金に関する指標

国内・海外別預金の種類別残高

(単位：百万円)

| | 2014年3月末 | | | | 2015年3月末 | | | |
|-------|------------|--------|----------|------------|------------|--------|----------|------------|
| | 国内 | 海外 | 相殺消去額(△) | 合計 | 国内 | 海外 | 相殺消去額(△) | 合計 |
| 預金 | 35,689,138 | 58,311 | 1,543 | 35,745,906 | 36,650,255 | 62,595 | — | 36,712,851 |
| 流動性預金 | 23,208,911 | 31,060 | — | 23,239,972 | 24,605,043 | 35,149 | — | 24,640,193 |
| 定期性預金 | 11,551,962 | 27,251 | — | 11,579,213 | 10,986,846 | 27,445 | — | 11,014,292 |
| その他 | 928,264 | — | 1,543 | 926,721 | 1,058,365 | — | — | 1,058,365 |
| 譲渡性預金 | 1,949,860 | — | — | 1,949,860 | 2,130,640 | — | — | 2,130,640 |
| 合計 | 37,638,998 | 58,311 | 1,543 | 37,695,766 | 38,780,895 | 62,595 | — | 38,843,491 |

- (注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
 定期性預金＝定期預金
 2. 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。
 3. 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

貸出金の業種別内訳

(単位：百万円、%)

| | 2014年3月末 | | 2015年3月末 | |
|-------------------|------------|----------|------------|----------|
| | 貸出金残高 | 構成比 | 貸出金残高 | 構成比 |
| 国内（除く特別国際金融取引勘定分） | 26,618,798 | (100.00) | 27,386,212 | (100.00) |
| 製造業 | 2,657,249 | (9.98) | 2,753,286 | (10.05) |
| 農業、林業 | 12,055 | (0.05) | 11,617 | (0.04) |
| 漁業 | 1,401 | (0.01) | 1,580 | (0.01) |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 | 12,013 | (0.05) | 11,485 | (0.04) |
| 建設業 | 666,463 | (2.50) | 665,417 | (2.43) |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 133,918 | (0.50) | 174,620 | (0.64) |
| 情報通信業 | 236,430 | (0.89) | 248,913 | (0.91) |
| 運輸業、郵便業 | 503,263 | (1.89) | 526,158 | (1.92) |
| 卸売業、小売業 | 2,498,999 | (9.39) | 2,493,866 | (9.11) |
| 金融業、保険業 | 600,344 | (2.26) | 629,433 | (2.30) |
| 不動産業 | 2,832,254 | (10.64) | 3,121,831 | (11.40) |
| 物品賃貸業 | 313,222 | (1.18) | 352,412 | (1.29) |
| 各種サービス業 | 1,534,175 | (5.76) | 1,573,018 | (5.74) |
| 国、地方公共団体 | 846,241 | (3.18) | 829,658 | (3.03) |
| その他 | 13,770,767 | (51.72) | 13,992,912 | (51.09) |
| 海外及び特別国際金融取引勘定分 | 82,870 | (100.00) | 101,072 | (100.00) |
| 政府等 | — | (—) | — | (—) |
| 金融機関 | — | (—) | — | (—) |
| その他 | 82,870 | (100.00) | 101,072 | (100.00) |
| 合計 | 26,701,668 | (—) | 27,487,284 | (—) |

- (注) 1. 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。
 2. 「国内（除く特別国際金融取引勘定分）」の「その他」には下記の計数が含まれております。

(単位：百万円、%)

| | 2014年3月末 | | 2015年3月末 | |
|-------|------------|-------|------------|-------|
| | 貸出金残高 | 構成比 | 貸出金残高 | 構成比 |
| 住宅ローン | 12,883,360 | 48.39 | 13,095,425 | 47.81 |

外国政府等向け債権残高（国別）

(単位：百万円)

| | 2014年3月末 | 2015年3月末 |
|---------------|----------|----------|
| アルゼンチン | 7 | 7 |
| 合計 | 7 | 7 |
| (資産の総額に対する割合) | (0.00%) | (0.00%) |

- (注) 「外国政府等」とは、外国政府、中央銀行、地方公共団体、政府関係機関又は国営企業及びこれらの所在する国の民間企業等であり、日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号に規定する特定海外債権引当金を計上している国に所在する外国政府等の債権残高を掲げております。

不良債権処理について

■与信関連費用の内訳

(単位：百万円)

| | 2014年3月期 | 2015年3月期 |
|---------------|----------|----------|
| 信託勘定不良債権処理額 | 13 | 47 |
| 一般貸倒引当金繰入額 | 38,111 | 30,005 |
| 貸出金償却 | △23,979 | △17,795 |
| 個別貸倒引当金繰入額 | △8,913 | △2,379 |
| 特定海外債権引当勘定繰入額 | △0 | 1 |
| その他不良債権処理額 | 689 | △1,351 |
| 償却債権取立益 | 20,566 | 13,853 |
| 与信費用総額 | 26,488 | 22,381 |

(注) 金額が損失の項目には△を付しております。

■リスク管理債権の状況

(単位：百万円)

| | 2014年3月末 | | 2015年3月末 | |
|-----------|----------|---------|----------|---------|
| | 銀行勘定 | 銀信合算(※) | 銀行勘定 | 銀信合算(※) |
| 破綻先債権 | 8,252 | 8,252 | 6,852 | 6,869 |
| 延滞債権 | 370,148 | 371,165 | 335,546 | 336,237 |
| 3ヵ月以上延滞債権 | 3,757 | 3,757 | 1,407 | 1,426 |
| 貸出条件緩和債権 | 264,509 | 264,516 | 236,208 | 236,214 |
| 合計 | 646,668 | 647,692 | 580,014 | 580,747 |

※元本補填契約のある信託勘定含む、部分直接償却実施後

■貸倒引当金等の状況

(単位：百万円)

| | 2014年3月末 | 2015年3月末 |
|------------|----------|----------|
| 一般貸倒引当金 | 161,681 | 131,676 |
| 個別貸倒引当金 | 94,509 | 77,906 |
| 特定海外債権引当勘定 | 1 | 0 |
| 貸倒引当金 合計 | 256,192 | 209,582 |
| 債権償却準備金 | 134 | 110 |

■リスク管理債権に対する引当率

(単位：%)

| | 2014年3月末 | 2015年3月末 |
|-----------|----------|----------|
| 部分直接償却実施後 | 39.57 | 36.10 |

引当率=(貸倒引当金合計+債権償却準備金)/リスク管理債権合計

■リスク管理債権の状況(3行合算)^(注)

(単位：百万円)

| | 2014年3月末 | 2015年3月末 |
|-----------|----------|----------|
| 破綻先債権 | 5,980 | 5,090 |
| 延滞債権 | 354,886 | 317,604 |
| 3ヵ月以上延滞債権 | 3,691 | 1,365 |
| 貸出条件緩和債権 | 110,737 | 104,618 |
| 合計 | 475,296 | 428,678 |
| 部分直接償却実施額 | 224,323 | 199,422 |

(注) リそな銀行、埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行の単体計数の合計(元本補填契約のある信託勘定含む、部分直接償却実施後)を表示しております。

■貸倒引当金等の状況(3行合算)^(注)

(単位：百万円)

| | 2014年3月末 | 2015年3月末 |
|------------|----------|----------|
| 一般貸倒引当金 | 103,218 | 79,653 |
| 個別貸倒引当金 | 88,392 | 72,701 |
| 特定海外債権引当勘定 | 1 | 0 |
| 貸倒引当金 合計 | 191,612 | 152,355 |
| 債権償却準備金 | 134 | 110 |

■リスク管理債権に対する引当率(3行合算)^(注)

(単位：%)

| | 2014年3月末 | 2015年3月末 |
|-----------|----------|----------|
| 部分直接償却実施前 | 59.47 | 56.02 |
| 部分直接償却実施後 | 40.34 | 35.56 |

引当率=(貸倒引当金合計+債権償却準備金)/リスク管理債権合計

■金融再生法基準開示債権(3行合算)^(注)

(単位：百万円)

| | 2014年3月末 | 2015年3月末 |
|-------------------|------------|------------|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 | 59,131 | 60,662 |
| 危険債権 | 310,794 | 265,658 |
| 要管理債権 | 114,428 | 105,983 |
| 小計(A) | 484,355 | 432,303 |
| 正常債権 | 27,222,647 | 28,070,473 |
| 合計(B) | 27,707,002 | 28,502,777 |
| (A)/(B) | 1.74% | 1.51% |

■金融再生法上の債権区分の説明

| 金融再生法による債権区分 | 各債権の内容 |
|-------------------|---|
| 正常債権 | 正常先に対する債権及び要管理先に対する債権のうち要管理債権に該当する債権以外の債権 |
| 要管理債権 | 要管理先に対する債権のうち「3ヵ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出債権 |
| 危険債権 | 破綻懸念先に対する債権 |
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 | 実質破綻先に対する債権及び破綻先に対する債権 |

■自己査定状況（3行合算：りそな銀行+埼玉りそな銀行+近畿大阪銀行）

（単位：億円）

| 分類債権 債務者区分 | 金融再生法の 開示基準 | 自己査定 | | | | 保全状況 | 金融再生法に 基づく保全率 |
|--------------------------|----------------------------------|----------------|---------------|----------------------|----------|------------------------------|--------------------------------------|
| | | 非分類 | Ⅱ分類 | Ⅲ分類 | Ⅳ分類 | | |
| 破綻先/ 実質破綻先 合計606 | 破産更生債権 及びこれらに 準ずる債権 606 | 317 | 288 | 引当率 100.00% | 直接償却 | 引当金 18 担保/保証 587 | 破産更生債権 及びこれらに 準ずる債権 100.00% |
| 破綻懸念先 合計2,656 | 危険債権 2,656 | 1,436 | 1,005 | 214 引当率 75.64% | | 引当金 666 担保/保証 1,776 | 危険債権 91.92% |
| 要管理先 合計1,408 | 要管理債権 1,059 小計 4,323 | 171 | 1,237 | | | 引当金 197 担保/保証 402 | 要管理債権 56.57% |
| その他の 要管理先 合計15,635 | | 4,688 | 10,946 | | | | |
| 正常先 合計264,720 | 正常債権 280,704 | 264,720 | | | | | 全体の保全率 84.39% |
| 合計 285,027 | 合計 285,027 | 非分類 271,334 | Ⅱ分類 13,478 | Ⅲ分類 214 | Ⅳ分類 — | | |

（注）債権額及び担保保証には、引当金計上対象外である銀行保証付私募債にかかる債権額、担保保証を含んでおります。

■ 有価証券に関する指標 ■

■国内・海外別有価証券の残高

（単位：百万円）

| | 2014年3月末 | | | | 2015年3月末 | | | |
|--------|-----------|-------|----------|-----------|-----------|-------|----------|-----------|
| | 国内 | 海外 | 相殺消去額(△) | 合計 | 国内 | 海外 | 相殺消去額(△) | 合計 |
| 国債 | 6,162,864 | — | — | 6,162,864 | 4,116,884 | — | — | 4,116,884 |
| 地方債 | 639,446 | — | — | 639,446 | 616,459 | — | — | 616,459 |
| 短期社債 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 社債 | 913,841 | — | — | 913,841 | 902,346 | — | — | 902,346 |
| 株式 | 711,015 | — | — | 711,015 | 924,887 | — | — | 924,887 |
| その他の証券 | 275,613 | 2,110 | 6,426 | 271,296 | 307,838 | 2,666 | 6,869 | 303,634 |
| 合計 | 8,702,781 | 2,110 | 6,426 | 8,698,464 | 6,868,415 | 2,666 | 6,869 | 6,864,211 |

（注）1. 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。
 2. 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。
 3. 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

信託業務に関する指標

連結会社のうち、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む会社は、株式会社りそな銀行1社です。

信託財産残高表

(単位：百万円)

| | 2014年3月末 | 2015年3月末 |
|--------|------------|------------|
| 資産 | | |
| 貸出金 | 43,862 | 36,695 |
| 有価証券 | 120 | 179 |
| 信託受益権 | 22,563,199 | 23,152,807 |
| 受託有価証券 | 7,895 | 11,339 |
| 金銭債権 | 297,118 | 251,995 |
| 有形固定資産 | 444,689 | 430,024 |
| 無形固定資産 | 2,004 | 1,554 |
| その他債権 | 7,371 | 10,443 |
| 銀行勘定貸 | 533,844 | 617,622 |
| 現金預け金 | 15,701 | 13,956 |
| 合計 | 23,915,807 | 24,526,618 |

(単位：百万円)

| | 2014年3月末 | 2015年3月末 |
|------------------|------------|------------|
| 負債 | | |
| 金銭信託 | 7,022,390 | 6,747,262 |
| 年金信託 | 3,696,076 | 3,465,103 |
| 財産形成給付信託 | 1,109 | 943 |
| 投資信託 | 11,786,070 | 12,979,070 |
| 金銭信託以外の金銭の信託 | 347,706 | 362,087 |
| 有価証券の信託 | 33,736 | 11,380 |
| 金銭債権の信託 | 317,816 | 270,907 |
| 土地及びその定着物の信託 | 119,752 | 112,221 |
| 土地及びその定着物の質借権の信託 | 2,810 | — |
| 包括信託 | 588,337 | 577,641 |
| 合計 | 23,915,807 | 24,526,618 |

(注) 1. 上記残高表には、金銭評価の困難な信託を除いております。

2. 共同信託他社管理財産

前連結会計年度末 580,919百万円

当連結会計年度末 448,713百万円

業種別貸出状況

(単位：百万円、%)

| | 2014年3月末 | | 2015年3月末 | |
|---------------|----------|----------|----------|----------|
| | 貸出金残高 | 構成比 | 貸出金残高 | 構成比 |
| 製造業 | 19 | (0.04) | 17 | (0.05) |
| 農業、林業 | — | (—) | — | (—) |
| 漁業 | — | (—) | — | (—) |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 | — | (—) | — | (—) |
| 建設業 | — | (—) | — | (—) |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | — | (—) | — | (—) |
| 情報通信業 | — | (—) | — | (—) |
| 運輸業、郵便業 | 33 | (0.08) | 27 | (0.08) |
| 卸売業、小売業 | 77 | (0.18) | 63 | (0.17) |
| 金融業、保険業 | 3,252 | (7.41) | 2,820 | (7.69) |
| 不動産業 | 1,052 | (2.40) | 846 | (2.31) |
| 物品賃貸業 | — | (—) | — | (—) |
| 各種サービス業 | 8 | (0.02) | 8 | (0.02) |
| 国、地方公共団体 | — | (—) | — | (—) |
| その他 | 39,417 | (89.87) | 32,910 | (89.68) |
| 合計 | 43,862 | (100.00) | 36,695 | (100.00) |

(注) 「その他」には、下記の計数が含まれております。

(単位：百万円、%)

| | 2014年3月末 | | 2015年3月末 | |
|-------|----------|-------|----------|-------|
| | 貸出金残高 | 構成比 | 貸出金残高 | 構成比 |
| 住宅ローン | 34,944 | 79.66 | 29,583 | 80.62 |

元本補填契約のある信託の運用・受入状況

(単位：百万円)

| | 2014年3月末 | 2015年3月末 |
|---------|----------|----------|
| 受入状況 | | |
| 元本 | 558,345 | 637,296 |
| 債権償却準備金 | 134 | 110 |
| その他 | 76 | 58 |
| 期末受託残高計 | 558,555 | 637,464 |
| 運用状況 | | |
| 貸出金 | 43,862 | 36,695 |
| 有価証券 | — | — |
| その他 | 514,693 | 600,769 |
| 期末運用残高計 | 558,555 | 637,464 |

(注) 信託財産の運用のために再信託された信託を含みます。

元本補填契約のある信託の貸出金に係るリスク管理債権残高

(単位：百万円)

| | 2014年3月末 | 2015年3月末 |
|-----------|----------|----------|
| 破綻先債権 | — | 16 |
| 延滞債権 | 1,016 | 690 |
| 3ヵ月以上延滞債権 | — | 19 |
| 貸出条件緩和債権 | 7 | 6 |
| リスク管理債権合計 | 1,024 | 733 |

主要な経営指標等の推移(単体)

最近5事業年度に係る主要な経営指標等の推移

(単位:百万円)

| 決算年月 | 2011年3月期 | 2012年3月期 | 2013年3月期 | 2014年3月期 | 2015年3月期 |
|-------------------------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 営業収益 | 31,380 | 158,322 | 244,546 | 453,476 | 128,333 |
| 経常利益 | 23,381 | 151,117 | 237,733 | 444,623 | 121,374 |
| 当期純利益 | 26,223 | 151,165 | 237,832 | 445,456 | 121,722 |
| 資本金 | 340,472 | 340,472 | 340,472 | 50,472 | 50,472 |
| 発行済株式総数(千株) | | | | | |
| 普通株式 | 2,514,957 | 2,514,957 | 2,514,957 | 2,324,118 | 2,324,118 |
| 優先株式 | 254,520 | 254,520 | 254,520 | 127,520 | 29,520 |
| 純資産額 | 919,155 | 1,023,423 | 1,212,102 | 1,177,184 | 1,071,955 |
| 総資産額 | 1,260,278 | 1,350,339 | 1,519,857 | 1,561,549 | 1,458,116 |
| 1株当たり純資産額(円) | 21.89 | 64.64 | 142.10 | 260.24 | 299.47 |
| 1株当たり配当額(内1株当たり中間配当額)(円) | | | | | |
| 普通株式 | 12.00(-) | 12.00(-) | 12.00(-) | 15.00(-) | 17.00(-) |
| 丙種第一回優先株式 | 68.00(-) | 68.00(-) | 68.00(-) | 68.00(-) | 54.40(-) |
| 己種第一回優先株式 | 185.00(-) | 185.00(-) | 185.00(-) | 185.00(-) | 148.00(-) |
| 第3種第一回優先株式 | 23.56(-) | 21.38(-) | 21.04(-) | 19.02(-) | /(/) |
| 第4種優先株式 | 992.50(-) | 992.50(-) | 992.50(-) | 992.50(-) | 992.50(-) |
| 第5種優先株式 | 918.75(-) | 918.75(-) | 918.75(-) | 918.75(-) | 918.75(-) |
| 第6種優先株式 | 1,237.50(-) | 1,237.50(-) | 1,237.50(-) | 1,237.50(-) | 1,237.50(-) |
| 1株当たり当期純利益金額(円) (△は1株当たり当期純損失金額) | △25.17 | 54.74 | 90.43 | 187.34 | 50.15 |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額(円) | — | 39.54 | 62.32 | 134.28 | 46.75 |
| 自己資本利益率(%) | 2.00 | 15.56 | 21.27 | 37.28 | 10.82 |
| 株価収益率(倍) | — | 6.96 | 5.39 | 2.66 | 11.89 |
| 配当性向(%) | — | 21.92 | 13.26 | 8.00 | 33.89 |
| 従業員数(人) | 536 | 533 | 533 | 603 | 643 |
| [外、平均臨時従業員数] | [8] | [3] | [2] | [1] | [2] |

(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益金額」及び、「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。また、2012年3月期から、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 2010年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 2010年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 2010年6月30日)を適用しております。

当該会計方針の変更は遡及適用され、2011年3月期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額について遡及処理しております。

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額、株価収益率及び配当性向については、2011年3月期は1株当たり当期純損失金額であることから、記載しておりません。

3. 自己資本利益率は、当期純利益金額を期中平均純資産額から財務諸表等規則第68条第1項の規定による新株予約権の金額を控除した額で除して算出しております。

4. 配当性向は、普通株式に係る1株当たり配当額を1株当たりの当期純利益で除して算出しております。

5. 従業員数は、就業人員数を表示しております。

6. 2014年3月期及び2015年3月期の1株当たり配当額において、丙種第一回優先株式及び己種第一回優先株式については、上記の配当の他、その他資本剰余金を配当原資として、丙種第一回優先株式については1株当たり1,000円、己種第一回優先株式については1株当たり2,500円の特別優先配当を行っております。

単体財務諸表

■貸借対照表

(単位：百万円)

| | 2014年3月期 (2014年3月31日) | 2015年3月期 (2015年3月31日) |
|---------------------|--------------------------|--------------------------|
| <資産の部> | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 365 | 730 |
| 金銭の信託 | 193 | 186 |
| 有価証券※1 | 275,300 | 266,000 |
| 前払費用 | 6 | 5 |
| 繰延税金資産 | 118 | 149 |
| 未収収益 | 3 | 4 |
| 未収入金 | 22,595 | 27,818 |
| 未収還付法人税等 | 69,912 | 1 |
| 流動資産合計 | 368,495 | 294,896 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 工具、器具及び備品(純額) | 4 | 3 |
| リース資産(純額) | 3 | 2 |
| 有形固定資産合計 | 8 | 5 |
| 無形固定資産 | | |
| 商標権 | 0 | — |
| ソフトウェア | 5 | 2 |
| 無形固定資産合計 | 5 | 2 |
| 投資その他の資産 | | |
| 関係会社株式 | 1,116,174 | 1,116,174 |
| 関係会社長期貸付金※2 | 79,500 | 49,500 |
| その他 | 2 | 30 |
| 投資損失引当金 | △2,638 | △2,494 |
| 投資その他の資産合計 | 1,193,038 | 1,163,211 |
| 固定資産合計 | 1,193,053 | 1,163,219 |
| 資産合計 | | |
| 資産合計 | 1,561,549 | 1,458,116 |

(単位：百万円)

| | 2014年3月期 (2014年3月31日) | 2015年3月期 (2015年3月31日) |
|----------------------|--------------------------|--------------------------|
| <負債の部> | | |
| 流動負債 | | |
| リース債務 | 1 | 1 |
| 未払金 | 354 | 1,250 |
| 未払費用 | 684 | 641 |
| 未払法人税等 | 192 | 1,824 |
| 未払消費税等 | 22 | 139 |
| 賞与引当金 | 465 | 580 |
| その他 | 569 | 441 |
| 流動負債合計 | 2,289 | 4,879 |
| 固定負債 | | |
| 社債 | 80,000 | 80,000 |
| 関係会社長期借入金 | 302,071 | 301,279 |
| リース債務 | 2 | 1 |
| 固定負債合計 | 382,074 | 381,281 |
| 負債合計 | 384,364 | 386,160 |
| <純資産の部> | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 50,472 | 50,472 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | 50,472 | 50,472 |
| その他資本剰余金 | 462,210 | 198,834 |
| 資本剰余金合計 | 512,683 | 249,306 |
| 利益剰余金 | | |
| その他利益剰余金 | | |
| 繰越利益剰余金 | 699,883 | 774,659 |
| 利益剰余金合計 | 699,883 | 774,659 |
| 自己株式 | △85,855 | △2,483 |
| 株主資本合計 | 1,177,184 | 1,071,955 |
| 純資産合計 | 1,177,184 | 1,071,955 |
| 負債純資産合計 | 1,561,549 | 1,458,116 |

■損益計算書

(単位：百万円)

| | 2014年3月期 (2013年4月 1日から 2014年3月31日まで) | 2015年3月期 (2014年4月 1日から 2015年3月31日まで) |
|---------------------|--|--|
| 営業収益 | 453,476 | 128,333 |
| 関係会社受取配当金 | 447,381 | 122,672 |
| 関係会社受入手数料 | 4,325 | 4,334 |
| 関係会社貸付金利息 | 1,770 | 1,327 |
| 営業費用 | 6,852 | 7,226 |
| 借入金利息※2 | 2,313 | 2,411 |
| 社債利息 | 506 | 393 |
| 販売費及び一般管理費※1 | 4,032 | 4,421 |
| 営業利益 | 446,623 | 121,106 |
| 営業外収益 | 512 | 426 |
| 有価証券利息※3 | 82 | 39 |
| 受取手数料 | 108 | 102 |
| 投資損失引当金戻入額 | 307 | 144 |
| 未払配当金除斥益 | — | 129 |
| 還付加算金 | 10 | 0 |
| その他 | 3 | 10 |
| 営業外費用 | 2,513 | 158 |
| 経常利益 | 444,623 | 121,374 |
| 税引前当期純利益 | 444,623 | 121,374 |
| 法人税、住民税及び事業税 | △835 | △316 |
| 法人税等調整額 | 1 | △30 |
| 法人税等合計 | △833 | △347 |
| 当期純利益 | 445,456 | 121,722 |

■株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

| 2014年3月期 (2013年4月1日から 2014年3月31日まで) | 株主資本 | | | | | | | 純資産 合計 | |
|---|----------|----------|--------------|-------------|-----------------------------|----------|-----------|-----------|------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | 自己株式 | | 株主資本 合計 |
| | | 資本準備金 | その他 資本剰余金 | 資本剰余金 合計 | その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金 | | | | |
| 当期首残高 | 340,472 | 340,472 | — | 340,472 | 620,754 | △89,596 | 1,212,102 | 1,212,102 | |
| 当期変動額 | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | △46,327 | | △46,327 | △46,327 | |
| 当期純利益 | | | | | 445,456 | | 445,456 | 445,456 | |
| 自己株式の取得 | | | | | | △434,532 | △434,532 | △434,532 | |
| 自己株式の処分 | | | △0 | △0 | | 485 | 484 | 484 | |
| 自己株式の消却 | | | △437,788 | △437,788 | | 437,788 | — | — | |
| 利益剰余金から 資本金への振替 | 320,000 | | | | △320,000 | | — | — | |
| 資本金から 剰余金への振替 | △610,000 | | 610,000 | 610,000 | | | — | — | |
| 準備金から 剰余金への振替 | | △290,000 | 290,000 | — | | | — | — | |
| 当期変動額合計 | △290,000 | △290,000 | 462,210 | 172,210 | 79,129 | 3,741 | △34,918 | △34,918 | |
| 当期末残高 | 50,472 | 50,472 | 462,210 | 512,683 | 699,883 | △85,855 | 1,177,184 | 1,177,184 | |

(単位：百万円)

| 2015年3月期 (2014年4月1日から 2015年3月31日まで) | 株主資本 | | | | | | | 純資産 合計 | |
|---|--------|--------|--------------|-------------|-----------------------------|----------|-----------|-----------|------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | 自己株式 | | 株主資本 合計 |
| | | 資本準備金 | その他 資本剰余金 | 資本剰余金 合計 | その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金 | | | | |
| 当期首残高 | 50,472 | 50,472 | 462,210 | 512,683 | 699,883 | △85,855 | 1,177,184 | 1,177,184 | |
| 当期変動額 | | | | | | | | | |
| 剰余金(その他資本剰余金)の配当 | | | △32,000 | △32,000 | | | △32,000 | △32,000 | |
| 剰余金の配当 | | | | | △46,946 | | △46,946 | △46,946 | |
| 当期純利益 | | | | | 121,722 | | 121,722 | 121,722 | |
| 自己株式の取得 | | | | | | △234,951 | △234,951 | △234,951 | |
| 自己株式の処分 | | | 3,568 | 3,568 | | 83,378 | 86,946 | 86,946 | |
| 自己株式の消却 | | | △234,945 | △234,945 | | 234,945 | — | — | |
| 当期変動額合計 | — | — | △263,376 | △263,376 | 74,775 | 83,371 | △105,229 | △105,229 | |
| 当期末残高 | 50,472 | 50,472 | 198,834 | 249,306 | 774,659 | △2,483 | 1,071,955 | 1,071,955 | |

■注記事項

(2015年3月期)

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 満期保有目的の債券
移動平均法による償却原価法により行っております。
- (2) 子会社株式
移動平均法による原価法により行っております。

2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産(リース資産を除く)
有形固定資産は、定率法を採用しております。なお、耐用年数は次のとおりであります。
工具、器具及び備品：2年～20年
- (2) 無形固定資産(リース資産を除く)
商標権：定額法を採用し、10年で償却しております。
ソフトウェア：自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。
- (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

3. 繰延資産の処理方法

株式交付費は支出時に一括費用処理しております。

4. 引当金の計上基準

- (1) 投資損失引当金
投資損失引当金は、子会社への投資に対する損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。
- (2) 賞与引当金
賞与引当金は、従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

5. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

6. 連結納税制度の適用

当社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

(追加情報)

丙種優先株式及び己種優先株式に係る公的資金の要返済額
当社は、2013年6月21日、預金保険機構との間で、株式会社整理回収機構が保有する当社の優先株式につき返済すべき総額が1,600億円であることを確認し、その返済を当該優先株式に対する特別優先配当によって行うこと等を約する「公的資金としての株式の取扱いに関する契約書」を締結いたしました。当事業年度末における丙種優先株式及び己種優先株式に係る公的資金の要返済額は1,280億円であります。

(貸借対照表関係)

- ※ 1. 関係会社に対する資産が次のとおり含まれております。
有価証券 266,000百万円
- ※ 2. 関係会社長期貸付金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約貸付金であります。

(損益計算書関係)

- ※ 1. 販売費及び一般管理費のうち、主要なものは次のとおりであります。なお、全額が一般管理費に属するものであります。
給料・手当 2,863百万円
賞与引当金繰入額 580百万円
減価償却費 6百万円
- ※ 2. 営業費用のうち関係会社との取引は次のとおりであります。
借入金利 2,411百万円
- ※ 3. 営業外収益のうち関係会社との取引は次のとおりであります。
有価証券利息 39百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。なお、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。
(単位：百万円)

| | 貸借対照表計上額 |
|--------|-----------|
| 子会社株式 | 1,116,174 |
| 関連会社株式 | — |
| 合計 | 1,116,174 |

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| 繰延税金資産 | |
|-------------|-------------|
| 関係会社株式償却否認額 | 627,253百万円 |
| 税務上の繰越欠損金 | 12,515百万円 |
| 投資損失引当金否認額 | 804百万円 |
| その他 | 210百万円 |
| 繰延税金資産小計 | 640,784百万円 |
| 評価性引当額 | △640,634百万円 |
| 繰延税金資産合計 | 149百万円 |
| 繰延税金負債合計 | |
| | 1百万円 |
| 繰延税金資産の純額 | 149百万円 |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

| | |
|-------------------|---------|
| 法定実効税率 | 35.59% |
| (調整) | |
| 受取配当金益金不算入 | △35.96% |
| 評価性引当額 | △0.25% |
| その他 | 0.35% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | △0.28% |

3. 法人税等の税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正「所得税法等の一部を改正する法律」(2015年法律第9号)が2015年3月31日に公布され、2015年4月1日以後に開始する事業年度から法人税等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.59%から、2015年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については33.02%に、2016年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については32.24%となります。この税率変更により、繰延税金資産は8百万円減少し、法人税等調整額は8百万円増加しております。

(重要な後発事象)

自己株式(丙種優先株式及び己種優先株式)の取得枠設定、取得及び消却の実施
当社は、2015年6月19日開催の定時株主総会において丙種優先株式及び己種優先株式(以下、これらを総称して「早期健全化法優先株式」といいます。))により早期健全化法優先株式に係る公的資金を一括繰上返済することについての議案が承認可決されたこと、及び、本自己株式取得が国民負担を生じさせずに返済できる条件が整ったことを関係当局との間で確認できたことを受け、同年5月12日開催の取締役会決議により設定された自己株式取得枠に基づく自己株式(早期健全化法優先株式)の取得を同年6月25日に実施し、当該株式は、同日にその全てを消却いたしました。
なお、2003年6月の預金保険法による公的資金の注入以来、ピーク時で3兆1,280億円ありました公的資金は、本自己株式取得をもちまして全額返済となりました。

(1) 自己株式取得枠の内容

(2015年5月12日開催の取締役会での決議内容)

| | |
|-------------|---|
| ①取得対象株式の種類 | 丙種優先株式及び己種優先株式 |
| ②取得する株式の総数 | 丙種優先株式：12,000,000株、 己種優先株式：8,000,000株 (これらの株式の発行済株式総数と同じ数です。) |
| ③株式の取得価額 | 丙種優先株式： 1株につき金3,000円00銭 己種優先株式： 1株につき金7,500円00銭 |
| ④株式の取得価額の総額 | 960億円 (うち丙種優先株式：総額360億円、己種優先株式：総額600億円) |
| ⑤取得期間 | 2015年6月19日から1年間 |

本自己株式取得は、早期健全化法に基づく公的資金の早期返済を目的とするものであり、①2015年6月19日開催の定時株主総会において、早期健全化法優先株式の一括繰上返済に関する議案が承認可決されること、及び②国民負担を生じさせずに返済できる条件が整ったことを関係当局との間で確認できたことを条件として実施する。

(2) 丙種優先株式の取得及び消却の内容

| | |
|------------|-----------------|
| ①取得した株式の総数 | 12,000,000株 |
| ②株式の取得価額 | 1株につき金3,000円00銭 |
| ③取得価額の総額 | 36,000,000,000円 |
| ④株式の取得の相手方 | 株式会社整理回収機構 |
| ⑤取得日 | 2015年6月25日 |
| ⑥消却日 | 2015年6月25日 |

(3) 己種優先株式の取得及び消却の内容

| | |
|------------|-----------------|
| ①取得した株式の総数 | 8,000,000株 |
| ②株式の取得価額 | 1株につき金7,500円00銭 |
| ③取得価額の総額 | 60,000,000,000円 |
| ④株式の取得の相手方 | 株式会社整理回収機構 |
| ⑤取得日 | 2015年6月25日 |
| ⑥消却日 | 2015年6月25日 |

株式の状況

発行済株式総数、資本金等の推移

| 年月日 | 発行済株式 総数増減数 (千株) | 発行済株式 総数残高 (千株) | 資本金増減額 (百万円) | 資本金残高 (百万円) | 資本準備金 増減額 (百万円) | 資本準備金 残高 (百万円) |
|-----------------|------------------------|-----------------------|-----------------|----------------|-----------------------|----------------------|
| 2010年8月31日(注)1 | △200,000 | 1,876,258 | — | 327,201 | — | 327,201 |
| 2011年1月31日(注)2 | 1,237,000 | 3,113,258 | 260,586 | 587,787 | 260,586 | 587,787 |
| 2011年1月31日(注)3 | — | 3,113,258 | △260,586 | 327,201 | △260,586 | 327,201 |
| 2011年2月18日(注)4 | 63,000 | 3,176,258 | 13,271 | 340,472 | 13,271 | 340,472 |
| 2011年3月11日(注)5 | △406,780 | 2,769,477 | — | 340,472 | — | 340,472 |
| 2013年6月24日(注)6 | — | 2,769,477 | 320,000 | 660,472 | — | 340,472 |
| 2013年6月24日(注)7 | — | 2,769,477 | △610,000 | 50,472 | △290,000 | 50,472 |
| 2013年7月25日(注)8 | △190,839 | 2,578,638 | — | 50,472 | — | 50,472 |
| 2014年2月6日(注)9 | △127,000 | 2,451,638 | — | 50,472 | — | 50,472 |
| 2014年7月30日(注)10 | △98,000 | 2,353,638 | — | 50,472 | — | 50,472 |

- (注) 1. 自己株式(第1種第一回優先株式200,000千株)の消却
 2. 有償一般募集(普通株式1,237,000千株)発行価格440円、発行価額421.32円、資本組入額210.66円
 3. 会社法第447条第3項および会社法第448条第3項の規定に基づく普通株式発行と同時の資本金の額および資本準備金の額の減少による、その他資本剰余金への振り替え
 4. 有償第三者割当(普通株式63,000千株)発行価格421.32円、資本組入額210.66円
 5. 自己株式(第1種第一回優先株式75,000千株、第2種第一回優先株式281,780千株、第3種第一回優先株式50,000千株)の消却
 6. 会社法第450条に基づく利益剰余金(その他利益剰余金)の資本組入れ
 7. 会社法第447条および第448条に基づく資本金の額および資本準備金の額の減少による、その他資本剰余金への振り替え
 8. 自己株式(普通株式190,839千株)の消却
 9. 自己株式(第3種第一回優先株式127,000千株)の消却
 10. 自己株式(第3種第一回優先株式98,000千株)の消却
 11. 2015年6月25日付で、自己株式(丙種第一回優先株式12,000千株、己種第一回優先株式8,000千株)の消却を実施し、発行済株式総数の残高が2,333,638千株となっております。

発行済株式

| 種類 | 事業年度末現在発行数(株) (2015年3月31日) | 上場金融商品取引所名または 登録認可金融商品取引業協会名 | 内容 |
|---|-------------------------------|---------------------------------|--|
| 普通株式 | 2,324,118,091 | 東京証券取引所 (市場第一部) | 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株 |
| 丙種第一回優先株式 (当該優先株式は行使価額修正条項付新株予約権付社債券等ではありません。) | 12,000,000 | — | 単元株式数 100株 |
| 己種第一回優先株式 (当該優先株式は行使価額修正条項付新株予約権付社債券等ではありません。) | 8,000,000 | — | 単元株式数 100株 |
| 第4種優先株式 | 2,520,000 | — | 単元株式数 100株 |
| 第5種優先株式 | 4,000,000 | — | 単元株式数 100株 |
| 第6種優先株式 | 3,000,000 | — | 単元株式数 100株 |
| 計 | 2,353,638,091 | — | — |

■普通株式の所有者別状況

(2015年3月31日現在)

| 区分 | 株式の状況 (一単元の株式数 100株) | | | | | | | 計 | 単元未満株式の状況 (株) |
|--------------|----------------------|-----------|-----------|-----------|------------|-------|-----------|------------|---------------|
| | 政府及び地方公共団体 | 金融機関 | 金融商品取引業者 | その他の法人 | 外国法人等 | | 個人その他 | | |
| | | | | | 個人以外 | 個人 | | | |
| 株主数 (人) | 13 | 124 | 88 | 10,322 | 707 | 245 | 262,525 | 274,024 | — |
| 所有株式数 (単元) | 1,258 | 6,488,950 | 1,159,607 | 1,412,000 | 10,515,385 | 6,793 | 3,647,849 | 23,231,842 | 933,891 |
| 所有株式数の割合 (%) | 0.01 | 27.93 | 4.99 | 6.08 | 45.26 | 0.03 | 15.70 | 100.00 | — |

- (注) 1. 上記「個人その他」及び「単元未満株式の状況」の中には、自己株式がそれぞれ9,420単元及び97株含まれております。
 2. 上記「その他の法人」の中には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が64単元含まれております。
 3. 単元未満株式のみを有する単元未満株主は、17,491名であります。

■大株主

(1) 普通株式 (上位10名)

(2015年3月31日現在)

| 株主の氏名又は名称 | 所有株式数 (千株) | 持株比率 (%) |
|---|------------|----------|
| 第一生命保険株式会社 | 125,241 | 5.39 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) | 80,303 | 3.45 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) | 66,999 | 2.88 |
| 日本生命保険相互会社 | 65,488 | 2.81 |
| GOLDMAN, SACHS & CO. REG | 42,238 | 1.81 |
| STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505225 | 41,858 | 1.80 |
| THE BANK OF NEW YORK MELLON SA/NV 10 | 40,408 | 1.73 |
| AMUNDI GROUP | 39,883 | 1.71 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4) | 33,974 | 1.46 |
| STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 | 28,889 | 1.24 |

- (注) 1. 所有株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は、自己株式(942千株)を控除して計算し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
 なお、当該自己株式数には、従業員持株会支援信託ESOPが保有する当社株式5,057千株が含まれておりません。
 3. 上記株主のうち、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社につきましては、同社株式を株式会社りそな銀行が340千株(33.33%)所有しております。

(2) 丙種第一回優先株式

(2015年3月31日現在)

| 株主の氏名又は名称 | 所有株式数 (千株) | 持株比率 (%) |
|------------|------------|----------|
| 株式会社整理回収機構 | 12,000 | 100.00 |

(3) 己種第一回優先株式

(2015年3月31日現在)

| 株主の氏名又は名称 | 所有株式数 (千株) | 持株比率 (%) |
|------------|------------|----------|
| 株式会社整理回収機構 | 8,000 | 100.00 |

(4) 第4種優先株式

(2015年3月31日現在)

| 株主の氏名又は名称 | 所有株式数 (千株) | 持株比率 (%) |
|------------------------------|------------|----------|
| 株式会社しんきん信託銀行(信託口) NO.8260041 | 2,520 | 100.00 |

(5) 第5種優先株式

(2015年3月31日現在)

| 株主の氏名又は名称 | 所有株式数 (千株) | 持株比率 (%) |
|------------|------------|----------|
| 第一生命保険株式会社 | 4,000 | 100.00 |

(6) 第6種優先株式

(2015年3月31日現在)

| 株主の氏名又は名称 | 所有株式数 (千株) | 持株比率 (%) |
|--------------|------------|----------|
| 日本生命保険相互会社 | 2,000 | 66.66 |
| 明治安田生命保険相互会社 | 800 | 26.66 |
| 大同生命保険株式会社 | 200 | 6.66 |

- (注) (6) の優先株式につきましては、持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

組織

■従業員の状況

(2015年3月31日現在)

連結会社における従業員数

従業員数 (人) 16,436 [11,917]

- (注) 1. 従業員数は、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員11,938人を含んでおりません。
 2. 臨時従業員数は、[] 内に年間の平均人員を外書きで記載していません。

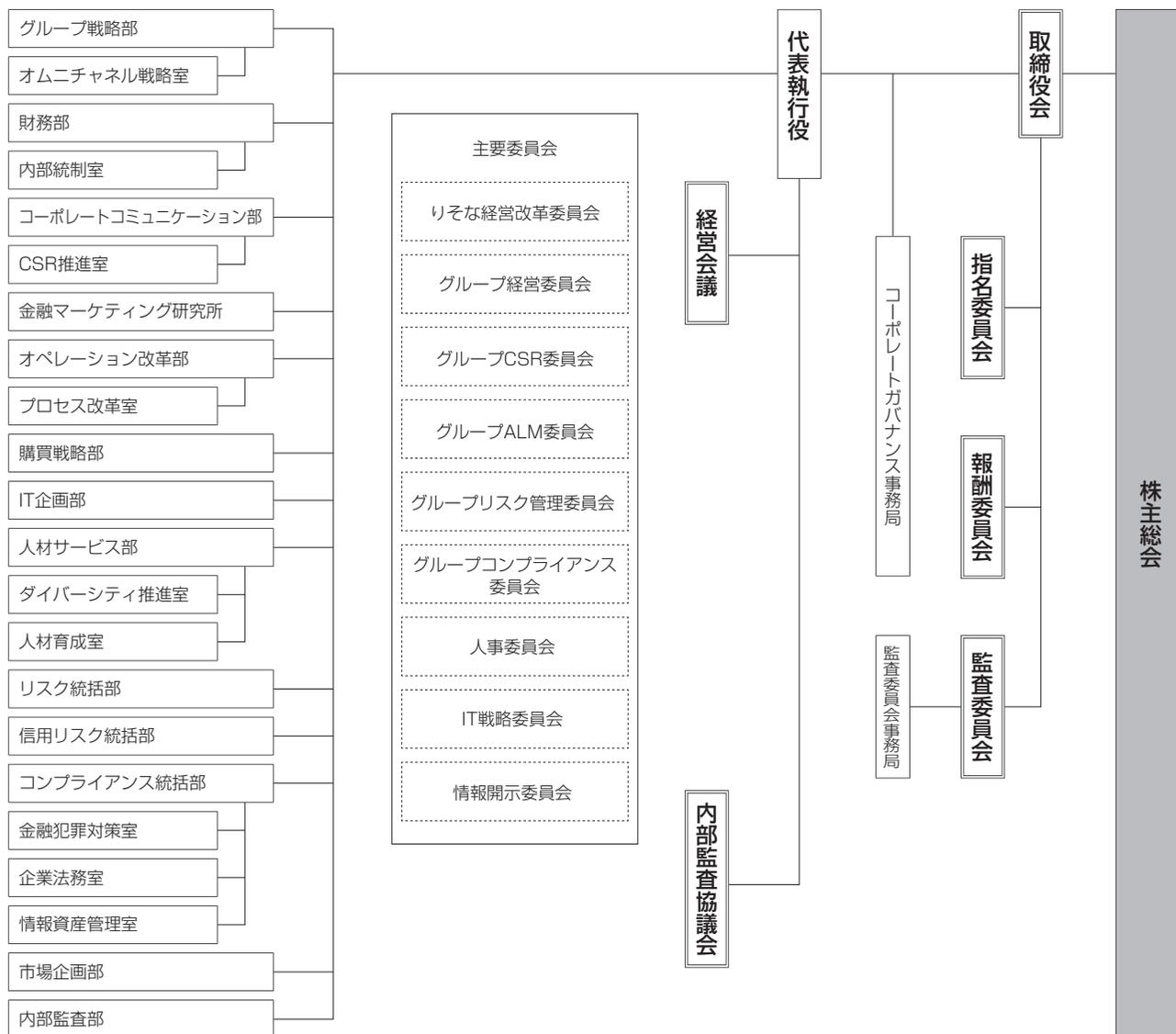
■当社の従業員数

(2015年3月31日現在)

| 従業員数 (人) | 平均年齢 | 平均勤続年数 | 平均年間給与 (千円) |
|----------|-------|--------|-------------|
| 643 [2] | 45.0歳 | 20.3年 | 9,551 |

- (注) 1. 当社従業員は全員、株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社近畿大阪銀行他4社からの出向者であり、平均勤続年数は各社での勤続年数を通算しております。
 なお、嘱託及び臨時従業員は2人です。
 2. 臨時従業員数は、[] 内に年間の平均人員を外書きで記載していません。
 3. 平均年間給与は、2015年3月末の当社従業員に対して各社で支給された年間の給与（時間外手当を含む）の合計額を基に算出しております。
 4. 当社には従業員組合はありません。労使間においては特記すべき事項はありません。

■組織図 (2015年7月1日現在)



■取締役

(2015年7月1日現在)

| 役職名 | 氏名 | 委員会 | 担当および委嘱等 | 兼職 |
|-----------------|-------|---------------------|-----------------------|---|
| 取締役 兼代表執行役社長 | 東 和浩 | | | りそな銀行 代表取締役社長兼執行役員 |
| 取締役 兼代表執行役 | 菅 哲哉 | | グループ戦略部担当 兼購買戦略部担当 | りそな銀行 取締役兼執行役員 |
| | 古川 裕二 | | 人材サービス部担当 | りそな銀行 取締役兼執行役員 埼玉りそな銀行 執行役員 |
| 取締役 | 磯野 薫 | 監査委員会委員 | | |
| 社外取締役 | 大園 恵美 | 指名委員会委員 | | 一橋大学大学院国際企業戦略研究科 教授 株式会社ローソン 社外取締役 |
| | 有馬 利男 | 指名委員会委員長 報酬委員会委員 | | 一般社団法人グローバル・コンパクト・ジャパン・ネットワーク 代表理事 キリンホールディングス株式会社 社外取締役 富士重工業株式会社 社外取締役 |
| | 佐貫 葉子 | 監査委員会委員長 | | 弁護士（NS総合法律事務所 所長） 明治ホールディングス株式会社 社外取締役 |
| | 浦野 光人 | 報酬委員会委員長 | | 株式会社ニチレイ 相談役 横河電機株式会社 社外取締役 HOYA株式会社 社外取締役 株式会社日立物流 社外取締役 |
| | 松井 忠三 | 指名委員会委員 報酬委員会委員 | | 株式会社松井オフィス 代表取締役社長 株式会社アダストリア 社外取締役 株式会社大戸屋ホールディングス 社外取締役 株式会社ネクステージ 社外取締役 |
| | 佐藤 英彦 | 監査委員会委員 | | 弁護士（ひびき法律事務所） 株式会社LIXILグループ 社外取締役 大日本住友製薬株式会社 社外取締役 |

(注) 1. 大園恵美、有馬利男、佐貫葉子、浦野光人、松井忠三及び佐藤英彦の6氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役の要件を満たしております。
2. 佐貫葉子氏の戸籍上の氏名は、板澤葉子であります。

■執行役

(2015年7月1日現在)

| 氏名 | 担当および委嘱等 |
|------------------|---|
| 池田 一義 (*2) | グループ戦略部（埼玉りそな銀行経営管理）担当 |
| 中前 公志 (*3) | グループ戦略部（近畿大阪銀行経営管理）担当 |
| 野村 眞 (*2) | 財務部担当 |
| 吉本 敬司 (*1) | 市場企画部長 兼市場企画部担当 |
| 白鳥 哲也 (*1) (*2) | オペレーション改革部担当 兼IT企画部担当 |
| 宇野 保範 (*1) | 内部監査部担当 |
| 増田 賢一朗 (*1) (*3) | コーポレートコミュニケーション部担当 兼金融マーケティング研究所担当 兼コーポレートガバナンス事務局担当 兼グループ戦略部（オムニチャネル戦略室）副担当 |
| 川島 高博 (*1) | コンプライアンス統括部担当 |
| 鳥居 高行 (*1) | リスク統括部担当 兼信用リスク統括部担当 |
| 新屋 和代 (*1) | 人材サービス部長 |
| 有明 三樹子 | コーポレートコミュニケーション部長 |

(注) 有明三樹子氏の戸籍上の氏名は、吉田三樹子であります。

(*1) りそな銀行兼務
(*2) 埼玉りそな銀行兼務
(*3) 近畿大阪銀行兼務

■ 子会社等の状況 ■

■ 連結子会社

(2015年3月末現在)

| 名称 | 所在地 | 資本金又は出資金 (百万円) | 主要な事業 の内容 | 設立年月日 | 当社 議決権比率 (%) | 子会社等 議決権比率 (%) |
|-----------------|----------|-------------------|------------------|-----------------|--------------------|----------------------|
| 株式会社りそな銀行 | 大阪市中央区 | 279,928 | 銀行 信託 | 1918年 5月15日 | 100.0 | — |
| 株式会社埼玉りそな銀行 | さいたま市浦和区 | 70,000 | 銀行 | 2002年 8月27日 | 100.0 | — |
| 株式会社近畿大阪銀行 | 大阪市中央区 | 38,971 | 銀行 | 1950年 11月24日 | 100.0 | — |
| りそな保証株式会社 | さいたま市浦和区 | 14,000 | 信用保証 | 1975年 5月8日 | 50.9 | 49.0 |
| 大和ギャランティ株式会社 | 大阪市中央区 | 6,000 | 信用保証 | 1969年 7月23日 | — | 100.0 |
| 近畿大阪信用保証株式会社 | 大阪市中央区 | 6,397 | 信用保証 | 1995年 3月17日 | — | 100.0 |
| りそな決済サービス株式会社 | 東京都中央区 | 1,000 | ファクタリング | 1978年 10月25日 | 100.0 | — |
| りそなカード株式会社 | 東京都江東区 | 1,000 | クレジットカード 信用保証 | 1983年 2月12日 | 77.5 | — |
| りそなキャピタル株式会社 | 東京都中央区 | 5,049 | ベンチャーキャピタル | 1988年 3月29日 | 100.0 | — |
| りそな総合研究所株式会社 | 大阪市中央区 | 100 | コンサルティング | 1986年 10月1日 | 100.0 | — |
| りそなビジネスサービス株式会社 | 東京都台東区 | 60 | 事務等受託 有料職業紹介 | 1987年 10月2日 | 100.0 | — |

■ 連結子会社

(2015年3月末現在)

| 名称 | 所在地 | 資本金又は出資金 | 主要な事業 の内容 | 設立年月日 | 当社 議決権比率 (%) | 子会社等 議決権比率 (%) |
|--|------------------------|-------------------------|----------------|----------------|--------------------|----------------------|
| P. T. Bank Resona Perdania | インドネシア共和国 ジャカルタ | 405,000 百万 インドネシアルピア | 銀行 | 1956年 2月15日 | — | 43.4 |
| P. T. Resona Indonesia Finance | インドネシア共和国 ジャカルタ | 25,000 百万 インドネシアルピア | リース | 1984年 11月7日 | — | 100.0 |
| TD Consulting Co., Limited | タイ王国 バンコック | 5,000 千タイバーツ | 投資 コンサルティング | 1995年 1月12日 | — | 49.0 |
| Resona Preferred Global Securities (Cayman) Limited | 英国領西インド諸島 グランドケイマン島 | 1,170,500 千米ドル | ファイナンス | 2005年 7月11日 | — | 100.0 |

■ 持分法適用関連会社

(2015年3月末現在)

| 名称 | 所在地 | 資本金又は出資金 (百万円) | 主要な事業 の内容 | 設立年月日 | 当社 議決権比率 (%) | 子会社等 議決権比率 (%) |
|--------------------------|--------|-------------------|--------------|----------------|--------------------|----------------------|
| 日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社 | 東京都中央区 | 51,000 | 信託 銀行 | 2000年 6月20日 | — | 33.3 |

りそなホールディングス

CONTENTS

自己資本の充実の状況・ バーゼル関連データセクション

| | |
|------------------------|-----|
| 連結の範囲等 | 107 |
| 自己資本 | |
| 自己資本の構成及び充実度評価 | 108 |
| 自己資本調達手段の概要 | 111 |
| リスク管理 | |
| 信用リスク | 114 |
| 信用リスク削減手法 | 128 |
| 派生商品取引 | 130 |
| 証券化エクスポージャー | 131 |
| 銀行勘定における出資・株式等エクスポージャー | 138 |
| 信用リスク・アセットのみなし計算 | 138 |
| 銀行勘定における金利リスク | 138 |
| 報酬に関する開示事項 | 139 |

■ 連結の範囲等 ■

■銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（2006年金融庁告示第20号。以下「持株自己資本比率告示」という。）第15条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下「持株会社グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表規則第5条に基づき連結の範囲（以下「会計連結範囲」という。）に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因

Asahi Servicios e Representacoes Ltda.は連結財務諸表規則第5条第2項の適用により連結の範囲に含めておりませんが、自己資本比率計算上は持株自己資本比率告示第15条の定めにより持株会社グループに含めております。

■持株会社グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

連結子会社の数…15社
 主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容…以下のとおりとなっております。

| 名称 | 主な事業の内容 |
|---|-------------------|
| (株)りそな銀行 | 銀行 信託 |
| (株)埼玉りそな銀行 | 銀行 |
| (株)近畿大阪銀行 | 銀行 |
| りそな保証(株) | 信用保証 |
| 大和ギャランティ(株) | 信用保証 |
| 近畿大阪信用保証(株) | 信用保証 |
| りそな決済サービス(株) | 代金回収代行 ファクタリング |
| りそなカード(株) | クレジットカード 信用保証 |
| りそなキャピタル(株) | ベンチャーキャピタル |
| りそな総合研究所(株) | コンサルティング |
| りそなビジネスサービス(株) | 事務等受託、人材派遣 |
| P. T. Bank Resona Perdania | 銀行 |
| P. T. Resona Indonesia Finance | リース |
| TD Consulting Co., Limited | 投資コンサルティング |
| Resona Preferred Global Securities (Cayman) Limited | ファイナンス |

■持株自己資本比率告示第21条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

持株自己資本比率告示第21条が適用される金融業務を営む関連法人等の数…1社
 持株自己資本比率告示第21条が適用される金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容…以下のとおりとなっております。

(単位：億円)

| 名称 | 総資産の額 | 純資産の額 | 主な事業の内容 |
|---------------------|--------|-------|----------|
| 日本トラスティ・サービス信託銀行(株) | 24,688 | 587 | 信託 銀行 |

■持株会社グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び持株会社グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

持株会社グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの
 (単位：億円)

| 名称 | 総資産の額 | 純資産の額 | 主な事業の内容 |
|--|-------|-------|---------|
| Asahi Servicios e Representacoes Ltda. | 0 | 0 | 調査、情報提供 |

持株会社グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるもの
 該当ありません。

■持株会社グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要

該当ありません。

■その他金融機関等（持株自己資本比率告示第18条第6項第1号に規定するその他金融機関等をいう。）であって銀行持株会社の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

該当ありません。

自己資本

〈自己資本の構成及び充実度評価〉

自己資本の構成は、以下のとおりであります。

なお、自己資本比率は、「持株自己資本比率告示」に定められた算式に基づき、連結ベースについて算出しております。信用リスク・アセットの額は、先進的内部格付手法を用いて算出しております。

■連結自己資本比率（国内基準）

（単位：百万円、％）

| 項目 | 2014年3月末 | 経過措置による 不算入額 | 2015年3月末 | 経過措置による 不算入額 |
|--|---------------|-----------------|-----------|-----------------|
| コア資本に係る基礎項目 | | | | |
| 普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額 | 1,030,751 | / | 1,112,488 | / |
| うち、資本金及び資本剰余金の額 | 25,766 | / | 21,389 | / |
| うち、利益剰余金の額 | 1,169,787 | / | 1,335,802 | / |
| うち、自己株式の額(△) | 85,855 | / | 2,483 | / |
| うち、社外流出予定額(△) | 78,946 | / | 242,219 | / |
| うち、上記以外に該当するものの額 | — | / | — | / |
| コア資本に算入されるその他の包括利益累計額 | △4,081 | / | △11,366 | / |
| うち、為替換算調整勘定 | △4,081 | / | △1,542 | / |
| うち、退職給付に係るものの額 | — | / | △9,824 | / |
| 普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額 | — | / | — | / |
| コア資本に係る調整後少数株主持分の額 | 1,694 | / | 2,381 | / |
| コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額 | 81,777 | / | 76,504 | / |
| うち、一般貸倒引当金コア資本算入額 | 6,813 | / | 5,724 | / |
| うち、適格引当金コア資本算入額 | 74,963 | / | 70,780 | / |
| 適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | 238,000 | / | 175,000 | / |
| 適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | 698,210 | / | 628,389 | / |
| 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | 196,000 | / | — | / |
| 土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | 29,227 | / | 26,305 | / |
| 少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | 14,210 | / | 16,277 | / |
| コア資本に係る基礎項目の額 | (イ) 2,285,790 | / | 2,025,980 | / |
| コア資本に係る調整項目 | | | | |
| 無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額 | — | 30,507 | 6,044 | 24,179 |
| うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額 | — | — | — | — |
| うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額 | — | 30,507 | 6,044 | 24,179 |
| 繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額 | — | 4,304 | 571 | 2,287 |
| 適格引当金不足額 | — | — | — | — |
| 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額 | 7,241 | — | 6,307 | — |
| 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額 | — | — | — | — |
| 退職給付に係る資産の額 | — | 15,809 | 3,687 | 14,751 |
| 自己保有普通株式等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額 | — | 57 | 23 | 93 |
| 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額 | — | — | — | — |
| 少数出資金融機関等の対象普通株式等の額 | — | — | — | — |
| 特定項目に係る十パーセント基準超過額 | — | 121,349 | 10,938 | 43,754 |
| うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額 | — | — | — | — |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 | — | — | — | — |
| うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 | — | 121,349 | 10,938 | 43,754 |
| 特定項目に係る十五パーセント基準超過額 | — | — | — | — |
| うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額 | — | — | — | — |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 | — | — | — | — |
| うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 | — | — | — | — |
| コア資本に係る調整項目の額 | (ロ) 7,241 | / | 27,573 | / |
| 自己資本 | | | | |
| 自己資本の額((イ)-(ロ)) | (ハ) 2,278,549 | / | 1,998,406 | / |

(単位：百万円、%)

| 項目 | 2014年3月末 | 経過措置による 不算入額 | 2015年3月末 | 経過措置による 不算入額 |
|---|----------------|-----------------|------------|-----------------|
| リスク・アセット等 | | | | |
| 信用リスク・アセットの額の合計額 | 13,268,824 | / | 13,636,787 | / |
| うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額 | 98,530 | / | 59,133 | / |
| うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ ライツに係るものを除く。) | 30,507 | / | 24,179 | / |
| うち、繰延税金資産 | 125,654 | / | 46,042 | / |
| うち、退職給付に係る資産 | 15,809 | / | 14,751 | / |
| うち、他の金融機関等向けエクスポージャー | △138,544 | / | △91,038 | / |
| うち、上記以外に該当するものの額 | 65,103 | / | 65,198 | / |
| マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額 | 178,409 | / | 129,939 | / |
| オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して 得た額 | 1,080,820 | / | 1,075,378 | / |
| 信用リスク・アセット調整額 | 1,368,747 | / | — | / |
| オペレーショナル・リスク相当額調整額 | — | / | — | / |
| リスク・アセット等の額の合計額 | (二) 15,896,800 | / | 14,842,105 | / |
| 連結自己資本比率 | | | | |
| 連結自己資本比率((八)/(二)) | 14.33 | / | 13.46 | / |

当社は、日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第30号に基づき、2015年3月末連結自己資本比率の算定に関し、新日本有限責任監査法人による外部監査を受けております。なお、本外部監査は、会社法等に基づく会計監査の一部ではありません。本外部監査は、当社及び監査法人の間で合意された手続に基づき、自己資本比率の算定に係る当社の内部統制について、監査法人が調査の上、当社が評価を受けたもので、自己資本比率そのものについて意見を表明されたものではありません。

■信用リスクに対する所要自己資本額

(単位：百万円)

| | 2014年3月末 | 2015年3月末 |
|---|-----------|-----------|
| 信用リスクに対する所要自己資本の額(内部格付手法が適用される株式等エクスポージャー及びみなし計算が適用されるエクスポージャーに関連するものを除く) | 1,377,022 | 1,344,868 |
| 標準的手法が適用されるポートフォリオ(注1) | 43,604 | 45,047 |
| 内部格付手法が適用されるポートフォリオ(注2) | 1,326,350 | 1,293,662 |
| 事業法人向けエクスポージャー(注3) | 839,472 | 783,225 |
| ソブリン向けエクスポージャー | 6,308 | 6,652 |
| 金融機関等向けエクスポージャー | 25,464 | 24,924 |
| 居住用不動産向けエクスポージャー | 275,598 | 277,412 |
| 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー | 11,889 | 11,185 |
| その他リテール向けエクスポージャー | 89,064 | 87,681 |
| その他内部格付手法が適用されるエクスポージャー(注4) | 78,552 | 102,581 |
| 証券化エクスポージャー | 7,067 | 6,158 |
| 内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額 | 57,578 | 73,706 |
| マーケット・ベース方式(簡易手法) | 19,464 | 19,889 |
| マーケット・ベース方式(内部モデル手法)(注5) | — | — |
| PD/LGD方式 | 5,593 | 48,064 |
| 自己資本比率告示附則第13条に定める経過措置を適用するエクスポージャー | 28,693 | / |
| 他の金融機関等の資本調達手段のうち普通株式等以外のものに係るエクスポージャー | 3,816 | 5,725 |
| 特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー | 10 | 27 |
| その他 | 0 | 0 |
| 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関連する信用リスクに対する所要自己資本の額 | 13,611 | 29,013 |
| CVAリスクに係る所要自己資本の額 | 8,977 | 6,516 |
| 中央清算機関関連エクスポージャーに係る所要自己資本の額 | 1,523 | 1,115 |
| 計 | 1,458,712 | 1,455,221 |

- (注) 1. 標準的手法が適用されるポートフォリオの所要自己資本の額は、「信用リスク・アセットの額×8%」により算出しております。
 2. 内部格付手法が適用されるポートフォリオの所要自己資本の額は、「スケーリングファクター考慮後(×1.06)の信用リスク・アセットの額×8%+期待損失額+コア資本に係る調整項目の額」により算出しております。
 3. 「事業法人向けエクスポージャー」には、特定貸付債権、中堅中小企業向けエクスポージャーが含まれております。
 4. 「その他内部格付手法が適用されるエクスポージャー」には、購入債権、その他資産等が含まれております。
 5. 当社では、内部モデル手法を採用しておりません。

■マーケット・リスクに対する所要自己資本額

(単位：百万円)

| | 2014年3月末 | 2015年3月末 |
|------------|----------|----------|
| 標準的方式 | 14,272 | 10,395 |
| 金利リスク | 4,270 | 4,460 |
| 株式リスク | — | — |
| 外国為替リスク | 892 | 396 |
| コモディティ・リスク | — | — |
| オプション取引 | 9,110 | 5,538 |

- (注) 1. マーケット・リスク相当額を8%で除した額に8%を乗じて算出しております。
 2. 当社では内部モデル方式は採用しておりません。

■オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額

(単位：百万円)

| | 2014年3月末 | 2015年3月末 |
|---------|----------|----------|
| 粗利益配分手法 | 86,465 | 86,030 |

- (注) 1. オペレーショナル・リスク相当額を8%で除した額に8%を乗じて算出しております。
 2. 当社では基礎的手法・先進的計測手法は採用しておりません。

■連結総所要自己資本額

(単位：百万円)

| | 2014年3月末 | 2015年3月末 |
|------------|-----------|-----------|
| 連結総所要自己資本額 | 1,271,744 | 1,187,368 |

- (注) 1. 自己資本比率算出上の分母の額に8%を乗じて算出しております。
 2. 当社は国内基準ですが、内部格付手法を採用しているため、8%を乗じて算出しております。

〈自己資本調達手段の概要〉

自己資本調達手段の概要につきましては以下のとおりです。

■株式等の状況

| 発行主体 | 資本調達手段の種類 | コア資本に係る基礎項目の額に算入された額(注1) (百万円) | 配当率又は利率 (公表されているものに限る) | 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約もしくは一定の事由が生じた場合に償還等を可能とする特約がある場合 その概要 |
|------------------------------|---------------|-----------------------------------|---------------------------|---|
| りそなホールディングス | 普通株式 | 1,112,488 | — | — |
| P.T. Bank Resona Perdanian 他 | 少数株主持分 | 18,658 | — | — |
| りそなホールディングス | 丙種第一回優先株式(注5) | 60,000 | 1.36%(注2) | 転換後の資本調達手段：りそなホールディングスの普通株式 転換が生じる場合：①2018年3月期にかかる定時株主総会の開催日までの取得請求期間に取得請求権が行使された場合、②2018年3月期にかかる定時株主総会の開催日までに取得請求権が行使されなかった場合(当該開催日の翌日に一斉転換) 転換の範囲：①の場合全部または一部、②の場合全部 転換の比率：払込金相当額(5,000円)を時価で除した比率 転換に係る発行者の裁量：無 |
| りそなホールディングス | 己種第一回優先株式(注5) | 100,000 | 1.48%(注3) | 転換後の資本調達手段：りそなホールディングスの普通株式 転換が生じる場合：①2018年3月期にかかる定時株主総会の開催日までの取得請求期間に取得請求権が行使された場合、②2018年3月期にかかる定時株主総会の開催日までに取得請求権が行使されなかった場合(当該開催日の翌日に一斉転換) 転換の範囲：①の場合全部または一部、②の場合全部 転換の比率：払込金相当額(12,500円)を時価で除した比率 転換に係る発行者の裁量：無 |
| りそなホールディングス | 第4種優先株式(注5) | 63,000 | 固定 3.970% | 償還等可能日：2013年8月31日以降で代表執行役が定める日 償還金額：1株につき25,000円 |
| りそなホールディングス | 第5種優先株式 | 100,000 | 固定 3.675% | 償還等可能日：2014年8月28日以降で代表執行役が定める日 償還金額：1株につき25,000円 |
| りそなホールディングス | 第6種優先株式 | 75,000 | 固定 4.950% | 償還等可能日：2016年12月8日以降で代表執行役が定める日 償還金額：1株につき25,000円 |

- (注) 1. 自己資本比率告示附則(2013年金融庁告示第6号)第3条に定める資本調達手段に係る経過措置による算入制限を考慮する前の金額を記載しております。
 2. 特別優先配当金が支払われた場合、1株につき68円×(1-特別優先配当金累積額/公的資金残高)の算式で定める額となります。
 3. 特別優先配当金が支払われた場合、1株につき185円×(1-特別優先配当金累積額/公的資金残高)の算式で定める額となります。
 4. 優先株式については、配当制限条項があり、また配当は非累積的であります。
 5. 当期末時点の自己資本比率算出上は、全額社外流出予定額として取り扱っております。

■優先出資証券の状況

| 発行主体 | 資本調達手段の種類 | コア資本に係る基礎項目の額に算入された額(注1) (百万円) | 配当率又は利率 (公表されているものに限る) | 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約もしくは一定の事由が生じた場合に償還等を可能とする特約がある場合 その概要 |
|---|--------------------------|-----------------------------------|--|---|
| Resona Preferred Global Securities (Cayman) Limited | 非累積型・固定/変動配当 永久優先出資証券 | 138,322 (1,150百万米ドル) | 固定から変動 7.191% /12ヶ月米ドル LIBOR+3.76% (ステップ・アップ金利に係る特約あり) | 任意償還可能日：2015年7月30日以降に到来するいずれかの配当支払日 償還金額：1口につき、1,000米ドル 特別早期償還事由：税務事由または特別事由の発生 償還金額：(税務事由発生の場合)1口につき、1,000米ドル (特別事由発生の場合)1口につき、1,000米ドルとメークホール金額のいずれか大きい方の金額 |

- (注) 1. 自己資本比率告示附則(2013年金融庁告示第6号)第3条に定める資本調達手段に係る経過措置による算入制限を考慮する前の金額を記載しております。
 2. 優先出資証券については、配当制限条項があり、また配当は非累積的であります。

※ より詳しい内容は、りそなホールディングスのホームページ (<http://www.resona-gr.co.jp/holdings/investors/ir/basel3/>) をご参照ください。

■劣後債務の状況

| 発行主体 | 資本調達手段の種類 | コア資本に係る基礎項目の額に算入された額(注)(百万円) | 配当率又は利率(公表されているものに限る) | 償還期限 | 一定の事由が生じた場合に償還等を可能とする特約がある場合その概要 | ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約がある場合その概要 |
|---------|--------------------------|------------------------------|---|-----------------|--|--|
| りそな銀行 | 米ドル建永久劣後社債 | 156,352 (1,299百万米ドル) | 固定から変動 5.85% /3ヶ月米ドル LIBOR+2.77% | — | 償還可能日：2016年4月15日 以降各利払日 償還金額：全部 | ステップ・アップ金利に係る特約あり |
| りそな銀行 | 第2回無担保社債(劣後特約付) | 2,869 | 固定 2.02% | 2015年 12月18日 | — | — |
| りそな銀行 | 第4回無担保社債(劣後特約付) | 42,223 | 固定 2.766% | 2019年 6月20日 | — | — |
| りそな銀行 | 第6回無担保社債(劣後特約付) | 49,261 | 固定 2.084% | 2020年 3月4日 | — | — |
| りそな銀行 | 第7回無担保社債(劣後特約付) | 40,000 | 固定 1.606% | 2020年 9月28日 | — | — |
| りそな銀行 | 第8回無担保社債(劣後特約付) | 25,000 | 固定 1.878% | 2021年 6月1日 | — | — |
| りそな銀行 | 第9回無担保社債(劣後特約付) | 20,000 | 固定 2.442% | 2026年 12月22日 | — | — |
| りそな銀行 | 第10回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付) | 66,000 | 固定から固定 1.47% /5年円SWAP +0.95% | 2022年 4月21日 | 償還可能日：2017年4月21日 利払日 償還金額：全部 | — |
| りそな銀行 | 第11回無担保社債(劣後特約付) | 35,000 | 固定 1.780% | 2022年 3月15日 | — | — |
| りそな銀行 | 第12回無担保社債(劣後特約付) | 16,000 | 固定 2.464% | 2027年 3月15日 | — | — |
| りそな銀行 | 第13回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付) | 20,000 | 固定から固定 1.32% /5年円SWAP +0.86% | 2022年 6月21日 | 償還可能日：2017年6月21日 利払日 償還金額：全部 | — |
| 埼玉りそな銀行 | 第2回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付) | 10,000 | 固定から変動 1.30% /6ヶ月円LIBOR +0.58% | 2020年 12月17日 | 償還可能日：2015年12月17日 以降各利払日 償還金額：全部 | — |
| 埼玉りそな銀行 | 第3回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付) | 50,000 | 固定から固定 1.45% /5年円SWAP +0.93% | 2021年 10月19日 | 償還可能日：2016年10月19日 利払日 償還金額：全部 | — |
| 埼玉りそな銀行 | 第4回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付) | 25,000 | 固定から固定 1.24% /5年円SWAP +0.84% | 2022年 7月27日 | 償還可能日：2017年7月27日 利払日 償還金額：全部 | — |

| 発行主体 | 資本調達手段の種類 | コア資本に係る基礎項目の額に算入された額(注) (百万円) | 配当率又は利率 (公表されているものに限る) | 償還期限 | 一定の事由が生じた場合に償還等を可能とする特約がある場合その概要 | ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約がある場合その概要 |
|---------|-----------|----------------------------------|---------------------------|------------|---------------------------------------|--|
| 埼玉りそな銀行 | 期限付劣後ローン | 25,000 | — | 2021年3月31日 | 償還可能日：2016年3月31日以降各利払日 償還金額：全部又は一部 | ステップ・アップ金利に係る特約あり |
| 埼玉りそな銀行 | 期限付劣後ローン | 1,000 | — | 2020年7月9日 | 償還可能日：2015年7月9日以降各利払日 償還金額：全部又は一部 | — |

(注) 自己資本比率告示附則（2013年金融庁告示第6号）第3条に定める資本調達手段に係る経過措置による算入制限を考慮する前の金額を記載しております。

※ より詳しい内容は、りそなホールディングスのホームページ（<http://www.resona-gr.co.jp/holdings/investors/ir/basel3/>）をご参照ください。

リスク管理

〈信用リスク〉

■標準的手法が適用されるポートフォリオに適用する格付

1. リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

当グループでは、リスク・ウェイトの判定に当たり、株式会社格付投資情報センター（R&I）、株式会社日本格付研究所（JCR）、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス（S&P）及びフィッチレーティングスリミテッド（Fitch）の5社を使用しております。なお、これらの格付機関は2015年3月31日現在、金融庁が指定している、バーゼル3における「適格格付機関」であります。

2. エクスポージャーの種類と使用する適格格付機関等の関係

当グループでは、下記の相手先・エクスポージャーごとに使用する格付機関を次のとおり定めております。いずれの場合も、適格格付機関の格付が二以上ある場合で、それらに対応するリスク・ウェイトが異なるときには、最も小さいリスク・ウェイトから数えて二番目に小さいリスク・ウェイト（最も小さいリスク・ウェイトが複数の格付に対応するものであるときは、当該最も小さいリスク・ウェイト）を用いております。

| 相手先・エクスポージャーの種類 | 使用する格付機関 |
|--|--|
| 中央政府・中央銀行 本邦地方公共団体 外国の中央政府等以外の公共部門 国際開発銀行 地方公共団体金融機構 本邦政府関係機関 地方三公社 金融機関 第一種金融商品取引業者 | 株式会社格付投資情報センター (R&I) 株式会社日本格付研究所 (JCR) ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's) スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス (S&P) フィッチレーティングスリミテッド (Fitch) |
| ファンド (複数の資産を裏付とする資産) | 同上 |
| 証券化商品 ストラクチャードファイナンス | 同上 |
| 上記以外 | 株式会社格付投資情報センター (R&I) 株式会社日本格付研究所 (JCR) ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's) スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス (S&P) |

信用リスク関連データ

■信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高〈地域別〉・〈業種別〉うち、三月以上延滞又はデフォルト債権・〈残存期間別〉

(単位：百万円)

| | 2014年3月末 | | | | | うち、三月以上延滞又はデフォルト |
|-----------------------------|-------------------|-------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| | 計 | 貸出金・外国為替等 | 有価証券 | オフ・バランス取引 | 派生商品取引 | |
| 地域別 | | | | | | |
| 国内 | 50,412,545 | 33,442,140 | 8,287,721 | 6,815,622 | 1,072,439 | 659,817 |
| 海外 | — | — | — | — | — | — |
| 標準的手法を適用するエクスポージャー | 1,231,151 | 894,673 | 47,790 | 67,655 | 450 | 26,002 |
| 計 | 51,643,697 | 34,336,814 | 8,335,512 | 6,883,277 | 1,072,889 | 685,820 |
| 業種別 | | | | | | |
| 製造業 | 3,177,271 | 2,545,385 | 309,095 | 291,956 | 27,519 | 104,658 |
| 農業、林業 | 38,721 | 38,373 | — | 348 | — | 2,159 |
| 漁業 | 1,751 | 1,688 | 60 | 0 | 2 | 24 |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 | 13,609 | 11,724 | 1,279 | 560 | 46 | 204 |
| 建設業 | 654,750 | 527,596 | 39,311 | 86,593 | 931 | 26,783 |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 163,716 | 134,156 | 20,782 | 8,147 | 629 | 12 |
| 情報通信業 | 251,060 | 208,082 | 20,434 | 20,386 | 603 | 16,776 |
| 運輸業、郵便業 | 558,199 | 498,823 | 28,916 | 26,243 | 4,125 | 34,231 |
| 卸売業、小売業 | 2,575,159 | 2,280,284 | 134,822 | 106,944 | 38,015 | 150,762 |
| 金融業、保険業 | 2,494,245 | 854,815 | 233,232 | 254,929 | 980,772 | 5,346 |
| 不動産業 | 4,833,761 | 4,734,586 | 30,908 | 55,633 | 11,312 | 136,916 |
| 物品賃貸業 | 337,014 | 314,270 | 5,562 | 16,182 | 928 | 2,439 |
| 各種サービス業 | 1,643,420 | 1,465,810 | 47,820 | 98,872 | 7,172 | 68,362 |
| 個人 | 10,511,006 | 10,423,010 | — | 87,632 | — | 110,643 |
| 我が国の政府・地方公共団体・政府関係機関・地方三公社等 | 21,867,686 | 8,886,026 | 7,220,091 | 5,761,190 | 378 | 487 |
| 外国の中央政府・中央銀行等 | 120,665 | 672 | 119,992 | — | — | 7 |
| その他 | 1,170,504 | 516,833 | 75,411 | — | — | 0 |
| 標準的手法を適用するエクスポージャー | 1,231,151 | 894,673 | 47,790 | 67,655 | 450 | 26,002 |
| 計 | 51,643,697 | 34,336,814 | 8,335,512 | 6,883,277 | 1,072,889 | 685,820 |
| 残存期間別 | | | | | | |
| 1年以下 | 5,022,794 | 2,478,170 | 1,643,122 | 770,251 | 85,017 | / |
| 1年超3年以下 | 4,060,085 | 2,077,325 | 1,482,846 | 137,943 | 351,374 | / |
| 3年超5年以下 | 5,362,336 | 2,495,483 | 2,558,309 | 41,886 | 225,025 | / |
| 5年超7年以下 | 3,083,595 | 1,494,810 | 1,220,312 | 18,349 | 311,452 | / |
| 7年超 | 16,817,782 | 15,622,245 | 939,534 | 87,753 | 99,568 | / |
| 期間の定めのないもの等 | 16,065,951 | 9,274,105 | 443,595 | 5,759,437 | — | / |
| 標準的手法を適用するエクスポージャー | 1,231,151 | 894,673 | 47,790 | 67,655 | 450 | / |
| 計 | 51,643,697 | 34,336,814 | 8,335,512 | 6,883,277 | 1,072,889 | / |

- (注) 1. 内部格付手法が適用されるエクスポージャーを記載しております（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除いております）。但し、適用除外とする事業会社ならびに個々の債権額、その合計額、信用リスク・アセットの総額が極めて小さい資産区分等は内部格付手法の適用除外資産として標準的手法を適用してリスク・アセットを算出しております（子会社の保有する株式については、内部格付手法を適用しているため、適用除外資産に含まれません）。
2. 先進的内部格付手法を適用するエクスポージャーは引当金等控除前、部分直接償却実施前の残高を、基礎的内部格付手法を適用するエクスポージャーは、引当金等控除前、部分直接償却実施前、信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高を記載しております。また、標準的手法を適用するエクスポージャーは引当金等控除後、部分直接償却実施後、信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高を記載しております。
3. 「貸出金・外国為替等」は現金預け金、コールローン、買入金銭債権、特定取引資産、貸出金、外国為替等の取引を含めて表示しております。
4. 「オフ・バランス取引」は支払承諾見返、コミットメント、信託勘定貸出金等を与信相当額へ引き直した値（CCF勘案後）にて表示しております。（CCF = Credit Conversion Factor）
5. エクスポージャーの種類に掲げる「計」には、その他資産、有形固定資産、無形固定資産、繰延税金資産、中央清算機関関連エクスポージャーを含めており、また内部取引相殺後の計数であるため、各項目の合計額とは一致していません。

(単位：百万円)

| | 2015年3月末 | | | | | |
|---------------------------------|-------------------|-------------------|------------------|------------------|----------------|--------------------------|
| | 計 | 貸出金・ 外国為替等 | 有価証券 | オフ・バランス 取引 | 派生商品 取引 | うち、三月以 上延滞又は デフォルト |
| 地域別 | | | | | | |
| 国内 | 49,969,569 | 37,414,725 | 6,135,823 | 4,676,800 | 902,968 | 574,681 |
| 海外 | — | — | — | — | — | — |
| 標準的手法を適用するエクスポージャー | 1,447,850 | 1,168,973 | 51,470 | 73,900 | 310 | 24,251 |
| 計 | 51,417,420 | 38,583,699 | 6,187,294 | 4,750,701 | 903,278 | 598,933 |
| 業種別 | | | | | | |
| 製造業 | 3,342,959 | 2,670,480 | 309,955 | 337,430 | 22,210 | 123,819 |
| 農業、林業 | 35,769 | 35,104 | 304 | 358 | 1 | 326 |
| 漁業 | 1,887 | 1,845 | 40 | 0 | 1 | 12 |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 | 13,264 | 11,108 | 1,648 | 474 | 33 | 5 |
| 建設業 | 660,194 | 540,796 | 37,076 | 81,079 | 1,068 | 19,840 |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 215,853 | 174,570 | 20,782 | 16,990 | 3,509 | — |
| 情報通信業 | 263,767 | 221,557 | 20,151 | 20,905 | 778 | 12,943 |
| 運輸業、郵便業 | 596,294 | 523,501 | 29,212 | 40,189 | 3,303 | 31,824 |
| 卸売業、小売業 | 2,615,549 | 2,316,788 | 139,908 | 128,026 | 21,901 | 131,185 |
| 金融業、保険業 | 2,482,065 | 826,591 | 288,890 | 228,362 | 828,321 | 1,983 |
| 不動産業 | 5,240,956 | 5,130,763 | 37,748 | 59,496 | 11,986 | 94,796 |
| 物品賃貸業 | 371,229 | 348,415 | 5,488 | 15,716 | 1,542 | 2,077 |
| 各種サービス業 | 1,668,106 | 1,512,956 | 51,900 | 94,908 | 7,955 | 59,301 |
| 個人 | 10,828,865 | 10,742,403 | — | 86,214 | — | 96,097 |
| 我が国の政府・地方公共団体・ 政府関係機関・地方三公社等 | 20,424,514 | 11,833,394 | 5,056,527 | 3,514,174 | 353 | 456 |
| 外国の中央政府・中央銀行等 | 118,569 | 3,670 | 114,899 | — | — | 7 |
| その他 | 1,089,719 | 520,776 | 21,290 | 52,473 | — | 2 |
| 標準的手法を適用するエクスポージャー | 1,447,850 | 1,168,973 | 51,470 | 73,900 | 310 | 24,251 |
| 計 | 51,417,420 | 38,583,699 | 6,187,294 | 4,750,701 | 903,278 | 598,933 |
| 残存期間別 | | | | | | |
| 1年以下 | 4,133,266 | 2,167,014 | 984,865 | 783,792 | 154,906 | / |
| 1年超3年以下 | 3,859,051 | 2,102,653 | 1,248,316 | 174,014 | 295,003 | / |
| 3年超5年以下 | 4,358,841 | 2,724,798 | 1,412,771 | 32,481 | 152,298 | / |
| 5年超7年以下 | 2,915,440 | 1,487,212 | 1,068,969 | 18,175 | 256,104 | / |
| 7年超 | 17,779,757 | 16,455,210 | 1,036,975 | 103,079 | 44,655 | / |
| 期間の定めのないもの等 | 16,923,212 | 12,477,837 | 383,925 | 3,565,257 | — | / |
| 標準的手法を適用するエクスポージャー | 1,447,850 | 1,168,973 | 51,470 | 73,900 | 310 | / |
| 計 | 51,417,420 | 38,583,699 | 6,187,294 | 4,750,701 | 903,278 | / |

- (注) 1. 内部格付手法が適用されるエクスポージャーを記載しております（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除いております）。但し、適用除外とする事業会社ならびに個々の債権額、その合計額、信用リスク・アセットの総額が極めて小さい資産区分等は内部格付手法の適用除外資産として標準的手法を適用してリスク・アセットを算出しております（子会社の保有する株式については、内部格付手法を適用しているため、適用除外資産に含まれません）。
2. 先進的内部格付手法を適用するエクスポージャーは引当金等控除前、部分直接償却実施前の残高を、基礎的内部格付手法を適用するエクスポージャーは、引当金等控除前、部分直接償却実施前、信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高を記載しております。
また、標準的手法を適用するエクスポージャーは引当金等控除後、部分直接償却実施後、信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高を記載しております。
3. 「貸出金・外国為替等」は現金預け金、コールローン、買入金銭債権、特定取引資産、貸出金、外国為替等の取引を含めて表示しております。
4. 「オフ・バランス取引」は支払承諾見返、コミットメント、信託勘定貸出金等を与信相当額へ引き直した値（CCF勘案後）にて表示しております。（CCF＝Credit Conversion Factor）
5. エクスポージャーの種類に掲げる「計」には、その他資産、有形固定資産、無形固定資産、繰延税金資産、中央清算機関関連エクスポージャーを含めており、また内部取引相殺後の計数であるため、各項目の合計額とは一致しておりません。

■一般貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定

(単位：百万円)

| | 2014年3月期 | | | 2015年3月期 | | |
|------------|----------|---------|---------|----------|---------|---------|
| | 期首残高 | 期中増減 | 期末残高 | 期首残高 | 期中増減 | 期末残高 |
| 一般貸倒引当金 | 199,828 | △38,146 | 161,681 | 161,681 | △30,005 | 131,676 |
| 特定海外債権引当勘定 | 1 | 0 | 1 | 1 | △1 | 0 |

(注) 一般貸倒引当金は、地域別、業種別の区分は行っておりません。

■個別貸倒引当金〈地域別〉・〈業種別〉

(単位：百万円)

| | 2014年3月期 | | | 2015年3月期 | | |
|---------------------------------|----------|---------|--------|----------|---------|--------|
| | 期首残高 | 期中増減 | 期末残高 | 期首残高 | 期中増減 | 期末残高 |
| 地域別 | | | | | | |
| 国内 | 103,533 | △11,240 | 92,292 | 92,300 | △16,584 | 75,715 |
| 海外 | — | — | — | — | — | — |
| 計 | 103,533 | △11,240 | 92,292 | 92,300 | △16,584 | 75,715 |
| 業種別 | | | | | | |
| 製造業 | 16,382 | 2,018 | 18,401 | 18,401 | △1,375 | 17,025 |
| 農業、林業 | 162 | 182 | 345 | 345 | △279 | 65 |
| 漁業 | — | — | — | — | — | — |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 | 3 | △0 | 3 | 3 | △0 | 3 |
| 建設業 | 2,824 | 282 | 3,107 | 3,107 | 909 | 4,016 |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | — | — | — | — | — | — |
| 情報通信業 | 1,634 | 509 | 2,144 | 2,144 | 659 | 2,804 |
| 運輸業、郵便業 | 3,664 | 541 | 4,205 | 4,205 | 78 | 4,283 |
| 卸売業、小売業 | 32,589 | △6,696 | 25,893 | 25,893 | △4,669 | 21,224 |
| 金融業、保険業 | 3,054 | 497 | 3,551 | 3,551 | △2,656 | 895 |
| 不動産業 | 16,591 | △3,700 | 12,890 | 12,890 | △6,267 | 6,623 |
| 物品賃貸業 | 167 | △82 | 85 | 85 | 30 | 115 |
| 各種サービス業 | 12,639 | △2,648 | 9,990 | 9,990 | △1,097 | 8,892 |
| 個人 | 4,422 | △568 | 3,853 | 3,853 | △1,239 | 2,614 |
| 我が国の政府・地方公共団体・ 政府関係機関・地方三公社等 | — | — | — | — | — | — |
| 外国の中央政府・中央銀行等 | — | — | — | — | — | — |
| その他 | 9,395 | △1,576 | 7,818 | 7,826 | △677 | 7,148 |
| 計 | 103,533 | △11,240 | 92,292 | 92,300 | △16,584 | 75,715 |

(注) 1. 業種別の分類を行っているのは、りそな銀行、埼玉りそな銀行及び近畿大阪銀行が保有するエクスポージャーに関連するものであります。
2. 業種別の「その他」には、上記傘下銀行以外の子会社が保有するエクスポージャーに関連するものが含まれております。

■貸出金償却額〈業種別〉

(単位：百万円)

| | 2014年3月期 | 2015年3月期 |
|---------------------------------|----------|----------|
| 製造業 | 8,767 | 1,657 |
| 農業、林業 | 7 | 4 |
| 漁業 | — | — |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 | — | — |
| 建設業 | 310 | 721 |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | — | — |
| 情報通信業 | 894 | 450 |
| 運輸業、郵便業 | 110 | 927 |
| 卸売業、小売業 | 4,830 | 6,479 |
| 金融業、保険業 | 1 | △0 |
| 不動産業 | 906 | 1,436 |
| 物品賃貸業 | 128 | — |
| 各種サービス業 | 2,812 | 2,202 |
| 個人 | 1,067 | 399 |
| 我が国の政府・地方公共団体・ 政府関係機関・地方三公社等 | — | — |
| 外国の中央政府・中央銀行等 | — | — |
| その他 | 4,143 | 3,515 |
| 計 | 23,979 | 17,795 |

(注) 1. 業種別の分類を行っているのは、りそな銀行、埼玉りそな銀行及び近畿大阪銀行が保有するエクスポージャーに関連するものであります。
2. 業種別の「その他」には、上記傘下銀行以外の子会社が保有するエクスポージャーに関連するものが含まれております。

【標準的手法が適用されるエクスポージャー】

■リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャー

(単位:百万円)

| | 2014年3月末 | | 2015年3月末 | |
|-------|----------|-----------|----------|-----------|
| | 格付有り | 格付無し | 格付有り | 格付無し |
| 0% | 259 | 553,777 | 578 | 735,971 |
| 10% | — | 25,932 | — | 24,788 |
| 20% | 121,892 | 0 | 142,509 | 1 |
| 35% | — | — | — | — |
| 50% | 48,635 | 72 | 46,982 | — |
| 75% | — | 0 | — | 0 |
| 100% | 3,521 | 450,781 | 7,687 | 466,150 |
| 150% | 1 | 26,264 | 6 | 23,163 |
| 250% | — | 11 | — | 11 |
| 350% | — | — | — | — |
| 1250% | — | — | — | — |
| その他 | — | — | — | — |
| 計 | 174,311 | 1,056,840 | 197,763 | 1,250,086 |

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限定しております。

2. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーは、信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高で記載しております。

3. 上記1250%のリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーは、持株自己資本比率告示第57条の5第2項第2号、第155条の2第2項第2号及び第225条第1項(持株自己資本比率告示第103条、第105条及び第114条第1項において準用する場合に限る。)の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額であります。

【内部格付手法が適用されるエクスポージャー】

■スロッシング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権のリスク・ウェイトの区分ごとの残高

(1) プロジェクト・ファイナンス、オブジェクト・ファイナンス、事業用不動産向け貸付

(単位:百万円)

| スロッシング・クライテリア | 残存期間 | リスク・ウェイト | 2014年3月末 | 2015年3月末 |
|---------------|--------|----------|----------|----------|
| 優 | 2年半未満 | 50% | 29 | 6,780 |
| | 2年半以上 | 70% | 26,262 | 36,253 |
| 良 | 2年半未満 | 70% | 30,000 | 44,759 |
| | 2年半以上 | 90% | 76,728 | 39,217 |
| 可 | 期間の別なし | 115% | 76,890 | 84,746 |
| 弱い | 期間の別なし | 250% | 4,670 | 2,019 |
| デフォルト | 期間の別なし | 0% | 1,911 | 4,217 |
| 計 | | | 216,492 | 217,992 |

(2) ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付

(単位:百万円)

| スロッシング・クライテリア | 残存期間 | リスク・ウェイト | 2014年3月末 | 2015年3月末 |
|---------------|--------|----------|----------|----------|
| 優 | 2年半未満 | 70% | 2,000 | — |
| | 2年半以上 | 95% | 5,000 | — |
| 良 | 2年半未満 | 95% | — | — |
| | 2年半以上 | 120% | — | — |
| 可 | 期間の別なし | 140% | 4,550 | 7,950 |
| 弱い | 期間の別なし | 250% | — | — |
| デフォルト | 期間の別なし | 0% | — | — |
| 計 | | | 11,550 | 7,950 |

■マーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポージャーのリスク・ウェイトの区分ごとの残高

(単位:百万円)

| リスク・ウェイト | 2014年3月末 | 2015年3月末 |
|----------|----------|----------|
| 300% | 59,290 | 61,032 |
| 400% | 12,914 | 12,861 |
| 計 | 72,205 | 73,893 |

■事業法人向けエクスポージャー

(単位：百万円)

| 格付区分 | 2014年3月末 | | | | | | | |
|-------|---------------|----------------|----------------------|--------------|----------------|----------------|------------------|----------------------|
| | PD推計値 (注1) | LGD推計値 (注1) | ELdefault推計値 (注1) | RWの 加重平均値 | オン・バランス EAD | オフ・バランス EAD | コミットメント の未引出額 | 未引出額に乗ずる 掛目の加重平均値 |
| SA・A | 0.16% | 31.95% | / | 25.41% | 2,935,236 | 476,032 | 317,922 | 75.00% |
| B～E | 1.17% | 27.55% | / | 50.88% | 7,951,743 | 518,733 | 366,846 | 75.00% |
| F・G | 12.08% | 25.54% | / | 105.21% | 1,020,012 | 46,724 | 6,537 | 75.00% |
| デフォルト | 100.00% | 32.59% | 44.74% | 10.61% | 490,830 | 13,540 | 5,650 | 75.00% |
| 計 | / | / | / | / | 12,397,823 | 1,055,030 | 696,956 | 75.00% |

(注) 1. EADによる加重平均値
2. スロッシング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権は含まれておりません。

(単位：百万円)

| 格付区分 | 2015年3月末 | | | | | | | |
|-------|---------------|----------------|----------------------|--------------|----------------|----------------|------------------|----------------------|
| | PD推計値 (注1) | LGD推計値 (注1) | ELdefault推計値 (注1) | RWの 加重平均値 | オン・バランス EAD | オフ・バランス EAD | コミットメント の未引出額 | 未引出額に乗ずる 掛目の加重平均値 |
| SA・A | 0.15% | 32.06% | / | 25.11% | 3,393,866 | 439,533 | 373,040 | 75.00% |
| B～E | 1.12% | 26.66% | / | 48.82% | 8,395,220 | 535,769 | 403,181 | 75.00% |
| F・G | 11.23% | 24.02% | / | 95.95% | 843,398 | 43,520 | 14,408 | 75.00% |
| デフォルト | 100.00% | 31.95% | 43.23% | 16.02% | 423,181 | 5,297 | 500 | 75.00% |
| 計 | / | / | / | / | 13,055,666 | 1,024,121 | 791,130 | 75.00% |

(注) 1. EADによる加重平均値
2. スロッシング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権は含まれておりません。

■ソブリン向けエクスポージャー

(単位：百万円)

| 格付区分 | 2014年3月末 | | | | | | | |
|-------|--------------|---------------|---------------------|--------------|----------------|----------------|------------------|----------------------|
| | PD推計値 (注) | LGD推計値 (注) | ELdefault推計値 (注) | RWの 加重平均値 | オン・バランス EAD | オフ・バランス EAD | コミットメント の未引出額 | 未引出額に乗ずる 掛目の加重平均値 |
| SA・A | 0.00% | 36.93% | / | 0.29% | 16,216,328 | 5,760,491 | — | — |
| B～E | 0.75% | 35.03% | / | 60.31% | 9,949 | 1,048 | — | — |
| F・G | 16.57% | 10.07% | / | 56.74% | 3,851 | 28 | — | — |
| デフォルト | 100.00% | 18.21% | 17.58% | 10.54% | 495 | — | — | — |
| 計 | / | / | / | / | 16,230,625 | 5,761,569 | — | — |

(注) EADによる加重平均値

(単位：百万円)

| 格付区分 | 2015年3月末 | | | | | | | |
|-------|--------------|---------------|---------------------|--------------|----------------|----------------|------------------|----------------------|
| | PD推計値 (注) | LGD推計値 (注) | ELdefault推計値 (注) | RWの 加重平均値 | オン・バランス EAD | オフ・バランス EAD | コミットメント の未引出額 | 未引出額に乗ずる 掛目の加重平均値 |
| SA・A | 0.00% | 35.98% | / | 0.35% | 17,027,361 | 3,513,628 | — | — |
| B～E | 1.11% | 29.44% | / | 66.42% | 1,834 | 833 | — | — |
| F・G | 16.27% | 10.43% | / | 58.40% | 3,703 | 64 | — | — |
| デフォルト | 100.00% | 17.86% | 17.45% | 8.10% | 464 | — | — | — |
| 計 | / | / | / | / | 17,033,364 | 3,514,527 | — | — |

(注) EADによる加重平均値

■金融機関等向けエクスポージャー

(単位：百万円)

| 格付区分 | 2014年3月末 | | | | | | | |
|-------|--------------|---------------|---------------------|--------------|----------------|----------------|------------------|----------------------|
| | PD推計値 (注) | LGD推計値 (注) | ELdefault推計値 (注) | RWの 加重平均値 | オン・バランス EAD | オフ・バランス EAD | コミットメント の未引出額 | 未引出額に乗ずる 掛目の加重平均値 |
| SA・A | 0.11% | 37.89% | / | 28.83% | 593,191 | 278,702 | — | — |
| B～E | 0.70% | 37.42% | / | 48.45% | 44,047 | 14,059 | 15,500 | 75.00% |
| F・G | 11.34% | 23.99% | / | 98.61% | 8,655 | 2,587 | 3,450 | 75.00% |
| デフォルト | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 計 | / | / | / | / | 645,894 | 295,349 | 18,950 | 75.00% |

(注) EADによる加重平均値

(単位：百万円)

| 格付区分 | 2015年3月末 | | | | | | | |
|-------|--------------|---------------|---------------------|--------------|----------------|----------------|------------------|----------------------|
| | PD推計値 (注) | LGD推計値 (注) | ELdefault推計値 (注) | RWの 加重平均値 | オン・バランス EAD | オフ・バランス EAD | コミットメント の未引出額 | 未引出額に乗ずる 掛目の加重平均値 |
| SA・A | 0.11% | 34.87% | / | 28.74% | 612,271 | 289,075 | — | — |
| B～E | 0.75% | 33.25% | / | 43.34% | 54,530 | 12,276 | 13,700 | 75.00% |
| F・G | 10.98% | 7.23% | / | 29.34% | 105 | — | — | — |
| デフォルト | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 計 | / | / | / | / | 666,907 | 301,351 | 13,700 | 75.00% |

(注) EADによる加重平均値

■PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー

(単位：百万円)

| 格付区分 | 2014年3月末 | | |
|-------|----------|----------|--------|
| | PD推計値(注) | RWの加重平均値 | 残高 |
| SA・A | 0.16% | 153.45% | 33,385 |
| B～E | 0.76% | 226.10% | 5,643 |
| F・G | 11.85% | 599.33% | 328 |
| デフォルト | 100.00% | 1125.00% | 0 |
| 計 | / | / | 39,357 |

(注) 残高による加重平均値

(単位：百万円)

| 格付区分 | 2015年3月末 | | |
|-------|----------|----------|---------|
| | PD推計値(注) | RWの加重平均値 | 残高 |
| SA・A | 0.11% | 116.47% | 261,989 |
| B～E | 0.65% | 216.46% | 96,758 |
| F・G | 10.98% | 584.09% | 4,431 |
| デフォルト | 100.00% | 1125.00% | 2,341 |
| 計 | / | / | 365,521 |

(注) 残高による加重平均値

■リテール向けエクスポージャー

(単位：百万円)

| | 2014年3月末 | | | | | | |
|-----------------------------|--------------|---------------|--------------|----------------|----------------|------------------|--------------------------|
| | PD推計値 (注) | LGD推計値 (注) | RWの 加重平均値 | オン・バランス EAD | オフ・バランス EAD | コミットメント の未引出額 | 未引出額に 乗ずる掛目の 加重平均値 |
| 居住用不動産向け エクスポージャー | / | / | / | 8,987,171 | 20,779 | — | — |
| 非デフォルト | 1.05% | 33.42% | 29.08% | 8,907,010 | 20,285 | — | — |
| デフォルト | 100.00% | 34.20% | / | 80,161 | 494 | — | — |
| 適格リボルビング型リテール向け エクスポージャー | / | / | / | 118,896 | 46,372 | 452,636 | 10.25% |
| 非デフォルト | 3.51% | 65.72% | 54.85% | 118,376 | 46,328 | 452,361 | 10.24% |
| デフォルト | 100.00% | 67.73% | / | 519 | 44 | 274 | 16.03% |
| その他リテール向け エクスポージャー | / | / | / | 2,121,417 | 29,672 | 49,963 | 26.45% |
| 非デフォルト | 1.52% | 32.10% | 28.08% | 2,050,292 | 28,960 | 49,760 | 26.44% |
| デフォルト | 100.00% | 39.51% | / | 71,124 | 712 | 203 | 29.19% |

(注) EADによる加重平均値

(単位：百万円)

| | 2015年3月末 | | | | | | |
|-----------------------------|--------------|---------------|--------------|----------------|----------------|------------------|--------------------------|
| | PD推計値 (注) | LGD推計値 (注) | RWの 加重平均値 | オン・バランス EAD | オフ・バランス EAD | コミットメント の未引出額 | 未引出額に 乗ずる掛目の 加重平均値 |
| 居住用不動産向け エクスポージャー | / | / | / | 9,231,567 | 18,250 | — | — |
| 非デフォルト | 1.02% | 33.21% | 28.86% | 9,160,424 | 17,926 | — | — |
| デフォルト | 100.00% | 33.91% | / | 71,142 | 323 | — | — |
| 適格リボルビング型リテール向け エクスポージャー | / | / | / | 117,087 | 47,388 | 459,194 | 10.32% |
| 非デフォルト | 3.35% | 64.43% | 52.25% | 116,610 | 47,345 | 458,930 | 10.32% |
| デフォルト | 100.00% | 66.57% | / | 477 | 43 | 263 | 16.51% |
| その他リテール向け エクスポージャー | / | / | / | 2,267,960 | 29,764 | 51,939 | 30.76% |
| 非デフォルト | 1.38% | 36.70% | 31.80% | 2,201,315 | 29,171 | 51,748 | 30.74% |
| デフォルト | 100.00% | 40.57% | / | 66,645 | 593 | 191 | 34.95% |

(注) EADによる加重平均値

■直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比（注1）（注2）

（単位：百万円）

| | 2014年3月期 | 2015年3月期 |
|----------------------------------|--------------|--------------|
| りそなホールディングス(連結) | △26,488 (注4) | △22,381 (注4) |
| りそな銀行(単体)+埼玉りそな銀行(単体)+近畿大阪銀行(単体) | △27,112 (注4) | △24,330 (注4) |
| うち 事業法人向けエクスポージャー | △11,603 | △7,931 |
| ソブリン向けエクスポージャー | 0 | △1 |
| 金融機関等向けエクスポージャー | — | — |
| 居住用不動産向けエクスポージャー | △551 | △483 |
| 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー | △0 | △0 |
| その他リテール向けエクスポージャー | 4,145 | 3,894 |
| りそな銀行(連結) | △30,706 (注4) | △23,248 (注4) |
| りそな銀行(単体) | △31,544 (注4) | △24,887 (注4) |
| うち 事業法人向けエクスポージャー | △18,986 | △6,089 |
| ソブリン向けエクスポージャー | 0 | △1 |
| 金融機関等向けエクスポージャー | — | — |
| 居住用不動産向けエクスポージャー | △384 | △151 |
| 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー(注3) | — | — |
| その他リテール向けエクスポージャー | 2,722 | 2,010 |
| 埼玉りそな銀行(単体) | 1,157 (注4) | 2,296 (注4) |
| うち 事業法人向けエクスポージャー | 3,601 | △832 |
| ソブリン向けエクスポージャー | — | — |
| 金融機関等向けエクスポージャー | — | — |
| 居住用不動産向けエクスポージャー | △101 | 14 |
| 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー(注3) | — | — |
| その他リテール向けエクスポージャー | 854 | 1,569 |
| 近畿大阪銀行(連結) | 3,503 (注4) | △877 (注4) |
| 近畿大阪銀行(単体) | 3,275 (注4) | △1,738 (注4) |
| うち 事業法人向けエクスポージャー | 3,781 | △1,009 |
| ソブリン向けエクスポージャー | — | — |
| 金融機関等向けエクスポージャー | — | — |
| 居住用不動産向けエクスポージャー | △64 | △346 |
| 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー | △0 | △0 |
| その他リテール向けエクスポージャー | 568 | 314 |

- (注) 1. 損失額の実績値は、当該期間の与信関連費用（不良債権処理額、一般貸倒引当金純繰入額、信託勘定不良債権処理額、償却債権取立益）を指しております。なお、不良債権処理額には、貸出金償却、個別貸倒引当金純繰入額、特定海外債権引当勘定純繰入額、バルクセール・個別売却損益、その他の引当金純繰入額を含んでおります。また、エクスポージャー区分ごとの損失額の実績値については、正常先・要注意先の一般貸倒引当金純繰入額、及び責任共有制度に伴う引当金純繰入額を含めておりません。引当金の戻入等により利益が発生している場合には△を付しております。
2. PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャーについては、損失額を与信関連費用として計上していない（信用リスクに伴うものかの判定が困難である）ことから、損失額の実績値には含めておりません。
3. りそなホールディングス連結子会社の保証が付されているエクスポージャーに限定されるため、上記のエクスポージャー区分ごとの計数においては、損失額の実績値の表示を割愛しております。
4. 適用除外とする事業会社ならびに適用除外資産に係る与信関連費用を含んでおります。

要因分析

りそなホールディングスの2015年3月期の与信関連費用は、前年度比41億円増加し、△223億円となっております。

りそな銀行（単体）における一般貸倒引当金純繰入額が、前年度比60億円増加し、168億円の戻入となったことが主因であります。

エクスポージャー区分ごとの状況につきましては、卸売業等に対する貸出金償却額が増加したこと等により、事業法人向けエクスポージャーに対する与信関連費用が増加しております。

■長期にわたる損失額の推計値と実績値との対比

(単位：百万円)

| | 2010年3月末(注4) | | 2011年3月期 |
|--------------------------------------|--------------|-----------|-------------|
| | 損失額の推計値 | 引当控除後(注5) | 損失額の実績値(注6) |
| りそなホールディングス(連結)(注1)(注2) | / | / | 61,561(注7) |
| りそな銀行(単体)+埼玉りそな銀行(単体)+近畿大阪銀行(単体)(注8) | 530,270 | △16,368 | 36,818(注7) |
| うち 事業法人向けエクスポージャー | 479,069 | △28,124 | 19,515 |
| ソブリン向けエクスポージャー | 671 | 667 | △1 |
| 金融機関等向けエクスポージャー | 1,849 | 1,849 | — |
| 居住用不動産向けエクスポージャー | 9,759 | 5,526 | 1,812 |
| 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー | / | / | △0 |
| その他リテール向けエクスポージャー | 33,953 | △1,200 | 12,216 |
| りそな銀行(連結) | / | / | 17,378(注7) |
| りそな銀行(単体) | 463,701 | △32,200 | 17,590(注7) |
| うち 事業法人向けエクスポージャー | 420,868 | △42,576 | 8,319 |
| ソブリン向けエクスポージャー | 514 | 510 | 1 |
| 金融機関等向けエクスポージャー | 1,571 | 1,571 | — |
| 居住用不動産向けエクスポージャー | 8,431 | 5,349 | 969 |
| 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー(注3) | — | — | — |
| その他リテール向けエクスポージャー | 27,380 | △1,982 | 6,470 |
| 埼玉りそな銀行(単体) | 66,568 | 15,832 | 10,762(注7) |
| うち 事業法人向けエクスポージャー | 58,200 | 14,451 | 6,324 |
| ソブリン向けエクスポージャー | 156 | 156 | — |
| 金融機関等向けエクスポージャー | 277 | 277 | — |
| 居住用不動産向けエクスポージャー | 1,327 | 177 | 319 |
| 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー(注3) | — | — | — |
| その他リテール向けエクスポージャー | 6,572 | 782 | 2,034 |
| 近畿大阪銀行(連結)(注8) | / | / | 10,697(注7) |
| 近畿大阪銀行(単体)(注8) | / | / | 8,465(注7) |
| うち 事業法人向けエクスポージャー | / | / | 4,871 |
| ソブリン向けエクスポージャー | / | / | △2 |
| 金融機関等向けエクスポージャー | / | / | — |
| 居住用不動産向けエクスポージャー | / | / | 523 |
| 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー | / | / | △0 |
| その他リテール向けエクスポージャー | / | / | 3,711 |

- (注) 1. PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャーについては、損失額を与信関連費用として計上していない（信用リスクに伴うものかの判定が困難である）ことから、損失額の推計値及び実績値には含めておりません。
2. りそなホールディングス連結子会社の保証が付いているエクスポージャーについては、損失額の推計値には含めておりません。
3. りそなホールディングス連結子会社の保証が付されているエクスポージャーに限定されるため、上記のエクスポージャー区分ごとの計数においては、損失額の推計値及び実績値の表示を割愛しております。
4. 損失額の推計値は、2010年3月末の期待損失額（EL）を用いております。
5. 損失額の推計値の引当控除後については、損失額の推計値から要管理先以下に対する引当額（個別貸倒引当金、一般貸倒引当金、部分直接償却額）を控除した金額を表示しております。
6. 損失額の実績値は、当該期間の与信関連費用（不良債権処理額、一般貸倒引当金純繰入額、信託勘定不良債権処理額、償却債権取立益）を指しております。なお、不良債権処理額には、貸出金償却、個別貸倒引当金純繰入額、特定海外債権引当勘定純繰入額、バルクセール・個別売却損益、その他の引当金純繰入額を含んでおります。また、エクスポージャー区分ごとの損失額の実績値については、正常先・要注意先の一般貸倒引当金純繰入額、及び責任共有制度に伴う引当金純繰入額を含めておりません。引当金の戻入等により利益が発生している場合には△を付しております。
7. 損失額の実績値は、適用除外とする事業会社ならびに適用除外資産に係る与信関連費用を含んでおります。
8. 近畿大阪銀行は2011年3月末から内部格付手法を適用しているため、2010年3月末の期待損失額（EL）は算出しておりません。

(単位:百万円)

| | 2011年3月末(注4) | | 2012年3月期 |
|----------------------------------|--------------|-----------|-------------|
| | 損失額の推計値 | 引当控除後(注5) | 損失額の実績値(注6) |
| りそなホールディングス(連結)(注1)(注2) | / | / | 13,816(注7) |
| りそな銀行(単体)+埼玉りそな銀行(単体)+近畿大阪銀行(単体) | 534,745 | 3,096 | 4,478(注7) |
| うち 事業法人向けエクスポージャー | 474,037 | △1,031 | 44,105 |
| ソブリン向けエクスポージャー | 377 | 373 | △0 |
| 金融機関等向けエクスポージャー | 1,673 | 1,673 | — |
| 居住用不動産向けエクスポージャー | 11,450 | 3,264 | △947 |
| 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー | 575 | 568 | 1 |
| その他リテール向けエクスポージャー | 43,024 | △5,303 | 10,879 |
| りそな銀行(連結) | / | / | △6,446(注7) |
| りそな銀行(単体) | 424,081 | △14,344 | △6,003(注7) |
| うち 事業法人向けエクスポージャー | 386,655 | △18,365 | 29,721 |
| ソブリン向けエクスポージャー | 207 | 203 | △0 |
| 金融機関等向けエクスポージャー | 1,532 | 1,532 | — |
| 居住用不動産向けエクスポージャー | 7,364 | 3,797 | △603 |
| 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー(注3) | — | — | — |
| その他リテール向けエクスポージャー | 24,779 | △5,041 | 5,473 |
| 埼玉りそな銀行(単体) | 61,783 | 13,720 | 4,332(注7) |
| うち 事業法人向けエクスポージャー | 52,764 | 11,901 | 8,235 |
| ソブリン向けエクスポージャー | 137 | 137 | — |
| 金融機関等向けエクスポージャー | 69 | 69 | — |
| 居住用不動産向けエクスポージャー | 1,426 | 97 | △345 |
| 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー(注3) | — | — | — |
| その他リテール向けエクスポージャー | 7,368 | 1,539 | 2,672 |
| 近畿大阪銀行(連結) | / | / | 7,581(注7) |
| 近畿大阪銀行(単体) | 48,880 | 3,720 | 6,150(注7) |
| うち 事業法人向けエクスポージャー | 34,616 | 5,432 | 6,148 |
| ソブリン向けエクスポージャー | 33 | 33 | — |
| 金融機関等向けエクスポージャー | 71 | 71 | — |
| 居住用不動産向けエクスポージャー | 2,660 | △630 | 1 |
| 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー | 575 | 568 | 1 |
| その他リテール向けエクスポージャー | 10,876 | △1,802 | 2,734 |

- (注) 1. PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャーについては、損失額を与信関連費用として計上していない(信用リスクに伴うものかの判定が困難である)ことから、損失額の推計値及び実績値には含めておりません。
2. りそなホールディングス連結子会社の保証が付いているエクスポージャーについては、損失額の推計値には含めておりません。
3. りそなホールディングス連結子会社の保証が付されているエクスポージャーに限定されるため、上記のエクスポージャー区分ごとの計数においては、損失額の推計値及び実績値の表示を割愛しております。
4. 損失額の推計値は、2011年3月末の期待損失額(EL)を用いております。
5. 損失額の推計値の引当控除後については、損失額の推計値から要管理先以下に対する引当額(個別貸倒引当金、一般貸倒引当金、部分直接償却額)を控除した金額を表示しております。
6. 損失額の実績値は、当該期間の与信関連費用(不良債権処理額、一般貸倒引当金純繰入額、信託勘定不良債権処理額、償却債権取立益)を指しております。なお、不良債権処理額には、貸出金償却、個別貸倒引当金純繰入額、特定海外債権引当勘定純繰入額、バルクセル・個別売却損益、その他の引当金純繰入額を含んでおります。また、エクスポージャー区分ごとの損失額の実績値については、正常先・要注意先の一般貸倒引当金純繰入額、及び責任共有制度に伴う引当金純繰入額を含めておりません。引当金の戻入等により利益が発生している場合には△を付しております。
7. 損失額の実績値は、適用除外とする事業会社ならびに適用除外資産に係る与信関連費用を含んでおります。

(単位：百万円)

| | 2012年3月末(注4) | | 2013年3月期 |
|----------------------------------|--------------|-----------|-------------|
| | 損失額の推計値 | 引当控除後(注5) | 損失額の実績値(注6) |
| りそなホールディングス(連結)(注1)(注2) | / | / | △13,075(注7) |
| りそな銀行(単体)+埼玉りそな銀行(単体)+近畿大阪銀行(単体) | 489,457 | △31,127 | △21,438(注7) |
| うち 事業法人向けエクスポージャー | 433,611 | △29,395 | 4,924 |
| ソブリン向けエクスポージャー | 440 | 436 | 0 |
| 金融機関等向けエクスポージャー | 1,371 | 1,371 | — |
| 居住用不動産向けエクスポージャー | 8,817 | 1,885 | 927 |
| 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー | 505 | 498 | △0 |
| その他リテール向けエクスポージャー | 41,398 | △9,197 | 8,639 |
| りそな銀行(連結) | / | / | △28,626(注7) |
| りそな銀行(単体) | 385,550 | △40,959 | △29,558(注7) |
| うち 事業法人向けエクスポージャー | 350,130 | △41,963 | △6,184 |
| ソブリン向けエクスポージャー | 253 | 249 | 0 |
| 金融機関等向けエクスポージャー | 1,189 | 1,189 | — |
| 居住用不動産向けエクスポージャー | 6,199 | 3,332 | 523 |
| 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー(注3) | — | — | — |
| その他リテール向けエクスポージャー | 24,500 | △7,037 | 4,831 |
| 埼玉りそな銀行(単体) | 58,158 | 8,862 | 2,191(注7) |
| うち 事業法人向けエクスポージャー | 49,243 | 8,027 | 5,743 |
| ソブリン向けエクスポージャー | 149 | 149 | — |
| 金融機関等向けエクスポージャー | 89 | 89 | — |
| 居住用不動産向けエクスポージャー | 1,542 | 611 | 271 |
| 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー(注3) | — | — | — |
| その他リテール向けエクスポージャー | 7,121 | 3 | 1,817 |
| 近畿大阪銀行(連結) | / | / | 7,969(注7) |
| 近畿大阪銀行(単体) | 45,749 | 968 | 5,927(注7) |
| うち 事業法人向けエクスポージャー | 34,237 | 4,539 | 5,365 |
| ソブリン向けエクスポージャー | 37 | 37 | — |
| 金融機関等向けエクスポージャー | 92 | 92 | — |
| 居住用不動産向けエクスポージャー | 1,075 | △2,059 | 132 |
| 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー | 505 | 498 | △0 |
| その他リテール向けエクスポージャー | 9,777 | △2,163 | 1,989 |

- (注) 1. PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャーについては、損失額を与信関連費用として計上していない(信用リスクに伴うものかの判定が困難である)ことから、損失額の推計値及び実績値には含めておりません。
2. りそなホールディングス連結子会社の保証が付いているエクスポージャーについては、損失額の推計値には含めておりません。
3. りそなホールディングス連結子会社の保証が付されているエクスポージャーに限定されるため、上記のエクスポージャー区分ごとの計数においては、損失額の推計値及び実績値の表示を割愛しております。
4. 損失額の推計値は、2012年3月末の期待損失額(EL)を用いております。
5. 損失額の推計値の引当控除後については、損失額の推計値から要管理先以下に対する引当額(個別貸倒引当金、一般貸倒引当金、部分直接償却額)を控除した金額を表示しております。
6. 損失額の実績値は、当該期間の与信関連費用(不良債権処理額、一般貸倒引当金純繰入額、信託勘定不良債権処理額、償却債権取立益)を指しております。なお、不良債権処理額には、貸出金償却、個別貸倒引当金純繰入額、特定海外債権引当勘定純繰入額、バルクセール・個別売却損益、その他の引当金純繰入額を含んでおります。また、エクスポージャー区分ごとの損失額の実績値については、正常先・要注意先の一般貸倒引当金純繰入額、及び責任共有制度に伴う引当金純繰入額を含めておりません。引当金の戻入等により利益が発生している場合には△を付しております。
7. 損失額の実績値は、適用除外とする事業会社ならびに適用除外資産に係る与信関連費用を含んでおります。

(単位：百万円)

| | 2013年3月末(注4) | | 2014年3月期 |
|----------------------------------|--------------|-----------|-------------|
| | 損失額の推計値 | 引当控除後(注5) | 損失額の実績値(注6) |
| りそなホールディングス(連結)(注1)(注2) | / | / | △26,488(注7) |
| りそな銀行(単体)+埼玉りそな銀行(単体)+近畿大阪銀行(単体) | 428,816 | △10,523 | △27,112(注7) |
| うち 事業法人向けエクスポージャー | 376,942 | △10,831 | △11,603 |
| ソブリン向けエクスポージャー | 569 | 564 | 0 |
| 金融機関等向けエクスポージャー | 1,315 | 1,315 | — |
| 居住用不動産向けエクスポージャー | 8,748 | 1,647 | △551 |
| 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー | 455 | 449 | △0 |
| その他リテール向けエクスポージャー | 37,274 | △7,153 | 4,145 |
| りそな銀行(連結) | / | / | △30,706(注7) |
| りそな銀行(単体) | 332,834 | △18,389 | △31,544(注7) |
| うち 事業法人向けエクスポージャー | 299,541 | △20,892 | △18,986 |
| ソブリン向けエクスポージャー | 425 | 420 | 0 |
| 金融機関等向けエクスポージャー | 1,144 | 1,144 | — |
| 居住用不動産向けエクスポージャー | 6,180 | 3,172 | △384 |
| 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー(注3) | — | — | — |
| その他リテール向けエクスポージャー | 22,079 | △5,690 | 2,722 |
| 埼玉りそな銀行(単体) | 53,788 | 8,795 | 1,157(注7) |
| うち 事業法人向けエクスポージャー | 46,335 | 8,519 | 3,601 |
| ソブリン向けエクスポージャー | 114 | 114 | — |
| 金融機関等向けエクスポージャー | 60 | 60 | — |
| 居住用不動産向けエクスポージャー | 1,546 | 420 | △101 |
| 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー(注3) | — | — | — |
| その他リテール向けエクスポージャー | 5,702 | △328 | 854 |
| 近畿大阪銀行(連結) | / | / | 3,503(注7) |
| 近畿大阪銀行(単体) | 42,194 | △929 | 3,275(注7) |
| うち 事業法人向けエクスポージャー | 31,065 | 1,541 | 3,781 |
| ソブリン向けエクスポージャー | 29 | 29 | — |
| 金融機関等向けエクスポージャー | 110 | 110 | — |
| 居住用不動産向けエクスポージャー | 1,021 | △1,945 | △64 |
| 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー | 455 | 449 | △0 |
| その他リテール向けエクスポージャー | 9,492 | △1,134 | 568 |

- (注) 1. PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャーについては、損失額を与信関連費用として計上していない（信用リスクに伴うものかの判定が困難である）ことから、損失額の推計値及び実績値には含めておりません。
2. りそなホールディングス連結子会社の保証が付いているエクスポージャーについては、損失額の推計値には含めておりません。
3. りそなホールディングス連結子会社の保証が付されているエクスポージャーに限定されるため、上記のエクスポージャー区分ごとの計数においては、損失額の推計値及び実績値の表示を割愛しております。
4. 損失額の推計値は、2013年3月末の期待損失額（EL）を用いております。
5. 損失額の推計値の引当控除後については、損失額の推計値から要管理先以下に対する引当額（個別貸倒引当金、一般貸倒引当金、部分直接償却額）を控除した金額を表示しております。
6. 損失額の実績値は、当該期間の与信関連費用（不良債権処理額、一般貸倒引当金純繰入額、信託勘定不良債権処理額、償却債権取立益）を指しております。なお、不良債権処理額には、貸出金償却、個別貸倒引当金純繰入額、特定海外債権引当勘定純繰入額、バルクセル・個別売却損益、その他の引当金純繰入額を含んでおります。また、エクスポージャー区分ごとの損失額の実績値については、正常先・要注意先の一般貸倒引当金純繰入額、及び責任共有制度に伴う引当金純繰入額を含めておりません。引当金の戻入等により利益が発生している場合には△を付しております。
7. 損失額の実績値は、適用除外とする事業会社ならびに適用除外資産に係る与信関連費用を含んでおります。

(単位：百万円)

| | 2014年3月末(注4) | | 2015年3月期 |
|----------------------------------|--------------|-----------|-------------|
| | 損失額の推計値 | 引当控除後(注5) | 損失額の実績値(注6) |
| りそなホールディングス(連結)(注1)(注2) | / | / | △22,381(注7) |
| りそな銀行(単体)+埼玉りそな銀行(単体)+近畿大阪銀行(単体) | 330,902 | △23,731 | △24,330(注7) |
| うち 事業法人向けエクスポージャー | 284,846 | △27,665 | △7,931 |
| ソブリン向けエクスポージャー | 231 | 226 | △1 |
| 金融機関等向けエクスポージャー | 1,066 | 1,066 | — |
| 居住用不動産向けエクスポージャー | 5,585 | 417 | △483 |
| 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー | 394 | 388 | △0 |
| その他リテール向けエクスポージャー | 35,544 | △1,377 | 3,894 |
| りそな銀行(連結) | / | / | △23,248(注7) |
| りそな銀行(単体) | 247,301 | △20,066 | △24,887(注7) |
| うち 事業法人向けエクスポージャー | 218,936 | △23,543 | △6,089 |
| ソブリン向けエクスポージャー | 131 | 126 | △1 |
| 金融機関等向けエクスポージャー | 897 | 897 | — |
| 居住用不動産向けエクスポージャー | 3,648 | 1,426 | △151 |
| 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー(注3) | — | — | — |
| その他リテール向けエクスポージャー | 20,475 | △2,179 | 2,010 |
| 埼玉りそな銀行(単体) | 44,458 | △551 | 2,296(注7) |
| うち 事業法人向けエクスポージャー | 36,301 | △2,481 | △832 |
| ソブリン向けエクスポージャー | 23 | 23 | — |
| 金融機関等向けエクスポージャー | 53 | 53 | — |
| 居住用不動産向けエクスポージャー | 1,321 | 471 | 14 |
| 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー(注3) | — | — | — |
| その他リテール向けエクスポージャー | 6,735 | 1,374 | 1,569 |
| 近畿大阪銀行(連結) | / | / | △877(注7) |
| 近畿大阪銀行(単体) | 39,142 | △3,112 | △1,738(注7) |
| うち 事業法人向けエクスポージャー | 29,608 | △1,640 | △1,009 |
| ソブリン向けエクスポージャー | 77 | 77 | — |
| 金融機関等向けエクスポージャー | 114 | 114 | — |
| 居住用不動産向けエクスポージャー | 614 | △1,480 | △346 |
| 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー | 394 | 388 | △0 |
| その他リテール向けエクスポージャー | 8,333 | △572 | 314 |

- (注) 1. PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャーについては、損失額を与信関連費用として計上していない(信用リスクに伴うものかの判定が困難である)ことから、損失額の推計値及び実績値には含めておりません。
2. りそなホールディングス連結子会社の保証が付いているエクスポージャーについては、損失額の推計値には含めておりません。
3. りそなホールディングス連結子会社の保証が付されているエクスポージャーに限定されるため、上記のエクスポージャー区分ごとの計数においては、損失額の推計値及び実績値の表示を割愛しております。
4. 損失額の推計値は、2014年3月末の期待損失額(EL)を用いております。
5. 損失額の推計値の引当控除後については、損失額の推計値から要管理先以下に対する引当額(個別貸倒引当金、一般貸倒引当金、部分直接償却額)を控除した金額を表示しております。
6. 損失額の実績値は、当該期間の与信関連費用(不良債権処理額、一般貸倒引当金純繰入額、信託勘定不良債権処理額、償却債権取立益)を指しております。なお、不良債権処理額には、貸出金償却、個別貸倒引当金純繰入額、特定海外債権引当勘定純繰入額、バルクセール・個別売却損益、その他の引当金純繰入額を含んでおります。また、エクスポージャー区分ごとの損失額の実績値については、正常先・要注意先の一般貸倒引当金純繰入額、及び責任共有制度に伴う引当金純繰入額を含めておりません。引当金の戻入等により利益が発生している場合には△を付しております。
7. 損失額の実績値は、適用除外とする事業会社ならびに適用除外資産に係る与信関連費用を含んでおります。

〈信用リスク削減手法〉

当グループでは、自己資本比率の算出において、持株自己資本比率告示の規定に基づく「信用リスク削減手法」として「包括的手法」を用いております。信用リスク削減手法とは、当グループが抱える信用リスクを軽減するための手法であり、適格金融資産担保、貸出金と自行預金の相殺（オンバランスシート・ネットティング）、適格資産担保（基礎的內部格付手法採用行に限る）、保証ならびにクレジット・デリバティブが該当しております。

なお、傘下の先進的內部格付手法採用行については、オンバランスシート・ネットティング及び担保による信用リスク削減効果を、LGD推計値の中に織り込んでおります。

■主な担保の種類

主要な担保の種類は以下のとおりであります。

1. 現金及び自行預金
2. 上場株式
3. 不動産
4. 割引手形勘定の商業手形
5. 債券

■担保に関する評価、管理の方針及び手続の概要

担保目的物については、質権設定または譲渡担保の方法等により担保権を維持しており、担保物の保管手続ならびに件数管理方法を定める等、適時の実行に必要な措置を講じております。

また、時価が変動する担保については、保全状況を適切に把握するため、定期的に評価額の見直しを実施しております。

■貸出金と自行預金の相殺を用いるに当たっての方針及び手続の概要ならびにこれを用いている取引の種類、範囲等

傘下の先進的內部格付手法採用行については、オンバランスシート・ネットティングの効果がLGD推計値の中に織り込まれていることから、上記手続は行っておりません。

基礎的內部格付手法採用行については、銀行取引約定書等の相殺適状の特約の条項を有する契約に基づき、相殺契約下にある貸出金と非担保の自行預金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後エクスポージャーとしております。

なお、貸出金と自行預金との通貨または期日が異なる場合には、自己資本比率告示で定められた方法により相殺額の調整を行っております。

■派生商品取引及びレポ形式の取引について法的に有効な相対ネットティング契約を用いるに当たっての方針及び手続の概要ならびにこれを用いている取引の種類、範囲等

派生商品取引及びレポ形式の取引について、相対ネットティング契約である基本契約書（派生商品取引：ISDAマスター契約、レポ形式の取引：日証協雛型「債券貸借取引に関する基本契約書」）を用いるに当たっては、その法的有効性を使用開始当初に確認しており、ISDAマスター契約については各国法律の下での一括清算条項（クローズアウト・ネットティング条項）の法的有効性につき随時見直し・確認を実施しております。

また、個別の契約については締結時にその都度必要に応じて弁護士等に確認の上、コンプライアンスチェックを実施して法的有効性を担保しております。

対象となる取引の種類・範囲については、以下のとおりであります。

取引種類：派生商品取引（金利スワップ、通貨スワップ、金利オプション、FRA、為替フォワード、通貨オプション等）、レポ形式の取引

範囲：トレーディング、バンキング勘定

■信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスク及びマーケット・リスクの集中に関する情報

信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスク及びマーケット・リスクの集中は特にありません。

■保証人及びクレジット・デリバティブの主要な取引相手の種類及びその信用度の説明

主要な保証人は、被保証債権または原債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、我が国の政府関係機関、国際開発銀行、銀行、第一種金融商品取引業者であります。

なお、クレジット・デリバティブの残高はありません。

■信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

| | 2014年3月末 | | |
|---------------------|----------|---------|---------|
| | 適格金融資産担保 | 適格資産担保 | 合計 |
| 先進的内部格付手法適用エクスポージャー | / | / | / |
| 基礎的内部格付手法適用エクスポージャー | 27,808 | 214,805 | 242,613 |
| 事業法人向けエクスポージャー | 27,718 | 214,615 | 242,333 |
| ソブリン向けエクスポージャー | 52 | 189 | 241 |
| 金融機関等向けエクスポージャー | 37 | — | 37 |
| 標準的手法適用エクスポージャー | 3,260 | / | 3,260 |
| 計 | 31,068 | 214,805 | 245,873 |

(注) ファンドの構成資産に係る信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの計上はしていません。

(単位：百万円)

| | 2014年3月末 | | |
|-------------------------|-----------|--------------|-----------|
| | 保証 | クレジット・デリバティブ | 合計 |
| 内部格付手法適用エクスポージャー | 2,229,641 | — | 2,229,641 |
| 事業法人向けエクスポージャー | 726,116 | — | 726,116 |
| ソブリン向けエクスポージャー | 87,706 | — | 87,706 |
| 金融機関等向けエクスポージャー | — | — | — |
| 居住用不動産向けエクスポージャー | 731,434 | — | 731,434 |
| 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー | — | — | — |
| その他リテール向けエクスポージャー | 684,383 | — | 684,383 |
| 標準的手法適用エクスポージャー | 19 | — | 19 |
| 計 | 2,229,660 | — | 2,229,660 |

(注) ファンドの構成資産に係る信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの計上はしていません。

(単位：百万円)

| | 2015年3月末 | | |
|---------------------|----------|---------|---------|
| | 適格金融資産担保 | 適格資産担保 | 合計 |
| 先進的内部格付手法適用エクスポージャー | / | / | / |
| 基礎的内部格付手法適用エクスポージャー | 28,171 | 237,907 | 266,079 |
| 事業法人向けエクスポージャー | 28,046 | 237,735 | 265,782 |
| ソブリン向けエクスポージャー | 52 | 172 | 224 |
| 金融機関等向けエクスポージャー | 72 | — | 72 |
| 標準的手法適用エクスポージャー | 2,057 | / | 2,057 |
| 計 | 30,229 | 237,907 | 268,136 |

(注) ファンドの構成資産に係る信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの計上はしていません。

(単位：百万円)

| | 2015年3月末 | | |
|-------------------------|-----------|--------------|-----------|
| | 保証 | クレジット・デリバティブ | 合計 |
| 内部格付手法適用エクスポージャー | 2,050,818 | — | 2,050,818 |
| 事業法人向けエクスポージャー | 653,851 | — | 653,851 |
| ソブリン向けエクスポージャー | 82,929 | — | 82,929 |
| 金融機関等向けエクスポージャー | — | — | — |
| 居住用不動産向けエクスポージャー | 680,459 | — | 680,459 |
| 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー | — | — | — |
| その他リテール向けエクスポージャー | 633,577 | — | 633,577 |
| 標準的手法適用エクスポージャー | 0 | — | 0 |
| 計 | 2,050,819 | — | 2,050,819 |

(注) ファンドの構成資産に係る信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの計上はしていません。

〈派生商品取引〉

■派生商品取引及び長期決済期間取引の実績

(単位：百万円)

| | 2014年3月末 | | | | | 2015年3月末 | | | | |
|---------------------------|------------|---------|------------|----------|-----------|------------|---------|------------|----------|---------|
| | 想定元本 | 時価 | グロスの再構築コスト | グロスのアドオン | 与信相当額 | 想定元本 | 時価 | グロスの再構築コスト | グロスのアドオン | 与信相当額 |
| 長期決済期間取引 | — | — | — | — | — | 9,445 | △217 | 3 | 566 | 570 |
| 金利関連取引 | | | | | | | | | | |
| 金利スワップ | 42,954,458 | 41,547 | 449,707 | 291,603 | 741,310 | 32,305,155 | 35,736 | 349,343 | 195,131 | 544,474 |
| 金利オプション | 1,005,359 | 8,820 | 8,820 | 913 | 9,733 | 389,256 | 1,832 | 1,832 | 1,582 | 3,415 |
| 小計 | 43,959,818 | 50,367 | 458,527 | 292,516 | 751,044 | 32,694,411 | 37,568 | 351,175 | 196,713 | 547,889 |
| 通貨関連取引 | | | | | | | | | | |
| 通貨スワップ | 1,680,269 | △14,977 | 41,006 | 80,034 | 121,040 | 1,187,952 | 2,939 | 93,343 | 57,184 | 150,528 |
| 通貨オプション | 1,208,467 | 39,605 | 39,605 | 34,214 | 73,819 | 678,441 | 36,173 | 36,173 | 15,359 | 51,533 |
| 先物為替予約 | 1,244,453 | 58,735 | 96,200 | 30,784 | 126,984 | 1,418,502 | 79,861 | 129,502 | 23,824 | 153,327 |
| 小計 | 4,133,191 | 83,364 | 176,812 | 145,032 | 321,845 | 3,284,897 | 118,974 | 259,020 | 96,369 | 355,389 |
| 小計 | 48,093,009 | 133,731 | 635,340 | 437,549 | 1,072,889 | 35,979,308 | 156,543 | 610,196 | 293,082 | 903,278 |
| 一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果 | | | | | 605,320 | | | | | 475,647 |
| 担保による与信相当額削減効果(注3) | | | | | 65,986 | | | | | 107,687 |
| 計(ネットティング・担保助産後) | | | | | 401,582 | | | | | 319,943 |

- (注) 1. 与信相当額の算出に当たっては、持株自己資本比率告示の規定に従い、下記の取扱いとしております。
- (1) 原契約期間が5営業日以内の外国為替関連取引については、与信相当額の算出から除いております。
- (2) 与信相当額は、個々の派生商品取引を時価評価して算出した「グロスの再構築コスト（零を下回らないものに限る）」に、残存期間に応じた相場変動リスク「グロスのアドオン」を加算するカレント・エクスポージャー方式を採用して算出しております。
2. クレジット・デリバティブについては2015年3月末現在、取扱いがありません。
3. 担保付デリバティブ取引に係る与信相当額削減効果の内訳は以下のとおりであります。なお、担保の種類は全て現金担保であります。
- | | |
|-------|------------|
| 差入 | 9,728百万円 |
| 受取 | 117,416百万円 |
| 受取－差入 | 107,687百万円 |

〈証券化エクスポージャー〉

■証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当グループでは、証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の算出に当たり、持株自己資本比率告示における「外部格付準拠方式」及び「指定関数方式」を用いてその額を算出しております。

■証券化エクスポージャーのマーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称

マーケット・リスク相当額算出対象の証券化エクスポージャーは該当ありません。

■持株会社グループが証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類及び当該持株会社グループが当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別

| 証券化目的導管体 | 種類 |
|------------------------------|-----|
| エービー・グローバル・ファンディング・リミテッド東京支店 | SPC |
| 株式会社マーチ・アセット・マネジメント | SPC |

当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーの保有の有無については、「■持株会社グループが流動化プログラム（ABCP等）のスポンサーである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャー」とおりであります。

■持株会社グループの子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該持株会社グループが行った証券化取引（持株会社グループが証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称

該当ありません。

■証券化取引に関する会計方針

当グループの証券化取引に関する会計処理は、「金融商品に関する会計基準」、「金融商品会計に関する実務指針」等に従っております。このうち当グループが投資家となる証券化取引については、当該金融資産の時価評価により資産計上する一方、当グループがオリジネーターとなる証券化取引については、次のとおり会計処理を行っております。当該金融資産を構成する、将来のキャッシュの流入、回収コスト、信用リスク、期限前償還リスク等の各々の財務構成要素について、以下の要件がすべて満たされることをもって、支配の移転を認め消滅を認識し、留保する財務構成要素は存続を認識しております。

- 要件
1. 譲渡された金融資産に対する譲受人の契約上の権利が、譲渡人及びその債権者から法的に保全されていること
 2. 譲受人が譲渡された金融資産の契約上の権利を、直接または、間接に通常の方法で享受できること
 3. 譲渡人が譲渡した金融資産を当該金融資産の満期日前に買戻す権利及び義務を実質的に有していないこと

消滅の認識要件を満たした場合には、消滅部分の帳簿価額とその対価としての受払額との差額を当期の損益として処理し、消滅部分の帳簿価額は、当該金融資産の帳簿価額を按分して計算しております。

また、金融資産の消滅に伴って新たな金融資産または金融負債が発生した場合には、当該金融資産または金融負債は時価により計上しております。

なお、信託または組合等の特別目的会社を用いた証券化取引において、譲渡人である当グループが特別目的会社の発行する証券等の全部または、一部を保有する場合は、当該部分を残存部分として取扱い、金融資産の消滅の認識をしておりません。

■証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

当グループは、「外部格付準拠方式」を用いて証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合、以下の格付機関を「適格格付機関」として使用しております。なお、これらの格付機関は、2015年3月31日現在、金融庁が指定しているバーゼル3における「適格格付機関」であります。

- ・株式会社格付投資情報センター（R&I）
- ・株式会社日本格付研究所（JCR）
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングス・サービス（S&P）
- ・フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

■内部評価方式を用いている場合には、その概要

当グループは、内部評価方式を用いておりません。

■定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容

該当ありません。

■持株会社グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャー

1. 保有する証券化エクスポージャーに関する情報

(1) 証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く）

（単位：百万円）

| | 2014年3月末 | | | | | | | | | | 計 | |
|----------------------------|-----------------------|-------------|-------------------------|--------------------|------------|------------------|------------------|------|------------|-----|--------|--------------|
| | 一般貸出 債権 | 住宅ローン 債権 | アパート・ マンション ローン債権 | クレジット カード 債権 | リース料 債権 | 消費者 ローン 債権 | オート ローン 債権 | 手形債権 | 診療報酬 債権 | その他 | 残高 | 所要自己 資本の額 |
| | 保有する証券化エク スポージャーの額 | — | 15,818 | — | — | — | — | — | — | — | — | 15,818 |
| RW20%以下 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 20%超 100%以下 | — | 4,734 | — | — | — | — | — | — | — | — | 4,734 | 387 |
| 100%超 1250%未満 | — | 11,083 | — | — | — | — | — | — | — | — | 11,083 | 3,140 |
| 1250%(注1) | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 証券化取引に伴い増加した 自己資本に相当する額 | — | 4,203 | 3,037 | — | — | — | — | — | — | — | 7,241 | 7,241 |

(注) 1. 持株自己資本比率告示第225条第1項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額

2. 保有する証券化エクスポージャーの額は、全てオン・バランス取引に係るもの

持株自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額はありません。

（単位：百万円）

| | 2015年3月末 | | | | | | | | | | 計 | |
|----------------------------|-----------------------|-------------|-------------------------|--------------------|------------|------------------|------------------|------|------------|-----|--------|--------------|
| | 一般貸出 債権 | 住宅ローン 債権 | アパート・ マンション ローン債権 | クレジット カード 債権 | リース料 債権 | 消費者 ローン 債権 | オート ローン 債権 | 手形債権 | 診療報酬 債権 | その他 | 残高 | 所要自己 資本の額 |
| | 保有する証券化エク スポージャーの額 | — | 15,813 | — | — | — | — | — | — | — | — | 15,813 |
| RW20%以下 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 20%超 100%以下 | — | 4,731 | — | — | — | — | — | — | — | — | 4,731 | 306 |
| 100%超 1250%未満 | — | 11,081 | — | — | — | — | — | — | — | — | 11,081 | 2,760 |
| 1250%(注1) | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 証券化取引に伴い増加した 自己資本に相当する額 | — | 3,924 | 2,382 | — | — | — | — | — | — | — | 6,307 | 6,307 |

(注) 1. 持株自己資本比率告示第225条第1項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額

2. 保有する証券化エクスポージャーの額は、全てオン・バランス取引に係るもの

(2) 再証券化エクスポージャー

該当ありません。

2. 原資産に関する情報

(単位：百万円)

| | 2014年3月末 | | | | | | | | | | |
|-------------------------------------|------------|-------------|-------------------------|--------------------|------------|------------------|------------------|------|------------|-----|--------|
| | 一般貸出 債権 | 住宅ローン 債権 | アパート・ マンション ローン債権 | クレジット カード 債権 | リース料 債権 | 消費者 ローン 債権 | オート ローン 債権 | 手形債権 | 診療報酬 債権 | その他 | 計 |
| 原資産の額 | — | 64,424 | — | — | — | — | — | — | — | — | 64,424 |
| 資産譲渡型証券化取引 | — | 64,424 | — | — | — | — | — | — | — | — | 64,424 |
| 三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額 | — | 2,970 | — | — | — | — | — | — | — | — | 2,970 |
| 当期の損失額 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 合成型証券化取引 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 当期の損失額 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 当期に証券化を行ったエクスポージャーの額 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 証券化取引に伴い、当期中に認識した売却損益の額 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 早期償還条項付証券化エクスポージャーに関する事項 | | | | | | | | | | | |
| 実行済みの信用供与の額 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| オリジネーターとして留保するエクスポージャーに対する所要自己資本の額 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 投資家の持分に対して算出する所要自己資本の額 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 証券化取引を目的として保有している資産の額 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |

(単位：百万円)

| | 2015年3月末 | | | | | | | | | | |
|-------------------------------------|------------|-------------|-------------------------|--------------------|------------|------------------|------------------|------|------------|-----|--------|
| | 一般貸出 債権 | 住宅ローン 債権 | アパート・ マンション ローン債権 | クレジット カード 債権 | リース料 債権 | 消費者 ローン 債権 | オート ローン 債権 | 手形債権 | 診療報酬 債権 | その他 | 計 |
| 原資産の額 | — | 55,859 | — | — | — | — | — | — | — | — | 55,859 |
| 資産譲渡型証券化取引 | — | 55,859 | — | — | — | — | — | — | — | — | 55,859 |
| 三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額 | — | 2,735 | — | — | — | — | — | — | — | — | 2,735 |
| 当期の損失額 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 合成型証券化取引 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 当期の損失額 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 当期に証券化を行ったエクスポージャーの額 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 証券化取引に伴い、当期中に認識した売却損益の額 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 早期償還条項付証券化エクスポージャーに関する事項 | | | | | | | | | | | |
| 実行済みの信用供与の額 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| オリジネーターとして留保するエクスポージャーに対する所要自己資本の額 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 投資家の持分に対して算出する所要自己資本の額 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 証券化取引を目的として保有している資産の額 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |

■持株会社グループがオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャー該当ありません。

■持株会社グループが流動化プログラム（ABCP等）のスポンサーである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャー

1. 保有する証券化エクスポージャーに関する情報

(1) 証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く）

(単位：百万円)

| | 2014年3月末 | | | | | | | | | | 計 | |
|----------------------------|-------------------|-------------|-------------------------|--------------------|------------|------------------|------------------|--------|------------|-------|--------|--------------|
| | 一般貸出 債権 | 住宅ローン 債権 | アパート・ マンション ローン債権 | クレジット カード 債権 | リース料 債権 | 消費者 ローン 債権 | オート ローン 債権 | 手形債権 | 診療報酬 債権 | その他 | 残高 | 所要自己 資本の額 |
| | 保有する証券化エクスポージャーの額 | — | — | — | — | 4,211 | — | — | 46,511 | — | 5,435 | 56,157 |
| RW20%以下 | — | — | — | — | 4,211 | — | — | 17,103 | — | 4,214 | 25,528 | 152 |
| 20%超 100%以下 | — | — | — | — | — | — | — | 29,344 | — | 1,162 | 30,506 | 1,414 |
| 100%超 1250%未満 | — | — | — | — | — | — | — | 63 | — | — | 63 | 6 |
| 1250%(注1) | — | — | — | — | — | — | — | — | — | 59 | 59 | 62 |
| 証券化取引に伴い増加した 自己資本に相当する額 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |

(注) 1. 持株自己資本比率告示第225条第1項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額

2. 保有する証券化エクスポージャーの額は、全てオン・バランス取引に係るもの

持株自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額はありません。

(単位：百万円)

| | 2015年3月末 | | | | | | | | | | 計 | |
|----------------------------|-------------------|-------------|-------------------------|--------------------|------------|------------------|------------------|--------|------------|-------|--------|--------------|
| | 一般貸出 債権 | 住宅ローン 債権 | アパート・ マンション ローン債権 | クレジット カード 債権 | リース料 債権 | 消費者 ローン 債権 | オート ローン 債権 | 手形債権 | 診療報酬 債権 | その他 | 残高 | 所要自己 資本の額 |
| | 保有する証券化エクスポージャーの額 | — | — | — | — | 1,095 | — | — | 42,334 | — | 5,017 | 48,447 |
| RW20%以下 | — | — | — | — | 1,095 | — | — | 16,185 | — | 2,674 | 19,954 | 118 |
| 20%超 100%以下 | — | — | — | — | — | — | — | 26,069 | — | 2,343 | 28,412 | 1,239 |
| 100%超 1250%未満 | — | — | — | — | — | — | — | 79 | — | — | 79 | 8 |
| 1250%(注1) | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 証券化取引に伴い増加した 自己資本に相当する額 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |

(注) 1. 持株自己資本比率告示第225条第1項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額

2. 保有する証券化エクスポージャーの額は、全てオン・バランス取引に係るもの

(2) 再証券化エクスポージャー

該当ありません。

2. 原資産に関する情報

(単位：百万円)

| 2014年3月末 | | | | | | | | | | | |
|-------------------------------------|------------|-------------|-------------------------|--------------------|------------|------------------|------------------|--------|------------|-------|---------|
| | 一般貸出 債権 | 住宅ローン 債権 | アパート・ マンション ローン債権 | クレジット カード 債権 | リース料 債権 | 消費者 ローン 債権 | オート ローン 債権 | 手形債権 | 診療報酬 債権 | その他 | 計 |
| 原資産の額 | — | — | — | — | 5,698 | — | — | 60,579 | — | 7,065 | 73,343 |
| 資産譲渡型証券化取引 | — | — | — | — | 5,698 | — | — | 60,579 | — | 7,065 | 73,343 |
| 三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額 | — | — | — | — | 0 | — | — | 0 | — | 1 | 2 |
| 当期の損失額 | — | — | — | — | 98 | — | — | 67 | — | 12 | 179 |
| 合成型証券化取引 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 当期の損失額 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 当期に証券化を行ったエクスポージャーの額(注) | — | — | — | — | — | — | — | 96,190 | — | 7,266 | 103,457 |
| 証券化取引に伴い、当期中に認識した売却損益の額 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 早期償還条項付証券化エクスポージャーに関する事項 | | | | | | | | | | | |
| 実行済みの信用供与の額 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| オリジネーターとして留保するエクスポージャーに対する所要自己資本の額 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 投資家の持分に対して算出する所要自己資本の額 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 証券化取引を目的として保有している資産の額 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |

(注) SPCが、CPを発行して取引先の保有する手形債権、リース料債権、売掛債権やこれらを裏付として発行された信託受益権を購入するABCP方式や、銀行・投資家からの借入により購入資金を賄うABL方式により証券化を行ったものであります。

(単位：百万円)

| 2015年3月末 | | | | | | | | | | | |
|-------------------------------------|------------|-------------|-------------------------|--------------------|------------|------------------|------------------|--------|------------|-------|--------|
| | 一般貸出 債権 | 住宅ローン 債権 | アパート・ マンション ローン債権 | クレジット カード 債権 | リース料 債権 | 消費者 ローン 債権 | オート ローン 債権 | 手形債権 | 診療報酬 債権 | その他 | 計 |
| 原資産の額 | — | — | — | — | 2,205 | — | — | 55,601 | — | 5,758 | 63,565 |
| 資産譲渡型証券化取引 | — | — | — | — | 2,205 | — | — | 55,601 | — | 5,758 | 63,565 |
| 三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | 12 | 12 |
| 当期の損失額 | — | — | — | — | 153 | — | — | 37 | — | 98 | 290 |
| 合成型証券化取引 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 当期の損失額 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 当期に証券化を行ったエクスポージャーの額(注) | — | — | — | — | — | — | — | 91,069 | — | 3,710 | 94,780 |
| 証券化取引に伴い、当期中に認識した売却損益の額 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 早期償還条項付証券化エクスポージャーに関する事項 | | | | | | | | | | | |
| 実行済みの信用供与の額 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| オリジネーターとして留保するエクスポージャーに対する所要自己資本の額 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 投資家の持分に対して算出する所要自己資本の額 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 証券化取引を目的として保有している資産の額 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |

(注) SPCが、CPを発行して取引先の保有する手形債権、リース料債権、売掛債権やこれらを裏付として発行された信託受益権を購入するABCP方式や、銀行・投資家からの借入により購入資金を賄うABL方式により証券化を行ったものであります。

■持株会社グループが流動化プログラム（ABCP等）のスポンサーである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャー該当ありません。

■持株会社グループが投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャー

(1) 証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く） (単位：百万円)

| | 2014年3月末 | | | | | | | | | | 計 | |
|-------------------|------------|-------------|-------------------------|--------------------|------------|------------------|------------------|------|------------|-----|--------|--------------|
| | 一般貸出 債権 | 住宅ローン 債権 | アパート・ マンション ローン債権 | クレジット カード 債権 | リース料 債権 | 消費者 ローン 債権 | オート ローン 債権 | 手形債権 | 診療報酬 債権 | その他 | 残高 | 所要自己 資本の額 |
| 保有する証券化エクスポージャーの額 | 0 | 34,007 | 8,031 | — | — | — | — | 435 | — | — | 42,474 | 261 |
| RW20%以下 | — | 34,007 | 8,031 | — | — | — | — | 435 | — | — | 42,473 | 261 |
| 20%超 100%以下 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 100%超 1250%未満 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 1250%(注1) | 0 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | 0 | 0 |

(注) 1. 持株自己資本比率告示第225条第1項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額
2. 保有する証券化エクスポージャーの額は、全てオン・バランス取引に係るもの

持株自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額はありません。

(単位：百万円)

| | 2015年3月末 | | | | | | | | | | 計 | |
|-------------------|------------|-------------|-------------------------|--------------------|------------|------------------|------------------|------|------------|-------|--------|--------------|
| | 一般貸出 債権 | 住宅ローン 債権 | アパート・ マンション ローン債権 | クレジット カード 債権 | リース料 債権 | 消費者 ローン 債権 | オート ローン 債権 | 手形債権 | 診療報酬 債権 | その他 | 残高 | 所要自己 資本の額 |
| 保有する証券化エクスポージャーの額 | — | 15,285 | 6,147 | — | — | — | — | 579 | — | 1,390 | 23,403 | 147 |
| RW20%以下 | — | 15,285 | 6,147 | — | — | — | — | 579 | — | 1,390 | 23,403 | 147 |
| 20%超 100%以下 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 100%超 1250%未満 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 1250%(注1) | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |

(注) 1. 持株自己資本比率告示第225条第1項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額
2. 保有する証券化エクスポージャーの額は、全てオン・バランス取引に係るもの

(2) 再証券化エクスポージャー

(単位：百万円)

| | 2014年3月末 | | | | | | | | | | 計 | |
|------------------|-----------------------|-------------|-------------------------|--------------------|------------|------------------|------------------|------|------------|-----|-------|--------------|
| | 一般貸出 債権 | 住宅ローン 債権 | アパート・ マンション ローン債権 | クレジット カード 債権 | リース料 債権 | 消費者 ローン 債権 | オート ローン 債権 | 手形債権 | 診療報酬 債権 | その他 | 残高 | 所要自己 資本の額 |
| | 保有する証券化エク スポージャーの額 | — | 8,080 | — | — | — | — | — | — | — | — | 8,080 |
| RW20%以下 | — | 7,902 | — | — | — | — | — | — | — | — | 7,902 | 134 |
| 20%超 100%以下 | — | 178 | — | — | — | — | — | — | — | — | 178 | 15 |
| 100%超 1250%未満 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 1250%(注1) | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |

(注) 1. 持株自己資本比率告示第225条第1項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額
2. 保有する証券化エクスポージャーの額は、全てオン・バランス取引に係るもの

持株自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額はありません。

保有する再証券化エクスポージャーに対して信用リスク削減手法は適用しておりません。

(単位：百万円)

| | 2015年3月末 | | | | | | | | | | 計 | |
|------------------|-----------------------|-------------|-------------------------|--------------------|------------|------------------|------------------|------|------------|-----|-------|--------------|
| | 一般貸出 債権 | 住宅ローン 債権 | アパート・ マンション ローン債権 | クレジット カード 債権 | リース料 債権 | 消費者 ローン 債権 | オート ローン 債権 | 手形債権 | 診療報酬 債権 | その他 | 残高 | 所要自己 資本の額 |
| | 保有する証券化エク スポージャーの額 | — | 4,304 | — | — | — | — | — | — | — | — | 4,304 |
| RW20%以下 | — | 4,130 | — | — | — | — | — | — | — | — | 4,130 | 70 |
| 20%超 100%以下 | — | 173 | — | — | — | — | — | — | — | — | 173 | 14 |
| 100%超 1250%未満 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 1250%(注1) | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |

(注) 1. 持株自己資本比率告示第225条第1項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額
2. 保有する証券化エクスポージャーの額は、全てオン・バランス取引に係るもの

保有する再証券化エクスポージャーに対して信用リスク削減手法は適用しておりません。

■持株会社グループが投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャー該当ありません。

〈銀行勘定における出資・株式等エクスポージャー〉

■連結貸借対照表計上額

(単位：百万円)

| | 2014年3月末 | | 2015年3月末 | |
|-----------------------------|------------|---------|------------|---------|
| | 連結貸借対照表計上額 | 時価 | 連結貸借対照表計上額 | 時価 |
| 上場株式その他これに類する出資・株式等エクスポージャー | 715,373 | 715,373 | 886,274 | 886,274 |
| 上記以外の出資・株式等エクスポージャー | 120,710 | 120,710 | 109,912 | 109,912 |
| 計 | 836,084 | 836,084 | 996,186 | 996,186 |

■出資・株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

| | 2014年3月期 | 2015年3月期 |
|-----|----------|----------|
| 売却益 | 31,846 | 47,407 |
| 売却損 | △8,875 | △2,179 |
| 償却 | △324 | △665 |
| 計 | 22,645 | 44,562 |

(注) 連結損益計算書における株式関連損益について記載しております。

■連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

| | 2014年3月末 | 2015年3月末 |
|------|----------|----------|
| 評価損益 | 313,559 | 536,738 |

■連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

■株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額

(単位：百万円)

| | 2014年3月末 | 2015年3月末 |
|--|----------|----------|
| マーケット・ベース方式 (簡易手法) | 72,205 | 73,893 |
| マーケット・ベース方式 (内部モデル手法) | — | — |
| PD/LGD方式 | 39,357 | 365,521 |
| 持株自己資本比率告示附則第13条に 定める経過措置を適用する エクスポージャー | 338,364 | ／ |
| 他の金融機関等の資本調達手段のうち 普通株式等以外のものに係る エクスポージャー | 45,010 | 45,010 |
| 特定項目のうち調整項目に算入されない 部分に係るエクスポージャー | — | 20 |
| その他 | 1 | 1 |
| 計 | 494,939 | 484,446 |

〈信用リスク・アセットのみなし計算〉

■信用リスク・アセットのみなし計算

(単位：百万円)

| | 2014年3月末 | 2015年3月末 |
|----------------------------------|----------|----------|
| 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額 | 54,134 | 158,939 |

〈銀行勘定における金利リスク〉

■アウトライヤー基準

自己資本比率規制において、銀行勘定の金利リスクについて、一定のストレス的な金利シナリオの下で発生する経済価値の減少額が自己資本の額の20%を超えるものを「アウトライヤー基準」とし、これに該当する場合には、リスク額の削減等の対応を求められる場合があります。当社グループにおける経済価値の減少額は以下のとおりであり、アウトライヤー基準には抵触しない結果となっております。

(単位：億円)

| | 2014年3月末基準 | | 2015年3月末基準 | |
|---------|------------|------------|------------|------------|
| | 経済価値の減少額 | 自己資本に対する割合 | 経済価値の減少額 | 自己資本に対する割合 |
| りそな銀行 | 369 | 2.5% | 202 | 1.5% |
| 埼玉りそな銀行 | 234 | 5.4% | 201 | 4.9% |
| 近畿大阪銀行 | 49 | 3.1% | 44 | 3.4% |

(注) 1. 経済価値の減少額は、保有期間1年、観測期間5年で計測される信頼区間99%の金利ショックによって計算しております。
2. 満期のない流動性預金の金利リスク計測にあたり、内部モデルを使用しております。

報酬に関する開示事項

目次

1. 当社グループの対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況に関する事項
 - (1) 「対象役職員」の範囲
 - ① 「対象役員」の範囲
 - ② 「対象従業員等」の範囲
 - (ア) 「主要な連結子法人等」の範囲
 - (イ) 「高額の報酬等を受ける者」の範囲
 - (ウ) 「当社グループの業務の運営または財産の状況に重要な影響を与える者」の範囲
 - (2) 対象役職員の報酬等の決定について
 - ① 対象役員等の報酬等の決定について
 - ② 対象職員の報酬等の決定について
 - (3) リスク管理部門・コンプライアンス統括部門の職員の報酬等の決定について
 - (4) 報酬委員会等の構成員に対して支払われた報酬等の総額及び報酬委員会等の会議の開催回数
2. 当社グループの対象役職員の報酬等に関する体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項
 - (1) 報酬等に関する方針について
 - ① 対象役員等の報酬等に関する方針
 - (ア) 当社の取締役及び執行役の報酬等に関する方針
 - (イ) りそな銀行、埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行の役員の報酬等に関する方針
 - ② 対象職員の報酬等に関する方針
 - (2) 報酬等の全体の水準が自己資本に及ぼす影響について
3. 当社グループの対象役職員の報酬等の体系とリスク管理の整合性ならびに報酬等と業績の連動に関する事項
 - (1) 報酬等の決定におけるリスク勘案方法について
 - (2) 対象役職員の報酬等の決定における業績連動部分について
 - ① 業績連動部分の算出方法について
 - ② 業績連動部分の調整方法について
 - ③ 過度の短期的業績連動となっていないことの確認について
 - ④ 表面的なリスクを減少させるような取引の監視・けん制について
4. 当社グループの対象役職員の報酬等の種類、支払総額及び支払方法に関する事項
5. 当社グループの対象役職員の報酬等の体系に関し、その他参考となるべき事項

■本文

1. 当社グループの対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況に関する事項

(1) 「対象役職員」の範囲

「報酬告示^{*}」にて開示対象として規定されている「対象役員」及び「対象従業員等」（あわせて「対象役職員」）の範囲は、当社グループにおいては、以下のとおりであります。

※報酬告示：銀行法施行規則第19条の2第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、銀行等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件（2012年金融庁告示第21号）

①「対象役員」の範囲

「対象役員」は、当社の取締役及び執行役であります。なお、社外取締役は除いております。

②「対象従業員等」の範囲

「対象従業員等」とは、当社の職員ならびに主要な連結子法人等の役員のうち、「高額の報酬等を受ける者」で当社グループの業務の運営または財産の状況に重要な影響を与える者等であり、ます。

(ア) 「主要な連結子法人等」の範囲

「主要な連結子法人等」とは、銀行持株会社の連結総資産に対する総資産の割合が2%を超えるもの及び当社グループの経営に重要な影響を与える連結子法人等で、具体的には、りそな銀行、埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行が該当します。

(イ) 「高額の報酬等を受ける者」の範囲

「高額の報酬等を受ける者」とは、当社及びその主要な連結子法人等から基準額以上の報酬等を受ける者であります。当社グループ（当社グループとは、持株会社である当社及びその主要な連結子法人等を指します。以下同じ）では、当社グループ常勤役員の年間報酬額の直近3期平均を、役員数で除して算出した19百万円を当該基準額としております。また当該基準額は報酬体系・水準が同一である主要な連結子法人等にも共通して適用しております。

なお、退職一時金については、報酬等の金額から退職一時金の全額を一旦控除したものに、「退職一時金を在職年数で除した金額」を足し戻した金額をもって、その者の報酬等の金額とみなしております。

(ウ) 「当社グループの業務の運営または財産の状況に重要な影響を与える者」の範囲

「当社グループの業務の運営または財産の状況に重要な影響を与える者」とは、その者が通常行う取引や管理する事項が、当社グループの業務の運営に相当程度の影響を与え、または取引等に損失が発生することにより財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。具体的には、当社のリスク管理部門、コンプライアンス統括部門に所属する職員、ならびにりそな銀行、埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行の取締役及び監査役（社外取締役及び社外監査役を除く）、ならびに役付執行役員である専務執行役員及び常務執行役員のほか、市場部門、リスク管理部門、コンプライアンス統括部門のいずれかを担当する執行役員及び同部門に所属する職員が該当します。

なお、報酬決定プロセス等の違いから、対象役員及び対象従業員等に含まれる主要な連結子法人等の取締役、監査役及び執行役員を「対象役員等」とし、また、対象従業員等から当該法人等の取締役、監査役及び執行役員を除いて対象職員として説明します。

(2) 対象役職員の報酬等の決定について

①対象役員等の報酬等の決定について

当社は、委員会設置会社であり、法令上求められる報酬委員会を設置しております。

報酬委員会は、取締役及び執行役の報酬等の内容にかかる決定に関する方針及び個人別の報酬額等を決定します。報酬委員会は、その過半が社外取締役により構成され、業務推進部門からは独立して報酬方針及び個人別の報酬額等を定める権限を有しません。

りそな銀行、埼玉りそな銀行及び近畿大阪銀行は監査役設置会社であり、取締役の報酬月額の内総額および監査役の報酬月額の総額について、株主総会において決定しております。取締役の個人別の報酬月額は、各社の取締役会より委任を受けた代表取締役社長が決定しております。なお、決定にあたっては、持株会社である当社の報酬委員会において定めた取締役の報酬支給基準及び上記報酬月額の内総額を踏まえております。また、監査役の個人別の報酬月額については、上記監査役の報酬月額の内総額の内、監査役の協議により決定しております。一方、各社の取締役会において選任している各執行役員の報酬月額については、上記の報酬委員会において定めた報酬支給基準に基づいて各社代表取締役社長が決定しております。

②対象職員の報酬等の決定について

当社グループにおける対象職員の報酬等は、当社グループ各社の経営会議等を経て制定される給与方針に基づいて決定され、支払われております。当該方針は、業務推進部門から独立した当社グループ各社の人事部門においてその制度設計・文書化がなされております。また、当社の主要な連結子法人等の給与方針が変更される場合は、当社人事部門に報告され、当社人事部門がその妥当性を検証しております。

なお、当社の主要な連結子法人等における一部の市場部門のトレーダー等につきましては、職務・職責に応じて、報酬が個別に決定されます。

(3) リスク管理部門・コンプライアンス統括部門の職員の報酬等の決定について

当社グループ各社におけるリスク管理部門・コンプライアンス統括部門の職員の報酬は給与方針に基づき決定され、具体的な支給額は、営業推進部門から独立した各社の人事部門の長等で決定される人事考課に基づき決定されます。

また、人事考課の評価項目は、リスク管理部門・コンプライアンス統括部門の各職員が上司の承認の下、目標を設定した上で、その達成度を評価しており、リスク管理態勢及びコンプライアンス態勢構築への貢献度を反映する仕組みとなっております。

(4) 報酬委員会等の構成員に対して支払われた報酬等の総額及び報酬委員会等の会議の開催回数

| | 開催回数 (2014年4月～2015年3月) |
|--------------------|---------------------------|
| 報酬委員会(りそなホールディングス) | 3回 |
| 経営会議(りそな銀行) | 2回 |
| 経営会議(埼玉りそな銀行) | 2回 |
| 経営会議(近畿大阪銀行) | 2回 |

(注) 1. 報酬委員会の構成員3名中全員が社外取締役であり、上記報酬等の総額は記載しておりません。

2. りそな銀行、埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行の経営会議の開催回数は、対象職員の報酬に関連する議題を含む経営会議の開催回数です。また、経営会議の構成員については報酬の決定にかかる職務執行に係る対価に相当する部分のみを切り離して算出することができないため、報酬等の総額は記載しておりません。なお、当該銀行の役員報酬に関しては、その体系・水準を当社の報酬委員会が決定しているため、上記経営会議の議題には含めておりません。

2. 当社グループの対象役職員の報酬等に関する体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項

(1) 報酬等に関する方針について

①対象役員等の報酬等に関する方針

(ア) 当社の取締役及び執行役の報酬等に関する方針
当社の取締役及び執行役の報酬については、報酬委員会が取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針を以下のように定め、この方針に則って個人別の報酬額を決定しております。なお、退職慰労金制度は2004年6月をもって廃止しております。

a. 取締役の報酬体系

取締役の報酬等は、役職位別報酬、業績連動報酬及び職責加算報酬で構成します。
執行役に対する監督を健全に機能させるため、役職位別報酬と業績連動報酬(標準額)の構成比は、役職位別報酬を重視した95対5とします。
(イ) 役職位別報酬(固定報酬)
役職位ごとの職責の大きさに応じて支給します。
(ロ) 業績連動報酬(変動報酬)
取締役の業績連動報酬は、前年度の会社業績の結果に応じて支給します。
(ハ) 職責加算報酬(固定報酬)
指名、監査及び報酬の各委員会の構成員たる社外取締役に対しては、各委員としての職責に応じた報酬を支給します。

b. 執行役の報酬体系

執行役の報酬等は、役職位別報酬、業績連動報酬及び株式取得報酬で構成します。
役職位別報酬と業績連動報酬(標準額)の構成比は、60対40とします。
(イ) 役職位別報酬(固定報酬)
役職位ごとの職責の大きさに応じて支給します。
(ロ) 業績連動報酬(変動報酬)
執行役の業績連動報酬は、前年度の会社業績及び個人業績の結果に応じて支給します。
(ハ) 株式取得報酬(変動報酬)(2010年6月導入)
経営健全化計画等における前年度の税引前当期利益が一定水準を超過達成した場合に、当社株式の取得を目的として支給します。本報酬の支給を受けた執行役は、本報酬の一定額を役員持株会へ毎月拠出することにより、当社株式を取得し、退任後1年まで保有します。

各報酬は、毎月一定額を現金にて支給します。
取締役と執行役を兼務する役員については、執行役としての報酬のみを支給します。
子会社である銀行の代表取締役社長を兼務する執行役に対しては、執行役としての報酬は支給しません。

(イ) りそな銀行、埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行の役員の報酬等に関する方針
当該銀行の取締役の報酬等については、株主総会において報酬等の月額総額を決定し、取締役会より委任を受けた代表取締役社長が、その月額総額の範囲内で、各取締役が受ける個人別の報酬等を決定することとしております。
また、当該銀行は、当社の報酬委員会において定めた内容を踏まえ、取締役(非執行)ならびに代表取締役、業務を執行する取締役及び執行役員(以下、代表取締役等)の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針を以下のとおり定めております。なお、退職慰労金制度は2004年6月をもって廃止しております。

a. 取締役(非執行)の報酬体系

取締役(非執行)の報酬等は、役職位別報酬、業績連動報酬で構成します。代表取締役等に対する監督を健全に機能させるため、役職位別報酬と業績連動報酬(標準額)の構成比は、役職位別報酬を重視した95対5とします。
(イ) 役職位別報酬(固定報酬)
役職位ごとの職責の大きさに応じて支給します。
(ロ) 業績連動報酬(変動報酬)
取締役(非執行)の業績連動報酬は、前年度の会社業績の結果に応じて支給されます。

b. 代表取締役等の報酬体系

代表取締役等の報酬等は、役職位別報酬、業績連動報酬及び株式取得報酬で構成します。役職位別報酬と業績連動報酬(標準額)の構成比は、60対40とします。
(イ) 役職位別報酬(固定報酬)
役職位ごとの職責の大きさに応じて支給します。
(ロ) 業績連動報酬(変動報酬)
代表取締役等の業績連動報酬は、前年度の会社業績及び個人業績の結果に応じて支給します。
(ハ) 株式取得報酬(変動報酬)(2010年6月導入)
経営健全化計画等における前年度の税引前当期利益が一定水準を超過達成した場合に、当社株式の取得を目的として支給します。本報酬の支給を受けた代表取締役等は、本報酬の一定額を役員持株会へ毎月拠出することにより、当社株式を取得し、退任後1年まで保有します。

監査役の報酬等については、株主総会において報酬等の月額報酬を決定し、監査役の協議により、その月額総額の範囲内において、監査役が受ける個人別の報酬等を決定することとしております。

各報酬は、毎月一定額を現金にて支給します。

②対象職員の報酬等に関する方針

対象職員においては、職務・職責に応じた固定給の部分と、業績に連動する部分があり、業績への貢献度等を反映するために、業績考課等に基づき決定されることとなっております。なお報酬等につき、当社人事担当役員は、その体系、業績考課の状況ならびに支払実態を踏まえて、過度の成果主義となっていないことを確認しております。

(2) 報酬等の全体の水準が自己資本に及ぼす影響について

(対象役員等)

当社グループ全体の報酬額の水準については、当社の報酬委員会において報酬制度上の最大支給額(理論値)を算出し、さらに、役員報酬の支給見込み額と中期経営計画等との比較を行うことで、グループ全体の財務の健全性及び将来見通しと整合的であること、将来の自己資本の十分に重大な影響を及ぼさないことを確認しております。

(対象職員)

当社グループの職員の報酬については、当社グループの経営状況を、当社グループの業績ならびに個人の業績考課等に連動して変動する部分及び一時金等に反映することとしており、中期経営計画等との比較を行うことで、自己資本の十分に重大な影響を及ぼさないことを確認しております。また、当期の給与の支払総額と、当期の利益水準や内部留保の状況とを比較し、自己資本比率に重大な影響を及ぼさないことを確認しております。

3. 当社グループの対象役職員の報酬等の体系とリスク管理の整合性ならびに報酬等と業績の連動に関する事項

(1) 報酬等の決定におけるリスク勘案方法について

(対象役員等)

当社グループの執行役ならびに代表取締役等の業績連動報酬は、前年度の各社の会社業績と個人業績の結果に応じて決定しております。会社業績の評価においては、税引前当期利益のみならず、収益性、健全性及び効率性等の各種経営指標を勘案しております。また、個人業績の評価においては、担当部門で発生しうる諸リスクも考慮した目標に対する達成水準を評価しております。

当社グループの取締役（非執行）の業績連動報酬は、前年度の会社業績に応じて決定しておりますが、個人の報酬等の額のうち、業績連動部分の占める割合は小さいものとなっております。

(対象職員)

当社グループ各社が給与体系の設計ならびにその見直しを行う場合、人事部門がその設計・見直しを行い、経営会議等を経て機関連決定を行っております。なお、経営会議の付議にあたっては、統合的リスク管理部署において、健全性維持を目的に、リスク管理上の妥当性、適切性について検証を行っております。

(2) 対象役職員の報酬等の決定における業績連動部分について

①業績連動部分の算出方法について

(対象役員等)

報酬委員会は、当社グループ全体の役員報酬方針を決定する際に、当社グループの経営方針や経営環境等を勘案し、当該年度の業績連動報酬割合を決定しております。

(対象職員)

当社グループの職員の報酬のうち業績連動部分については、当社グループの業績に基づき、あらかじめ定めた計算方法により決定しております。

②業績連動部分の調整方法について

(対象役員等)

当社グループの対象役員等の業績連動報酬については、各社の会社業績が不振である場合には、あらかじめ定めた計算方法等に基づいてその割合を減額する仕組みとしております。

(対象職員)

当社グループの職員の報酬のうち業績連動部分については、当社グループの業績が不振である場合には、あらかじめ定めた計算方法に基づいて減額する仕組みとしております。

③過度の短期的業績連動となっていないことの確認について

(対象役員等)

当社グループの役員報酬については、報酬委員会が、役員報酬支給基準を定めており、業績連動部分の比率ならびに支払額の妥当性を確認することにより、過度の成果主義となっていないことを確認しております。

(対象職員)

当社グループの職員の報酬については、各社の人事担当役員が、給与体系、業績考課の状況ならびに支払実態を踏まえて、過度の成果主義となっていないことを確認しております。

④表面的なリスクを減少させるような取引の監視・けん制について

当社の主要な連結子法人等であるりそな銀行、埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行では、対象役職員が表面的にリスクを削減するなど、リスク管理と整合的な当社報酬制度の設計趣旨を損ないかねない行為がないか、ミドルオフィス、バックオフィス部門及び監査部門による取引のモニタリングを適時実施しております。

4. 当社グループの対象役職員の報酬等の種類、支払総額及び支払方法に関する事項

対象役職員の報酬等の総額

(自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)

| 区分 | 人数 | 報酬等の総額 (百万円) | 固定報酬の総額 | | 変動報酬の総額 | | | | |
|------------------|----|-----------------|---------|-----|---------|------|-----|---|----|
| | | | 基本報酬 | その他 | 基本報酬 | 一時金等 | その他 | | |
| 対象役員(除く 社外役員) | 13 | 353 | 198 | 198 | — | 154 | 133 | — | 21 |
| 対象従業員等 | 21 | 506 | 279 | 279 | — | 227 | 198 | — | 28 |

- (注) 1. 対象役員の報酬額等には、当社の主要な連結子法人等の役員としての報酬額等を含めて記載しております。
 2. 基本報酬には、年度中の退職金等（退職一時金を在籍年数で除した金額）を含みます。
 3. その他は、前頁記載の株式取得報酬であります。

5. 当社グループの対象役職員の報酬等の体系に関し、その他参考となるべき事項

前項までに掲げたもののほか、特段、該当する事項はございません。

リそなホールディングス ディスクロージャー誌 2015

本誌は銀行法第52条の29等の法令に基づいて作成したディスクロージャー資料です。

発行 2015年7月

株式会社リそなホールディングス 財務部
(東京本社)

〒135-8582 東京都江東区木場1丁目5番65号 深川ギャザリアW2棟 電話 (03) 6704-3111
(大阪本社)

〒540-8608 大阪市中央区備後町2丁目2番1号 電話 (06) 6268-7400

ホームページアドレス <http://www.resona-gr.co.jp>

CONTENTS

開示項目等

| | |
|-------------------------------|-----|
| 銀行法施行規則等による開示項目…………… | 411 |
| 2014年金融庁告示第7号に基づく開示項目(パーゼル3)… | 417 |
| 2012年金融庁告示第21号に基づく開示事項(報酬関連)… | 434 |
| りそなグループの情報開示及び財務報告に関する基本方針… | 435 |

銀行法施行規則等による開示項目

銀行法施行規則第34条の26

りそな
ホールディングス

銀行持株会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項

1. 経営の組織（銀行持株会社の子会社等（法第52条の25に規定する子会社等（法第52条の29第1項前段に規定する説明書類の内容に重要な影響を与えない子会社等を除く。）をいう。以下この頁において同じ。）の経営管理に係る体制を含む）.....
2. 資本金及び発行済株式の総数.....
3. 持株数の多い順に10以上の株主に関する次に掲げる事項
 - （1）氏名（株主が法人その他の団体である場合には、その名称）.....
 - （2）各株主の持株数.....
 - （3）発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合.....
4. 取締役及び執行役の氏名及び役職名.....
5. 会計監査人の氏名又は名称.....

26~32,102

100

101

101

101

103

71

銀行持株会社及びその子会社等の概況に関する次に掲げる事項

6. 銀行持株会社及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成.....
7. 銀行持株会社の子会社等に関する次に掲げる事項
 - （1）名称.....
 - （2）主たる営業所又は事務所の所在地.....
 - （3）資本金又は出資金.....
 - （4）事業の内容.....
 - （5）設立年月日.....
 - （6）銀行持株会社が保有する子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合.....
 - （7）銀行持株会社の1の子会社等以外の子会社等が保有する当該1の子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合.....

102,189,191,194,
280,282,353,355,
357

104

104

104

104

104

104

104

104

銀行持株会社及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

8. 直近の事業年度における事業の概況.....
9. 直近の5連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項
 - （1）経常収益.....
 - （2）経常利益又は経常損失.....
 - （3）当期純利益若しくは当期純損失.....
 - （4）包括利益.....
 - （5）純資産額.....
 - （6）総資産額.....
 - （7）連結自己資本比率.....

69

69

69

69

69

69

69

69

銀行持株会社及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

10. 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書.....
11. 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額
 - （1）破綻先債権に該当する貸出金.....
 - （2）延滞債権に該当する貸出金.....
 - （3）3ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金.....
 - （4）貸出条件緩和債権に該当する貸出金.....
12. 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項.....
13. 銀行持株会社及びその子法人等が2以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額（以下この項目において「経常収益等」という。）として算出したもの（各経常収益等の額の総額に占める割合が少ない場合を除く。）.....
14. 法第52条の28第1項の規定により作成した書面（同条第2項の規定により作成された電磁的記録を含む。）について会社法第396条第1項による会計監査人の監査を受けている場合にはその旨.....
15. 銀行持株会社が連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書について金融商品取引法第193条の2の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨.....
16. 連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨.....

71~82

92

92

92

92

39~63,107~138

87,88

—

71

109

報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として銀行持株会社若しくはその子会社等から受ける財産上の利益又は労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）に関する事項であって、銀行持株会社及びその子会社等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの.....

139~142

りそな
ホールディングス

事業年度の末日において、当該銀行持株会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他当該銀行持株会社の経営に重要な影響を及ぼす事象（以下この項目において「重要事象等」という。）が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容

—

| | りそな銀行 | 埼玉りそな銀行 | 近畿大阪銀行 |
|---|-------------|-------------|-------------|
| 16.直近の2事業年度における国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの手形貸付、証券貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高..... | 180 | 274 | 347 |
| 17.直近の2事業年度における固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残存期間別の残高... | 180 | 274 | 347 |
| 18.直近の2事業年度における担保の種類別（有価証券、債権、商品、不動産、保証及び信用の区分をいう。）の貸出金残高及び支払承諾見返額..... | 181 | 275 | 348 |
| 19.直近の2事業年度における使途別（設備資金及び運転資金の区分をいう。）の貸出金残高... | 181 | 275 | 348 |
| 20.直近の2事業年度における業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合..... | 181 | 275 | 348 |
| 21.直近の2事業年度における中小企業等に対する貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合..... | 181 | 275 | 348 |
| 22.直近の2事業年度における特定海外債権（特定海外債権引当金勘定の引当対象となる貸出金をいう。）残高の5%以上を占める国別の残高..... | 181 | 275 | 348 |
| 23.直近の2事業年度における国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの預貸率の期末値及び期中平均値..... | 179 | 274 | 347 |
| 24.直近の2事業年度における商品有価証券の種類別（商品国債、商品地方債、商品政府保証債及びその他の商品有価証券の区分をいう。）の平均残高（銀行が特定取引勘定を設けている場合を除く。）..... | — | 278 | 351 |
| 25.直近の2事業年度における有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分をいう。）の残存期間別の残高..... | 184 | 278 | 351 |
| 26.直近の2事業年度における国内業務部門及び国際業務部門の区分ごとの有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分をいう。）の平均残高..... | 184 | 278 | 351 |
| 27.直近の2事業年度における国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの預証率の期末値及び期中平均値..... | 179 | 274 | 347 |
| 28.直近の2事業年度における金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則別紙様式第8号の7の信託財産残高表（注記事項を含む。）..... | 185 | — | — |
| 29.直近の2事業年度における金銭信託、年金信託、財産形成給付信託及び貸付信託（以下「金銭信託等」という。）の受託残高..... | 186 | — | — |
| 30.直近の2事業年度における元本補填契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含む。）の種類別の受託残高..... | 185 | — | — |
| 31.直近の2事業年度における信託期間別の金銭信託及び貸付信託の元本残高..... | 186 | — | — |
| 32.直近の2事業年度における金銭信託等の種類別の貸出金及び有価証券の区分ごとの運用残高..... | 186 | — | — |
| 33.直近の2事業年度における金銭信託等に係る貸出金の科目別（証券貸付、手形貸付及び割引手形の区分をいう。）の残高..... | 186 | — | — |
| 34.直近の2事業年度における金銭信託等に係る貸出金の契約期間別の残高..... | 186 | — | — |
| 35.直近の2事業年度における担保の種類別（有価証券、債権、商品、不動産、保証及び信用の区分をいう。）の金銭信託等に係る貸出金残高..... | 187 | — | — |
| 36.直近の2事業年度における使途別（設備資金及び運転資金の区分をいう。）の金銭信託等に係る貸出金残高..... | 187 | — | — |
| 37.直近の2事業年度における業種別の金銭信託等に係る貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合..... | 186 | — | — |
| 38.直近の2事業年度における中小企業等に対する金銭信託等に係る貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合..... | 187 | — | — |
| 39.直近の2事業年度における金銭信託等に係る有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債、社債及び株式その他の証券の区分をいう。）の残高..... | 187 | — | — |
| 銀行の業務の運営に関する次に掲げる事項 | | | |
| 40.リスク管理の体制..... | 39~61,64,65 | 39~61,64,65 | 39~61,64,65 |
| 41.法令遵守の体制..... | 33~38 | 33~38 | 33~38 |
| 42.中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況..... | 14~18 | 14~18 | 14~18 |
| 43.法第12条の3第1項第1号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称..... | 38 | 38 | 38 |

直近の2事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

| | | | |
|---|--|--|--|
| 44.貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書..... | | | |
| 45.貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額 | | | |
| (1) 破綻先債権に該当する貸出金..... | | | |
| (2) 延滞債権に該当する貸出金..... | | | |
| (3) 3ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金..... | | | |
| (4) 貸出条件緩和債権に該当する貸出金..... | | | |
| 46.元本補填契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含む。）に係る貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものの額並びにその合計額..... | | | |
| 47.自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項..... | | | |
| 48.有価証券に関する次に掲げる事項 | | | |
| (1) 取得価額又は契約価額..... | | | |
| (2) 時価..... | | | |
| (3) 評価損益..... | | | |
| 49.金銭の信託に関する次に掲げる事項 | | | |
| (1) 取得価額又は契約価額..... | | | |
| (2) 時価..... | | | |
| (3) 評価損益..... | | | |
| 50.第13条の3第1項第5号イからホまでに掲げる取引に関する次に掲げる事項 | | | |
| (1) 取得価額又は契約価額..... | | | |
| (2) 時価..... | | | |
| (3) 評価損益..... | | | |
| 51.貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額..... | | | |
| 52.貸出金償却の額..... | | | |
| 53.法第20条第1項の規定により作成した書面（同条第3項の規定により作成された電磁的記録を含む。）について会社法第396条第1項による会計監査人の監査を受けている場合にはその旨..... | | | |
| 54.貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について金融商品取引法第193条の2の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨..... | | | |
| 55.単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨..... | | | |
| 報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として銀行から受ける財産上の利益又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第11条に規定する賃金をいう。）に関する事項であって、銀行の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの事業年度の末日において、当該銀行が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他当該銀行の経営に重要な影響を及ぼす事象（以下この項目において「重要事象等」という。）が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容..... | | | |

| りそな銀行 | 埼玉りそな銀行 | 近畿大阪銀行 |
|---------------|---------------|---------------|
| 166~170 | 255~263 | 333~338 |
| 182 | 276 | 349 |
| 182 | 276 | 349 |
| 182 | 276 | 349 |
| 182 | 276 | 349 |
| 185 | — | — |
| 39~63,226~246 | 39~63,289~308 | 39~63,380~395 |
| 171,172 | 264,265 | 339,340 |
| 171,172 | 264,265 | 339,340 |
| 171,172 | 264,265 | 339,340 |
| 172 | 265 | 340 |
| 172 | 265 | 340 |
| 172 | 265 | 340 |
| 173,174 | 266,267 | 341 |
| 173,174 | 266,267 | 341 |
| 173,174 | 266,267 | 341 |
| 182 | 276 | 349 |
| 182 | 276 | 349 |
| — | — | 333 |
| 166 | 255 | — |
| 227 | — | — |
| 247~250 | 309~312 | 396~399 |
| — | — | — |

銀行法施行規則第19条の3（連結ベース）

銀行及びその子会社等の概況に関する次に掲げる事項

| | | |
|--|-------------|-------------|
| 1. 銀行及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成 | 189,191,194 | 353,355,357 |
| 2. 銀行の子会社等に関する次に掲げる事項 | | |
| （1）名称 | 194 | 357 |
| （2）主たる営業所又は事務所の所在地 | 194 | 357 |
| （3）資本金又は出資金 | 194 | 357 |
| （4）事業の内容 | 194 | 357 |
| （5）設立年月日 | 194 | 357 |
| （6）銀行が保有する子会社等の議決権の総株主又は総投資者の議決権に占める割合 | 194 | 357 |
| （7）銀行の1の子会社等以外の子会社等が保有する当該1の子会社等の議決権の総株主又は総投資者の議決権に占める割合 | 194 | 357 |

銀行及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

| | | |
|--|-----|-----|
| 3. 直近の事業年度における事業の概況 | 145 | 315 |
| 4. 直近の5連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項 | | |
| （1）経常収益 | 145 | 315 |
| （2）経常利益又は経常損失 | 145 | 315 |
| （3）当期純利益若しくは当期純損失 | 145 | 315 |
| （4）包括利益 | 145 | 315 |
| （5）純資産額 | 145 | 315 |
| （6）総資産額 | 145 | 315 |
| （7）連結自己資本比率 | 145 | 315 |

銀行及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

| | | |
|--|---------------|---------------|
| 5. 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書 | 146~156 | 316~324 |
| 6. 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額 | | |
| （1）破綻先債権に該当する貸出金 | 163 | 330 |
| （2）延滞債権に該当する貸出金 | 163 | 330 |
| （3）3ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金 | 163 | 330 |
| （4）貸出条件緩和債権に該当する貸出金 | 163 | 330 |
| 7. 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項 | 39~63,201~225 | 39~63,361~379 |
| 8. 銀行及びその子法人等が2以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額（以下、この項目において「経常収益等」という。）として算出したもの（各経常収益等の額の総額に占める割合が少ない場合を除く。） | 161,162 | 328,329 |
| 9. 法第20条第2項の規定により作成した書面（同条第3項の規定により作成された電磁的記録を含む。）について会社法第396条第1項による会計監査人の監査を受けている場合にはその旨 | — | — |
| 10. 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書について金融商品取引法第193条の2の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨 | 146 | — |
| 11. 連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨 | 203 | — |
| 報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として銀行若しくはその子会社等から受ける財産上の利益又は労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）に関する事項であって、銀行及びその子会社等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの | 247~250 | 396~399 |
| 事業年度の末日において、重要事象等が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容 | — | — |

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第4条

| | りそな銀行 | 埼玉りそな銀行 | 近畿大阪銀行 |
|----------------------------|---------|---------|---------|
| 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 | 163,182 | 276 | 330,349 |
| 2. 危険債権 | 163,182 | 276 | 330,349 |
| 3. 要管理債権 | 163,182 | 276 | 330,349 |
| 4. 正常債権 | 163,182 | 276 | 330,349 |

2014年金融庁告示第7号に基づく開示事項（バーゼル3）

【銀行法施行規則第19条の2第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（2014年金融庁告示第7号）】

| 銀行法施行規則第34条の26 | | りそな ホールディングス |
|---|--|-----------------|
| 自己資本の構成に関する開示事項 | | |
| 自己資本の構成に関する開示事項..... | | 108,109 |
| 定性的な開示事項 | | |
| 1.連結の範囲に関する次に掲げる事項 | | |
| （1）持株自己資本比率告示第15条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団に属する会社と会計連結範囲に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因..... | | 107 |
| （2）持株会社グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容..... | | 107 |
| （3）持株自己資本比率告示第21条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容..... | | 107 |
| （4）持株会社グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び持株会社グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容..... | | 107 |
| （5）持株会社グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要..... | | 107 |
| 2.自己資本調達手段（その額の全部又は一部が、持株自己資本比率告示第14条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に含まれる資本調達手段をいう。）の概要..... | | 111~113 |
| 3.持株会社グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要..... | | 63 |
| 4.信用リスクに関する次に掲げる事項 | | |
| （1）リスク管理の方針及び手続の概要..... | | 44~51 |
| （2）標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項 | | |
| ①リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称（使用する適格格付機関等を変更した場合には、その理由を含む。）..... | | 114 |
| ②エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称..... | | 114 |
| （3）内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項 | | |
| ①使用する内部格付手法の種類..... | | 62 |
| ②内部格付制度の概要..... | | 46,47 |
| ③次に掲げるポートフォリオごとの格付付与手続の概要（(vi)及び(vii)に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による持株会社グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。） | | |
| （i）事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権及び適格購入事業法人等向けエクスポージャーについて区別して開示することを要する。）..... | | 47 |
| （ii）ソブリン向けエクスポージャー..... | | 47 |
| （iii）金融機関等向けエクスポージャー..... | | 47 |
| （iv）株式等エクスポージャー（株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出にPD/LGD方式を適用する場合に限る。）..... | | 47 |
| （v）居住用不動産向けエクスポージャー..... | | 47 |
| （vi）適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー..... | | 47 |
| （vii）その他リテール向けエクスポージャー..... | | 47 |
| 5.信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要..... | | 51,128 |
| 6.派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要..... | | 51 |
| 7.証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項 | | |
| （1）リスク管理の方針及びリスク特性の概要..... | | 50,51 |
| （2）持株自己資本比率告示第227条第4項第3号から第6号までに規定する体制の整備及びその運用状況の概要..... | | 50,51 |
| （3）信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針..... | | 50,51 |
| （4）証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称..... | | 131 |
| （5）証券化エクスポージャーのマーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称..... | | 131 |
| （6）持株会社グループが証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類及び当該持株会社グループが当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別..... | | 131 |
| （7）持株会社グループの子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該持株会社グループが行った証券化取引（持株会社グループが証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称..... | | 131 |
| （8）証券化取引に関する会計方針..... | | 131 |

| | | りそな ホールディングス |
|-----------------|---|-----------------|
| (9) | 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。）..... | 131 |
| (10) | 内部評価方式を用いている場合には、その概要..... | 131 |
| (11) | 定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容..... | 131 |
| 8. | マーケット・リスクに関する次に掲げる事項 | |
| (1) | リスク管理の方針及び手続の概要..... | 52~54 |
| (2) | マーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称（複数の方式を使用する場合には、業務の別、拠点の別又は個別リスク若しくは一般市場リスクの別に開示することを要する。）..... | 62,110 |
| (3) | 想定される保有期間及び保有期間が想定を超える蓋然性等を踏まえ、取引の特性に応じて適切に価格を評価するための方法..... | 52~54 |
| (4) | 内部モデル方式を使用する場合における使用するモデルの概要並びにバック・テスト及びストレステストの説明..... | — |
| (5) | 追加的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要..... | — |
| (6) | 包括的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要..... | — |
| (7) | マーケット・リスクに対する自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法..... | 63 |
| 9. | オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項 | |
| (1) | リスク管理の方針及び手続の概要..... | 57~59 |
| (2) | オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称..... | 62,110 |
| 10. | 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要..... | 55,75 |
| 11. | 銀行勘定における金利リスクに関する次に掲げる事項 | |
| (1) | リスク管理の方針及び手続の概要..... | 55 |
| (2) | 持株会社グループが内部管理上使用した銀行勘定における金利リスク算定手法の概要..... | 55 |
| 定量的な開示事項 | | |
| 12. | その他金融機関等であって銀行持株会社の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額..... | 107 |
| 13. | 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項 | |
| (1) | 信用リスクに対する所要自己資本の額（（2）及び（3）の額を除く。）及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額..... | 110 |
| ① | 標準的手法が適用されるポートフォリオ及び複数のポートフォリオに適用される場合における適切なポートフォリオの区分ごとの内訳..... | 110 |
| ② | 内部格付手法が適用されるポートフォリオ及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの内訳（（v）及び（vi）に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による持株会社グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。）..... | 110 |
| (i) | 事業法人向けエクスポージャー..... | 110 |
| (ii) | ソブリン向けエクスポージャー..... | 110 |
| (iii) | 金融機関等向けエクスポージャー..... | 110 |
| (iv) | 居住用不動産向けエクスポージャー..... | 110 |
| (v) | 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー..... | 110 |
| (vi) | その他リテール向けエクスポージャー..... | 110 |
| ③ | 証券化エクスポージャー..... | 110 |
| (2) | 内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げる区分ごとの額..... | 110 |
| ① | マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー及びこのうち次に掲げる区分ごとの内訳..... | 110 |
| (i) | 簡易手法が適用される株式等エクスポージャー..... | 110 |
| (ii) | 内部モデル手法が適用される株式等エクスポージャー..... | 110 |
| ② | PD/LGD方式が適用される株式等エクスポージャー..... | 110 |
| (3) | 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額..... | 110 |
| (4) | マーケット・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち持株会社グループが使用する次に掲げる方式ごとの額..... | 110 |
| ① | 標準的方式（金利リスク、株式リスク、外国為替リスク、コモディティ・リスク及びオプション取引の Kategorie ごとに開示することを要する。）..... | 110 |
| ② | 内部モデル方式..... | 110 |

| | |
|--|---------|
| (5) オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち持株会社グループが使用する次に掲げる手法ごとの額..... | 110 |
| ①基礎的手法..... | 110 |
| ②粗利益配分手法..... | 110 |
| ③先進的計測手法..... | 110 |
| (6) 連結総所要自己資本額..... | 110 |
| 14.信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項 | |
| (1) 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高（期末残高がその期のリスク・ポジションから大幅に乖離している場合には、期中平均残高の開示も要する。）及びエクスポージャーの主な種類別の内訳..... | 115,116 |
| (2) 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち、次に掲げる区分ごとの額及びそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳 | |
| ①地域別..... | 115,116 |
| ②業種別又は取引相手の別..... | 115,116 |
| ③残存期間別..... | 115,116 |
| (3) 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳..... | 115,116 |
| ①地域別..... | 115,116 |
| ②業種別又は取引相手の別..... | 115,116 |
| (4) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額（一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金については、次に掲げる区分ごとの期末残高及び期中の増減額を含む。ただし、一般貸倒引当金について次に掲げる区分ごとの算定を行っていない場合には、区分ごとの開示を要しない。）..... | 117 |
| ①地域別..... | 117 |
| ②業種別又は取引相手の別..... | 117 |
| (5) 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額..... | 117 |
| (6) 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高並びに持株自己資本比率告示第57条の5第2項第2号、第155条の2第2項第2号及び第225条第1項（持株自己資本比率告示第103条、第105条及び第114条第1項において準用する場合に限る。）の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額..... | 118 |
| (7) 内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、スロットティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権及びマーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポージャーについて、持株自己資本比率告示第131条第3項及び第5項並びに第144条第4項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高..... | 118 |
| (8) 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げるエクスポージャーの区分に応じ、それぞれ次に定める事項（信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映するものとする。） | |
| ①事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャー 債務者格付ごとのPDの推計値、LGDの推計値（先進的内部格付手法を適用する場合は、デフォルトしたエクスポージャーに係るELdefaultを含む。）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値及びオフ・バランス資産項目のEADの推計値（先進的内部格付手法を適用する場合は、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値を含む。）..... | 119,120 |
| ②PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー 債務者格付ごとのPDの推計値、リスク・ウェイトの加重平均値及び残高..... | 120 |
| ③居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャー 次のいずれかの事項 | |
| (i) プール単位でのPDの推計値、LGDの推計値（デフォルトしたエクスポージャーに係るELdefaultを含む。）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値、オフ・バランス資産項目のEADの推計値、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値..... | 121 |
| (ii) 適切な数のEL区分を設けた上でのプール単位でのエクスポージャーの分析..... | — |

| | | りそな ホールディングス |
|------|--|-----------------|
| (9) | 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析..... | 122 |
| (10) | 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値との対比..... | 123~127 |
| 15. | 信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項 | |
| (1) | 標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクスポージャーの額の上方向調整を行っている場合は、当該上方向調整額に相当する額を減額した額）（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーごとに開示することを要する。） | |
| ① | 適格金融資産担保..... | 129 |
| ② | 適格資産担保（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオに係るものに限る。）..... | 129 |
| (2) | 標準的手法又は内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとに開示することを要する。）..... | 129 |
| 16. | 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する次に掲げる事項 | |
| (1) | 与信相当額の算出に用いる方式..... | 130 |
| (2) | グロス再構築コストの額（零を下回らないものに限る。）の合計額..... | 130 |
| (3) | 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額（派生商品取引にあっては、取引の区分ごとの与信相当額を含む。）..... | 130 |
| (4) | (2)に掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額から(3)に掲げる額を差し引いた額（カレント・エクスポージャー方式を用いる場合に限る。）..... | 130 |
| (5) | 担保の種類別の額..... | 130 |
| (6) | 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額..... | 130 |
| (7) | 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額..... | 130 |
| (8) | 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額..... | 130 |
| 17. | 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項 | |
| (1) | 持株会社グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項 | |
| ① | 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、持株会社グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）..... | 133,135 |
| ② | 原資産を構成するエクスポージャーのうち、三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、持株会社グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）..... | 133,135 |
| ③ | 証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳..... | 133,135 |
| ④ | 当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略（当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）..... | 133,135 |
| ⑤ | 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳..... | 133,135 |
| ⑥ | 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）..... | 132,134 |
| ⑦ | 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）..... | 132,134 |
| ⑧ | 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳..... | 132,134 |

| | リソナ ホールディングス |
|---|-----------------|
| ⑨持株自己資本比率告示第225条第1項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳 | 132,134 |
| ⑩早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に掲げる事項（主な原資産の種類別の内訳を含む。） | |
| (i) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額 | 133,135 |
| (ii) 持株会社グループがオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額 | 133,135 |
| (iii) 持株会社グループが投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額 | 133,135 |
| ⑪保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳 | 132,134 |
| ⑫持株自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額 | 132,134 |
| (2) 持株会社グループが投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項 | |
| ①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。） | 136,137 |
| ②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。） | 136,137 |
| ③持株自己資本比率告示第225条第1項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳 | 136,137 |
| ④保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳 | 137 |
| ⑤持株自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額 | 136,137 |
| (3) 持株会社グループがオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項 | 133,135 |
| (4) 持株会社グループが投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項 | 137 |
| 18.マーケット・リスクに関する事項（内部モデル方式を使用する場合に限る。） | — |
| 19.銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項 | |
| (1) 連結貸借対照表計上額及び時価並びに次に掲げる事項に係る連結貸借対照表計上額 | 138 |
| ①上場株式等エクスポージャー | 138 |
| ②上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー | 138 |
| (2) 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額 | 138 |
| (3) 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額 | 138 |
| (4) 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額 | 138 |
| (5) 持株自己資本比率告示附則第13条が適用される株式等エクスポージャーの額及び株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額 | 138 |
| 20.信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額 | 138 |
| 21.銀行勘定における金利リスクに関して持株会社グループが内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額 | 138 |

【銀行法施行規則第19条の2第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（2014年金融庁告示第7号）】

| 銀行法施行規則第19条の2（単体ベース） | りそな銀行 | 埼玉りそな銀行 | 近畿大阪銀行 |
|---|---------|---------|---------|
| 自己資本の構成に関する開示事項 | | | |
| 自己資本の構成に関する開示事項..... | 226,227 | 289,290 | 380,381 |
| 定性的な開示事項 | | | |
| 1.自己資本調達手段（その額の全部又は一部が、自己資本比率告示第37条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に含まれる資本調達手段をいう。）の概要..... | 229,230 | 292 | 383 |
| 2.銀行の自己資本の充実度に関する評価方法の概要..... | 63 | 63 | 63 |
| 3.信用リスクに関する次に掲げる事項 | | | |
| （1）リスク管理の方針及び手続の概要..... | 44~51 | 44~51 | 44~51 |
| （2）標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項 | | | |
| ①リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称（使用する適格格付機関等を変更した場合には、その理由を含む。）..... | 207 | 293 | 366 |
| ②エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称..... | 207 | 293 | 366 |
| （3）内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項 | | | |
| ①使用する内部格付手法の種類..... | 62 | 62 | 62 |
| ②内部格付制度の概要..... | 46,47 | 46,47 | 46,47 |
| ③次に掲げるポートフォリオごとの格付付与手続の概要（(vi)及び(vii)に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による銀行のリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。） | | | |
| （i）事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権及び適格購入事業法人等向けエクスポージャーについて区別して開示することを要する。）..... | 47 | 47 | 47 |
| （ii）ソブリン向けエクスポージャー..... | 47 | 47 | 47 |
| （iii）金融機関等向けエクスポージャー..... | 47 | 47 | 47 |
| （iv）株式等エクスポージャー（株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出にPD/LGD方式を適用する場合に限る。）..... | 47 | 47 | 47 |
| （v）居住用不動産向けエクスポージャー..... | 47 | 47 | 47 |
| （vi）適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー..... | 47 | 47 | 47 |
| （vii）その他リテール向けエクスポージャー..... | 47 | 47 | 47 |
| 4.信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要..... | 51,216 | 51,302 | 51,374 |
| 5.派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要..... | 51 | 51 | 51 |
| 6.証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項 | | | |
| （1）リスク管理の方針及びリスク特性の概要..... | 50,51 | 50,51 | 50,51 |
| （2）自己資本比率告示第249条第4項第3号から第6号までに規定する体制の整備及びその運用状況の概要..... | 50,51 | 50,51 | 50,51 |
| （3）信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針..... | 50,51 | 50,51 | 50,51 |
| （4）証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称..... | 219 | 304 | 376 |
| （5）証券化エクスポージャーのマーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称..... | 219 | 304 | 376 |
| （6）銀行が証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類及び当該銀行が当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別..... | 219 | 304 | 376 |
| （7）銀行の子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該銀行が行った証券化取引（銀行が証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称..... | 219 | 304 | 376 |
| （8）証券化取引に関する会計方針..... | 219 | 304 | 376 |
| （9）証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。）..... | 219 | 304 | 376 |
| （10）内部評価方式を用いている場合には、その概要..... | 219 | 304 | 376 |
| （11）定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容..... | 219 | 304 | 376 |

| | りそな銀行 | 埼玉りそな銀行 | 近畿大阪銀行 |
|---|--------|---------|--------|
| 7.マーケット・リスクに関する次に掲げる事項 | | | |
| (1) リスク管理の方針及び手続の概要..... | 52,53 | 52,54 | 52,54 |
| (2) マーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称（複数の方式を使用する場合には、業務の別、拠点の別又は個別リスク若しくは一般市場リスクの別に開示することを要する。）..... | 62,228 | 62,291 | 62,382 |
| (3) 想定される保有期間及び保有期間が想定を超える蓋然性等を踏まえ、取引の特性に応じて適切に価格を評価するための方法..... | 52,53 | 52,54 | 52,54 |
| (4) 内部モデル方式を使用する場合における使用するモデルの概要並びにバック・テストニング及びストレステストの説明..... | — | — | — |
| (5) 追加的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要..... | — | — | — |
| (6) 包括的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要..... | — | — | — |
| (7) マーケット・リスクに対する自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法..... | 63 | 63 | 63 |
| 8.オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項 | | | |
| (1) リスク管理の方針及び手続の概要..... | 57～59 | 57～59 | 57～59 |
| (2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称..... | 62,228 | 62,291 | 62,382 |
| 9.銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要..... | 55,169 | 55,259 | 55,336 |
| 10.銀行勘定における金利リスクに関する次に掲げる事項 | | | |
| (1) リスク管理の方針及び手続の概要..... | 55 | 55 | 55 |
| (2) 銀行が内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要..... | 55 | 55 | 55 |
| 定量的な開示事項 | | | |
| 11.自己資本の充実度に関する次に掲げる事項 | | | |
| (1) 信用リスクに対する所要自己資本の額（(2)及び(3)の額を除く。）及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額..... | 228 | 291 | 382 |
| ①標準的手法が適用されるポートフォリオ及び標準的手法が複数のポートフォリオに適用される場合における適切なポートフォリオの区分ごとの内訳..... | 228 | 291 | 382 |
| ②内部格付手法が適用されるポートフォリオ及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの内訳（(v)及び(vi)に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による銀行のリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。） | | | |
| (i) 事業法人向けエクスポージャー..... | 228 | 291 | 382 |
| (ii) ソブリン向けエクスポージャー..... | 228 | 291 | 382 |
| (iii) 金融機関等向けエクスポージャー..... | 228 | 291 | 382 |
| (iv) 居住用不動産向けエクスポージャー..... | 228 | 291 | 382 |
| (v) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー..... | 228 | 291 | 382 |
| (vi) その他リテール向けエクスポージャー..... | 228 | 291 | 382 |
| ③証券化エクスポージャー..... | 228 | 291 | 382 |
| (2) 内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げる区分ごとの額..... | 228 | 291 | 382 |
| ①マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー及びこのうち次に掲げる区分ごとの内訳..... | 228 | 291 | 382 |
| (i) 簡易手法が適用される株式等エクスポージャー..... | 228 | 291 | 382 |
| (ii) 内部モデル手法が適用される株式等エクスポージャー..... | 228 | 291 | 382 |
| ②PD/LGD方式が適用される株式等エクスポージャー..... | 228 | 291 | 382 |
| (3) 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額..... | 228 | 291 | 382 |

| | りそな銀行 | 埼玉りそな銀行 | 近畿大阪銀行 |
|--|---------|---------|---------|
| (4) マーケット・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち銀行が使用する次に掲げる方式ごとの額..... | 228 | 291 | 382 |
| ①標準的方式（金利リスク、株式リスク、外国為替リスク、コモディティ・リスク及びオプション取引のカテゴリーごとに開示することを要する。）..... | 228 | 291 | 382 |
| ②内部モデル方式..... | 228 | 291 | 382 |
| (5) オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち銀行が使用する次に掲げる手法ごとの額..... | 228 | 291 | 382 |
| ①基礎的手法..... | 228 | 291 | 382 |
| ②粗利益配分手法..... | 228 | 291 | 382 |
| ③先進的計測手法..... | 228 | 291 | 382 |
| (6) 単体総所要自己資本額..... | 228 | 291 | 382 |
| 12.信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項 | | | |
| (1) 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高（期末残高がその期のリスク・ポジションから大幅に乖離している場合には、期中平均残高の開示も要する。）及びエクスポージャーの主な種類別の内訳..... | 231,232 | 294,295 | 384,385 |
| (2) 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち、次に掲げる区分ごとの額及びそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳 | | | |
| ①地域別..... | 231,232 | 294,295 | 384,385 |
| ②業種別又は取引相手の別..... | 231,232 | 294,295 | 384,385 |
| ③残存期間別..... | 231,232 | 294,295 | 384,385 |
| (3) 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳 | | | |
| ①地域別..... | 231,232 | 294,295 | 384,385 |
| ②業種別又は取引相手の別..... | 231,232 | 294,295 | 384,385 |
| (4) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額（一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金については、次に掲げる区分ごとの期末残高及び期中の増減額を含む。ただし、一般貸倒引当金について次に掲げる区分ごとの算定を行っていない場合には、区分ごとの開示を要しない。）..... | 233 | 296 | 386 |
| ①地域別..... | 233 | 296 | 386 |
| ②業種別又は取引相手の別..... | 233 | 296 | 386 |
| (5) 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額..... | 233 | 296 | 386 |
| (6) 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果をお案した後の残高並びに自己資本比率告示第79条の5第2項第2号、第177条の2第2項第2号及び第247条第1項（自己資本比率告示第125条、第127条及び第136条第1項において準用する場合に限る。）の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額..... | 234 | 297 | 387 |
| (7) 内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、スロットティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権及びマーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポージャーについて、自己資本比率告示第153条第3項及び第5項並びに第166条第4項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高..... | 234 | 297 | 387 |
| (8) 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げるエクスポージャーの区分に応じ、それぞれ次に定める事項（信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映するものとする。） | | | |
| ①事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャー 債務者格付ごとのPDの推計値、LGDの推計値（先進的内部格付手法を適用する場合は、デフォルトしたエクスポージャーに係るELdefaultを含む。）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値及びオフ・バランス資産項目のEADの推計値（先進的内部格付手法を適用する場合は、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値を含む。）..... | 235,236 | 298,299 | 388 |

| | りそな銀行 | 埼玉りそな銀行 | 近畿大阪銀行 |
|--|-------|---------|--------|
| ②PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー 債務者格付ごとのPDの推計値、リスク・ウェイトの加重平均値及び残高..... | 236 | 299 | 388 |
| ③居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャー 次のいずれかの事項 | | | |
| (i) プール単位でのPDの推計値、LGDの推計値（デフォルトしたエクスポージャーに係るELdefaultを含む。）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値、オフ・バランス資産項目のEADの推計値、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乘する掛目の推計値の加重平均値..... | 237 | 300 | 389 |
| (ii) 適切な数のEL区分を設けた上でのプール単位でのエクスポージャーの分析... | — | — | — |
| (9) 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析 | 238 | 301 | 390 |
| (10) 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値との対比..... | 238 | 301 | 390 |
| 13.信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項 | | | |
| (1) 標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクスポージャーの額の上方調整を行っている場合は、当該上方調整額に相当する額を減額した額）（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーごとに開示することを要する。） | | | |
| ① 適格金融資産担保..... | 239 | 302 | 391 |
| ② 適格資産担保（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオに係るものに限る。）..... | 239 | 302 | 391 |
| (2) 標準的手法又は内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとに開示することを要する。）..... | 239 | 302 | 391 |
| 14.派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する次に掲げる事項 | | | |
| (1) 与信相当額の算出に用いる方式..... | 240 | 303 | 392 |
| (2) グロス再構築コストの額（零を下回らないものに限る。）の合計額..... | 240 | 303 | 392 |
| (3) 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額（派生商品取引にあっては、取引の区分ごとの与信相当額を含む。）..... | 240 | 303 | 392 |
| (4) (2) に掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額から (3) に掲げる額を差し引いた額（カレント・エクスポージャー方式を用いる場合に限る。）..... | 240 | 303 | 392 |
| (5) 担保の種類別の額..... | 240 | 303 | 392 |
| (6) 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額..... | 240 | 303 | 392 |
| (7) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額..... | 240 | 303 | 392 |
| (8) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額..... | 240 | 303 | 392 |

15.証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) 銀行がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

- ①原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、銀行が証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）.....
- ②原資産を構成するエクスポージャーのうち、三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、銀行が証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）.....
- ③証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳.....
- ④当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略（当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）.....
- ⑤証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳...
- ⑥保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）.....
- ⑦保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）.....
- ⑧証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳...
- ⑨自己資本比率告示第247条第1項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳.....
- ⑩早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に掲げる事項（主な原資産の種類別の内訳を含む。）
 - (i) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額.....
 - (ii) 銀行がオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額.....
 - (iii) 銀行が投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額.....
- ⑪保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳....
- ⑫自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額.....

(2) 銀行が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

- ①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）.....
- ②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）.....
- ③自己資本比率告示第247条第1項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳.....
- ④保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳....
- ⑤自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額.....

| | りそな銀行 | 埼玉りそな銀行 | 近畿大阪銀行 |
|---------|---------|---------|--------|
| 242,244 | 306,307 | 393 | |
| 242,244 | 306,307 | 393 | |
| 242,244 | 306,307 | 393 | |
| 242,244 | 306,307 | 393 | |
| 242,244 | 306,307 | 393 | |
| 241,243 | 305,307 | 393 | |
| 241,243 | 305,307 | 393 | |
| 241,243 | 305,307 | 393 | |
| 242,244 | 306,307 | 393 | |
| 242,244 | 306,307 | 393 | |
| 242,244 | 306,307 | 393 | |
| 241,243 | 305,307 | 393 | |
| 241,243 | 305,307 | 393 | |
| 245 | 307 | 393,394 | |
| 245 | 307 | 393,394 | |
| 245 | 307 | 393,394 | |
| 245 | 307 | 394 | |
| 245 | 307 | 393,394 | |

| | りそな銀行 | 埼玉りそな銀行 | 近畿大阪銀行 |
|---|---------|---------|--------|
| (3) 銀行がオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項 | 242,245 | 306,307 | 393 |
| (4) 銀行が投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項 | 245 | 307 | 394 |
| 16.マーケット・リスクに関する事項（内部モデル方式を使用する場合に限る。） | — | — | — |
| 17.銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項 | | | |
| (1) 貸借対照表計上額及び時価並びに次に掲げる事項に係る貸借対照表計上額 | 246 | 308 | 395 |
| ①上場株式等エクスポージャー | 246 | 308 | 395 |
| ②上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー | 246 | 308 | 395 |
| (2) 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額 | 246 | 308 | 395 |
| (3) 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額 | 246 | 308 | 395 |
| (4) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 | 246 | 308 | 395 |
| (5) 自己資本比率告示附則第13条が適用される株式等エクスポージャーの額及び株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額 | 246 | 308 | 395 |
| 18.信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額 | 246 | 308 | 395 |
| 19.銀行勘定における金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額 | 246 | 308 | 395 |

【銀行法施行規則第19条の2第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（2014年金融庁告示第7号）】

| 銀行法施行規則第19条の3（連結ベース） | りそな銀行 | 近畿大阪銀行 |
|---|---------|---------|
| 自己資本の構成に関する開示事項 | | |
| 自己資本の構成に関する開示事項..... | 202,203 | 362,363 |
| 定性的な開示事項 | | |
| 1.連結の範囲に関する次に掲げる事項 | | |
| （1）自己資本比率告示第26条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団に属する会社と会計連結範囲に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因..... | 201 | 361 |
| （2）連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容..... | 201 | 361 |
| （3）自己資本比率告示第32条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容..... | 201 | 361 |
| （4）連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容..... | 201 | 361 |
| （5）連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要..... | 201 | 361 |
| 2.自己資本調達手段（その額の全部又は一部が、自己資本比率告示第25条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に含まれる資本調達手段をいう。）の概要..... | 205,206 | 365 |
| 3.連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要..... | 63 | 63 |
| 4.信用リスクに関する次に掲げる事項 | | |
| （1）リスク管理の方針及び手続の概要..... | 44~51 | 44~51 |
| （2）標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項 | | |
| ①リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称（使用する適格格付機関等を変更した場合には、その理由を含む。）..... | 207 | 366 |
| ②エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称..... | 207 | 366 |
| （3）内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項 | | |
| ①使用する内部格付手法の種類..... | 62 | 62 |
| ②内部格付制度の概要..... | 46,47 | 46,47 |
| ③次に掲げるポートフォリオごとの格付付与手続の概要（（vi）及び（vii）に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による連結グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。） | | |
| （i）事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権及び適格購入事業法人等向けエクスポージャーについて区別して開示することを要する。）..... | 47 | 47 |
| （ii）ソブリン向けエクスポージャー..... | 47 | 47 |
| （iii）金融機関等向けエクスポージャー..... | 47 | 47 |
| （iv）株式等エクスポージャー（株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出にPD/LGD方式を適用する場合に限る。）..... | 47 | 47 |
| （v）居住用不動産向けエクスポージャー..... | 47 | 47 |
| （vi）適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー..... | 47 | 47 |
| （vii）その他リテール向けエクスポージャー..... | 47 | 47 |
| 5.信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要..... | 51,216 | 51,374 |
| 6.派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要..... | 51 | 51 |
| 7.証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項 | | |
| （1）リスク管理の方針及びリスク特性の概要..... | 50,51 | 50,51 |
| （2）自己資本比率告示第249条第4項第3号から第6号までに規定する体制の整備及びその運用状況の概要..... | 50,51 | 50,51 |
| （3）信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針..... | 50,51 | 50,51 |
| （4）証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称..... | 219 | 376 |
| （5）証券化エクスポージャーのマーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称..... | 219 | 376 |
| （6）連結グループが証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類及び当該連結グループが当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別..... | 219 | 376 |
| （7）連結グループの子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該連結グループが行った証券化取引（連結グループが証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称..... | 219 | 376 |

| | りそな銀行 | 近畿大阪銀行 |
|--|---------------|---------------|
| (8) 証券化取引に関する会計方針..... | 219 | 376 |
| (9) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。）..... | 219 | 376 |
| (10) 内部評価方式を用いている場合には、その概要..... | 219 | 376 |
| (11) 定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容..... | 219 | 376 |
| 8.マーケット・リスクに関する次に掲げる事項 | | |
| (1) リスク管理の方針及び手続の概要..... | 52,53 | 52,54 |
| (2) マーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称（複数の方式を使用する場合には、業務の別、拠点の別又は個別リスク若しくは一般市場リスクの別に開示することを要する。）..... | 62,204 | 62,364 |
| (3) 想定される保有期間及び保有期間が想定を超える蓋然性等を踏まえ、取引の特性に応じて適切に価格を評価するための方法..... | 52,53 | 52,54 |
| (4) 内部モデル方式を使用する場合における使用するモデルの概要並びにバック・テスト及びストレステストの説明..... | — | — |
| (5) 追加的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要..... | — | — |
| (6) 包括的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要..... | — | — |
| (7) マーケット・リスクに対する自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法..... | 63 | 63 |
| 9.オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項 | | |
| (1) リスク管理の方針及び手続の概要..... | 57~59 | 57~59 |
| (2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称..... | 62,204 | 62,364 |
| 10.銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要..... | 55,150 | 55,320 |
| 11.銀行勘定における金利リスクに関する次に掲げる事項 | | |
| (1) リスク管理の方針及び手続の概要..... | 55 | 55 |
| (2) 連結グループが内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要..... | 55 | 55 |
| 定量的な開示事項 | | |
| 12.その他金融機関等であって銀行の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額..... | 201 | 361 |
| 13.自己資本の充実度に関する次に掲げる事項 | | |
| (1) 信用リスクに対する所要自己資本の額（(2)及び(3)の額を除く。）及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額..... | 204 | 364 |
| ①標準的手法が適用されるポートフォリオ及び複数のポートフォリオに適用される場合における適切なポートフォリオの区分ごとの内訳..... | 204 | 364 |
| ②内部格付手法が適用されるポートフォリオ及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの内訳（(v)及び(vi)に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による連結グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。）..... | 204 | 364 |
| (i) 事業法人向けエクスポージャー..... | 204 | 364 |
| (ii) ソブリン向けエクスポージャー..... | 204 | 364 |
| (iii) 金融機関等向けエクスポージャー..... | 204 | 364 |
| (iv) 居住用不動産向けエクスポージャー..... | 204 | 364 |
| (v) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー..... | 204 | 364 |
| (vi) その他リテール向けエクスポージャー..... | 204 | 364 |
| ③証券化エクスポージャー..... | 204 | 364 |
| (2) 内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げる区分ごとの額..... | 204 | 364 |
| ①マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー及びこのうち次に掲げる区分ごとの内訳..... | 204 | 364 |
| (i) 簡易手法が適用される株式等エクスポージャー..... | 204 | 364 |
| (ii) 内部モデル手法が適用される株式等エクスポージャー..... | 204 | 364 |
| ②PD/LGD方式が適用される株式等エクスポージャー..... | 204 | 364 |

| | りそな銀行 | 近畿大阪銀行 |
|---|---------|---------|
| (3) 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額 | 204 | 364 |
| (4) マーケット・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち連結グループが使用する次に掲げる方式ごとの額 | 204 | 364 |
| ①標準的方式（金利リスク、株式リスク、外国為替リスク、コモディティ・リスク及びオプション取引のカテゴリーごとに開示することを要する。） | 204 | 364 |
| ②内部モデル方式 | 204 | 364 |
| (5) オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち連結グループが使用する次に掲げる手法ごとの額 | 204 | 364 |
| ①基礎的手法 | 204 | 364 |
| ②粗利益配分手法 | 204 | 364 |
| ③先進的計測手法 | 204 | 364 |
| (6) 連結総所要自己資本額 | 204 | 364 |
| 14.信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項 | | |
| (1) 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高（期末残高がその期のリスク・ポジションから大幅に乖離している場合には、期中平均残高の開示も要する。）及びエクスポージャーの主な種類別の内訳 | 208,209 | 367,368 |
| (2) 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち、次に掲げる区分ごとの額及びそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳 | | |
| ①地域別 | 208,209 | 367,368 |
| ②業種別又は取引相手の別 | 208,209 | 367,368 |
| ③残存期間別 | 208,209 | 367,368 |
| (3) 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳 | | |
| ①地域別 | 208,209 | 367,368 |
| ②業種別又は取引相手の別 | 208,209 | 367,368 |
| (4) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額（一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金については、次に掲げる区分ごとの期末残高及び期中の増減額を含む。ただし、一般貸倒引当金について次に掲げる区分ごとの算定を行っていない場合には、区分ごとの開示を要しない。） | 210 | 369 |
| ①地域別 | 210 | 369 |
| ②業種別又は取引相手の別 | 210 | 369 |
| (5) 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額 | 210 | 369 |
| (6) 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高並びに自己資本比率告示第79条の5第2項第2号、第177条の2第2項第2号及び第247条第1項（自己資本比率告示第125条、第127条及び第136条第1項において準用する場合に限る。）の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額 | 211 | 370 |
| (7) 内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、スロットティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権及びマーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポージャーについて、自己資本比率告示第153条第3項及び第5項並びに第166条第4項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高 | 211 | 370 |
| (8) 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げるエクスポージャーの区分に応じ、それぞれ次に定める事項（信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映するものとする。） | | |
| ①事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャー 債務者格付ごとのPDの推計値、LGDの推計値（先進的内部格付手法を適用する場合は、デフォルトしたエクスポージャーに係るELdefaultを含む。）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値及びオフ・バランス資産項目のEADの推計値（先進的内部格付手法を適用する場合は、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値を含む。） | 212,213 | 371 |
| ②PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー 債務者格付ごとのPDの推計値、リスク・ウェイトの加重平均値及び残高 | 213 | 371 |

| | りそな銀行 | 近畿大阪銀行 |
|--|---------|--------|
| ③居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャー 次のいずれかの事項 | | |
| (i) プール単位でのPDの推計値、LGDの推計値（デフォルトしたエクスポージャーに係るELdefaultを含む。）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値、オフ・バランス資産項目のEADの推計値、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値 | 214 | 372 |
| (ii) 適切な数のEL区分を設けた上でのプール単位でのエクスポージャーの分析 | — | — |
| (9) 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析 | 215 | 373 |
| (10) 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値との対比 | 215 | 373 |
| 15.信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項 | | |
| (1) 標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクスポージャーの額の上方向調整を行っている場合は、当該上方向調整額に相当する額を減額した額）（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーごとに開示することを要する。） | | |
| ①適格金融資産担保 | 217 | 374 |
| ②適格資産担保（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオに係るものに限る。） | 217 | 374 |
| (2) 標準的手法又は内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとに開示することを要する。） | 217 | 374 |
| 16.派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する次に掲げる事項 | | |
| (1) 与信相当額の算出に用いる方式 | 218 | 375 |
| (2) グロス再構築コストの額（零を下回らないものに限る。）の合計額 | 218 | 375 |
| (3) 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額（派生商品取引にあっては、取引の区分ごとの与信相当額を含む。） | 218 | 375 |
| (4) (2)に掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額から(3)に掲げる額を差し引いた額（カレント・エクスポージャー方式を用いる場合に限る。） | 218 | 375 |
| (5) 担保の種類別の額 | 218 | 375 |
| (6) 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額 | 218 | 375 |
| (7) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額 | 218 | 375 |
| (8) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額 | 218 | 375 |
| 17.証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項 | | |
| (1) 連結グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項 | | |
| ①原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、連結グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。） | 221,223 | 377 |
| ②原資産を構成するエクスポージャーのうち、三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、連結グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。） | 221,223 | 377 |

| | りそな銀行 | 近畿大阪銀行 |
|--|---------|---------|
| ③証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳 | 221,223 | 377 |
| ④当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略（当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。） | 221,223 | 377 |
| ⑤証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳 | 221,223 | 377 |
| ⑥保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。） | 220,222 | 377 |
| ⑦保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。） | 220,222 | 377 |
| ⑧証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳 | 220,222 | 377 |
| ⑨自己資本比率告示第247条第1項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳 | 220,222 | 377 |
| ⑩早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に掲げる事項（主な原資産の種類別の内訳を含む。） | | |
| （i）早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額 | 221,223 | 377 |
| （ii）連結グループがオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額 | 221,223 | 377 |
| （iii）連結グループが投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額 | 221,223 | 377 |
| ⑪保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳 | 220,222 | 377 |
| ⑫自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額 | 220,222 | 377 |
| （2）連結グループが投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項 | | |
| ①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。） | 224 | 377,378 |
| ②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。） | 224 | 377,378 |
| ③自己資本比率告示第247条第1項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳 | 224 | 377,378 |
| ④保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳 | 224 | 378 |
| ⑤自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額 | 224 | 377,378 |
| （3）連結グループがオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項 | 221,224 | 377 |
| （4）連結グループが投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項 | 224 | 378 |
| 18.マーケット・リスクに関する事項（内部モデル方式を使用する場合に限る。） | — | — |
| 19.銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項 | | |
| （1）連結貸借対照表計上額及び時価並びに次に掲げる事項に係る連結貸借対照表計上額 | 225 | 379 |
| ①上場株式等エクスポージャー | 225 | 379 |
| ②上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー | 225 | 379 |
| （2）出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額 | 225 | 379 |
| （3）連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額 | 225 | 379 |
| （4）連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額 | 225 | 379 |
| （5）自己資本比率告示附則第13条が適用される株式等エクスポージャーの額及び株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額 | 225 | 379 |
| 20.信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額 | 225 | 379 |

| | りそな銀行 | 近畿大阪銀行 |
|--|-------|--------|
| 21.銀行勘定における金利リスクに関して連結グループが内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額..... | 225 | 379 |

2012年金融庁告示第21号に基づく開示事項（報酬関連）

【銀行法施行規則第19条の2第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、銀行持株会社及びその子会社等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件（2012年金融庁告示第21号）】

| 銀行法施行規則第34条の26 | りそなホールディングス |
|--|-------------|
| 1.対象役員及び対象従業員等の報酬等の決定及び報酬等の支払その他の報酬等に関する業務執行の監督を行う委員会その他の主要な機関等の名称、構成及び職務に関する事項..... | 140 |
| 2.対象役員及び対象従業員等の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項..... | 141 |
| 3.対象役員及び対象従業員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象従業員等の報酬等と業績の連動に関する事項..... | 142 |
| 4.対象役員及び対象従業員等の報酬等の種類、支払総額及び支払方法に関する事項..... | 142 |
| 5.前各号に掲げるもののほか、報酬等の体系に関し参考となるべき事項..... | 142 |

【銀行法施行規則第19条の2第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、銀行等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件（2012年金融庁告示第21号）】

| 銀行法施行規則第19条の2（単体ベース） 銀行法施行規則第19条の3（連結ベース） | りそな銀行 | 埼玉りそな銀行 | 近畿大阪銀行 |
|--|-------|---------|--------|
| 1.対象役員及び対象従業員等の報酬等の決定及び報酬等の支払その他の報酬等に関する業務執行の監督を行う委員会その他の主要な機関等の名称、構成及び職務に関する事項..... | 248 | 310 | 397 |
| 2.対象役員及び対象従業員等の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項..... | 249 | 311 | 398 |
| 3.対象役員及び対象従業員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象従業員等の報酬等と業績の連動に関する事項..... | 250 | 312 | 399 |
| 4.対象役員及び対象従業員等の報酬等の種類、支払総額及び支払方法に関する事項..... | 250 | 312 | 399 |
| 5.前各号に掲げるもののほか、報酬等の体系に関し参考となるべき事項..... | 250 | 312 | 399 |

■ 情報開示及び財務報告に関する基本方針 ■

りそなグループは、公平かつ適時・適切な情報開示及び信頼性ある財務報告の実施、並びに情報開示統制の有効性確保を目的として、情報開示及び財務報告に関する基本方針を定めています。同方針の主な内容は以下の通りです。

基本姿勢

1. 国内外のお客さま・株主・投資家等が当グループの状況を正確に認識し判断できるよう、より広く、継続して、分かり易い情報開示及び財務報告に努める。
2. 金融商品取引法及び当社の有価証券を上場している金融商品取引所の規則、並びに会社法及び銀行法その他の関係諸法令・規則等を遵守する。
3. 内容、時間、手法等の適時・適切性を確保すべく、金融商品取引所の情報システム、当グループのウェブサイト、各種印刷物など様々なツールを積極的に活用する。
4. 情報開示統制の整備・運用に努め、不断の改善を実施する。

情報開示及び財務報告のための体制と役割

取締役会は、本基本方針の制定、見直しを行うとともに、代表執行役及び執行役等が行う情報開示及び財務報告に係る内部統制の整備・運用状況を適切に監督する。

監査委員会は、執行役の職務の執行に対する監査の一貫として、独立した立場から、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視する。

代表執行役は、情報開示の適切性及び財務報告の信頼性に関する最終責任を有し、内部統制の有効性を確保すべく最適な整備・運用を行う。

以上

上記「情報開示及び財務報告に関する基本方針」は、りそなグループにおける情報開示及び財務報告に関する基本方針を対外的に表明するものであり、プライバシーを侵害する情報等、開示が不適切と判断された情報の取り扱いについてはこの指針の対象ではありません。

また、りそなグループが開示する情報の中には、将来に関する記述(将来情報)が含まれることがありますが、こうした将来情報は、次のような要因により重要な変動を受ける可能性があります。

すなわち、本邦における株価水準の変動、政府の方針、法令、実務慣行及び解釈に係る展開及び変更、新たな企業倒産の発生、日本及び海外の経済環境の変動、並びにりそなグループのコントロールの及ばない要因等が考えられます。こうした将来情報は、将来の業績その他の動向について保証するものではなく、また実際の結果に比べて違いが生じる可能性があることにご留意ください。

国内ネットワーク

| | りそな | 埼玉りそな | 近畿大阪 | 合計 | 関東圏 | 関西圏 |
|-------|-----|-------|------|-------|-----|-----|
| 有人店舗数 | 339 | 127 | 122 | 588 | 295 | 273 |
| 無人店舗数 | 519 | 307 | 29 | 855 | 528 | 306 |
| 店舗数合計 | 858 | 434 | 151 | 1,443 | 823 | 579 |

※有人店舗は、口座振替専門支店、払込専門支店、共同利用ATM管理専門支店、住宅ローン支店、証券信託業務支店、年金管理サービス支店、外国為替業務室及び同出張所、東京外国事務センター、信託サポートオフィス出張所を除き、ローンサポート支店及びローンブラザ出張所を含む

※無人店舗は、共同出張所を除く

* 関東圏：東京都・埼玉県・神奈川県・千葉県・群馬県・栃木県・茨城県

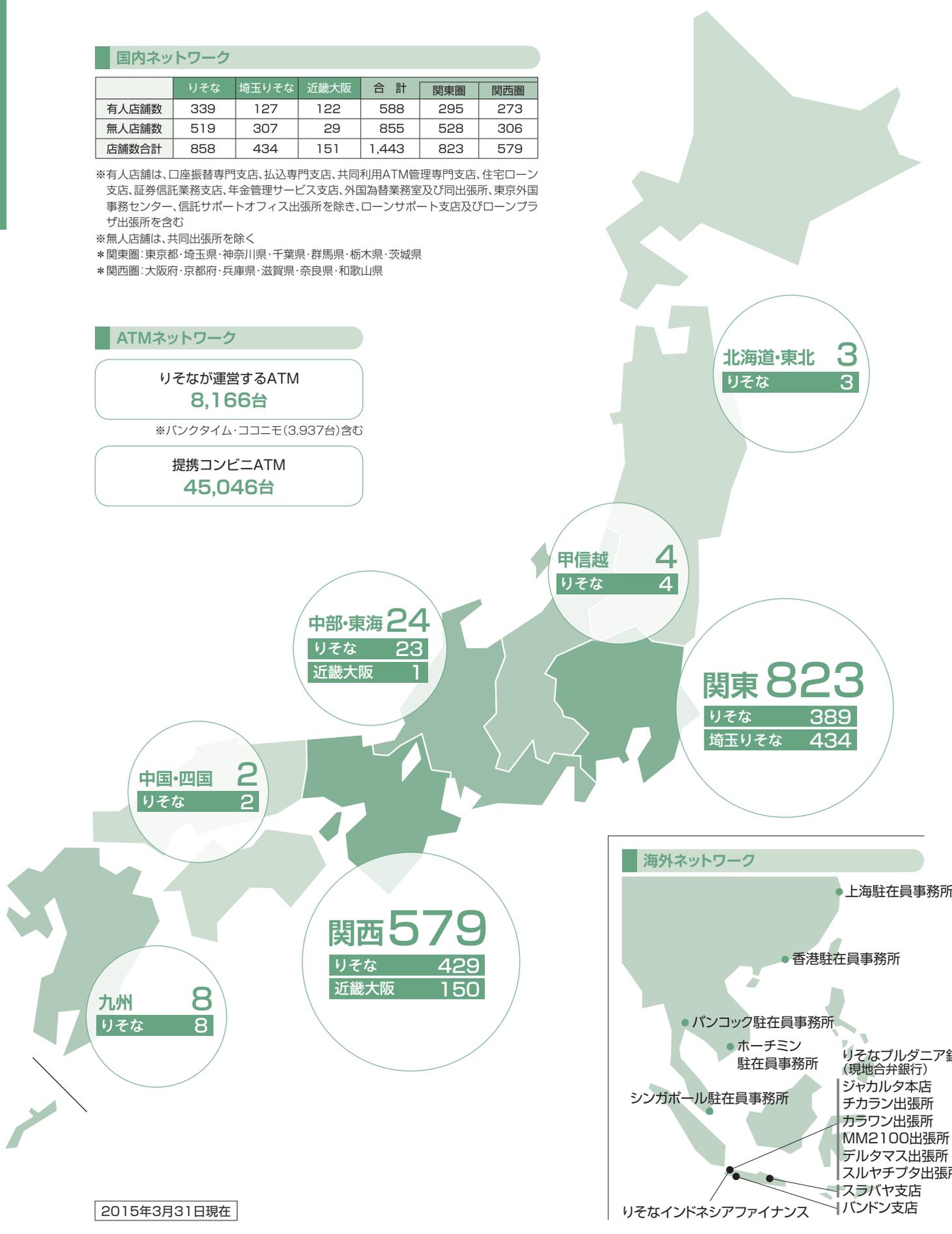
* 関西圏：大阪府・京都府・兵庫県・滋賀県・奈良県・和歌山県

ATMネットワーク

りそなが運営するATM
8,166台

※バンクタイム・ココニモ(3,937台)含む

提携コンビニATM
45,046台



海外ネットワーク



2015年3月31日現在

りそなホールディングスの概要

| | | | |
|-------|------------------|--------|---|
| 商号 | 株式会社りそなホールディングス | 従業員数 | 16,436人(連結) |
| 代表者 | 社長 東和浩 | | 643人(単体) |
| 本店所在地 | 東京都江東区木場1丁目5番65号 | 事業内容 | グループの経営戦略、 営業戦略等の策定、グループ内の経営 資源の配分及び子会社各社の経営管理等 |
| 設立 | 2001年12月 | ホームページ | http://www.resona-gr.co.jp/ |
| 資本金 | 504億円 | | |

りそな銀行の概要

| | | | |
|----------|-----------------------|--------|---|
| 商号 | 株式会社りそな銀行 | 有人店舗数 | 339店 |
| 代表者 | 社長 東和浩 | 従業員数 | 9,525人(連結) |
| 本店所在地 | 大阪市中央区備後町2丁目2番1号 | | 9,265人(単体) |
| 設立 | 1918年5月 | 預金残高 | 21兆8,749億円 |
| 資本金 | 2,799億円 | 貸出金残高 | 18兆3,762億円(銀行勘定) |
| 株主(持株比率) | 株式会社りそなホールディングス(100%) | ホームページ | http://www.resona-gr.co.jp/resonabank/ |

埼玉りそな銀行の概要

| | | | |
|----------|-----------------------|--------|---|
| 商号 | 株式会社埼玉りそな銀行 | 有人店舗数 | 127店(うち埼玉県内126店) |
| 代表者 | 社長 池田一義 | 従業員数 | 3,161人 |
| 本店所在地 | 埼玉県さいたま市浦和区常盤7丁目4番1号 | 預金残高 | 11兆6,019億円 |
| 設立 | 2002年8月 | 貸出金残高 | 6兆8,685億円 |
| 資本金 | 700億円 | ホームページ | http://www.resona-gr.co.jp/saitamaresona/ |
| 株主(持株比率) | 株式会社りそなホールディングス(100%) | | |

近畿大阪銀行の概要

| | | | |
|----------|-----------------------|--------|---|
| 商号 | 株式会社近畿大阪銀行 | 有人店舗数 | 122店 |
| 代表者 | 社長 中前公志 | 従業員数 | 2,142人(連結) |
| 本店所在地 | 大阪市中央区城見1丁目4番27号 | | 2,115人(単体) |
| 設立 | 1950年11月 | 預金残高 | 3兆2,576億円 |
| 資本金 | 389億円 | 貸出金残高 | 2兆4,741億円 |
| 株主(持株比率) | 株式会社りそなホールディングス(100%) | ホームページ | http://www.kinkiosakabank.co.jp/ |

格付情報

| | Moody's | | S&P | | R&I | | JCR |
|-------------|---------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | 長期 | 短期 | 長期 | 短期 | 長期 | 短期 | 長期 |
| りそなホールディングス | — | — | — | — | A | — | — |
| りそな銀行 | A2 | P-1 | A | A-1 | A+ | a-1 | A+ |
| 埼玉りそな銀行 | A2 | P-1 | — | — | A+ | a-1 | A+ |
| 近畿大阪銀行 | A2 | P-1 | — | — | — | — | — |